

# 高根沢町地域防災計画（案）

令和 8 年 月

高根沢町防災会議

# 目 次

## 第1部 総則

第1章 計画の目的及び性格等	総則	2
第1節 計画の目的		2
第2節 計画の性格等		2
第3節 本町計画の見直しの理念		2
第2章 防災関係機関等の役割分担		4
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		4
第2節 町民及び事業所の基本的責務		9
第3章 高根沢町の概況		10
第4章 高根沢町の災害特性		11

## 第2部 震災対策編

地震被害想定	震災	2
第1章 震災予防		8
第1節 防災意識の高揚		8
第2節 地域防災の充実・ボランティアとの連携強化		18
第3節 防災訓練の実施		24
第4節 避難行動要支援者対策		26
第5節 物資、資材等の備蓄、調達体制の整備		31
第6節 災害に強いまちづくり		35
第7節 地盤災害予防対策		38
第8節 治水・山地災害対策		41
第9節 農業関係災害予防対策		43
第10節 地震情報観測・収集・伝達体制の整備		45
第11節 情報収集・通信体制の整備		49
第12節 避難体制の整備		52
第13節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備		59
第14節 医療救護体制の整備		62
第15節 緊急輸送体制の整備		64
第16節 防災拠点等の整備		66
第17節 建築物等災害予防対策		67
第18節 公共施設等災害予防対策		70
第19節 危険物施設等災害予防対策		73
第20節 文教施設等災害予防対策		76
第21節 防災関係機関相互応援体制の整備		81
第2章 震災応急対策		84
第1節 活動体制の確立		84

第 2 節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	93
第 3 節	広報広聴活動	99
第 4 節	相互応援協力・派遣要請	103
第 5 節	災害救助法の適用	108
第 6 節	避難対策	112
第 6 節の 2	広域一時滞在対策	128
第 7 節	災害警備活動	132
第 8 節	救急・救助活動・消火活動	135
第 9 節	医療救護活動	142
第 10 節	二次災害防止活動	145
第 11 節	緊急輸送活動	148
第 12 節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	151
第 13 節	農地・農業用施設等応急対策	158
第 14 節	保健衛生活動	161
第 15 節	障害物除去活動	170
第 16 節	廃棄物等処理活動	173
第 17 節	文教施設等応急対策	176
第 18 節	住宅応急対策	181
第 19 節	労務供給対策	184
第 20 節	公共施設等応急対策	186
第 21 節	危険物施設等災害応急対策	192
第 22 節	自発的支援の受入	193
<b>第 3 章</b>	<b>震災復旧・復興</b>	<b>197</b>
第 1 節	復旧・復興の基本方向の決定	197
第 2 節	民生の安定化対策	200
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	205

### **第 3 部 風水害等対策編**

<b>第 1 章</b>	<b>風水害等災害予防</b>	<b>風水害- 2</b>
第 1 節	防災意識の高揚	2
第 2 節	地域防災の充実・ボランティアとの連携強化	2
第 3 節	防災訓練の実施	2
第 4 節	避難行動要支援者対策	2
第 5 節	物資、資材等の備蓄、調達体制の整備	2
第 6 節	災害に強いまちづくり	3
第 7 節	土砂災害・山地災害対策	3
第 8 節	農業関係災害予防対策	4
第 9 節	水防体制の整備	7
第 10 節	積雪害予防対策	19

第 11 節	情報収集・通信体制の整備	20
第 12 節	救急・救助体制の整備	20
第 13 節	医療救護体制の整備	20
第 14 節	緊急輸送体制の整備	20
第 15 節	防災拠点等の整備	20
第 16 節	建築物等災害予防対策	21
第 17 節	公共施設等災害予防対策	23
第 18 節	危険物施設等災害予防対策	23
第 19 節	文教施設等災害予防対策	23
第 20 節	防災関係機関相互応援体制の整備	23
第 21 節	竜巻災害対策	24
<b>第 2 章</b>	<b>風水害等応急対策</b>	<b>27</b>
第 1 節	活動体制の確立	27
第 2 節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	36
第 3 節	災害拡大防止活動	46
第 4 節	広報広聴活動	50
第 5 節	相互応援協力・派遣要請	53
第 6 節	災害救助法の適用	53
第 7 節	避難対策	53
第 7 節の 2	広域一時滞在対策	53
第 8 節	災害警護活動	53
第 9 節	救急・救助活動	54
第 10 節	医療救護活動	54
第 11 節	緊急輸送活動	54
第 12 節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	54
第 13 節	農地・農業用施設等応急対策	55
第 14 節	保健衛生活動	58
第 15 節	障害物除去活動	58
第 16 節	廃棄物等処理活動	59
第 17 節	文教施設等応急対策	63
第 18 節	住宅応急対策	63
第 19 節	労務供給対策	63
第 20 節	公共施設等応急対策	63
第 21 節	危険物施設等災害応急対策	63
第 22 節	自発的支援の受入	64
<b>第 3 章</b>	<b>風水害等復旧・復興</b>	<b>65</b>
第 1 節	復旧・復興の基本的方向決定	65
第 2 節	民生の安定化対策	65
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	65

## 第4部 火災対策編

第1章 火災予防	2
第1節 予防対策	2
第2節 火災に強い地域づくり	6
第2章 火災応急対策	9
第1節 応急対策	9
第2節 災害救助法の適用	15
第3節 施設、設備の応急対策	15
第4節 広報対策	16
第3章 復旧	17
第1節 復旧	17

## 第5部 放射性物質・危険物等事故対策編

第1章 予防	2
第1節 事業所等に対する防災体制の強化	2
第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策	6
第3節 放射性物質運搬事故予防対策	7
第4節 石油類等危険物事故予防対策	8
第5節 ガス事故予防対策	9
第6節 火薬類事故予防対策	11
第7節 毒物・劇物事故予防対策	12
第2章 応急対策	13
第1節 活動体制の確立	13
第2節 災害救助法の適用	15
第3節 災害拡大防止対策	16
第4節 救助・救急、医療及び消火活動	17
第5節 広報対策	18
第6節 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策	19
第7節 放射性物質運搬事故応急対策	21
第8節 石油類等危険物事故応急対策	23
第9節 ガス事故応急対策	26
第10節 火薬類事故応急対策	28
第11節 毒物・劇物事故応急対策	30
第3章 復旧	32
第1節 復旧	32

## 第6部 原子力災害対策編

第1章 総則	2
第1節 計画策定の趣旨	2

第 2 節	防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等	3
第 3 節	緊急事態区分及び緊急時活動レベル	5
第 4 節	運用上の介入レベル	7
第 5 節	計画の基礎とするべき原子力災害の想定	9
<b>第 2 章</b>	<b>予防</b>	<b>12</b>
第 1 節	初動体制の整備	12
第 2 節	住民等への情報伝達体制の整備	14
第 3 節	避難活動体制等の整備	15
第 4 節	モニタリング体制の整備	18
第 5 節	住民等の健康対策	19
第 6 節	農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備	21
第 7 節	児童生徒等の安全対策	22
第 8 節	緊急輸送体制の整備	23
第 9 節	住民等に対する普及・啓発活動	24
第 10 節	防災訓練の実施	25
<b>第 3 章</b>	<b>応急対策</b>	<b>26</b>
第 1 節	災害対策本部等の設置	26
第 2 節	情報の収集・連絡活動	32
第 3 節	住民等への情報伝達	34
第 4 節	屋内退避・避難誘導等	36
第 5 節	モニタリング活動	40
第 6 節	医療活動等	41
第 7 節	農林水産物・加工食品等の安全性の確保	42
第 8 節	児童生徒等の安全対策	44
第 9 節	緊急輸送活動	45
<b>第 4 章</b>	<b>復旧・復興</b>	<b>47</b>
第 1 節	住民等の健康対策	47
第 2 節	風評被害対策	49
第 3 節	除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理	51
第 4 節	損害賠償	54
第 5 節	各種制限の解除	55

## 資料編

1	高根沢町防災会議条例	2
2	高根沢町災害対策本部条例	4
3	高根沢町防災会議の権限に属する事項のうち、会長が処理できる事項	5
4	高根沢町防災会議委員名簿	7
5	関係機関の連絡先	8
6	宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準	11

7	気象庁震度階級関連解説表（平成 21 年 3 月）	14
8	気象等観測所施設（町内分）	17
9	災害通信及び伝達系統図	18
10	既往の災害記録	19
11	ボランティア団体等、各種民間の協力団体	23
12	社会福祉施設一覧	23
13	教育施設一覧	26
14	要配慮者利用施設一覧	27
15	食料、生活必需品等の備蓄及び調達先	28
16	町内の医療機関	32
17	災害危険箇所	32
18	河川水位観測所（本町関係）	34
19	高根沢町消防団組織図	35
20	消防施設の状況	35
21	防災無線局等一覧	36
22	緊急輸送道路指定路線（県指定）	38
23	上下水道施設	38
24	変電設備（東京電力：本町関係）	38
25	避難場所	39
26	飛行場外・緊急離着陸場	43
27	応援協定書	44
28	高根沢町災害対策本部運営要領	116
29	消防団員の災害情報調査協力員	129
30	震災対策初動マニュアル（職員用）	130
31	風水害対処初動マニュアル（職員用）	131
32	地震発生時の消防団の出動マニュアル	132
33	高根沢町被災宅地危険度判定実施要綱	133
34	高根沢町震災建築物応急危険度判定要綱	136
35	災害救助法施行細則	139
36	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準	141
37	自衛隊災害派遣要請マニュアル	148
38	栃木県火災災害等速報要領	150
38	文書様式	167
39	高根沢町避難行動要支援者対応マニュアル	177
40	高根沢町新型インフルエンザ等対策行動計画	

## 用語解説

### 「要配慮者」とは・・・

災害対策基本法（平成 25 年 6 月一部改正）では、要配慮者とは、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されています。（第 8 条 2 項 15 号）

具体的な対象者は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の災害時において特に配慮を要する人

### 「避難行動要支援者」とは・・・

要配慮者のうち、災害等が発生、発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難であるため、円滑かつ迅速な避難の確保などの支援を要する人

具体的な対象者は、

- ①介護保険要介護認定者のうち支援が必要な方
- ②ひとり暮らし・高齢世帯のうち支援が必要な方
- ③身体障害者（1・2級）のうち支援が必要な方
- ④知的障害者（A）のうち支援が必要な方
- ⑤精神障害者（1級）のうち支援が必要な方
- ⑥その他災害時の支援が必要と認められる方

### 「高齢者等避難」における「高齢者等」とは・・・

避難に時間を要する又は独力で避難できない在宅又は施設を利用している高齢者や障害のある人、妊産婦乳幼児連れの人等、及び避難を支援する者

# 第 1 部 総 則

## 第1章 計画の目的及び性格等

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成するものであり、高根沢町における災害予防、応急及び復旧に関し、本町、栃木県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（以後「防災関係機関」という。）並びに住民等が、処理すべき事務等を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の性格等

#### 第1 計画の性格

この計画は、町域の防災対策に関して防災関係機関及び住民等の役割を明確に示して、総合的かつ基本的な事項をまとめたものである。

#### 第2 計画の構成

この計画は、「総則」、「震災対策編」、「風水害等対策編」、「火災対策編」、「放射性物質・危険物等事故対策編」、「原子力災害対策編」、「感染症等対策編」及び「資料編」から構成する。

#### 第3 計画の修正

この計画は、今後毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正するものとし、関係各課等はこの計画を修正する必要がある事項について、町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

## 第3節 本町計画の見直しの理念

#### 第1 計画修正の理念

平成23（2011）年3月11日14時46分に三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大規模の地震であり、これに伴う津波や東京電力福島第一原子力発電所事故によって、栃木県を含む東日本全域にわたる未曾有の大災害が引き起こされた。

また平成27（2015）年9月関東・東北豪雨においては全県に特別警報（大雨）、平成30（2018）年8月10日には、本町において土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報（約120ミリ）の発表、令和元年以降も、東日本台風による特別警報（大雨）など多くの風水害が発生した。

高根沢町では、これらの災害への対応やこのとき得られた教訓等を踏まえて各防災対策の見直しを行い、もって高根沢町地域防災計画の修正を行った。

## 1 町民の生命を守る

東日本大震災は、死者、行方不明者を合わせて約1万9千人の人的被害をもたらした戦後最大の災害であり、栃木県においても4名の尊い生命が失われるとともに、多数の負傷者が発生するなど、甚大な被害をもたらした。

今後は、地震に限らず様々な災害における様々な場面を想定し、町民の命を守ることを最優先として、実現可能なあらゆる応急対策をとっていく必要がある。

## 2 自助、互助・共助と公助による連携

災害時には、県・市町や消防・警察等がさまざまな災害応急対策活動を実施するとともに、自主防災組織やボランティア、NPO、社会福祉協議会、福祉団体関係者、企業等がそれぞれの特性を活かし、互いに連携しながら、被災者・避難者の支援や被災地の復旧・復興に向けた取組を行っていく必要がある。

今後災害に迅速かつ的確に対応していくためには、行政による「公助」はもちろんのこと、町民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」と、地域の住民がお互いに助け合う「互助」、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、福祉団体関係者、企業等が支援する「共助」が、相揃って協力していくことが重要である。

## 3 災害に強いまちづくり

東日本大震災では、宮城県北部で最大震度7が観測され、震源の三陸沖から遠く離れた本町においても震度6強が観測され、住家被害が3,000棟を超えるなどさまざまな被害が発生した。

今後においても自然災害の更なる激甚化・頻発化が予想されている。そのような災害に備え、建物の耐震化や、道路・河川・橋りょう等の社会基盤の整備をするとともに、消防団や自主防災組織の活性化、食料や物資等の備蓄、正しい防災知識の普及や防災教育の充実、地域の危険情報の周知徹底など、町が一体となった防災対策により災害に強いまちづくりを目指していく必要がある。

## 第2章 防災関係機関等の役割分担

### 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町は、県及び他市町村及び防災関係機関等の協力を得て災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策にあたるため、処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1. 高根沢町	(1) 災害予防対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災に関する組織の整備・改善</li> <li>② 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施</li> <li>③ 都市整備、治水等災害に強いまちづくり</li> <li>④ 災害危険箇所の災害防止対策</li> <li>⑤ 防災に関する施設・設備の整備、点検</li> <li>⑥ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検</li> <li>⑦ 国、県、他市町、防災関係機関との相互連携体制の整備</li> <li>⑧ 自主防災組織等の育成</li> <li>⑨ ボランティア活動の環境整備</li> <li>⑩ 環境モニタリングの実施及び結果の公表</li> <li>⑪ 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善</li> <li>⑫ その他法令及び高根沢町地域防災計画に基づく災害予防の実施</li> </ul> (2) 災害応急対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保</li> <li>② 活動体制の確立、他機関との連携による応援体制の確立</li> <li>③ 専門家等の派遣要請</li> <li>④ 消火、水防、その他の応急措置活動</li> <li>⑤ 被災者の救助、救護及び保護</li> <li>⑥ 要配慮者の安否確認と救援活動</li> <li>⑦ 避難の指示、勧告及び避難所の開設</li> <li>⑧ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置</li> <li>⑨ 緊急輸送体制の確保</li> <li>⑩ 緊急物資の調達・供給</li> <li>⑪ 災害を受けた児童、生徒の応急教育</li> <li>⑫ 被災施設、設備の応急復旧</li> <li>⑬ 被災地の防犯等社会秩序の維持指導</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑭ 町民への広報活動</li> <li>⑮ 災害時におけるボランティア活動の環境整備</li> <li>⑯ 義援物資及び義援金の適切な受入及び配分</li> <li>⑰ 住民の避難・屋内避難、立入り制限</li> <li>⑱ 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する関係機関等への指示</li> <li>⑲ その他法令及び高根沢町地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</li> </ul> <p>(3) 災害復旧・復興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</li> <li>② 民生の安定化策の実施</li> <li>③ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</li> <li>④ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理</li> <li>⑤ 損害賠償の請求等に係る支援</li> <li>⑥ 風評被害による影響等の軽減</li> <li>⑦ 各種制限の解除</li> <li>⑧ その他法令及び高根沢町地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施</li> </ul>
2. 県の組織	
栃木県庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における応急対策の実施に必要な総合調整</li> <li>② 災害情報の収集及び提供</li> <li>③ 災害復旧に関する指導助言</li> <li>④ 医療施設の確保</li> <li>⑤ 防疫及び保健衛生業務</li> <li>⑥ 県管理施設の被害調査、応急対策及び復旧並びに、農作物及び農業施設の被害調査及び技術指導</li> <li>⑦ 原子力災害対策に関すること</li> </ul>
栃木県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害情報の収集及び、提供</li> <li>② 被災者の避難誘導</li> <li>③ 被災者の救出・救護</li> <li>④ 行方不明者の調査</li> <li>⑤ 遺体の検視</li> <li>⑥ 交通規制及び交通信号等の保全</li> <li>⑦ 犯罪の予防その他社会秩序の維持</li> <li>⑧ 危険物の取締り</li> </ul>
3. 広域行政の組織	
塩谷広域行政組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時におけるごみ及びし尿の処理</li> <li>② 被災死者の火葬</li> </ul>

4. 消防機関	
塩谷広域行政組合 消 防 本 部 高 根 沢 消 防 署	① 119番通報の受信及び災害情報の収集 ② 災害時の消防、水防活動 ③ 被災者の救出、救護 ④ 予防査察、火災原因調査
高根沢町消防団	① 消防自動車及び資機材の整備点検 ② 被害情報の収集、提供 ③ 災害時の消防活動、水防活動 ④ 被災者の救出、救護 ⑤ 被災者の避難誘導 ⑥ 応急復旧作業
5. 指定地方行政機関	
関 東 農 政 局	① 主要食料の需給調整に関すること ② 生鮮食料品等の供給に関すること
関東地方整備局	直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関すること ① 災害予防 ② 災害応急対策 ③ 災害復旧等
関 東 運 輸 局 (栃木運輸支局)	① 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急輸送等に関する指導・調整に関すること
栃 木 労 働 局	① 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること
東京管区气象台 宇都宮地方气象台	① 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること ② 気象、洪水についての予報、警報を行い、関係機関に通報するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知するように努めること
6. 自衛隊	
陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊	① 天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること
7. 指定公共機関	
日本郵便(株)	① 災害特別事務取扱いに関すること
日本赤十字社 栃 木 県 支 部	① 災害時における救護班の編成、医療、助産救護の実施に関すること ② 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること ③ 義援金品の募集及び配分に関すること

日本放送協会 宇都宮放送局	① 情報の収集 災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 ② 報道 災害、気象の予報、警報、被害状況、官公署通報事項の周知
東日本旅客鉄道(株)	① 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと
N T T 東 日 本 (株) (株) N T T ド コ モ K D D I (株)	① 通信施設の運用と保全に関すること ② 災害時における通信のそ通の確保に関すること
東京電力パワーグリッド(株) 栃木総支社	① 電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること
8. 指定地方公共機関	
(株) 栃 木 放 送 (株) エ フ エ ム 栃 木 (株) と ち ぎ テ レ ビ	① 情報の収集に関すること 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 ② 報道に関すること 災害及び気象予報、警報、被害状況、官公署通報事項の周知 ③ 受信対策に関すること 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 ④ 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
(社) 栃木県医師会 (社) 塩谷郡市医師会	① 災害時における救急医療活動に関すること
9. 公共的団体等	
塩 野 谷 農 業 協 同 組 合	① 災害対策用資材及び救助用物資調達の協力に関すること ② 農作物の災害応急対策についての指導に関すること ③ 被災農家に対する融資又はあっせんに関すること ④ 協同利用施設の災害応急対策・復旧に関すること
高根沢町商工会	① 被災融資希望者のとりまとめ・あっせん等の協力に関すること ② 物資流通及び物価安定への協力に関すること ③ 救助用物資、復旧資材の確保への協力・あっせんに関すること
土 地 改 良 区	① 水門、水路の操作及び保全に関すること ② 農地、農業用施設の被害調査と復旧に関すること
青少年団体、女性団体等文化団体	① 町が実施する応急対策等についての協力に関すること
ごみ・し尿収集業者	① ごみの収集運搬に関すること ② し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関すること

保育園・小学校・中学校・高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 乳幼児児童生徒等の避難保護及び被災状況調査報告に関すること</li> <li>② 応急教育対策及び被災施設の災害復旧に関すること</li> <li>③ 被災者の一時収容措置についての協力に関すること</li> </ul>
高根沢町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資あっせんに関すること</li> <li>② ボランティアの受入及び活動支援に関すること</li> <li>③ 避難行動要支援者名簿の整備に関すること</li> </ul>
福祉団体ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 要配慮者支援に関すること</li> <li>② 拠点福祉避難所の運営に関すること</li> </ul>
社会福祉施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の整備と避難訓練の実施に関すること</li> <li>② 災害時における入所者の安全確保に関すること</li> </ul>
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災事業者等に対する資金の融資に関すること</li> </ul>
危険物等施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 危険物等施設の安全確保に関すること</li> </ul>
プロパンガスの取扱い機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ガス施設の安全確保に関すること</li> <li>② 災害時におけるガスの供給に関すること</li> </ul>

## 第2節 町民及び事業所の基本的責務

広域的災害や大規模災害が発生した場合、町民や事業所は、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

### 第1 町民の果たす役割

町民は、「自らの生命は自ら守る」という防災活動の原点にたつて、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、平常時及び災害発生時に次のことを実践する。

平常時から実践する事項	災害発生時に実践が必要となる事項
1. 防災に関する知識の習得 2. 地域固有の災害特性の理解・認識 3. 家屋等の耐震化の促進、家具の転倒防止対策 4. 火気使用器具等の安全点検、火災予防措置 5. 避難場所並びに避難路の確認 6. 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 7. 各種防災訓練への参加	1. 正確な情報の把握及び伝達 2. 出火防止及び、初期消火の実施 3. 適切な避難の実施 4. 要配慮者（高齢者、身体障害者、外国人等）に対する支援 5. 組織的な応急復旧活動への参加・協力

### 第2 事業所の果たす役割

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄など災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動への積極的な支援・協力を努める。

そのために事業所は、平常時及び災害発生時に次のことを実践する。

平常時から実践する事項	災害発生時に実践が必要となる事項
1. 防災責任者の育成 2. 建築物の耐震化の促進 3. 防災訓練の実施 4. 従業員に対する防火知識の普及 5. 自衛消防隊の結成と防災計画の作成 6. 地域防災活動への参加・協力・支援 7. 防災用資機材の備蓄、維持管理 8. 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 9. 広告、外装材等の落下防止	1. 正確な情報の把握及び伝達 2. 出火防止措置、初期消火の実施 3. 従業員、利用者等の避難誘導 4. 応急救助・救護の実施 5. ボランティア活動の支援

### 第3章 高根沢町の概況

#### 1 位置

本町は、栃木県の東北東部で塩谷郡の南端に位置し、北はさくら市、東は那須烏山市と芳賀郡市貝町、南は芳賀郡芳賀町と宇都宮市、西は鬼怒川を隔てて宇都宮市と接している。首都東京からは約 100 km、県都宇都宮から 12 km に位置し、昭和 40 年代から宅地開発が行われ流入人口が増加してきている。

役場所在地	○東経：139 度 59 分 12 秒      ○北緯：36 度 37 分 52 秒 ○標高（海拔）最高：195.7m / 最低：109.0m
-------	---

#### 2 地勢及び気候

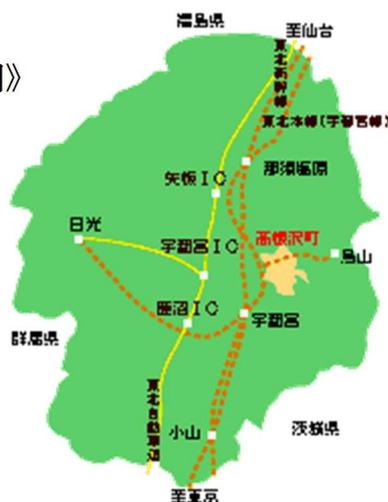
本町は、東西 10.7 km、南北 11.5 km で総面積 70.87 k m<sup>2</sup> を有し、県土の約 1.1% (90 分の 1) を占めている。

東部は八溝山系の丘陵が南北に連なり、常緑の山林の比率が高い。中央部は豊富な灌漑用水に恵まれた広大な水田地帯が広がり町の文化、スポーツの総合施設や工業団地等が点在している。西部は南北に走る丘陵が大部分を占め JR 宝積寺駅を中心に住宅地や隣接する芳賀町にかかる宮内庁御料牧場や自動車関連の会社があり、西端には国道 4 号が縦走し、鬼怒川を挟んで宇都宮市と接している。

地質は、新第三紀中新世の宇都宮層群（火山活動の噴出物や海底で堆積した地層）を基盤とし、その侵食部に段丘レキ層が堆積、さらに上位にローム層が乗り丘陵が形成されている。

気候は、夏冬の寒暖差と日中の気温差が比較的大きく、内陸性の気候にある。また、降水量は梅雨期や 9 月に多いが、夏季の雷雨が特徴的で、局地的なひょう害や落雷、冠水等が起こりやすい。

《高根沢町位置図》



#### 3 人口及び世帯

本町の人口は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在で 28,711 人、世帯数は 13,098 世帯、人口密度は 405.1 人/k m<sup>2</sup> となっており、出生率の低下や高齢化により減少傾向にある。

## 第4章 高根沢町の災害特性

本町の東部、西部の丘陵台地、隣接低地では、集中豪雨や台風などの際に、急傾斜地の崩落や地滑り、土石流等の土砂災害が想定される。

また、中央部の田園地帯では複数の灌漑用水や排水の本支線が在る事から浸水被害などの影響を受けやすい。

地震については、強振動による建物等の倒壊や、地下埋設のガス、上下水道管等の切断及び、液状化による被害が予想される。

### 1 既往災害

#### (1) 災害気象

本町に災害をもたらす気象の代表的なものに、梅雨期の豪雨、夏から秋にかけての台風等があげられる。台風の進路によっては本町も大きな影響を受け、過去にキティ台風、伊勢湾台風、昭和61(1986)年台風10号で浸水の被害等があった。近年では、平成18(2006)年7月3日の風害(ダウンバースト)により一部の区域で家屋等に被害が発生した。平成30(2018)年8月10日には、本町において土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報(約120ミリ)が発表された。

また、梅雨期には、豪雨による冠水被害、このほかにひょう害や晩霜を起因とする農作物被害があげられる。

#### (2) 地震

本町周辺で被害を受けた明治以降の地震としては、大正12年の関東大震災、昭和24(1949)年の今市地震、そして平成23(2011)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震があげられる。なお、海洋型地震(プレート境界地震等)は、相模湾、千葉沖、福島県沖～茨城県沖の地震発生が考えられるが、内陸部にある本町は震央から遠く、過去に大きな被害は発生していなかった。

##### ① 関東大震災(大正12(1923)年9月1日)

マグニチュード7.9。相模湾、神奈川県全域、房総半島の南部を含む相模トラフ沿いの広い範囲を震源域として発生したプレート型地震。全国での最大震度6(当時は6までしかなかったが、一部地域では現在の7相当と推定)被害は、東京・神奈川を中心として、千葉・静岡・埼玉・山梨・茨城・群馬・栃木・長野にまで及び、死者99,331名、行方不明者43,476名、負傷者103,733名の人的被害が発生した。

家屋被害では、東京市内では隅田川以東・神保町～東京駅・根津・神田川沿いの谷・溜池付近・芝網代町など、その他小田原・鎌倉・茅ヶ崎・横須賀・館山などで全半壊が多く、全体で全壊128,266棟、半壊126,233棟を数えた。また、東京で皇居から東、隅田川を越えて現江東区に及び、北は千住に達する区域の外、横浜・横須賀・鎌倉・厚木・秦野・浦賀・小田原・真鶴・船形等で

大きな火災が発生するなど 447,128 棟の家屋焼失が発生した。更に、熱海や房総で 5m を超える津波が発生するなどして 868 棟の家屋流出が発生した。栃木県内での震度は最大で 5 とされており、負傷者 3 名、家屋全壊 16 棟、半壊 2 棟の被害が発生

② 今市地震（昭和 24（1949）年 12 月 26 日①8 時 17 分②8 時 24 分）

ほぼ同程度の規模（①マグニチュード 6.2②マグニチュード 6.4）の地震が約 8 分の間隔をおいて続けて発生。震央地は両方とも鶴鳴山付近。最大震度は今市付近で 6 相当。死者 10 名、負傷者 163 名の人的被害、全壊 290 棟、半壊 2,994 棟、一部損壊 1,660 棟の住家被害が発生。建物被害は比較的には木造に少なく石造及び貼石木構造の倉などに多い傾向を示し、また大小さまざまな山崩れが生じた。地震の数日あるいは数ヶ月前から地鳴りがあったといわれる。余震は多く、12 月 26 日から翌年 1 月 25 日にかけて、有感 79 回、無感 1,534 回観測

③ 東北地方太平洋沖地震（平成 23（2011）年 3 月 11 日）

マグニチュード 9.0。牡鹿半島の東南東 130 km 付近の三陸沖を震源とし、震源域が岩手県沖から茨城県沖までの長さ約 400 km、幅 200 km に及ぶ観測史上国内最大規模のプレート型地震。1900 年以降に発生した地震としては世界で 4 番目の規模の地震であった。最大震度 7（宮城県栗原市）を始めとして、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度が観測され、死者 19,729 名、行方不明者 2,559 名、負傷者 6,233 名の人的被害、全壊 121,996 戸、半壊 282,941 戸の住家被害を始めとした未曾有の被害が発生（令和 2（2020）年 3 月 1 日現在）

※県内の被災状況については、第 2 部 震災対策編 第 3 東日本大震災における被害状況のとおり

## 2 高根沢町周辺の活断層及び地震の可能性

本町周辺の活断層は、1683 年の日光地震又は 1659 年の岩代、下野地震を引き起こした可能性も報告されている「関谷断層」（確実度 I、活動度 A、長さ 40 km）等がある。しかし現在確認されていない活断層もあることから大きな地震が発生することも想定されるので、下記も含め発生時の対応について備えが必要である。

### ○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

房総半島東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝と千島海溝のプレート境界等を震源とする地震である。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に基づき、当町を含む県内 16 市町が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されている。

宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那須町、那珂川町

なお、震災対策編は、日本海溝特措法第5条第2項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として定める事項を含んでいる。

## 第2部 震災対策編

# 地震被害想定

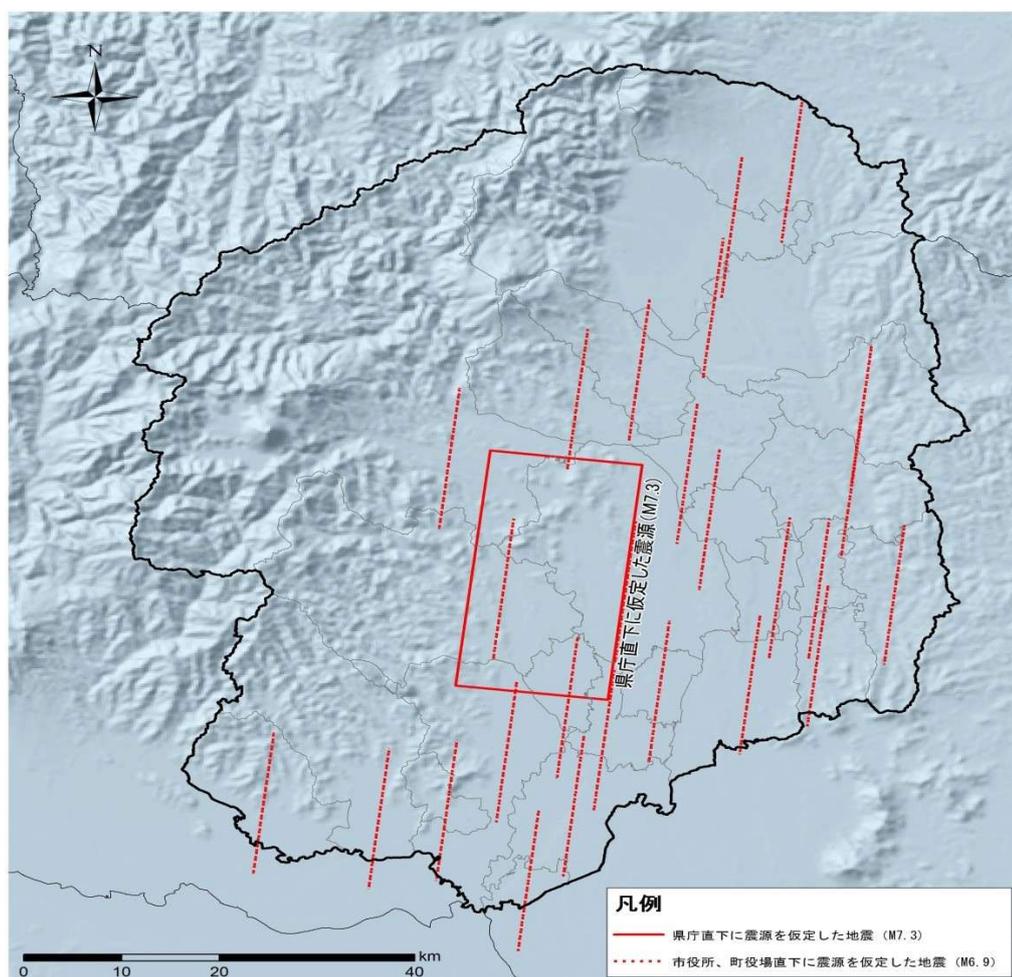
## 第1 想定地震

### 1 地震規模、震源等の設定

栃木県地域防災計画を参考に、高根沢町として甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定して、以下のとおり地震規模、震源等を設定した。

想定地震名	地震規模	断層の長さ	震源の深さ
想定県庁直下型地震	M7.3	約 30 km	約 15 km

地震規模、震源等の設定に関する基本的な考え方は、以下のとおりである。



- (1) 栃木県として、最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を設定して、本県において人口が最も集中する県都宇都宮市の県庁直下に地震が発生することを想定する。
- (2) 高根沢町周辺では、広範囲に被害を及ぼす可能性のある活断層は確認されていないものの、活断層があらかじめ確認できない場所であっても大地震が発

生する可能性は否定できないことから、宇都宮市の直下で地震が発生するものと仮定する。

- (3) 本県の防災行政の参考とする地震は、国の設定を踏まえるとともに、地表に活断層が認められていなかった地域で発生した最大級の地震である鳥取県西部地震（平成 12（2000）年M7.3）を参考に県庁直下に震源を仮定としたM7.3とした。
- (4) 起震断層の長さは、仮に約 30 kmとする。

## 2 発災ケース（季節・時刻）

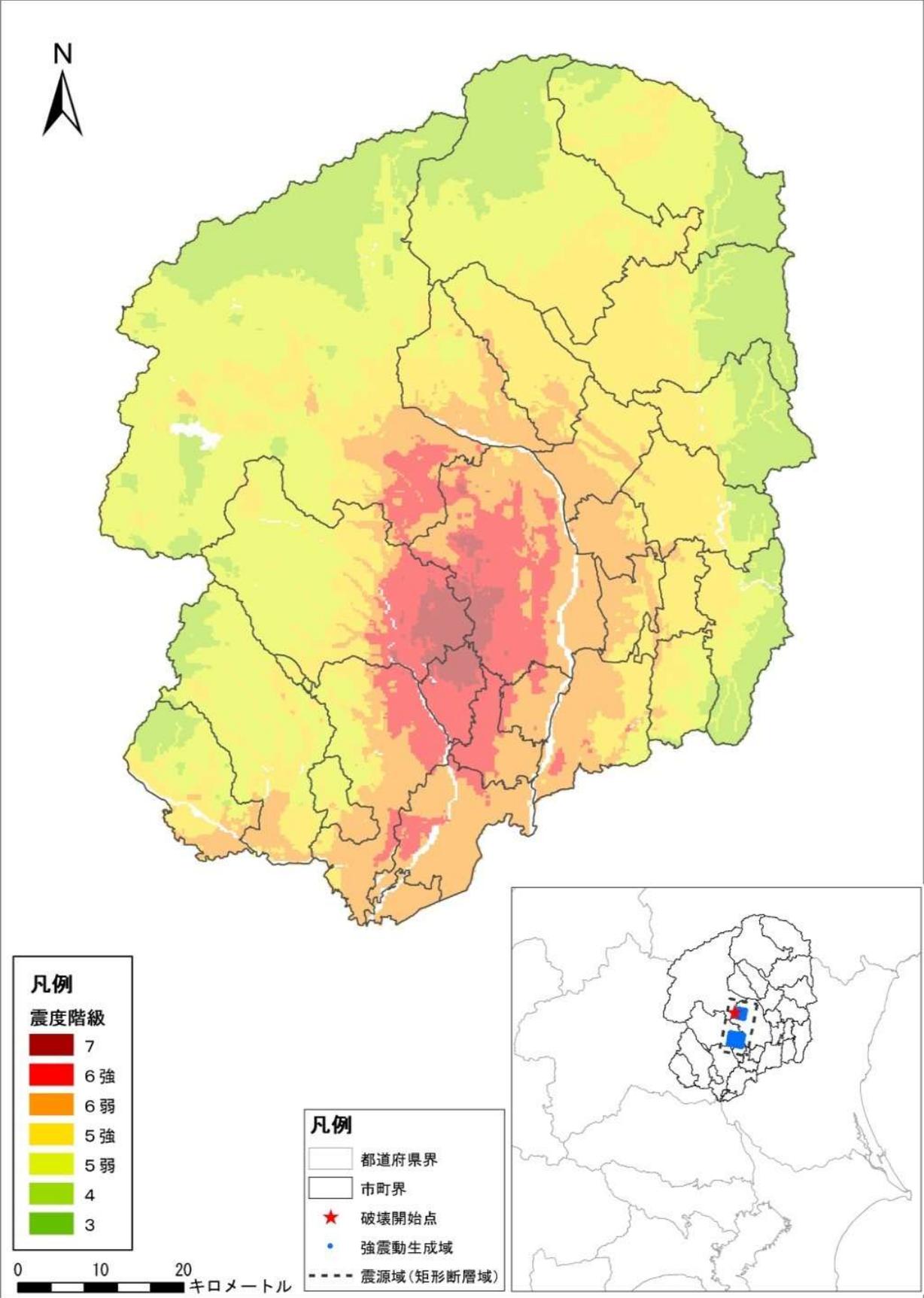
過去の地震の例等から、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくることを考えられるため、次の 3 つのケース（季節・時刻）を設定した。

- (1) 冬深夜・・・多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。一方、オフィスや繁華街の滞留者や鉄道、道路の利用者が少ない。
- (2) 夏 12 時・・・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。木造建築物内滞留人口は、1 日の中で最も少ない時間帯であり、建物倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。
- (3) 冬 18 時・・・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

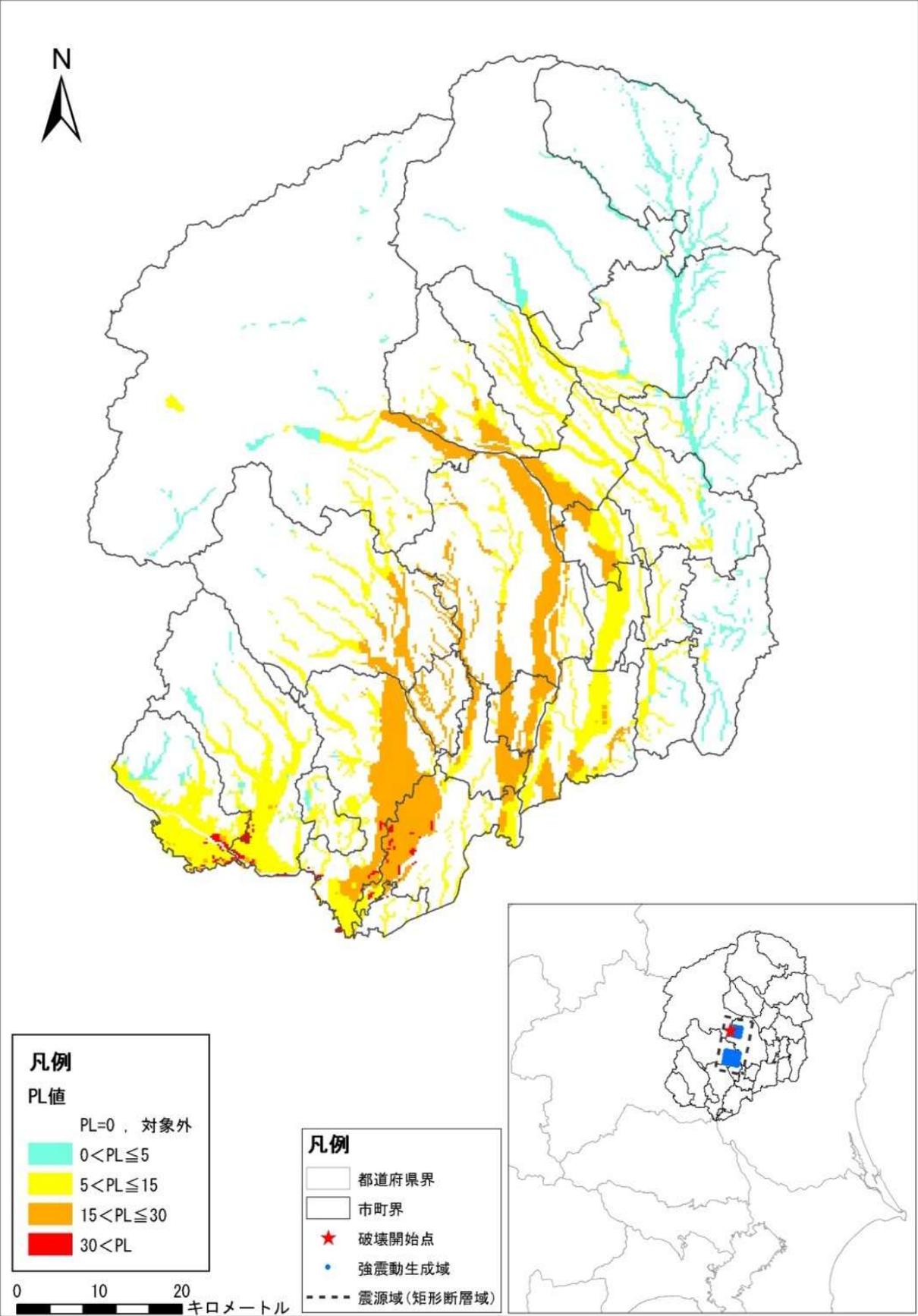
## 第 2 被害想定結果（県全体）

県が平成 25（2013）年に実施した地震被害想定データを使用して、計測震度、建物被害、ライフライン被害、人的被害、機能被害等について次のとおり予測した。

○県庁直下地震M7.3の震度分布図



○県庁直下地震M7.3の液状化危険度



○県庁直下地震M7.3の被害想定

(1) 建物被害 (単位：棟)

全壊棟数	液状化	地震動	土砂災害	火災※	合計
	798	61,921	68	8,025	70,812

※冬・夕方 18時；10m/s

注：小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある

(2) 人的被害※ (単位：人)

区分	建物倒壊等	土砂災害	火災	合計
死者数	3,829	6	92	3,926
負傷者数	31,989	7	85	32,081
（うち重傷者数）	6,719	4	24	6,746

※冬・深夜；10m/s

注：小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

(3) ライフライン被害(直後)

上水道被害 (断水人口)	924,617 人
下水道被害 (支障人口)	387,562 人
電力被害 (停電軒数)	148,362 軒
通信被害 (固定電話不通回線数)	105,365 回線

(4) 避難者数(1週間後)※ (単位：人)

避難所避難者	避難所外避難者	合計
169,917	169,917	339,833

※避難者は、1週間後が最大となる

(5) 経済被害 (単位：億円)

直接被害額	間接被害額	合計
54,803	3,520	58,324

## 本町における被害想定

想定される、本町の被害等は次のとおり。

- (1) マグニチュード ……7.3
- (2) 全半壊棟数…全壊 170 棟、半壊 1,434 棟
- (3) 死亡者数…… 10 人（深夜発災ケース）
- (4) 避難所生活者は、28,711 人（R7.4.1）の約 5.85%、1,700 人を想定した。

※栃木県が県庁直下型地震を想定したものの中で、本町における最大値の被害を算出したものです。

## 第 3 東日本大震災における被害状況

### 1 地震の概要

- ・災害年月日 平成 23（2011）年 3 月 11 日 14 時 46 分頃
- ・震央地名 三陸沖（北緯 38.1 度、東経 142.9 度、牡鹿半島の東南東 130km 付近）
- ・震源の深さ 約 24km
- ・規模 マグニチュード 9.0
- ・震度 高根沢町 震度 6 強

### 2 被害の状況

#### (1) 人的被害

- ・死者 0 名（栃木県内 4 名）
- ・行方不明者 0 名（栃木県内 0 名）
- ・負傷者 8 名（栃木県内 133 名）うち重傷 0 名（栃木県内 7 名）

#### (2) 住宅被害（平成 31（2019）年 3 月末現在）

- ・全壊 7 棟（栃木県内 261 棟）
- ・半壊 717 棟（栃木県内 2,118 棟）
- ・一部損壊 2,715 棟（栃木県内 73,940 棟）

### 3 道路状況

- ・被害箇所 62 箇所
- ・通行止め 2 箇所 被害箇所 町道 119 号線（中坂）、町道 119 号線（跨線橋）

### 4 避難勧告

#### (1) 上高根沢山の下地区

- |                  |           |                   |
|------------------|-----------|-------------------|
| 平成 23 年 3 月 16 日 | 13 時 00 分 | 13 世帯 45 名に避難勧告発令 |
| 平成 23 年 7 月 11 日 | 14 時 10 分 | 7 世帯 24 名に避難勧告解除  |
| 平成 24 年 2 月 3 日  | 13 時 30 分 | 6 世帯 21 名に避難勧告解除  |

#### (2) 上柏崎地区

- |                  |           |                   |
|------------------|-----------|-------------------|
| 平成 23 年 3 月 18 日 | 13 時 30 分 | 12 世帯 48 名に避難勧告発令 |
| 平成 24 年 3 月 19 日 | 14 時 20 分 | 9 世帯 34 名に避難勧告解除  |
| 平成 24 年 7 月 27 日 | 10 時 15 分 | 3 世帯 14 名に避難勧告解除  |

#### (3) 宝積寺中坂地区

- |                  |           |                  |
|------------------|-----------|------------------|
| 平成 23 年 3 月 25 日 | 10 時 00 分 | 5 世帯 20 名に避難勧告発令 |
| 平成 24 年 6 月 22 日 | 14 時 05 分 | 5 世帯 20 名に避難勧告解除 |

## 第1章 震災予防

### 第1節 防災意識の高揚

#### 計画の目的

町及び防災関係機関は、震災発生時に相互協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民及び防災上重要な施設管理者の防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対する防災教育を積極的に実施する。

【担当】○各課等 社会福祉協議会 消防団

#### 町、社会福祉協議会、塩谷広域行政組合、消防本部、及び消防団（以後「町等」という。）の役割

##### 第1 町民の防災意識の高揚

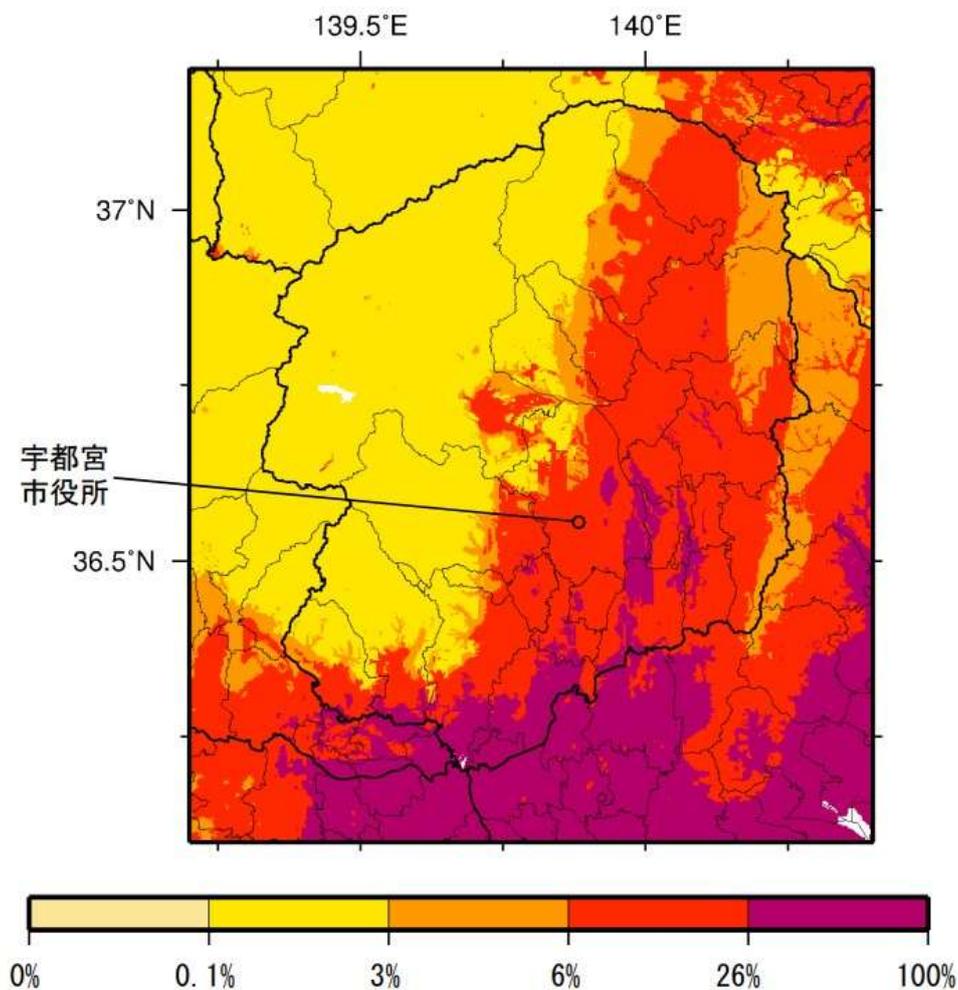
##### 1 自主防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自ら守るという「自助」の精神が防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、地震に関する基本的な知識を身に付けると共に、各家庭において住家の耐震化、大型家具・電化製品の固定、安全な配置等に努める一方、地域自主防災組織等が行っている防災活動に積極的に協力し、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは県、町及び地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町及び防災関係機関は、町民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

##### ア 発生地震の想定

地震調査研究推進本部で作成している「全国地震予測地図(2020年版)」によれば、県内の山地を除くほとんどの地域で、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が「高い」と評価されていることから、町民の一人ひとりが最低限震度6弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておくことが望まれる。



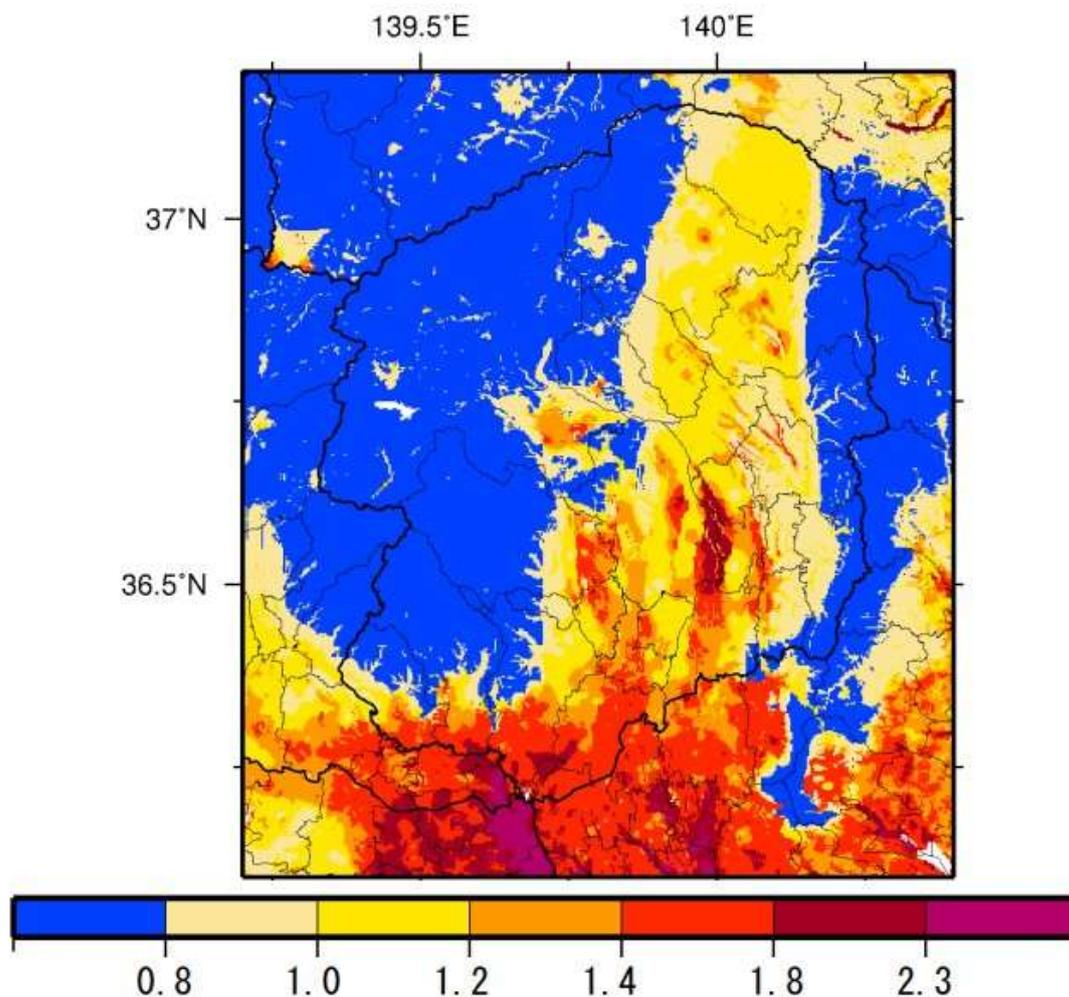
地震調査研究推進本部「全国地震動予測地図(2020年版)」から

#### イ 地盤の揺れやすさ

一般には、地震の規模（マグニチュード）が大きいほど、また、震源から近い（伝播特性の1つ）ほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、固い場所に比べてゆれは大きくなる。

この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現し、このゆれやすさを視覚的に表したのが次図の「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」（内閣府作成）である。栃木県では山地などの固い岩盤が地表近くまで迫っている地域ではゆれにくく、柔らかい軟弱地盤が広がり生活しやすい平地ではゆれやすくなっている。

自分の住む場所がゆれやすい土地なのかどうかあらかじめ把握しておくことも、地震が起きた時にとっさに身を守る助けとなる。



**表層地盤増幅率（地盤の揺れやすさ）**

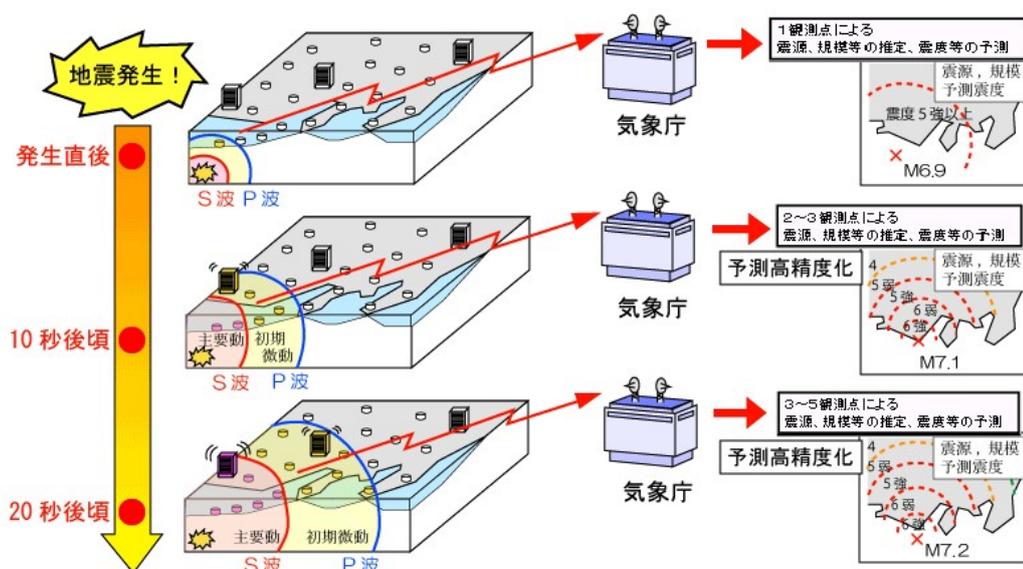
ウ 緊急地震速報による事前覚知

第10節第2に記載する緊急地震速報を利用することにより、いち早く大きな地震の発生を知ることができる。

**【緊急地震速報のしくみの概要】**

地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた初期微動（P波）の観測データを解析し、最大震度が5弱以上と予測された場合にその解析結果に基づいて各地での主要動（S波）の到達時刻や震度を予測し、テレビやラジオ、携帯電話等の緊急速報メール等で可能な限り素早く知らせる。

(速報予測のイメージ)



### 【速報の発表条件】

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測されたとき

### 【速報の内容】

地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名

### 【留意事項】

- ・ 情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合わないことがある。
- ・ ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴う。

## 2 防災知識の普及啓発推進

町及び防災関係機関は、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

また、町は、家庭等で普段からできる防災対策について、住民（特に若い世代）へ継続的に周知していくとともに、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、避難指示等の行動を促す情報等の意味について周知を図る。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

### (1) 普及啓発活動

## ア 町民への啓発内容

### 【速報を覚知したときのとっさの行動】

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは次のとおり自分の身を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
家庭では	<ul style="list-style-type: none"><li>・頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。</li><li>・あわてて外に飛び出さない。</li><li>・無理に火を消そうとしない。</li><li>・扉を開けて避難路を確保する。</li></ul>
人が大勢いる施設では	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の係員の指示に従う</li><li>・落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さない。</li></ul>
鉄道・バスでは	<ul style="list-style-type: none"><li>・つり革、手すりにしっかりつかまる。</li></ul>
エレベーターでは	<ul style="list-style-type: none"><li>・最寄りの階に停止させて、すぐにおりる。</li></ul>
車の運転中は	<ul style="list-style-type: none"><li>・急ブレーキはかけず、緩やかに速度を落とす。</li><li>・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす。</li><li>・急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとしてください。</li><li>・大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止してください。</li></ul>
街中では	<ul style="list-style-type: none"><li>・ブロック塀の倒壊に注意する</li><li>・看板や割れたガラスの落下に注意する</li><li>・丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する</li></ul>
山やがけ付近では	<ul style="list-style-type: none"><li>・落石やがけ崩れに注意する</li></ul>

出典 気象庁ホームページ「緊急地震速報を見聞きしたときは」から

## イ 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、総務省消防庁のホームページ「地震に自信を」では次のような事項を挙げている。

(あなたを守る次の行動)

1 まず落ち着いて身の安全を確保する。

(1) 机やテーブルに身をかくす

揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す座ぶとんなどが身近にあれば、頭部を保護する。

## (2) 非常脱出口の確保

揺れを感じたら、玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。

## (3) あわてて外へ飛び出すな

大揺れは1分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動する。

## 2 あわてず冷静に火災を防ぐ

(1) 使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消す（石油ストーブは「対震自動消火装置」のものを使用する）。ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜く。

## (2) 火が出たらまず消火を

万一出火したら、まず消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めるようにする。大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。

## 3 狭い路地、塀際、崖や川べりに近寄らない

狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。

崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので、これらの場所には近寄らない。

## 4 避難のテクニック

### (1) 避難は徒歩で、持ち物は最小限に

避難するときは、必ず徒歩で避難する。このときの服装は運動着等活動しやすいものとし、携帯品は必要品のみにして背負うようにする。

### (2) 津波に注意

海浜にいるときに強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波に備えて直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難する。このとき、ラジオなどで津波情報をよく聞いておく。

### (3) 山崩れ、崖崩れに注意

山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、自分ですばやく決断し、ただちに避難する。

## 5 正しい情報の入手を

テレビ、ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。また、町役場、消防署、警察署などからの情報には、たえず注意する。

不要、不急な電話は、かけないようにしましょう。特に消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は消防活動等に支障をきたすのでやめる。

- 6 協力し合って応急救護を  
軽いケガなどの処置は、みんながお互いに協力し合って応急救護をしよう。
- 7 協力し合って救出活動を  
建物の倒壊や落下物などの下敷きになった人がいたら、地域のみみんなが協力し合って救出活動を行おう。
- 8 自動車の運転中では  
道路の左側か空き地に停車し、エンジンを止める。  
カーラジオで火災情報を聞きましょう。警察官が交通規制を行っている時には、その指示に従う。  
避難するときには、キーをつけたままにして、徒歩で避難する。

(ふだんの対策)

- 1 防災訓練  
防災訓練委誘い合って積極的に参加し、防災行動力を身につける。
- 2 家庭の防災会議  
大地震のときに家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。
  - ・ 家の中でどこが一番安全か
  - ・ 救急医薬品や火気などの点検
  - ・ 乳幼児や老人の避難はだれが責任をもつか
  - ・ 避難場所、避難路はどこにあるか
  - ・ 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか
  - ・ 家族間の連絡方法をどうやって行うか、最終的な待ち合わせ場所はどこにするか
- 3 家の補強  
柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは、補強をしておく。
- 4 ブロック塀、石塀の補強  
ブロック塀や組積造の塀が、基準どおりに鉄筋が入っているか、転倒防止の控壁を設けているかなどの安全点検を行い、危険性が確認された場合は補修や撤去等を行う。
- 5 家具等の転倒、落下防止  
家具等はトメ金などで固定しておく。
- 6 消火器などの備え  
“いざというとき”のために消火器や消火用水のほか、消火に役立つものをふだんから用意し、備えておく。
- 7 非常持出品の準備  
避難場所での生活に最低限必要な準備をし、負傷したときに応急手

当ができるように準備しておく。また、非常持出袋などはいつでも持ち出せる場所に備えておく。

## 8 火災を防ぐ

### (1) 電気火災を防ぐには

地震を感知して自動的に電源を切る感震ブレーカーを設置する場合には、避難上重要な照明器具などの電源が確保されるかどうかを確認する。

### (2) ガス機器や石油危機を安全に使いましょう

ガスマイコンメーターの特性や使い方を理解しておきましょう。石油ストーブは「耐震自動消火装置付」のもの、ガスストーブは「転倒時ガス遮断装置付き」のものをしましょう。ガスコンロ周辺の棚等に載せてある物が落ちてこないようにする。

## 9 家族の安否の確認方法

地震時に落ち合う場所をあらかじめ定めておきましょう。

地震時に安否情報の取次ぎをしてもらえる親戚、知人等（遠方に住んでいる人であることか必要）を決めておく。

NTT「災害用伝言ダイヤル171」の活用を家族で決めておく。

## ウ 主な普及啓発活動

- ・ 防災講演会・講習会・出前講座等の開催
- ・ 防災パンフレット、ちらし等の配布
- ・ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等による広報活動の実施
- ・ ホームページやメールによる防災情報の提供
- ・ 防災訓練の実施の促進
- ・ 防災器具、災害写真等の展示
- ・ 各種表彰の実施

## エ 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

消防防災総合センター（栃木県防災館）の震度毎の地震、火災発生時の煙体験等を活用して町民の防災技術や防災知識の普及を図る。

## オ 消防団員及び防災士による防災普及啓発活動の促進

町は、消防団員及び防災士による地域における防災普及啓発活動を促進し、家具の転倒防止、避難口等の点検、食料・飲料水の備蓄、地震発生時にとるべき行動、家族の連絡体制の確保の重要性等についての啓発、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

## カ 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、町は、インターネット等ICT技術を活用し、災害情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施する

よう努める。

## (2) 啓発強化期間

特に次の期間等において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ・ 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- ・ 春季全国火災予防運動実施週間（3月1日～3月7日）
- ・ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・ がけ崩れ防災週間（6月1日～6月7日）
- ・ 土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）
- ・ 火山防災の日（8月26日）
- ・ 防災週間（8月30日～9月5日）
- ・ 秋季全国火災予防運動実施週間（11月9日～11月15日）
- ・ 雪崩防災週間（12月1日～7日）
- ・ とちぎ防災の日（3月11日）

## 第2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

町は、本章第20節第1の3記載のとおり、安全教育指導資料等の活用や防災に関する各種研修の実施により教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図り、これを以て学校教育を通じた児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

## 第3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

町は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に出火防止、初期消火、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ・ 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- ・ 病院、社会福祉施設
- ・ ホテル、旅館、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

## 第4 職員に対する防災教育

町は、職員に対して震災時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

- ・ 地震の基礎知識や気象庁から発表される地震関連情報に関する知識
- ・ 地震災害に対する予防、応急対策に関する知識
- ・ 大規模地震発生時における職員がとるべき行動と具体的役割(職員の初動体

制と役割分担等)

- ・ 防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
- ・ その他災害対策上必要な事項

## 第5 防災に関する調査研究等

震災は、地震の揺れの大きさや周期、継続時間とその地域の建物構造、密集度等地震の状況により被害状況の違いが予想される。

このため、町及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、大規模地震発生時に想定される現象や被害について学習し、調査研究を推進するよう努める。

## 第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

## 第7 言い伝えや教訓の継承

町及び町民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等と、東日本大震災における経験も併せ、大人からこどもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

## 第8 職員向け災害救助法等の研修の実施

町は、平時から災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害の法制度について理解を深めるために、町職員向けの研修会を開催するとともに、必要に応じて担当者向けの手引きを作成する。

## 第2節 地域防災の充実・ボランティアとの連携強化

### 計画の目的

自助・共助の精神に基づき災害に対応できる体制を整えるため、自主防災組織や防災関係諸団体の育成・強化を行うとともに、人的なネットワークづくりの促進に努める。また、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制整備に努める。

【担当】 ○地域安全課 総務課 健康福祉課 都市整備課 商工観光課 社会福祉協議会 消防団

### 住民の役割

#### 第1 防災活動の推進

##### 1 各家庭における防災活動の推進

###### (1) 平常時の活動

###### ① 家族での防災準備

ア 避難場所や避難経路を確認しておく。

イ 家族の安否確認方法をあらかじめ決めておく。

ウ 3日分相当の食料・身の回り品等を家庭内に備蓄しておく。

(食物等アレルギーの場合は、その後の補給を考慮すること。)

エ 医薬品(常備薬を各家庭で備えて、医師等の治療を要しないケガに対応することとし、救護所の負担を軽減すること。)を準備しておくとともに、応急手当の方法を修得しておく。

② 災害時に危険な場所をあらかじめ知っておく。

③ 災害時における地域組織での役割分担を知っておく。

④ 家屋の耐震補強、家具等の転倒防止、及びブロック塀の倒壊防止措置をする。

⑤ 防災訓練に参加する。

⑥ ハザードマップ(洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域)の確認と地域防災マップを作成し危険箇所の確認をしておく。

###### (2) 災害時の活動

① 自分と家族の安全確保を図るとともに、出火防止や初期消火活動を行う。

② 災害の前兆現象を早期に発見した場合は、消防又は警察へ緊急通報し、通報を受けた消防又は警察は、町地域安全課(Tel028-675-8110)へ連絡する。

③ 避難が必要な場合は、家族等と避難するとともに、近隣者の避難補助や、避難者の誘導活動に協力する。

④ 負傷者や避難行動要支援者の救出及び援助活動に協力する。

⑤ 負傷者数や被災状況等を町へ情報提供する。

⑥ 飲料水や食料など支援物資の配分、炊き出し、及び給水活動に協力する。

##### 2 自主防災組織における防災活動の推進

(1) 平常時の活動

- ① 避難場所や避難経路を確認しておく。
- ② 災害時に危険な場所をあらかじめ確認しておく。
- ③ 災害時における地域組織での役割分担を確認しておく。
- ④ 避難行動要支援者への避難支援について確認しておく。
- ⑤ 防災用資機材の整備・点検や防災訓練を実施する。
- ⑥ あらかじめ自主防災組織本部の位置を決定しておく。

(2) 災害時の活動

- ① 災害の前兆現象を早期に発見した場合は、消防又は警察へ緊急通報し、通報を受けた消防又は警察は、町地域安全課（Tel028-675-8110）へ連絡する。
- ② 負傷者や避難行動要支援者の救出及び援助活動に協力する。
- ③ 初期消火活動に協力するとともに、消防機関の活動の妨げにならないよう協力する。
- ④ 避難が必要な場合は、避難者の補助を行うとともに、安否確認及び避難者の誘導活動を行う。
- ⑤ 負傷者数や被災状況等を町へ情報提供する。
- ⑥ 飲料水や食料など支援物資の配分、炊き出し及び給水活動に協力する。
- ⑦ 住民に対する避難指示等の伝達及び確認を行う。

### 3 緊急地震速報の活用

緊急地震速報及び平成 25（2013）年 8 月 30 日から提供が開始された特別警報（地震動特別警報）の有効利用を図る。

#### ○緊急地震速報が公表された場合の注意事項

大切なことは「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。」ことです。

(1) 家庭では

- ① 頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れる
- ② あわてて外に飛び出さない
- ③ 無理して火を消そうとしない
- ④ コンロの近くにいた場合はその火を消す

(2) 人が大勢いる施設では

- ① 係員の指示に従う
- ② 落ちついて行動する
- ③ あわてて出口に走り出さない

(3) 自動車運転中は

- ① あわててスピードをおとさない
- ② ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す
- ③ 急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとす
- ④ 大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止

(4) 屋外では

- ① ブロック塀の倒壊等に注意
- ② 看板や割れたガラスの落下に注意
- ③ 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難
- (5) 鉄道・バス乗車中は、つり皮、手すりにしっかりつかまる。
- (6) エレベーターでは、最寄りの階で停止させ、すぐに降りる。
- (7) 山やがけ付近では、落石やがけ崩れに注意する。

## 事業所の役割

### 第1 事業所等の自主防災体制の充実・強化

事業所等は、平常時から災害予防に万全を期すとともに、災害発生時は、被害を最小限に食い止め、利用者や従業員の安全を確保するため、迅速かつ的確な対応を行い地域社会の一員として、防災活動に協力できる体制を整える。

- 1 防災責任者を育成する。
- 2 建築物の耐震化を促進する。
- 3 防災訓練を実施する。
- 4 従業員に対する防火知識を普及する。
- 5 自衛消防隊の結成と防災計画を作成する。
- 6 地域防災活動への参加・協力・支援をする。
- 7 防災用資機材の備蓄や維持管理をする。
- 8 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄をする。
- 9 広告や外装材等の落下防止をする。

### ○緊急地震速報が公表された場合

- (1) オフィスでは
  - ① 頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れる
  - ② あわてて外に飛び出さない
  - ③ 無理して火を消そうとしない
- (2) 人が大勢いる施設では
  - ① 係員は、来客者等をおちつかせる
  - ② あわてて出口に走り出さないよう指示する
  - ③ 倒壊の危険のある陳列棚等から来客者等を離れさせ、頭を保護しながら低い姿勢をとるよう指示する。
- (3) 自動車運転中は
  - ① あわててスピードをおとさない
  - ② ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す
  - ③ 急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとす
  - ④ 大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する
- (4) 屋外では
  - ① ブロック塀の倒壊等に注意をうながす
  - ② 看板や割れたガラスの落下に注意をうながす

- ③ 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難をうながす
- (5) 鉄道・バス運転中は、速度をおとし安全な場所に停車する。
- (6) エレベーターでは、最寄りの階で停止させ、すぐに乗客をおろす。

## 町等の役割

### 第1 防災対策の推進【地域安全課・総務課・都市整備課・商工観光課・社会福祉協議会・消防団】

町は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士の多様な主体との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

#### 1 防災対策として災害に強い住宅対策の推進

新築、増築に合わせた住宅の耐震対策や住宅の強化対策を促し、災害に強い住宅の促進を図る。

#### 2 自主防災組織

町では、地域単位で自主防災組織を結成しているが、組織の最終的な理想の形として、平常時には防災知識の普及や啓発、地域内の安全や設備の点検、防災訓練などが行えることが望ましい。また、災害が発生した場合には、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火活動、被災者の救出や避難誘導、避難所の運営などの役割を担ってもらうことが望ましい。町では、平成29(2017)年度から自主防災組織が自主的に長期的な組織運営をすることを目的に防災活動に必要な資機材等の購入に補助を行っている。

#### 3 防災士

自主防災組織を運営するにあたり、課題の一つとして、組織を牽引するリーダーの不在が挙げられる。防災士とは、「自助・共助・協働を原則として、かつ、公助との連携充実につとめて、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、さらに、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として認められた人」のことで、自助・共助の活動を災害発生時に実践する人材として、また平常時においても、これら自助・共助による防災活動について、その重要性等を啓蒙する活動の担い手として期待される。

町では、防災リーダーの育成が急務であるとの観点から、自主防災組織を防災士によって活性化し、実効性のある地域防災力の構築を図ることを目的に、防災士の資格取得に係る費用負担をしている。

#### 4 消防団

本町の消防団は1分団から8分団(団員数は205人(定員255名高根沢町消防支援隊24名含)[2025.4.1現在]で構成されており、災害時には消火、水防、救出救助、避難誘導等を実施するとともに、平常時には火災予防活動や啓発を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。このため次のような事業を実施し、消防団の育成強化と装備の充実を図るとともに、消防団員の加入促進等、地域防災力の強化を進め住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通じて自主防災組織

やボランティア団体等との連携を図る。

- (1) 消防団活動に必要な各種資機材の整備・充実
- (2) 消防団員に対する各種教育訓練の実施
- (3) 地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報等
  - ・ 消防支援隊の配置

町内において日中の火災又は大規模な災害が発生した場合に消防団各分団長の指揮のもとで支援活動を行うものとする。

なお、平常時においては、地域防災活動の支援を行うものとする。

<資料編 19 高根沢消防団組織図>

## 5 女性防火クラブ

地域における防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、消防団や自主防災組織との防災訓練を通じ、女性防火クラブの育成・強化を図る。

## 6 ボランティア団体等

### (1) ボランティアの育成及び連携

町及び社会福祉協議会は、ボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備及び次のような事業を実施して、ボランティアの育成や活動環境の整備に努める。

- ・ ボランティア広報紙の発行
- ・ ボランティア、コーディネーターの養成・研修事業の実施
- ・ 専門ボランティアの登録及び、研修の実施
- ・ 自主防災組織やボランティア団体等との連携を図るとともに、活動を支援
- ・ 発災後は、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置

### (2) ボランティア及びボランティアリーダー育成事業の推進

災害時にはさまざまな種類の支援が必要なため、一人でも多くの方がボランティアとして活動できるように、ボランティア（リーダー）の育成を事業として進める。

### (3) 福祉団体関係者との連携強化

町は、福祉の専門団体である在宅福祉ネットと連携し、避難行動要支援者支援の強化を図るとともに、活動拠点の整備に努める。

### (4) 企業ボランティアの育成

町内の事業者が積極的にボランティアに係ることができるように事業者に対し「企業ボランティア」の育成を行う。

また、企業が持つ専門性を活かした支援活動との連携を図る。

<資料編 11 ボランティア団体等、各種民間の協力団体>

## 7 人的ネットワークづくりの促進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、町、消防団、自主防災組織、女性防火クラブ及び、在宅福祉ネット、ボランティア等の連携を促進すること

により、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導及び、救出救助などの応急活動が、相互の協力により効果的に実施される体制づくりに努める。

#### **8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）**

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を作成し、これを町地域防災計画に定めるよう、町防災会議に提案することができる。

地区防災計画について、町（市町村防災会議）は、提案された計画の趣旨を踏まえ、町地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。

町は、地区における計画策定が進むよう必要な支援を行う。

## 第3節 防災訓練の実施

### 計画の目的

災害時に効果的な災害応急対策が実施できるよう、防災関係機関や幅広い地域住民も参加した実践的な訓練を行う。また、訓練実施後には、結果の評価を行い防災体制の整備、計画見直し等の参考とする。

【担当】 ○各課等 社会福祉協議会 消防団

### 現状と課題

防災訓練には、防災関係機関や住民も参加する総合防災訓練等の実動訓練、災害を想定し、対策等を検討する図上訓練、職員の迅速な動員を図るための非常招集訓練、情報の伝達を主とする通信訓練等様々なものがある。

県、町では、これら様々な訓練を平常時に実施し、災害時に的確な初動対応が可能となるよう体制を整備する必要がある。これらを踏まえた上で、より実践的な初動対応訓練を実施していく必要がある。また、訓練を実施する際、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める必要がある。

なお、防災訓練の実施後においては、その結果の評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ初動体制等の改善を図る。

### 住民の役割

#### 第1 住民・自主防災組織等による訓練

地域防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関の協力を得て、次の訓練を実施する。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 避難訓練・避難誘導訓練
- (4) 救出・救助訓練
- (5) 避難所設置訓練等

### 町等の役割

#### 第1 総合防災訓練【各課等・社会福祉協議会・消防団】

町は、地域防災計画の検証並びに防災関係機関との連携強化、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関、学校及び事業所等との連携により、総合防災訓練を実施する。実施にあたっては、東日本大震災や令和元年度東日本台風、令和6年能登半島地震等の経験を踏まえ、実践的な訓練を想定し、自助、互助、共助による活動を重視する。

また、災害時の応急対策活動に果たす住民の役割の重要性に鑑み、広く住民が参加できるよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化、要配慮者の多様なニーズ及び性別、家庭動物の飼養の有無等によるニーズの違いに配慮しながら、次のような訓練を実施する。

- (1) 職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部設置訓練
- (2) 情報の収集・伝達及び、災害広報訓練
- (3) 消火、救出・救助訓練
- (4) 避難誘導、避難所・救護所設置運営、炊き出し・給水訓練
- (5) 応急救護、応急医療訓練
- (6) ライフライン応急復旧訓練
- (7) 警戒区域の設定、交通規制訓練
- (8) 支援物資・緊急物資輸送訓練
- (9) 広域応援訓練
- (10) 避難行動要支援者避難支援訓練
- (11) 災害ボランティアセンター設置運営訓練

## 第2 個別防災訓練【各課等・社会福祉協議会・消防団・福祉施設・事業者】

### 1 防災図上訓練

町及び防災関係機関等は、災害時に迅速、的確な応急対策を実施するため、大規模災害を想定した防災図上訓練を定期的実施する。

特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、防災担当者等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

### 2 非常招集訓練

町は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を毎年度実施し、初動体制の確立を図る。

### 3 通信訓練

町及び防災関係機関等は、被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

### 4 消防訓練

町及び消防本部は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、水防、救出・救助、避難誘導等に関する訓練を実施する。

### 5 避難行動要支援者の搬送訓練

福祉施設・事業所及び福祉団体ネットワークは、高齢者等の避難が困難な者に対する搬送訓練を実施する。

## 第4節 避難行動要支援者対策

### 計画の目的

要配慮者のうち、災害時の一連の行動に際して支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備、公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の安全確保を図る。

【担当】○健康福祉課 地域安全課 総務課 企画課 学校教育課 こどもみらい課 生涯学習課 社会福祉協議会

### 町等の役割

#### 第1 現状と課題

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。

最近の主な大規模災害では、逃げ遅れた高齢者が犠牲となるケースや、被災後のストレスや疲労により高齢者が死亡するケースが多く見られることから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。

#### 1 地域における安全性の確保

町は避難行動要支援者名簿の作成、当該避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画の作成に努めるとともに、名簿情報や個別避難計画情報について、避難支援等の実施に必要な限度で、原則、本人からの同意を得て、消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者に情報提供するものとする。

当該情報を提供するときは、情報提供を受けるものに対して、情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

また、町は、「高根沢町避難行動要支援者対応マニュアル」に基き、自治会や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の構築に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

#### (1) 避難行動要支援者名簿の作成【健康福祉課】

##### ① 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町内の関係部局で把握している高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ、県やその他の機関に対して情報提供を求める。県は、町から求めがあった際には、情報提供を行う。

##### ② 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の範囲について要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、

避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。

③ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、町は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

④ 避難行動要支援者名簿の管理

町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(2) 地域の協力体制の整備【地域安全課・健康福祉課】

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、町は、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

① 関係機関による名簿情報の共有

町は、消防本部、消防団、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に関わる関係者をあらかじめ避難支援等関係者として定め、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報を共有する。なお、関係者間における名簿情報の共有にあたっては、必要に応じ誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

② 名簿情報の活用

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは名簿情報に基づき避難支援を行う。なお、平常時からの情報提供に同意を得られなかった要配慮者についても、生命又は身体を保護するために特に必要と認められる場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供することができる。この場合には、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

③ 避難支援の具体化

町は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、避難行動要支援者の同意を得た上で避難支援者を定めるなど、個別計画等により具体的な支援方法を定める。

④ 福祉避難所の確保等

町は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し、必要数を確保するよう努める。また、避難行動要支援者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口を設置する。

⑤ 乳幼児対策【こどもみらい課】

町は、幼稚園・保育園の管理責任者に対し、災害時における乳幼児の安全

確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

⑥ 防災知識の普及・啓発【健康福祉課・生涯学習課】

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

## 2 社会福祉施設等の安全性の確保

### (1) 施設の整備

#### ① 公立社会福祉施設【健康福祉課】

町は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

#### ② 民間社会福祉施設【事業所】

町は、民間福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。さらに、町は、自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設（特別養護老人ホーム、老人保険施設等）のうち、スプリンクラーの設置義務施設については、早急に設置を指導するとともに、設置義務でない施設に対しても設置を促進する。

### (2) 非常災害に関する計画の作成【健康福祉課】

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施する。

### (3) 緊急連絡体制の確保【健康福祉課】

町は、社会福祉施設に対して、町や関係機関等との緊急連絡体制の整備を推進し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

### (4) 社会福祉施設機能の弾力的運用【健康福祉課】

町は、災害により被災した高齢者、身体障害者、知的障害者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホーム等のショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備・推進を図る。

### (5) 夜間体制の充実【健康福祉課】

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体

制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人ホーム、老人保健施設等については、管理宿直員を配置するよう指導を行う。

(6) 洪水浸水想定区域等や土砂災害危険区域の情報提供等

【地域安全課・健康福祉課・都市整備課・学校教育課・こどもみらい課】

町は、洪水浸水想定区域、ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

町は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

(7) 防災教育・訓練の充実【健康福祉課・社会福祉協議会】

社会福祉施設の管理責任者は、職員、利用者の防災訓練を定期的を実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。

<資料編 12 社会福祉施設一覧>

### 3 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策【健康福祉課】

(1) 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

町は、高齢者及び障害者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

(2) 一時避難のための配慮

町は洪水等の際に自力での避難が極めて困難な要配慮者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

## 第2 町内在住外国人に対する対策【地域安全課・総務課・企画課・学校教育課・生涯学習課】

### 1 外国語化による外国人への防災知識の普及

町は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供に努める。また、町は、避難場所標識や避難場所案内

板等の多言語化や標識の標準化に努める。

## 2 地域等における安全性の確保

日本語をあまり理解できない外国人においては災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、町は、自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。

また、外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

## 3 災害時外国人サポーターの確保

町は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

## 4 災害時における外国人支援体制の整備

町は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人（日本語の理解が十分でない者）の安全体制の確保に努める。

## 第5節 物資、資材等の備蓄、調達体制の整備

### 計画の目的

大規模な地震災害が発生した直後、地域住民の生活を確保するため、県等と協力し食料・生活必需品、医薬品、防災資機材等の備蓄と調達体制の整備を行う。

【担当】○地域安全課 健康福祉課 上下水道課 学校教育課 生涯学習課  
社会福祉協議会

### 住民の役割

#### 第1 各家庭における防災活動の推進

##### 1 家族での防災準備

- (1) 食料等の救援が途絶した状況にも対応できるよう、家族構成を考慮して最低3日分の食料及び飲料水、身の回り品等を非常時に持ち出しできる状態で家庭内に備蓄しておく。  
(食物等アレルギーの場合は、その後の補給を考慮すること。)
- (2) 医薬品（常備薬を各家庭で備えて、医師等の治療を要しないケガに対応することとし、救護所の負担を軽減すること。）を準備しておくとともに、応急手当の方法を修得しておく。
- (3) 食料のほかカセットコンロ等調理用の熱源、石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料等の備蓄に努める。
- (4) 避難の際に持ち出しする必要最小限の物品の準備を行うよう努める。

### 事業所の役割

#### 第1 事業所における防災活動の推進

##### 1 事業所での防災準備

- (1) 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、地域住民を考慮しながら、食料、飲料水等の3日分程度の備蓄に努める。
- (2) 病院、社会福祉施設等は入院患者、入居者及び職員等が必要とする3日分程度の備蓄に努める。

### 町等の役割

#### 第1 食料、生活必需品の備蓄・調達体制の整備【地域安全課・上下水道課】

町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーテーション、乳児用粉又は液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するよう努める。この際、避難生活に必要な物資の備蓄について

ては想定しうる最大規模における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（3日間分、水7日間分）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。

また、広報等を活用し住民に対して家庭内備蓄に努めるよう啓発を行なう。

## 1 備蓄目標数量

町は、地震被害想定（想定県庁直下型地震）における予想避難所生活者1,700人分の飲料水、食料、生活必需品を現物備蓄により確保する。災害時の食料及び生活必需品は、「自助」「共助」の考え方に基づいて確保されることを前提とし、その上で家屋の倒壊及び焼失などの原因により避難所で生活せざるを得ず、かつ食料等の確保が困難な者や帰宅困難者を対象として備蓄する。

また、家庭内備蓄を積極的に推進する。

貯水備蓄目標	1,700人×3ℓ（1人／日）×7日間＝35,700ℓ
食料備蓄目標	1,700人×3食（1人／日）×3日間＝15,300食

## 2 備蓄、調達体制の整備

町は、緊急に必要な食料や生活必需品の備蓄は、避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行う。併せて民間流通業者との協定締結により、流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行い、災害時の物資の調達体制を整備する。

また、随時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限等のあるものは、随時入れ替えを行うなど、備蓄品の管理に努める。

### (1) 現物備蓄

次のような品目について、防災拠点に備蓄するよう努める

- ① 食料：アルファ化米、カンパン、ソフトパン、粥、乳児用粉又は液体ミルク、缶詰、インスタント味噌汁等
- ② 生活必需品：毛布、簡易トイレ、段ボールベッド・パーテーション、懐中電灯、紙オムツ、トイレットペーパー、生理用品等
- ③ 要配慮者用：車イス、エアマット等

### (2) 流通備蓄

次のような品目について、流通備蓄により調達体制の整備に努める。

- ① 食料：おにぎり、生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳等
- ② 生活必需品：肌着、外衣、寝具、洗面用具類、炊事道具類、紙製食器類、生理用品等
- ③ 光熱材料：灯油、ポリタンク、LPガス、コンロ、木炭等
- ④ 要配慮者用：特定用途食品、乳児用粉又は液体ミルク、ほ乳びん、紙おむつ等

特別用途食品・・・難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦などの健康保持や回復に適した食品のこと。

例えば、乳児のための粉ミルクやアレルギー除去食品など様々なものがあり、国の標示、許可あるいは承認を受けて特別用途食品マークが付けられている。

(3) その他

- ① 被災者の情報入手の手段として新聞の調達に努める。
- ② 物資集積拠点をあらかじめ定め、集積拠点における在庫管理、各避難所への輸送、配布を行う体制を整備する。
- ③ 災害時用自動販売機の導入を図る。

**第2 医薬品、医療救護資機材等の備蓄、調達体制の整備【健康福祉課】**

町は、大規模な災害発生時の緊急医療の迅速な対応を確保するため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携を図り、医療品や資機材等の備蓄体制を整備する。

**第3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備【地域安全課】**

町は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、備蓄及び、調達体制を整備する。また、資機材の備蓄にあたっては、必要に応じ、市町相互応援協定に基づく共同備蓄や自主防災組織における備蓄を促進する。

**1 備蓄対象品目**

対象品目は、消火活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材とする。

**2 町における対策**

町は、地域の実情に応じ必要と想定される資機材を中心に、備蓄、調達体制を整備する。

なお、町単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣市町との共同備蓄の推進に努める。

また、各地域の自主防災組織に対して、必要な資機材の備蓄を行うよう指導するとともに、資機材の整備に対する支援を計画的に実施する。

加えて、町は、救出・救助等における情報収集等を支援するため、災害時における無人航空機（ドローン）による情報収集業務等に関する協定の締結業者と連携し、体制の整備に努める。

**第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保【学校教育課・生涯学習課】**

町は、物資や資機材等の備蓄格納については、小学校の空き教室の利用や学校敷地内に倉庫を設置するなど備蓄スペースを確保し、必要がある場合には、公民館等避難場所となる施設敷地内にも備蓄倉庫を設置する。

**第5 物資の供給体制及び受入体制の整備【総務課・社会福祉協議会】**

町は、支援物資等の第1受入先を民間で所有する倉庫や近隣市町の施設等と

し、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び、被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

## 第6 輸送手段の確保体制の整備

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

<資料編 15 食料、生活必需品等の備蓄及び調達先>

## 第6節 災害に強いまちづくり

### 計画の目的

道路、公園、河川などの骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、産業、教育、福祉医療等の施設の配置についても計画的な土地利用を図るなど、総合的な施策を展開し、災害に強いまちづくりを推進する。

【担当】○都市整備課 地域安全課 健康福祉課 学校教育課 こどもみらい課 生涯学習課

### 町等の役割

#### 第1 災害に強い都市整備の計画的な推進【都市整備課】

震災に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

##### (1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

町は、震災発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

##### (2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

よって、東日本大震災により被災があった地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、町の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、町マスタープランに基づき、町は、住民の協力を得て、災害に強い安全性の高いまちづくりに努める。

#### 第2 震災に強い都市構造の形成【健康福祉課・都市整備課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】

##### 1 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要であり、災害に強い都市構造とするには、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業等の面的整備事業の推進が必要である。

##### 2 防災機能を有する施設の整備

町、県（県土整備部・その他各部局）等の関係機関は相互連携により、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。特に、災害時の重要拠点となる庁舎や消防本部等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確

保するよう努める。なお、施設については、本章第 17 節のとおり、十分な耐震性を確保するよう留意する。

### 3 火災に強い都市構造の形成

町、県（危機管理防災局・その他各部局）等の関係機関は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に伴う火災に強い都市構造の形成を図る。

### 4 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章第 4 節第 2 の 2 のとおり整備を推進する。

## 第 3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備【地域安全課・都市整備課・学校教育課・生涯学習課】

- (1) 食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる防災施設の整備を推進する。
- (2) 道路、公園、河川等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。
- (3) 町は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、内陸型発電所やコージェネレーション等の導入拡大による電力自給率の向上を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

## 第 4 火災延焼防止のための緑地整備【都市整備課・学校教育課・生涯学習課】

避難場所として利用される公共施設及び学校等緑化に関しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するとともに、樹木の防災上の有効性についての普及啓発を図り、家庭や事業所など震災に強い緑づくりを推進する。

## 第 5 栃木県の地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県（危機管理防災局）は、「地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）」に基づき、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関して、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成している。

町及び消防本部は、この計画に基づき、計画的に施設、設備等の整備事業を行い、震災に強いまちづくりを推進する。

### ○ 対象地区

栃木県全域

### ○ 対象事業

避難地、避難路、消防用施設、消防活動用道路、緊急輸送道路等（緊急輸送道路、緊急輸送交通管制施設、緊急輸送ヘリポート、緊急輸送港湾施設、緊急

輸送漁港施設)、共同溝等、医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立特別支援学校、公的建造物、海岸・河川施設、砂防設備等(砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池)地域防災拠点施設、防災行政無線設備、飲料水施設・電源施設等、備蓄倉庫、応急救護設備等、老朽住宅密集市街地

## 第7節 地盤災害予防対策

### 計画の目的

地震によるがけ崩れ等から、住民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

【担当】○都市整備課 地域安全課 消防団

### 住民の役割

#### 第1 異常発見時の通報

急傾斜地の崩壊兆候を発見した場合には、消防又は警察へ緊急通報し、通報を受けた消防又は警察は、町地域安全課（TEL028-675-8110）へ連絡する。

### 町等の役割

#### 第1 急傾斜地崩壊対策【都市整備課・地域安全課・消防団】

##### 1 現況

土砂災害警戒区域等（急傾斜地）は、令和2（2020）年4月現在11箇所あり、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以後「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等に指定（平成19年3月23日、栃木県告示第204号、第206号）されている。また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて、大字飯室（内屋敷）（平成7年8月29日、栃木県告示第545号）、大字宝積寺（平和台）（平成24年10月30日、栃木県告示第579号）を急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

##### 2 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）の把握

県の調査により確認された危険箇所以外の急傾斜地についても、町として把握に努める。

##### 3 住民等への周知

町は、県と協力して周辺の住民等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、消防又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・降雨量、積算雨量等の増加
- ・崖中途からの地下水の湧水
- ・がけに割れ目がみえる
- ・がけから小石がパラパラと落ちてくる
- ・斜面がはらみだす

##### 4 急傾斜地崩壊の災害防止対策

###### (1) 土地所有者等に対する指導

土地の所有者等に対し、擁壁や排水施設等の防災措置を施すよう指導を行う。また、土地所有者等による対応が困難と認められるもののうち、緊急性の高

いものについては、県に防止対策を要望する。

(2) 融資制度の周知

町及び県は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）における土地所有者等による防災工事、家屋の移転等を行う場合に、公的融資制度が活用できる旨、周知を行う。

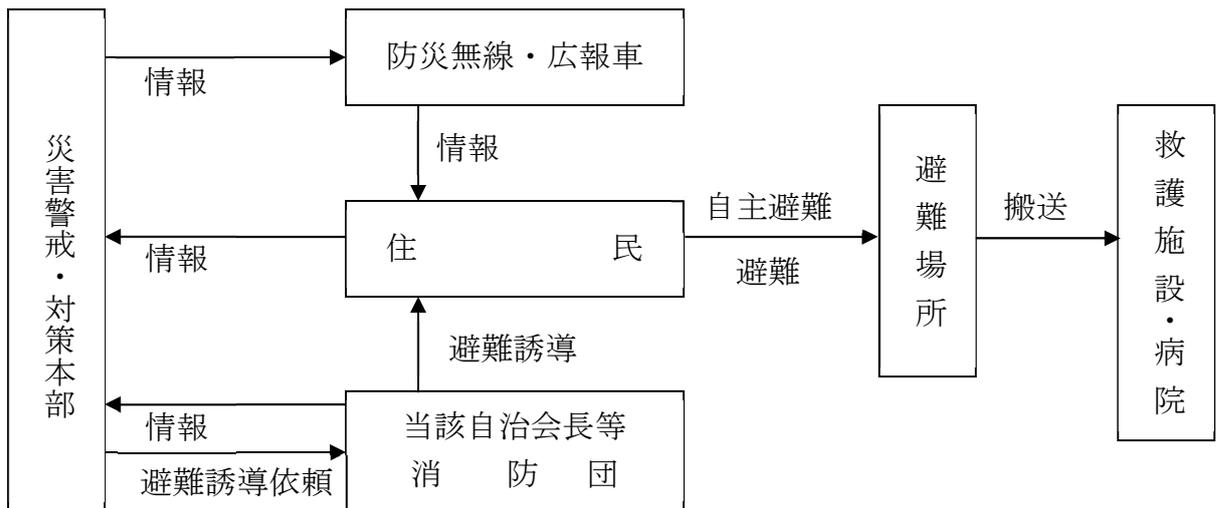
- ・がけ地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）
- ・防災集団移転促進事業（所管：国土交通省）

5 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

危険区域の住民に対しては、常に危険に対する認識を持って早期発見に努めるよう指導するとともに、町や防災関係機関へ通報するなど情報提供を求める。

土砂災害防止法に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、その区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

また、あらかじめ土砂災害に関する情報の伝達及び避難場所に関する事項等について住民への周知を行う。



<資料編 17-4 土砂災害警戒区域等>

第2 宅地造成地災害防止対策等【都市整備課】

地震に起因する崖崩れによる造成地の被害を防止するため、町は、県（県土整備部）と協力し、次の対策等を実施する。

1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に基づく開発許可

1,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為を行おうとする者は、町との事前協議に加えて、都市計画法第29条第1項の規定に基づき栃木県知事の許可を取得する必要がある。県は、開発行為が同法第33条に定める技術基準に適合するよう規制を行うことで、宅地造成地の安全性が確保されるよう努める。

2 高根沢町土地開発指導要綱に基づく指導

1,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為を行おうとする者は、高根沢町土地開発指導要綱に基づき町と事前協議を行うことが求められている。この事前協議において、町は開発行為が要綱に定める技術的指導基準に適合するよう指導を行うことで、宅地造成地の安全性が確保されるよう努める。

### **3 大規模盛土造成地**

町は、公表した大規模盛土造成地について、県（県土整備部）と連携しながら、安定性及び安全性確保に向けた取組を実施するとともに、災害防止に努める。

## **第3 被災宅地危険度判定制度の整備【都市整備課】**

町は県（県土整備部）と共に、地震により被災した宅地の余震等による二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定の実施体制を整備する。

### **1 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備**

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

### **2 被災宅地危険度判定実施体制の整備**

町は、栃木県被災宅地危険度判定地域連絡協議会において県及び県内市町との連絡調整を行うとともに被災宅地危険度判定の実施体制について整備する。

## **第4 地震災害の予防対策【都市整備課】**

### **液状化現象の調査研究**

本町周辺において大規模な地震が発生した場合、河川沿い等の沖積地において液状化の可能性が考えられる。町は県と協力し、各種研究機関等において実施される液状化現象に関する研究成果を踏まえ、その結果を住民に周知するよう努める。地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

## 第8節 治水・山地災害対策

### 計画の目的

大規模な地震に起因する河川の決壊等の被害を軽減し、住民の生命、身体、財産を保護するため、さまざまな保全対策を実施する。

【担当】○都市整備課 農政課 地域安全課

### 住民の役割

#### 第1 異常発見時の通報

堤防決壊や山腹崩壊兆候を発見した場合には、消防又は警察へ緊急通報し、通報を受けた消防又は警察は、町地域安全課（TEL028-675-8110）へ連絡する。

### 町等の役割

#### 第1 被害発生の未然防止【地域安全課】

町は、堤防決壊や山腹崩壊兆候の連絡を受けたときに、防災関係機関と協力して当該地区の住民に周知を行い、被害発生の未然防止及び被害の軽減を図るよう体制を整備する。

#### 第2 治水対策【地域安全課・都市整備課】

##### 1 排水施設等の整備

本町の河川は、鬼怒川及び五行川、野元川、冷子川、井沼川、大沼川等があるが、災害危険箇所の再点検を行い、周辺住民への周知徹底を図る。今後、宅地開発等に伴う保水力の低下に対応するため、調整池、雨水貯留施設等の整備や下水道事業の促進も含め、水害に対し安全な地域づくりを進める。

##### 2 河川情報システムの利用

異常気象における雨量、水位情報等の収集・伝達方式等の高度化に協力するとともに、県総合情報ネットワークの利用、河川情報センターと接続するなどにより広く情報を収集する。

<資料編 18 河川水位観測所（本町関係）>

#### 第3 砂防対策【都市整備課】

本町では、土砂災害警戒区域等（土石流）は確認されていないが、丘陵地における宅地化や各種開発に伴い土砂災害の危険性が高くなっており、適切な開発指導を行う。

#### 第4 治山・山地災害防止対策【都市整備課・産業課】

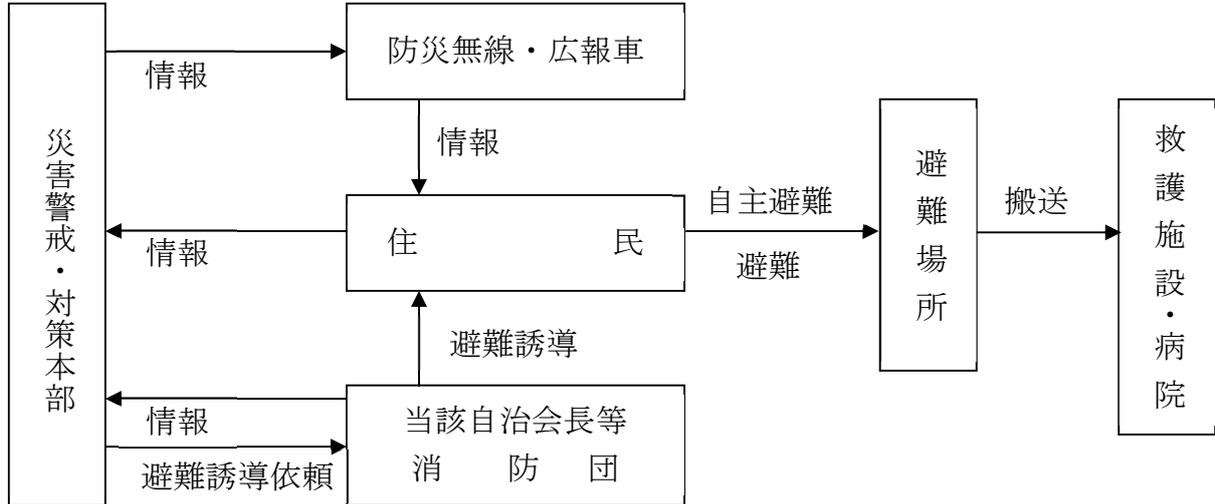
##### 1 治山対策

本町では東西に傾斜がなだらかな丘陵地が存し、緑地として雨水かん養・環境保全等で大きな役割を果たしており、今後とも保安林等の保全に努める。なお、崩壊の危険がある箇所は、県に対し危険度の高いものから順次対策工事の

実施を要望する。

## 2 山地災害防止対策

山地災害危険地区（令和7（2025）年4月現在）は、山腹崩壊危険地区12箇所が県指定になっており、所在は町東西の丘陵地に分布する。自然特性や保全対象等から危険度を判断し、県に対し危険度の高いものから順次対策工事の実施を要望する。



(資料編 17-3 山地災害危険地区)

## 第9節 農業関係災害予防対策

### 計画の目的

災害の発生に際して、農地・農業施設等の被害を最小限に止めるため、町、県、関係施設等の管理者等は、施設整備等の予防対策を実施する。

【担当】○農政課

### 住民の役割

#### 第1 農地・農業施設対策

##### 1 農地・農業用施設対策

###### (1) 管理体制の整備

農地及び農業用施設等の管理者は、災害による被害を防止するため、農業用水利施設等の農業用施設の管理について、各管理主体で施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

###### (2) 施設等の点検・整備

平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

##### 2 用排水施設対策

大規模用排水施設等の管理者は、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時等の異常時には、水門開放等応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。また、老朽化等により改修が必要なものについては、計画的な整備に努める。

### 事業所の役割

#### 第1 農業共同利用施設対策

農業協同組合等の農業共同利用施設等の管理者は、農業共同利用施設（倉庫、処理加工施設等）の管理について、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。また、施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

### 町等の役割

#### 第1 農地・農業施設対策

##### 1 農地・農業用施設対策

###### (1) 管理体制の整備

町は、農地及び農業用施設等の管理者に対して、災害による被害を防止するため、農業用水利施設等の農業用施設の管理について、各管理主体で施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図るよう指導する。

(2) 施設等の点検・整備

町は、農地及び農業用施設等の管理者に対して、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるよう指導する。

**2 用排水施設対策**

町は、大規模用排水施設等の管理者に対して、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努めるよう指導する。

出水時等の異常時には、水門開放等応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努めるとともに、老朽化等により改修が必要なものについては、計画的な整備に努めるよう指導する。

**第2 農業共同利用施設対策**

町は、農業協同組合等の農業共同利用施設等の管理者に対して、農業共同利用施設（倉庫、処理加工施設等）の管理について、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図るとともに、施設管理者に対して、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努めるよう指導する。

## 第10節 地震情報観測・収集・伝達体制の整備

### 計画の目的

地震発生時に被害発生地域を想定し、早期の対策に役立てるため、県や宇都宮地方気象台と連絡を取り、情報を収集、伝達体制を確保する。

【担当】○地域安全課

### 町等の役割

#### 第1 観測及び情報伝達システム

町は、気象庁が設置している計測震度計から、地震情報を収集し、必要に応じて町民等に伝達する。宇都宮地方気象台は、計測震度計の適切な維持管理を行うとともに、設置環境等の調査を定期的に行い、必要に応じて改善を行う。また、県及び関係機関に地震情報を迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

## ○気象庁の発表する地震情報の種類

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

## 第2 緊急地震速報の普及・啓発

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を得て住民等へ周知する。

宇都宮地方気象台は、緊急地震速報について住民等がテレビ・ラジオ等で見聞きした時に適切な対応行動がとれるよう、利用の心得などの普及啓発に努める。

### ○気象庁が発表する緊急地震速報の種類

種類	発表する条件	内 容
緊急地震速報 （警報） （地震動特別警報） （地震動警報）	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測され、栃木県に震度4以上が予測される場合に発表される。	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、震度4以上が予想される地域名、地震発生場所の震央地名 震度6弱以上の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられる
緊急地震速報 （予報） （地震動予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、又は100gal以上の加速度を観測したときに発表される。（機器制御などの高度利用者向けとして提供）	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震の規模（マグニチュード）の推定値 * 予測される最大震度が震度3以下 ○ 予測される揺れの大きさの最大予測震度 * 予測される最大震度が震度4以上 ○ 地域名 ○ 震度4以上の地域の予測震度 ○ 大きな揺れ（主要動）の予測到達時刻

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

## 第3 「南海トラフ地震に関連する情報」について

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う。

### 「南海トラフ地震に関連する情報」について

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ沿いで異常な現象※が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。</li> <li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul>

※南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

#### 第4 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」について

日本海溝・千島海溝沿いでは、巨大な津波を引き起こす巨大地震が繰り返し発生している。この場所で発生する巨大地震に注意を促す情報として、令和4年12月から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を運用しており、この情報は、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域やその周辺でM7.0以上の地震が発生し、大規模地震の発生可能性が平常時より相対的に高まっている際に発表される情報である

## 第11節 情報収集・通信体制の整備

### 計画の目的

震災時における迅速、的確な情報収集、伝達体制を確保するため、各種情報、通信施設の災害対策を講じるとともに、その整備を図る。

【担当】 ○総務課 地域安全課 企画課

### 町等の役割

#### 第1 県防災行政ネットワーク等の利用【地域安全課】

災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するため、県防災行政ネットワーク及び内閣府総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用し、情報の収集・伝達手段の断絶防止に万全を期す。

- (1) 地域衛星通信ネットワーク（衛星系無線）と電気通信事業者専用回線網（地上系有線）とを組み合わせたシステムにより、県、関係機関・他市町等との確実な通信手段の確保を図る。
- (2) 気象情報の送信・受信システムを利用し、地震情報・台風情報・アメダス情報等をリアルタイムに把握し、災害応急対策を迅速に行う体制を整備するため、町及び他市町、県等の計測震度計による震度情報ネットワークシステムを活用し、被害予想システムと合わせた災害応急活動の強化を図る。
- (3) インターネットを利用し、降水予測、河川の水位情報、ダムの貯水量、及びダムの放水量等の情報を収集して、被害を予測した応急活動の準備を図る。
- (4) 地形図を基盤として、防災拠点、消防水利、道路情報等の災害応急対策活動に必要な情報を一元管理した防災情報地図システム（GIS）等の整備を図る。

#### ○県防災行政ネットワークの概要

- ・ 地域衛星通信ネットワーク（衛星系）（平成30(2018)年度機器更新）と自営の移動無線（移動系）とを組み合わせたシステムを構築し確実な情報伝達を図っている。
- ・ 県庁を中心に、市町、消防、防災関係機関115箇所を衛星系と移動系で整備している。
- ・ 衛星系、移動系とも、専用の回線を保持し、防災上最低限必要な回線数を確保している。
- ・ 危機管理センターの整備に併せ、防災情報システムを整備し、市町・消防本部（局）等に気象データや地震情報の提供を行うとともに、県への被害等の報告機能を取り入れ、情報収集の迅速化を図り、関係機関の連携を強化拡充した。

#### ○内閣府総合防災情報システム（SOBO-WE B）とは

内閣府総合防災情報システム（SOBO-WE B）は災害情報を地理空間情報として共有するシステムで、災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的

とする。

## 第2 町防災行政無線、消防無線施設等【地域安全課】

町では、災害時における各種情報の伝達のため、デジタル防災行政無線システム（同報系）及びJ-ALERTを設置するとともに、被害情報の把握等のため、町各部署に携帯型デジタル簡易無線機を、消防団には現場活動用としてIP無線機をそれぞれ配置している。

また、消防救急無線は、塩谷広域管内の各消防署及び栃木北東地区消防指令センターに設置されている。

町及び消防機関は、各地域の災害状況をいち早く把握し、迅速・的確な災害応急活動を実施するため、通信の途絶防止対策及びバックアップ体制の整備に努める。

<資料編 21 無線局等一覧>

## 第3 通信施設等【総務課・地域安全課】

### 1 有線電話

- (1) 災害時における通信を確保するため、電気通信設備付近の耐震化を図る。
- (2) 災害時の通信を確保し、迅速な復旧のため、災害対策機器の整備を図る。
- (3) ”171” 災害用伝言サービスの仕組みや利用等の周知に努める。
- (4) 災害対策本部設置予定の場所に、緊急時には電話を増設できるよう、あらかじめ配線を施し、通話器を準備しておく。
- (5) 「災害時優先電話」の利用を図る。
- (6) 避難者及び帰宅困難者への安否確認等の通信確保の観点から、高根沢町拠点避難所に設置した特設公衆電話の利用を図る。

### 2 携帯電話

携帯電話災害用伝言板の仕組みや利用等の周知に努める。

## 第4 公共・民間無線の活用【事業所・地域安全課】

緊急連絡等のため、警察通信施設、タクシー無線及びアマチュア無線局等の車載型無線機等所持者からの情報収集などの利用が図られるよう、事前に協定等の締結を進める。

## 第5 ホームページの利用【企画課】

インターネットの利点は、不特定多数が同時にそれぞれの目的で情報にアクセスすることにある。他の情報システムでは、一方的な情報提供による偏りが起こるが、インターネットでは、情報の発信側と受信側双方の通信が可能であり、そのため現地の情報が瞬時に伝えられその情報はネットワーク上に蓄積されるため途切れることがない。

インターネットは、電気の供給不足や電話回線が切断されると利用できなくなるという欠点があるが、インターネットの利点を助長するため、防災に関す

るシステムの構築や避難拠点施設等の通信インフラの整備や強化に努める。

新潟県中越沖地震では、ホームページによる情報発信が有効に行われた。

本町においても、災害時における情報発信の手段として、携帯電話で利用できる町のホームページも含め、提供できる情報の種類等について検討を行い準備をする。

## **第6 防災メールの利用【企画課】**

本町の防災メール及び緊急速報メールの配信機能を利用し、防災担当者や被災者等にリアルタイムの情報を提供する。

## **第7 インターネットの利用【企画課・地域安全課】**

災害時において、町民が情報を得るため、町ホームページへのアクセスが集中して、町からの災害情報を閲覧することができなくなってしまう恐れがあることから、企業との災害に係る情報発信等に関する協定に基づき発信手段を確保する。

## **第8 町民からの情報収集体制の構築【企画課・地域安全課】**

町は、災害時における町民からの情報収集体制の構築を図る。各小学校を地区の災害情報収集等の拠点とし、各地域で発生した災害について小学校で得た情報を災害対策本部に発信するほか、掲示板等を活用して町民にも発信する。

## 第12節 避難体制の整備

### 計画の目的

町は、地震発生時に危険区域にいる町民、駅等に溢れる帰宅困難者、不特定多数の人が集まる施設の利用者を混乱なく避難させるため、あらかじめ避難所等の選定、避難誘導體制、避難場所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

また、避難に関する知識を町民に対し周知徹底する。

【担当】○地域安全課 健康福祉課 環境課 学校教育課 生涯学習課 都市整備課 商工観光課

### 町等の役割

#### 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定【地域安全課・健康福祉課・環境課・学校教育課・生涯学習課】

##### 1 指定緊急避難場所の指定

町は、発生しうる災害の想定や東日本大震災における経験を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）又は指定避難所（以下「避難所」という。）として指定し、町地域防災計画に定める。

また要配慮者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。

さらに、現在指定している箇所が、避難した住民を受け入れる施設として適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、4に記載の事項に留意し適切な整備、又は、指定替えを行う。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して住民に周知するとともに、県（危機管理防災局）に対して報告を行う。

(1) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。

ウ 安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。

エ 地震を対象とする施設又は場所を指定する場合には、当該施設が地震に対して安全な構造であること、当該場所又はその周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

(2) 町は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

##### 2 指定避難所の指定

- (1) 町は、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所とは区別して、被災者が一定期間生活する場所としての指定避難所を平常時から事前に必要数指定する。
- (2) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。
  - ア 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。
  - イ 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。
  - ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
  - エ 物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。
- (3) 避難所の指定については、上記(2)の基準に加えて、次のことにも留意すること。
  - ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
  - イ 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。
  - ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。
  - エ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

### 3 福祉避難所の指定

- (1) 町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。
- (2) 指定にあたっては、2に記載する指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。
  - ア 耐震化、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフリー化された施設であること。
  - イ 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。
- (3) 福祉避難所の指定には、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適しており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センターや介護保険施設、障害者支援施設等の施設を活用すること。

### 4 避難所の整備

町は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のようなことに留意するものとする。

#### ○整備にあたっての留意事項

- ・ 避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- ・ いつでも避難所として使用できるよう、平時において点検・維持補修を行うこと。

- ・ 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備や電源の確保に努めること。
- ・ 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ・ 空調、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ・ 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（平成 28 年 3 月 28 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成 28（2016）年 3 月 22 日付で日本工業規格（以下「J I S」という。）において、制定・改正され、公示されたピクトグラム、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人（日本語の理解が十分でない者）の避難に資するため、多言語表示シート等の整備に努めること。
- ・ 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ・ 要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ・ 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ・ 体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ・ 通信事業者（NTT 東日本（株）外）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線 LAN（Wi-Fi）の利用ができる環境整備に努める。
- ・ 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- ・ 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。
- ・ 在宅避難者が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

<資料編 25 避難所>

## 第2 避難に関する知識の周知徹底【地域安全課】

町は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品、避難勧告・避難指示の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

## 第3 避難実施・誘導體制の整備【地域安全課・健康福祉課】

### 1 避難指示等の伝達手段の整備

町は、地震に起因する崖崩れ、火災延焼等が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、同報系の防災行政無線を使用した広報を実施するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達のほか、携帯端末の緊急速報メールなど多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障害の特性に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

### 2 避難誘導體制の確立

#### (1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

町は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、東日本大震災の経験を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- ・ 地区毎に事前に責任者を決定しておくこと。
- ・ 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ・ 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ・ 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- ・ 避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練を実施すること。

#### (2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

##### ア 避難行動要支援者対策

町は、在宅の高齢者、障害者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員等）と連携し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援に係る個別計画の策定に努めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

また、町は、避難行動要支援者が利用する公立社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難支援プランを策定するよう努めるとともに民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。(本章第4節参照)

#### イ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

町、消防本部及び消防署は、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

### 第4 避難所管理・運営体制の整備【地域安全課・健康福祉課・環境課・学校教育課 生涯学習課・都市整備課・商工観光課】

#### 1 避難所管理・運営体制の確認

町は避難所がスムーズに開設・運営できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等も毎年度確認しておく。

#### 2 職員派遣体制の整備

町は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行なうため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

#### 3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

町は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、町社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得るなど連携して避難所運営体制を事前に検討しておく。

#### 4 指定管理者等との役割分担の明確化

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

#### 5 専門家等との情報交換

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

### 第5 帰宅困難者対策【地域安全課・生涯学習課】

#### 1 帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大規模震災の発生による鉄道等の交通機関の運行停止のために外出先で足止めされ、自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

#### 2 一斉帰宅の抑制

震災発生直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、応急活動の妨げになるとともに、転倒や落下物による負傷等の二次被害を受ける可能性がある。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する取組を実施する。

#### (1) 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ・ 従業員や児童・生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保
- ・ 従業員や児童・生徒等の安否確認手段の確保
- ・ 従業員や児童・生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル”171”や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

#### (2) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導體制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、利用者が事業所内で被災した場合における避難誘導體制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施するよう努める。

#### (3) 町民等への周知

町は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を町民へ周知するとともに、(1)(2)の取組について企業等への啓発を図る。

### 3 一時滞在施設等の確保

町は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、町所有の施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。

町は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

### 4 帰宅困難者の誘導等の体制整備

町は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。

### 5 外国人への支援

町は、町国際交流協会等と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

## 第6 県外避難者受入対策【地域安全課】

### 1 避難受入れ場所の確保

町は、大規模災害等により県外からの避難者を受け入れる状況の発生に備え

て、あらかじめ避難所として使用できる施設を選定しておく。

## 2 県外避難者受入体制の整備

県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として町が第4に準じて行う。

## 第 13 節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

### 計画の目的

地震に起因する火災の被害の未然防止・被害軽減のため、県、町、消防機関は連携して、火災予防の徹底に努める。

また、大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、町、消防機関及び県は、災害に備えた体制の整備充実を図る。

【担当】 ○地域安全課 総務課 都市整備課 消防団

### 町等の役割

#### 第 1 火災予防の徹底【地域安全課・都市整備課・消防本部・消防団】

##### 1 地域住民に対する指導

町、消防本部及び消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、町及び消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止として、女性防火クラブの育成、指導を強化する。

##### 2 住宅防火対策の推進

地域住民、特に、高齢者、障害者等の要配慮者を住宅火災から守るため、県（危機管理防災局・保健福祉部・県土整備部）、消防本部、女性防火クラブ等関係機関は連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及啓発活動を実施するなど住宅防火対策の一層の推進を図る。

##### 3 建築物設置者・管理者に対する指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法（昭和 23 年法律第 186 号）」等防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう指導する。

##### 4 防火・防災管理者の育成

消防本部は、防火及び防災管理者に対して消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

##### 5 予防査察の強化・指導

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険がある箇所を発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

##### 6 自衛消防力の強化

###### (1) 自衛消防組織の確立

建築物の高層化、危険物施設の増加等により、火災初期における活動の重要性が益々高まってきていることを踏まえ、消防本部は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期す。

#### (2) 消防用設備等の整備充実

消防本部は、火災初期での消火、速やかな火災発生への報知、避難の実施、また消防隊活動に対する利便の提供などのため、消防法第 17 条に規定する防火対象物の関係者に対し、消防用設備等を設置、維持させることにより、火災による被害の軽減に努める。

### 7 防火地域・準防火地域の指定

町は、県（県土整備部）と協議等し、「都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）」に基づく防火地域又は準防火地域を指定することにより、地域内の建築物の防火性能の確保を図る。

## 第 2 消防力の強化【地域安全課・消防団】

### 1 組織の充実強化

町・消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

<資料編 19 高根沢町消防団組織図>

### 2 消防施設等の整備充実

町及び消防本部は、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき消防施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画（本章第 6 節第 5 参照）により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る。

### 3 消防水利の確保・整備

町は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

さらに、県（危機管理防災局）は町における消防水利施設の整備に関して助言や各種援助を行い、町の整備計画の促進に努める。

#### (1) 消防水利施設の整備

町は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

<資料編 20 消防水利の状況>

(2) 河川水の緊急利用

町は、都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

町は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

**4 化学消火剤の備蓄**

町は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保を図る。

**5 広域的な消火応援受入体制の整備**

消防本部は、緊急消防援助隊等の受援体制を整備する。

**第3 救急・救助力の強化【地域安全課・総務課】**

**1 組織の充実強化**

第2の1に準ずる。

**2 救急・救助用車両・資機材等の整備**

町・消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

**3 医療機関との連携強化**

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

**4 A E D（自動体外式除細動器）の活用**

職員等にA E Dを使用した救急救命訓練を実施して、必要な場合に各公共施設に設置してあるA E Dを活用できる体制の整備を図る。

**5 応援受入・連携体制の整備**

消防本部は、緊急消防援助隊等の受援体制を整備する。また、本章第21節のとおり県警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

## 第 14 節 医療救護体制の整備

### 計画の目的

災害時の救急医療体制を確保するため、県、医療機関等関係機関との緊密な連携により、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するための体制整備を図る。

【担当】 ○健康福祉課 地域安全課

### 医療機関の役割

#### 第 1 医療機関の対策

医療機関は、自らの被災状況の早期把握や、医療継続の可能性の判断を行える体制を整備する。

また、被災地へ出動する救護班の編成や、応急救護所の設置など救急医療の体制を整備する。

#### 第 2 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- (1) 非常事態に即応するため、入院患者の容体等により避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- (2) 毎年避難訓練を実施する。
- (3) 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- (4) 病院、診療所においては、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別な配慮を図る。

また、高齢者保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り避難が容易になる対策を講じる。

- (5) 災害時の負傷者等の応急手当ができる体制を確立しておく。

### 町等の役割

#### 第 1 初期医療体制の整備【地域安全課・健康福祉課】

##### 1 町が行う災害医療体制の整備

- (1) 消防本部及び関係医療機関と連携して、救護所に充てる建物・場所を調査し、その一覧表を作成する。
- (2) 救護所に備えるべき器材を検討し、長期保存可能な資機材はあらかじめ確保するとともに、補給先も確保しておく。また、臨時・移動式救護所用の資材（天幕、テントなど）等の整備を図る。
- (3) 救護班の編成及び出動体制を確立する。
- (4) 町内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

## 2 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療がより円滑に行われるよう、地域の自主防災組織等が、避難所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動等を実施できるようにするため、消防本部等が実施する「普通救命講習」等への受講を啓発する。

## 第2 後方医療体制等の整備【健康福祉課】

町は、県、医師会、医療機関等との連携により後方医療体制等の整備を図る。

### 1 医師会との協定の締結

町は、救護所の救護班等では対応できない重症患者等を収容するため、医師会に協力を要請する業務内容や費用負担を定めた協定を締結し、医師会との協力体制の確立と医療体制の整備を図る。

### 2 救急医療・広域災害情報システムの活用

町は、県、医師会、救急告示医療機関、救命救急センター、災害拠点病院、消防本部間における情報ネットワークである「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS)を活用し、迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供を図る。

## 第 15 節 緊急輸送体制の整備

### 計画の目的

大規模災害発生時に、被災地域への応急対策人員、援助物資等が迅速かつ確実に輸送できるよう、平常時から緊急輸送体制の整備を図る。

【担当】○総務課 都市整備課 生涯学習課 学校教育課

### 町等の役割

#### 緊急輸送道路の指定状況

平成 8（1996）年度に栃木県が指定し、平成 29（2017）年度に見直しを行った本町内における緊急輸送道路は、国道 4 号、国道 408 号、県道 10 号線、県道 101 号線及び県道 61 号線である。【参照】国土交通省道路防災情報

参考

区分	指定道路	設定基準
第 1 次緊急輸送道路	国道 4 号 （宝積寺－上阿久津） 国道 408 号 （宝積寺石神地内）	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第 2 次緊急輸送道路	県道 10 号線 （宝積寺－飯室） 県道 101 号線 （宝積寺－石末）	・ 第 1 次緊急輸送道路と市町村役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第 3 次緊急輸送道路	県道 61 号線 （柏崎地内）	・ 第 1 次、第 2 次緊急輸送道路の機能を補完する道路

### 第 1 陸上輸送体制の整備【都市整備課・総務課】

#### 1 道路施設

地震時において安全性、信頼性の高い道路を確保するため施設整備に努めるとともに、緊急輸送道路等に巡回・点検等の予防対策を講じる。

- (1) 地震時における道路機能を確保するために、法面崩落等危険箇所の点検や道路パトロールを実施し、補強が必要な箇所については、緊急度の高い箇所から対策を行う。
- (2) 橋梁は、被災した場合において交通に大きな影響を与えるため、新設・架け替えにあたっては、過去の震災被害や最新の知見に基づいた「道路橋示方書」（平成 29 年 11 月）の基準に合致した耐震性の高い橋梁の整備を行う。また既存橋梁についても、耐震点検結果等に基づき、補強が必要な橋梁は、緊急度の高いものから対策を実施する。
- (3) 災害時に緊急輸送道路として確保すべき道路を選定し、道路管理者の立場から災害に強い道路を整備していく。

## 2 燃料の確保

町は、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき燃料を確保する。

## 第2 空中輸送体制の整備【学校教育課・生涯学習課】

### 1 臨時ヘリポート

震災時に、道路の土砂崩れ、橋梁の損壊等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して定める。

<資料編 26 飛行場外・緊急離着陸場>

## 第3 関係機関との連携による輸送体制の強化【都市整備課・総務課】

### 1 建設関係機関との連携体制

町は、災害時における道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、町内の建設業者等との間に協定等を締結して、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平常時から連携体制の強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できるよう体制の整備に努める。

### 2 物資輸送機関との連携体制

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、物資輸送機関と協定を締結するなど体制の整備に努める。また、協定締結後は、事前に協力内容や実施体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連絡体制の強化を図る。

<資料編 27-6 災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定>

## 第16節 防災拠点等の整備

### 計画の目的

大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等の面から重要な役割を担う防災拠点を、関係機関との連携を図りながら、計画的に整備していく。

【担当】○総務課 地域安全課 健康福祉課 上下水道課 学校教育課 生涯学習課 新庁舎整備課

### 町等の役割

#### 第1 防災（災害対策）活動拠点の整備【総務課・地域安全課・上下水道課・学校教育課・生涯学習課・新庁舎整備課】

##### 1 町災害対策本部

災害対策活動の第一線の拠点となる町庁舎について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、耐震補強工事を含め必要な非常用発電機や対策本部用電話設置の他に、必要な資材等の整備を図る。

##### 2 災害対策活動拠点

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備をする。

- (1) 建築物の耐震化
- (2) 非常用電源の整備及びその燃料確保
- (3) 防災行政無線整備
- (4) 耐震性貯水槽・防火水槽の整備
- (5) 備蓄倉庫設置

## 第 17 節 建築物等災害予防対策

### 計画の目的

町及び施設等の管理者等は、震災時における建築物の安全性の確保を図るため、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を講じる。

【担当】○都市整備課 地域安全課 総務課 健康福祉課 上下水道課 学校教育課 生涯学習課 新庁舎整備課

### 住民及び事業所の役割

#### 第 1 建築物の耐震化

現行の「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）」に規定されている耐震性能を有しないと想定される既存建築物の所有者は、耐震診断を受けて耐震改修を実施する。

#### 第 2 構造物の耐震化

地震によるブロック塀の倒壊を防止するため、日本建築学会が作成した「コンクリートブロック塀設計基準」等を参考にして安全対策を図る。

#### 第 3 窓ガラス等の落下防止

建築物等の所有者は、地震による落下物から危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、平常時から安全点検に努める。

#### 第 4 家具等転倒防止

タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、家具類の安全対策を図る。

### 町等の役割

#### 第 1 建築物の耐震性強化【総務課・健康福祉課・都市整備課・上下水道課・学校教育課・生涯学習課】

##### 1 民間建築物の耐震性の強化

(1) 耐震改修促進法に規定されている耐震性能を有しないと想定される既存建築物等について、県が策定した「栃木県建築物耐震改修促進計画」を勘案し、「高根沢町建築物耐震改修促進計画」を策定するとともに、建築物の所有者等に指導、助言を行い、耐震診断や耐震改修を促進する。

(2) 耐震性に関する知識の普及

町は県と協力し、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震工法、耐震補強の重要性の啓発、耐震改修相談窓口を開設、建築技術者向け耐震診断講習会の開催等の措置を講じ、既存建築物の耐震性向上の促進を図る。

(3) 関係団体等の協力

建築物の設計、施工について豊富な知識と経験をもつ一般社団法人栃木県建築士会及び一般社団法人栃木県建築士事務所協会等の協力を得て、建築物の耐震性確保を図る。

## 2 公共建築物の耐震性の強化

(1) 町庁舎等の整備

町庁舎等の耐震性の向上を図るとともに、災害対策活動拠点として防災拠点を整備していく。

(2) 学校施設

災害時における児童・生徒等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った次のような整備を図る。

① 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前（昭和 56（1981）年以前）に建築された校舎等について、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震補強工事を実施する。

② 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめテレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等の安全と避難経路が確保できるよう、設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、児童福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

## 第 2 震災建築物応急危険度判定制度等の整備【都市整備課】

地震により被災した建築物について余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、平成 19（2007）年 4 月に制定した「高根沢町被災宅地危険度判定実施要綱」及び「高根沢町震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、県と連携して応急危険度判定を実施できるよう実施体制を整備する。

＜資料編 33 高根沢町被災宅地危険度判定実施要綱＞

＜資料編 34 高根沢町震災建築物応急危険度判定要綱＞

## 第 3 ブロック塀等の倒壊防止及び窓ガラス等の落下防止【都市整備課】

### 1 ブロック塀等の倒壊防止

昭和 53（1978）年 6 月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故が発生したことから、ブロック塀等の倒壊防止のための施策を推進してきたが、阪神・淡路大震災、東日本大震災においても多くの被害が生じた。また、平成 30（2018）年 6 月に発生した大阪北部地震でも、人的被害が発生したことから本町においても、町内全域の通学路を中心に

ブロック塀点検を行った。

町は、県と連携してブロック塀等の倒壊防止のため町民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

## 2 窓ガラス等の落下防止

町は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、平常時から安全点検に努めるよう指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

## 第4 家具等転倒防止【地域安全課】

町は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレット等の配布を通じて、住民に対して家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

## 第 18 節 公共施設等災害予防対策

### 計画の目的

道路、鉄道、上下水道、電力、その他の公共施設は、震災時における応急対策活動の実施や生活の安定に重要な役割を果たす。このため、各公共施設の管理者は、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

【担当】 ○都市整備課 上下水道課

### 事業所の役割

#### 第 1 鉄道施設【鉄道事業者】

鉄道事業者は、構造物の建造にあたっては、耐震性に十分配慮するとともに、従来の構造物も補修、改良により耐震性の強化を図り、その整備に努める。また、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

#### 第 2 電力施設【電気事業者】

災害時における電力供給の確保を図るため、設備の安全化対策、要員・資機材の確保対策、防災訓練の実施等により予防措置に努め、電力供給の多系統化等による非常時における電力供給について、一層の対策の推進を図る。

#### 第 3 電話施設【電気通信事業者】

災害時における通信の確保を図るため、設備の安全対策、要員・資機材の確保対策、防災訓練の実施等により予防措置に努める。

#### 第 4 ガス施設【ガス供給事業者】

災害時におけるガスの早期供給を図るため、設備の安全対策、要員・資機材の確保対策、防災訓練の実施等により予防措置に努める。

### 町等の役割

#### 第 1 道路施設【都市整備課】

地震時において安全性、信頼性の高い道路を確保するため施設整備に努めるとともに、緊急輸送道路等に巡回・点検等の予防対策を講じる。

- (1) 地震時における道路機能を確保するために、法面崩落等危険箇所の点検や道路パトロールを実施し、補強が必要な箇所については、緊急度に高い箇所から対策を行う。
- (2) 橋梁は、被災した場合において交通に大きな影響を与えるため、新設・架け替えにあたっては、耐震設計基準に適合する構造とする。また既存橋梁についても、耐震点検結果等に基づき、補強が必要な橋梁は、緊急度の高いものから対策を実施する。
- (3) 災害時に緊急輸送道路として確保すべき道路を選定し、道路管理者の立場から災害に強い道路を整備していく。

#### 第 2 上水道施設【上下水道課】

上水道施設の管理者は、地震に備え、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 貯溜水の確保

配水池等の耐震性を図るほか、流出入操作弁の電動リモコン化、緊急遮断弁等を設置し、貯溜水の異常流出防止に努める。

(2) 二次災害防止

ポンプ場及び浄水場内での薬注入設備の各種薬品、特に塩素注入設備の塩素ポンプ等の機器及び重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう努める。

(3) 主要施設の維持管理

施設の設計図書等を整備し、復旧のための組織編成を行うとともに、ポンプ場及び浄水場内施設の維持管理においては、点検などにより施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、被災時には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。

(4) 配水管路等の改良

管路の強化に努めるとともに、支持地盤に合った耐震性のある材料を採用するよう努める。

(5) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連絡に努める。

(6) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。

<資料編 23-1 水道事業浄水施設>

### 第3 下水道施設【上下水道課】

#### 1 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設設計指針と解説」「下水道施設の地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、耐震性向上のために開発される資材、器材、工法等も取り入れ、より耐震性のある施設とする。

また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修や補強を実施する。

#### 2 施設の維持管理等

施設の設計図書等を整備し、復旧のための組織編成を行うとともに、それぞれの施設の現状を把握し、点検等により危険箇所の早期発見とこれの改善を行う。

<資料編 23-2 公共下水道施設>

#### **第4 河川管理施設【都市整備課】**

地震の発生により、河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生が予想されるため、河川管理者は、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ適切に実施する体制の整備に努める。

#### **第5 廃棄物処理施設【塩谷広域行政組合】**

災害に強い施設の整備と平常時から施設の保守点検を定期的に行い、危険箇所  
の早期発見に努める。

- (1) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。
- (2) 復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

## 第 19 節 危険物施設等災害予防対策

### 計画の目的

危険物による災害を防止し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物取扱事業所、県、防災関係機関と連携して予防対策を実施する。

【担当】○地域安全課 健康福祉課 環境課

### 第 1 危険物施設

#### 事業所の役割

##### 1 災害予防対策

(1) 危険物施設の所有者等が実施する対策

- ① 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- ② 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- ③ 大規模な地震発生による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。
- ④ 自衛消防組織等・災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- ⑤ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- ⑥ 大規模災害に備え、施設を強化するとともに、防災資機材や化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- ⑦ 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

#### 町等の役割

1 消防機関等が実施する対策【消防本部】

- ① 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- ② 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての再点検を行うよう指導する。
- ③ 危険物施設の管理者等に対し耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- ④ 立入検査等の予防査察については、構造、設備の維持管理状況の検査及び貯蔵、取り扱いについての安全管理状況の検査を実施する。
- ⑤ 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- ⑥ 化学消防自動車等の整備に努める。

## 第2 LPガス

### 事業所の役割

LPガス販売事業者の規制等は県が監督しており、町は県との連携により一層の安全確保に努める。

#### 1 販売事業者、保安機関、充てん事業者等（以下「販売事業者」という）が実施する対策

##### (1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

① LPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、洪水による浸水のおそれがある場所については流出防止措置を行い、さらにガス漏れ警報器、耐震自動ガス遮断器付マイコンメーター等の安全機器の整備を促進する。

② 事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

##### (2) 販売事業者等の災害予防体制の強化

① 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。

② ガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう、点検に必要な資機材や緊急出動体制を整備するとともに、従業員や消費者への周知を徹底する。

③ 転倒や転落防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。

④ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

## 第3 毒物・劇物

### 事業所の役割

#### 1 災害予防対策

##### (1) 毒物・劇物施設等の所有者等が実施する対策

① 毒物・劇物施設等の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、毒物・劇物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。

② 毒物・劇物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。

③ 自衛消防組織等・災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

④ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。

⑤ 大規模災害に備え、施設を強化するとともに、防災資機材や化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

⑥ 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

### 町等の役割【地域安全課・健康福祉課・消防本部】

県及び町は、消防本部、医療機関等と協力し、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制を整備する。

## 第4 放射性物質

### 事業所の役割

#### 1 事業者（管理者等）

現時点で本町には放射性同位元素取扱施設の存在は確認していないが、放射性同位元素取扱施設の管理者は、災害要因により、放射性同位元素等の漏えい等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

### 町等の役割

#### 1 放射性物質取扱施設等の把握【地域安全課・消防本部】

現時点で本町には放射性物質取扱施設の存在は確認していないが、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

## 第5 古タイヤ等堆積物

### 事業所の役割

本町において古タイヤや自動車等の野外堆積を行うような事業者を把握してはいるが、事業者は、古タイヤ、自動車、廃棄物等を野外に堆積しないよう心掛けるとともに、火災発生防止に努める。

- (1) 野外堆積物の場所、品目、数量、面積等を把握し、火災予防や火災発生時の速やかな通報等について、従業員等に適切な指導を行う。
- (2) 地域住民等の要望がある場合や県、町、消防本部から指導があった場合には、必要に応じて適切な措置を行う。

### 町等の役割【環境課・消防本部】

本町において古タイヤや自動車等の野外堆積を行うような事業者を把握してはいるが、古タイヤ、自動車、廃棄物等が野外に堆積される場合もあり、県、消防機関と連携して次のとおり野外堆積物の火災発生防止に努める。

- (1) 野外堆積物の場所、品目、数量、面積等を把握し、事業者に対し火災予防や火災発生時の速やかな通報等について適切な指導を行う。
- (2) 地域住民等の要望がある場合は、これを事業者に伝え必要に応じて適切な措置について指導を行う。

## 第 20 節 文教施設等災害予防対策

### 計画の目的

震災発生時の児童・生徒等の安全を確保するため、学校等は、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

【担当】○学校教育課 生涯学習課

### 町等の役割

#### 第 1 公立学校の対策【学校教育課】

##### 1 学校安全計画等の作成

公立の小学校、中学校、高等学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における児童・生徒等の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

##### ○「学校安全計画」作成上の留意点

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

##### ① 災害管理に関する事項

- ・ 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定

##### ② 災害に関する組織活動

- ・ 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施
- ・ 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

##### ○「危険等発生時対処要領」作成上の留意点

学校安全計画を受け、地域・学校の実情等に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。

- ・ 大規模災害時における児童・生徒等の安全確保の方策
- ・ 時間外における教職員の参集体制
- ・ 保護者への引渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制など

##### 2 学校等の防災体制の確立

###### (1) 事前対策の確立

校長等は、地震発生時の児童・生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動等を具

体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図ることが必要である。

(2) 応急対策への備え

校長等は、震災時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

### 3 児童・生徒等に対する防災教育

町は、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

(1) 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達の段階に応じた防災教育の充実を図る。

① 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際に、県（教育委員会事務局）が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

#### ～自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成～

想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、地震・津波でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。

また、児童・生徒等が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。

#### ～防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実～

災害発生時に、自ら危険を予測し回避するため、災害に関する知識に基づいて的確に判断し、迅速に行動する力を身に付け、主体的に行動する態度を育成する指導をしていく。

また、東日本大震災の教訓だけではなく、地域において現在も生き続けている過去の災害の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。

② 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されており、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

## (2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

## (3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

＜資料編 13 教育施設一覧＞

## 第 2 社会教育施設の対策【生涯学習課】

### 1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、博物館等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

#### ○施設危機管理計画作成上の留意点

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

#### ① 災害管理に関する事項

- ・ 防災のための組織作り、連絡方法の設定
- ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・ 防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

#### ② 災害に関する組織活動

- ・ 地域社会と連携した周辺危険箇所の点検、防災訓練・避難所運営訓練の実施
- ・ 職員を対象とした防災に関する研修
- ・ 利用者に対する防災情報提供

### 2 社会教育施設の防災体制の確立

#### (1) 事前対策の確立

施設長は、地震発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続・中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

#### (2) 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機

関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

町は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

(1) 防災教育の充実

ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

(2) 避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第3 文化財災害予防対策【生涯学習課】

(1) 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

(2) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

(3) 文化財防火デー（1月26日、昭和24（1949）年法隆寺金堂が焼失した日）を中心として、防火訓練を実施して、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

(4) 被災後に文化財の復元や補修を行うため、その参考資料として図面やビデオ

オ・写真等により被災前の状況を記録する。

第4部 火災対策編 第1章 火災予防 第2節第5の4に準じ、震災に備えた対策を行う。

## 第 21 節 防災関係機関相互応援体制の整備

### 計画の目的

町の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制並びに警察、自衛隊、ライフライン関係機関との協力体制を平常時から確立し、支援部隊や物資を円滑に受援できる体制を整備する。

【担当】○地域安全課 総務課

### 町等の役割

#### 第 1 「災害時における市町村相互応援に関する協定」の適切な運用【地域安全課】

町単独では対応できない大規模な災害の発生に備え、県内市町が締結する「災害時における市町村相互応援協定」の適切な運用を図るとともに、災害発生時に協定締結団体へ必要な応援を実施できる体制の整備に努める。

##### 1 ブロック内市町及び各ブロック間の連絡体制の整備

災害発生時における連絡担当部署をあらかじめ定めておき、本町が属する塩谷ブロック内市町及び各ブロック間の災害時の連絡体制について整備しておく。

##### 2 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時においては、被災地外からの人的・物的支援が有効であることから、町は、できるだけ多くの県内外の市町村との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

###### (1) 県内市町との協定

町は、第 1 に掲げる県内市町間相互応援協定の外、必要に応じて他の県内市町との災害時応援協定締結に努める。

###### (2) 県外市町村との協定

町は、必要に応じて県の区域外の市町村との災害時応援協定締結に努める。

#### ①ブロック別市町区分

ブロック名	構成市町村
北那須ブロック	大田原市、那須塩原市、那須町
日光ブロック	日光市
南那須ブロック	那須烏山市、那珂川町
塩谷ブロック	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
県央ブロック	宇都宮市、鹿沼市
芳賀ブロック	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南ブロック	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町
安足ブロック	足利市、佐野市

## ②応援ブロック

被災ブロック名	応援ブロック名
北那須ブロック	日光、南那須、塩谷ブロック
日光ブロック	北那須、塩谷、県央ブロック
南那須ブロック	北那須、塩谷、芳賀ブロック
塩谷ブロック	北那須、日光、南那須、県央、芳賀ブロック
県央ブロック	日光、塩谷、芳賀、県南、安足ブロック
芳賀ブロック	南那須、塩谷、県央、県南ブロック
県南ブロック	日光、県央、芳賀、安足ブロック
安足ブロック	県央、芳賀、県南ブロック

### 3 連絡協議会の開催

協定の円滑な運用を図るため、毎年度、塩谷ブロックで連絡会議を開催し、協定の内容や各市町との連絡・応援体制について確認を行うとともに、ブロック内相互応援体制の充実、強化に向けて必要な検討を行う。

### 4 備蓄体制の充実強化

応急対策活動のための防災資機材及び被災者のための食料、日常生活用品等について各市町の地域特性を考慮し、ブロック内共同備蓄の推進等により備蓄体制の充実に努める。

### 5 ブロック内市町合同防災訓練の実施

協定に基づく応援業務、受入体制を実効性あるものとするため、ブロック内市町による合同防災訓練を実施し、相互応援体制の充実、強化に努める。

<資料編 27 応援協定書>

## 第2 県と町の連携強化【地域安全課】

県が開催する市町防災担当職員に対する説明会等への参加や、各種防災訓練の合同実施及び高根沢町地域防災計画への助言を受け、町の防災力向上を図るとともに、県と町が連携した災害対策が実施できるよう、より一層の連携強化に努める。

## 第3 警察、消防本部、自衛隊との連携強化【地域安全課】

大規模な災害が発生した場合、各機関が連携を密にしながら、初期段階における消火、救助、捜索等を迅速かつ的確に実施できる体制を確立することで町民の生命・財産を守るため、初期段階における関係機関の役割分担や連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討を行い、相互連携体制の強化を図る。

## 第4 その他応援体制の整備【地域安全課】

県内市町との間に結ばれた「災害時における市町村相互応援に関する協定」をはじめ、近隣市町及び百貨店等と結ばれた「災害時における食料・生活必需品等

の確保に関する協定」などがあり、さらに、民間事業者等との新たな協定の締結も検討のうえ推進していく。

#### **第5 ライフライン等関係機関との連携【地域安全課】**

町は、大規模災害が発生した場合に、ライフライン等関係機関と連携・協力を図り、住民の安全と生活の早期安定を確保するため、ライフライン等関係機関の効率的な応急対策業務の実施や連絡方法等を協議して連携を図る。

#### **第6 支援体制の確立【総務課】**

町は、首都圏災害時における避難民の受入を含む応援のため、平素から職員派遣や受入住宅の把握等、関係機関との協力体制の確立に努めておくとともに、相互の訓練等を通じて実践に即した体制づくりを行う。

## 第2章 震災応急対策

### 第1節 活動体制の確立

#### 計画の目的

地震被害の防止、拡大防止並びに被災者の救出救護等、町は第一次的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるように、職員の動員及び災害対策本部の設置、関係機関への通報など、災害初動体制を確立する。

また、町及び防災関係機関は災害発生時の業務継続性の確保に努める。

【担当】 ○各課等 社会福祉協議会 消防団

各段階における業務の内容（各課等においては、高根沢町業務継続計画BCPを参照とすること。）

発生から 1時間以内	<ul style="list-style-type: none"><li>・庁舎内の死傷者や施設の被害状況確認</li><li>・初期消火、救助救出、避難、避難誘導</li><li>・非常電源装置作動確認、通信確保</li></ul>
発生から 3時間以内	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員配置及び災害対策本部の設置</li><li>・被災状況調査指示</li></ul>
発生から 6時間以内	<ul style="list-style-type: none"><li>・初期被害状況の情報収集・情報伝達</li><li>・避難所設置指示</li></ul>
発生から 12時間以内	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害状況、対応状況、避難所運営状況等の情報収集及び対応</li></ul>
発生から 24時間以内	
発生から 72時間（3日）以内	
発生から 1週間以内	

#### 町等の役割

##### 第1 初動体制【各課等・社会福祉協議会・消防団】

地震被害の防止、軽減並びに災害応急対策について迅速な対応を図るため、次のとおり災害に対処する体制を整える。

## 震災体制基準

種別	災害警戒体制 災害警戒本部の設置検討 (震度 5 弱)	災害警戒本部の設置及び 災害対策本部の設置検討 (震度 5 強)	災害対策本部体制 (震度 6 弱以上)
	第 1 配備体制	第 2 配備体制	第 3 配備体制
時期	①宇都宮地方気象台が震度 5 弱を観測し発表した場合。 ②震度情報ネットワークシステムにより震度 5 弱を観測したとき。 ③町域に地震による被害が発生したとき。 ④その他地域安全課長が必要と認めたとき。	①宇都宮地方気象台が震度 5 強を観測し発表した場合。 ②震度情報ネットワークシステムにより震度 5 強を観測したとき。 ③町域に地震による被害が発生したとき。 ④その他本部長 (副町長) が必要と認めたとき。	①宇都宮地方気象台が震度 6 弱以上を観測し発表した場合。 ②震度情報ネットワークシステムにより震度 6 弱以上を観測したとき。 ③町域に地震による被害が発生したとき。 ④その他本部長 (町長) が必要と認めたとき。
決定	地域安全課長が関係課長と協議し、必要があると認めるときは、これを決定する。	副町長が関係課長と協議し、必要があると認めるときは、決定する。決定の経過を町長に報告する。	震度 6 弱以上は自動決定。その他、災害対策本部長 (町長) が決定する。
処理事項	①関係担当課は町域をパトロールし、被害状況を調査する。 ②被害がある場合は、第 2 配備体制に移行し対応する。 ③その他防災に必要な事項。	①関係担当課は自主参集する。 ②関係担当課は、町域をパトロールし被害状況を調査するとともに、関係担当課は初動体制がとれる準備をする。 ③被害が大きな場合は、第 3 配備体制と同様の体制をとる。 ④その他防災に必要な事項。	①関係担当課は自主参集する。 ②関係担当課は、町域をパトロールし被害状況を調査するとともに、関係担当課は初動体制がとれる準備をする。 ③災害対策全般を処理する。
動員職員	○地域安全課○総務課 ○都市整備課○農政課○ 商工観光課○上下水道課 ○新庁舎整備課○学校教育課○こどもみらい課○ 生涯学習課○消防団※動員職員にあつては各課の判断により招集する。	○副町長 ○教育長 ○第 1 配備体制の職員 ○係長以上の職員 ○社会福祉協議会の職員 ○消防団	○三役 ○全職員 ○社会福祉協議会の職員 ○消防団

### 1 災害対策本部設置までの警戒体制

町は、住民に対する救援活動を早急に実施するため、町防災行政無線 (移動系・同報系) 等の機器を活用し情報収集を迅速に行うなど、災害発生直後の災害警戒体制をとり、災害応急対策の準備に着手する。

(1) 第1 配備体制（災害警戒体制）【地域安全課・総務課・都市整備課・農政課・商工観光課・上下水道課・新庁舎整備課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課・消防団】

① 体制の基準及び手続き

町域に震度5弱の地震が発生した際及び、その対応策を検討するため地域安全課長が必要と認めたとき、又は関係課長から地域安全課長に要請があったときは協議し必要があると認めるときは、各課において第1 配備体制を整える。

② 第1 配備体制の内容

第1 配備体制を整え、被害状況等の情報を収集し、的確な活動及び連絡体制を推進する。さらに、災害の程度により第2 配備体制の動員ができるよう準備をする。

③ 代決者

地域安全課長不在時の意思決定は、地域安全課課長補佐が行い、地域安全課課長補佐が不在の場合の意思決定は、地域安全課係長が行う。

④ 解散

体制の解除は、調査の結果被害がなかった場合に、地域安全課長が決定する。

(2) 第2 配備体制（災害警戒本部体制）【各課等・社会福祉協議会・消防団】

① 体制の基準及び手続き

町域に震度5強の地震が発生した際は、役場内に災害警戒本部を設置する。体制の解除は、町内の状況を把握し、災害警戒本部本部員会議で協議し、副町長が決定する。

② 第2 配備体制の内容

関係各課は、災害警戒本部のもとで防災活動に従事し、相互に情報連絡を行い、対策を協議し、応急対策を実施する。関係各課は、被害の程度により第3 配備体制のもとで災害対策本部体制に即座に移行できるよう準備する。

③ 代決者

副町長不在時の意思決定は地域安全課長が行い、地域安全課長不在時の意思決定は地域安全課課長補佐が行う。

本部の組織は、次のとおりとする。

## 災害警戒本部組織

本部員会議	
本部長	副町長
本部長付	教育長
本部員	各課長等

|

総務企画部	総務課・企画課・地域安全課・会計課・議会事務局・監査委員（選挙管理委員会）事務局
住民生活部	住民課・税務課・健康福祉課・環境課
建設産業部	都市整備課・農政課・商工観光課・上下水道課・新庁舎整備課・農業委員会事務局
教育部	学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課
社会福祉協議会	

## 2 第3 配備体制（災害対策本部体制）【各課等・社会福祉協議会・消防団】

町域に震度 6 弱以上の地震が発生した場合、震度 5 弱・強以上の地震が発生し、町長が必要と認めた場合、又はその他町長が必要と認めた場合「高根沢町災害対策本部条例」により、町長を本部長として、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、災害の防御、災害救助、災害警備、その他災害応急対策を総合的に実施する。

なお、本部は原則として高根沢町役場（本庁舎）に設置し、必要に応じて現地災害対策本部も設置する。本部が被災した場合は、次の順に本部を置く。

- ①教育委員会庁舎      ②図書館中央館      ③宝積寺アクアセンター

## 災害対策本部組織

本部員会議	
本部長	町長
副本部長	副町長
本部長付	教育長
本部員	各課長等

|

本部連絡員
-------

|

総務企画部	総務班・消防交通班・財政班・管財班・広報班・会計班
住民生活部	救護班・社会福祉班・住民班・税務班・環境班・保険年金班
建設産業部	農政班・農地班・商工班・ 土木建築班・都市施設班・上下水道班
教育部	学校教育班・児童福祉班・社会教育班
社会福祉協議会、自主防災組織及び災害復興支援自主団体等	

(1) 本部設置及び解散の手続き

- ① 本部の設置は、震度6弱以上の地震が発生したときの自動設置を除き町長が決定する。この時点で招集される職員は、災害体制動員計画（附属資料）の第3配備体制のとおりとする。
- ② 警戒本部が設置されている場合、警戒本部長（副町長）は対策本部設置について協議し、必要があると認めるときは、町長に報告し、町長が決定する。
- ③ 警戒本部が設置されていない場合、副町長は関係課長と協議し、その結果を町長に報告し、町長は対策本部の設置を決定する。
- ④ 本部の解散については、町内の状況を把握し、災害対策本部本部員会議で協議し、町長が決定する。

(2) 本部の設置及び解散の公表

本部を設置、解散したときは県防災行政ネットワーク等を利用し県危機管理課を通じて知事に報告するとともに、関係諸機関、隣接市町等に対し、一般加入電話等適当な方法で連絡、公表する。

(3) 解散の基準

- ① 発生が予想された災害に係る危険がなくなつたと本部長が認めるとき。
- ② 当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと本部長が認めるとき。

(4) 災害対策本部の運営

① 本部の運営

ア 業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (ア) 災害救助法の実施に関すること
- (イ) 災害応急対策の実施に関すること
- (ウ) 本部の活動体制に関すること
- (エ) 各部の活動体制に関すること
- (オ) 避難所に関すること
- (カ) 国、県、他市町への応援要請
- (キ) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整
- (ク) 相互応援に関すること
- (ケ) 災害広報に関すること
- (コ) その他重要な事項に関すること

イ 本部員会議

災害対策に関する重要事項を協議決定し、その推進を図るため、災害対策本部に本部員会議を置く。

(ア) 構成員

- ・ 本部長
- ・ 副本部長
- ・ 本部長付
- ・ 本部員

(イ) 協議事項

前記の災害対策業務を実施するにあたって、必要な事項を協議する。

(ウ) 招集

本部長が必要の都度招集する。

ウ 部及び班

部及び班は、「高根沢町災害対策本部事務分掌表」(資料編 28-2 高根沢町災害対策本部事務分掌表)の分担業務を実施する。

エ 事務局

本部に事務局を置き、地域安全課の職員が担当する。

(ア) 業務

事務局は、概ね次の業務を実施する。

- ・災害対策本部の運営に関すること
- ・本部員会議に関すること
- ・本部内の連絡調整
- ・災害に関する情報の収集、伝達
- ・その他必要な事項に関すること

(イ) 本部連絡員

事務局に、各部の本部連絡員を置き、次の業務を実施する。

- ・職員動員の連絡
- ・所属部と本部との連絡調整
- ・所属部に関わる被害又は災害対策活動に関する情報の収集、伝達、資料の整理

オ 代決者

町長(本部長)不在時等の意思決定は副町長が、副町長不在時の意思決定は地域安全課長が、地域安全課長が不在時の意思決定は地域安全課課長補佐が行う。

## 第2 職員の動員配備【各課等・社会福祉協議会・消防団】

地震が発生したときは、あらかじめ定められた震災時の職員の配備基準に基づき、職員及び消防団員の動員を行い、必要に応じ警察官等関係機関職員の出動を要請する。

### 1 職員の動員

災害体制の動員は、各課長(災害対策本部設置時は各対策部長)の指示による。

### 2 動員の伝達系統及び方法

#### (1) 勤務時間内の動員

地域安全課長は、本部が設置された場合(本部に準ずる体制の場合も同じ)、本部長(町長)の指示に従い、教育長に連絡するとともに、各課長に対し配備を指令するものとする。各課長は、直ちに職員(班員)に連絡し、これを指揮

して対策本部分掌事務又は業務を実施する。

(2) 休日又は退庁後の動員

- ① 指定された動員基準により、本庁の災害対策本部組織に自主参集する。
- ② 各部長または班長は、職員の参集状況に応じ、緊急に応急活動をする必要がある班から順次編制し活動する。

勤務時間外の動員

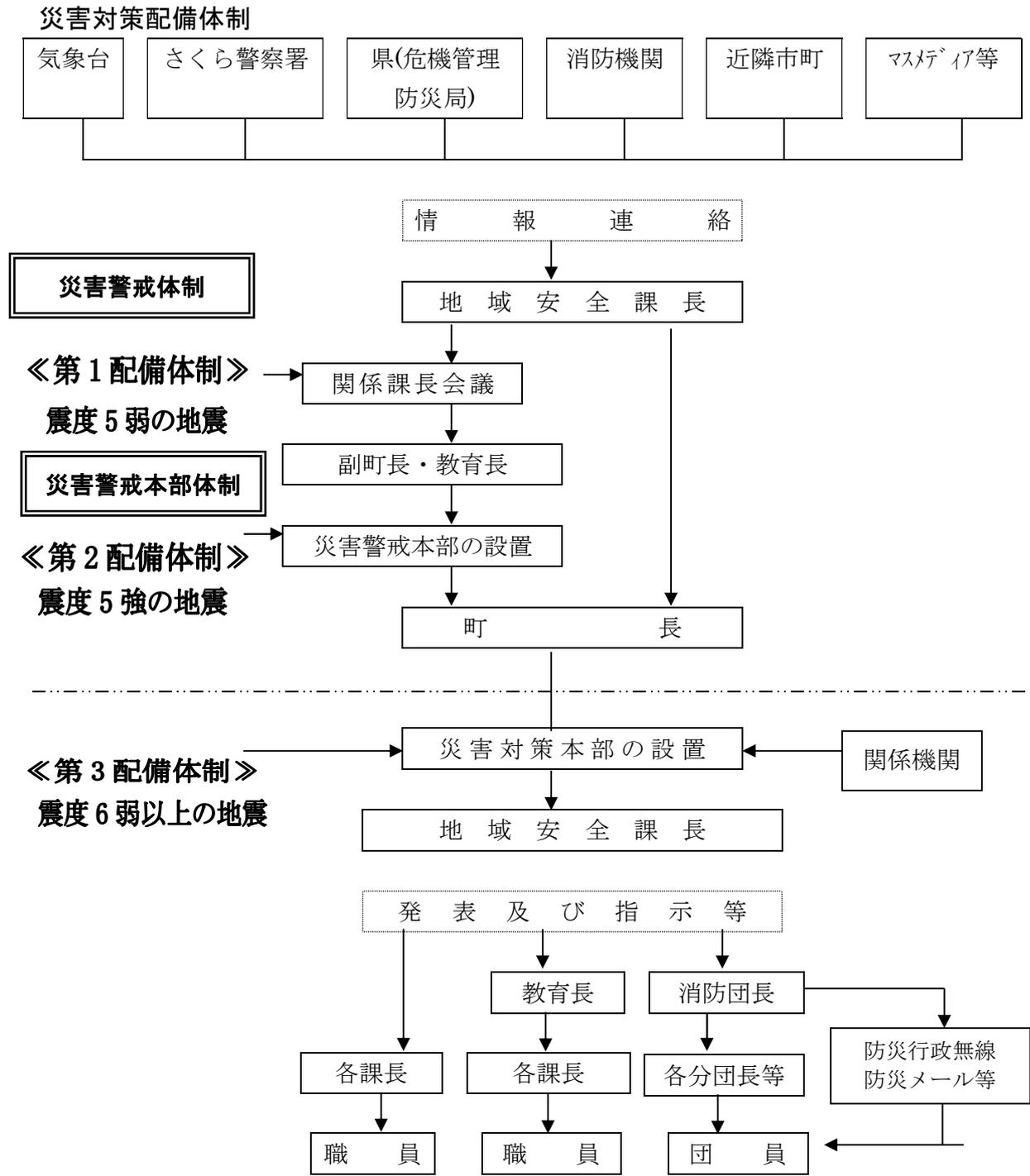
動員事由	配備指令	動員対象	動員先
震度5弱の地震	第1 配備体制	1. 地域安全課職員 2. 関係担当課（総務課・都市整備課・農政課・商工観光課・上下水道課・学校教育課・子どもみらい課・生涯学習課・新庁舎整備課）職員	勤務地
震度5強の地震	第2 配備体制 (自主参集)	1. 上記の職員 2. 係長以上の職員 3. 社会福祉協議会の職員	勤務地
震度6弱以上の地震	第3 配備体制 (自主参集)	全職員	避難所担当職員以外は 勤務地

※動員対象外職員：病弱等で応急活動の実施することが困難であることを本部長が認めた職員。居住付近で緊急に消火活動に従事する場合。人命救助活動に従事する場合。

※消防団員である職員については、職員配置基準により従事すること。

<資料編 28 高根沢町災害対策本部運営要領>

<資料編 30 震災対策初動マニュアル>



**3 連絡の方法**

テレビ、ラジオ等の震度階級情報により自主参集する。本部の設置、災害体制の決定及び動員の通知は、庁内放送、電話、防災行政無線（同報系、移動系）、電子メールのほか、その他の連絡方法を使用して伝達の徹底を図るものとする。

**4 動員配備**

(1) 平常勤務日の動員配備

動員された職員は、直ちにその所属班長の指揮下に入り、その指示にしたがって分掌事務を遂行しなければならない。

(2) 勤務時間外の動員配備

勤務時間外又は休日に動員された職員は、直ちに役場又は指示された場所に集合し、所属班長の指示を受けなければならない。なお、職員は勤務時間外又は休日に災害が発生したときは、その状況により所属班長等と連絡、若しくは自らの判断により登庁する。

(3) 動員配備確立後の報告

本部長（町長）の配備体制の指示に基づき、各部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部長に報告する。

(4) 各対策班間の応援

災害の状況により、災害対策実施に緩急が生じ、又は局限されたときは、本部長（町長）は必要に応じ各部に所属する職員を他の対策班の応援に動員させるものとする。

## 5 消防団の動員（緊急動員）

消防団の動員は、予め定めた出動マニュアルにより行う、なお時間的な余裕がある場合は本部長（町長）が消防団長を通じてこれを行うが、緊急の場合でそのいとまがないときは、分団長が各々の所属する団員を動員することができる。

＜資料編 32 地震発生時の消防団の出動マニュアル＞

## 6 応援要請

災害の規模が大きく、災害対策を実施するため町の災害対策要員をもっても応急対策を実施することができないときは、県又は他の市町に対し応援を要請し、必要な対策要員の確保を図るものとする。

## 7 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を適宜見直すなどして、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

## 8 登庁方法

各活動体制で定める庁舎への登庁にあたっては、機動性を有する自転車等の利用をあらかじめ検討しておく。

## 9 その他

(1) 動員等に関する記録

各対策班長、消防団本部及び各分団長等の責任者は、災害対策のための動員を行った場合及び応援を受けた場合は、その始期及び終期、人員作業内容等必要な事項を明確に記録する。

(2) 災害対策要員の標識等

本部長・副本部長・本部長付その他動員された職員、又は応援のため派遣された県や他の市町の職員は、別に定める腕章を付すること。

＜資料編 28-4 高根沢町災害対策本部職員等の標識＞

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

### 計画の目的

地震災害が発生した場合、救助・救出活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要となるため、関係機関は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達することに努める。

【担当】 ○各課等 社会福祉協議会 消防団 自主防災組織

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己の周辺の被災状況を把握</li> </ul>
発生から 3 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務地へ集合する際に、参集途上の被災状況等を把握し、本部に報告する。</li> <li>・ 防災無線等により、震度情報等を伝達する。</li> <li>・ 土砂崩れ危険地域の住民に、避難情報等を防災無線等により伝達する。</li> <li>・ 職員動員計画により職員配置</li> <li>・ 職員動員計画により登庁（夜間・休日）</li> <li>・ 防災無線施設等の機能確認</li> <li>・ 電気通信事業者及び自衛隊へ通信支援要請</li> <li>・ 通信が確保できない場合は、使者による情報伝達体制を整備</li> </ul>
発生から 6 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊派遣要請</li> <li>・ 県危機管理防災局へ通報、応援要請</li> <li>・ 緊急医療の受入、応援の要請</li> <li>・ 取得した情報の整理及び住民（避難所等）及びマスコミへの情報提供</li> </ul>
発生から 12 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織からの相談、及び要望等の受付</li> <li>・ 被災者からの相談窓口設置</li> </ul>
発生から 24 時間以内	
発生から 72 時間（3 日）以内	
発生から 1 週間以内	

## 住民の役割

### 第1 被害情報の収集及び通報

#### (1) 被害状況の把握

地震災害が発生した場合、自分のおかれた状況を冷静に判断するために、テレビ・インターネット・ラジオ等から情報を収集する。

#### (2) 被災状況等の通報

地震災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合は、消防又は警察へ緊急通報し、通報を受けた消防又は警察は、町地域安全課（TEL028-675-8110）へ連絡する。

#### (3) 自主防災組織による情報収集

自主防災組織は地域内の家屋・道路等被害情報を収集し、収集した情報を町役場等に通報するものとする。

## 町等の役割

### 第1 情報の収集体制【企画課】

町及び防災関係機関等は、震度、災害情報の収集のために、ラジオ、テレビ、県防災行政ネットワーク、インターネット等により迅速な情報収集に努めるものとする。

#### 1 震度情報等の入手

##### (1) 宇都宮地方気象台が発表する地震情報

- ① 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合
- ② 県内の地震による被害が発生した場合
- ③ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合
- ④ その他、必要と認められる地震が発生した場合

##### (2) 震度情報ネットワークシステムによる情報収集

震度情報ネットワークシステムにより、県内の地震発生と震度を把握する。

#### 2 被害情報の収集

##### (1) 異常現象受信時の処置

異常現象や災害による被害の連絡を受けた町は、被害状況を調査し、その状況をただちに県（危機管理防災局）に防災行政ネットワーク等により報告する。ただし県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）へ直接報告する。

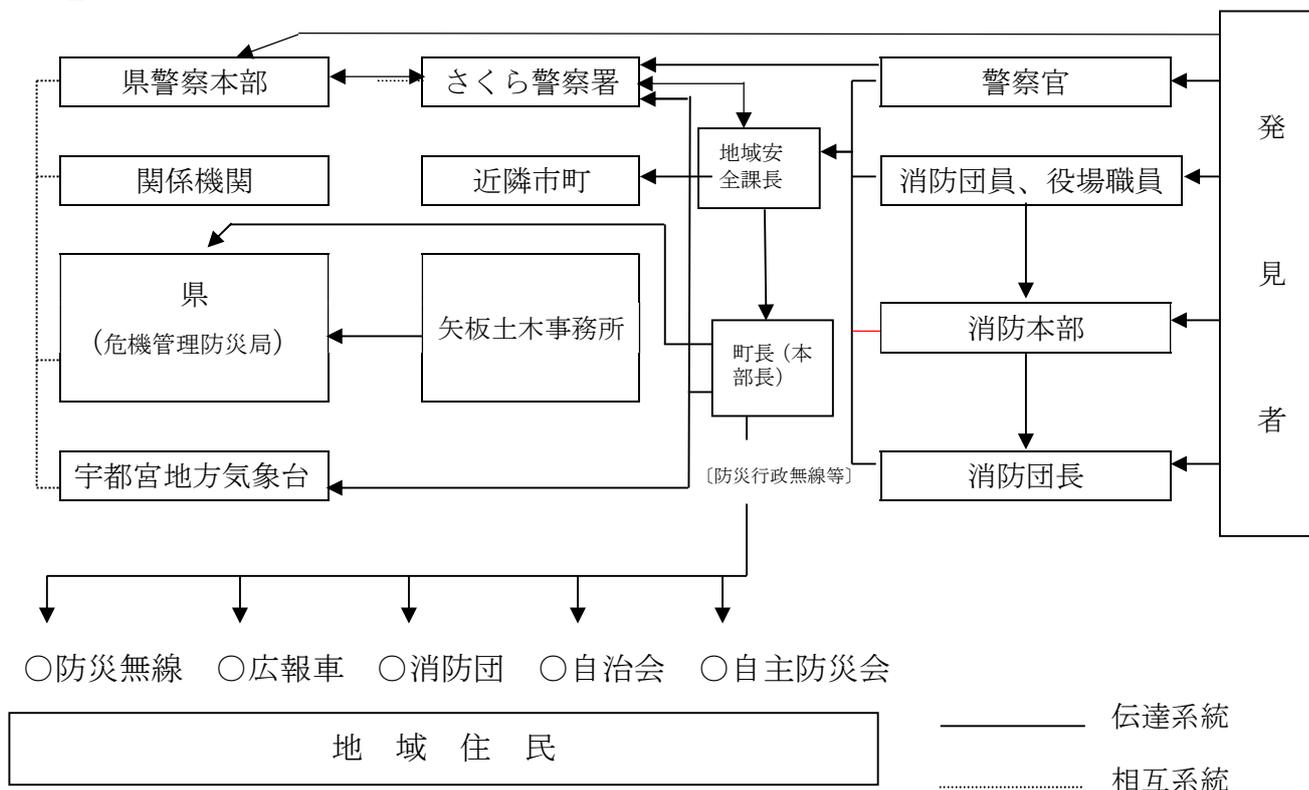
##### (2) 職員の参集途中での情報収集

職員は、参集途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに災害対策本部に報告する。

## 地震情報の伝達系統



## 通報系統図



## 第2 収集すべき情報【各課等・社会福祉協議会・消防団】

町は次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

### (1) 災害発生直後

- ① 情報収集日時・場所・収集者氏名
- ② 災害の発生日時、場所、災害の発生原因、進行状況、特質
- ③ 降雨、降雪、河川水位の状況
- ④ 住民の生命財産の安否状況、住民の避難の状況
- ⑤ 家畜、建物、農地、山林、河川、道路、橋梁、鉄道等の被害状況
- ⑥ 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- ⑦ 消防、水防等の応急措置の状況
- ⑧ 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
- ⑨ 衛生環境、疫病発生の状況、その救護措置の要否
- ⑩ 医療薬品その他衛生材料の補給の要否
- ⑪ 要配慮者利用施設の被害状況

(要配慮者利用施設)

児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

⑫ その他法令に定めがある事項及び災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(2) その後の段階

- ① 情報収集日時・場所・収集者氏名
- ② 被害状況
- ③ 避難指示等又は警戒区域の設定状況
- ④ 避難所の開設状況
- ⑤ 避難生活の状況
- ⑥ 食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
- ⑦ 電気、水道、ガス、電話等ライフラインの復旧状況
- ⑧ 医療機関の開設状況
- ⑨ 救護所の設置及び活動状況
- ⑩ 傷病者の収容状況
- ⑪ 道路及び交通機関の復旧状況
- ⑫ 衛生環境、疾病発生の状況
- ⑬ 要配慮者利用施設の復旧状況

(3) その他必要な事項

### 第3 災害状況の通報及び被害状況報告【地域安全課】

#### 1 県及び国への報告

(1) 町は、町域内に被害が発生したときは、次により速やかに当該災害の状況及びこれに対して実施した措置の概要を県に報告する。

① 栃木県火災・災害等即報要領の基準に該当する災害が発生した場合

消防組織法第40条に基づく火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により県に報告する。なお、地震災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

② 次の基準に該当する災害が発生した場合

災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき報告する。なお、この報告は、前記①の消防組織法第40条に基づく火災・災害等即報要領による報告と一体として取り扱う。また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告するが、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行うこと。

ア 災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告があると認められる程度の災害

ウ 上記に定める災害になるおそれのある災害

③ 震度 5 強以上の地震発生等直接即報基準に該当した場合

震度 5 強以上の地震発生等直接即報基準に該当した場合は、第 1 報を国（総務省消防庁）及び県（危機管理防災局）に報告する。

< 報告先 >

国への報告（震度 5 強以上等直接即報基準）に該当する場合	(1) 勤務時間内（消防庁防災課応急対策室） (TEL) 03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537 (2) 夜間・休日（消防庁防災課宿直室） (TEL) 03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553
県への報告	県（危機管理課） (TEL) 028-623-2136 (FAX) 028-623-2146

(2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない大規模な災害が発生したときは、速やかにその災害の状況を把握するものとし、被害の詳細が把握できない状況にあっても、把握した情報から県等に報告する。

< 資料編 38 栃木県火災・災害等速報要領 >

## 2 情報の報告・伝達手段

災害発生時における報告・伝達は、最も迅速・確実な手段により行うこととし、次の手段を有効に活用して行うものとする。通信の途絶等により通信が困難となった場合は、「本節 第 4」により、あらゆる手段を利用して行うよう努める。

また、高根沢町の地域において災害が発生または発生するおそれがある場合について、高根沢町及び国土交通省関東地方整備局が必要とする各種情報の交換等を目的とした情報連絡員（リエゾン）に関する協定に基づき、迅速かつ的確な災害対処を行う。

## 第 4 通信確保対策【地域安全課 総務課】

### 1 通信確保の協力

町は、通信機器が使用できない場合、又は使用が困難な場合は、県等に被災情報等の通信に協力するよう要請する。

### 2 通信手段の種類

震災時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。

なお、県、町が災害時に利用する通信施設が不足する場合、県（危機管理防災局）は、国（総務省関東総合通信局）、電気通信事業者等に調達を要請する。

区分	通信手段	説明
	県防災行政ネットワーク	県主要機関、町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う
	中央防災無線	内閣府を中心に、指定行政機関等や指定公共機関等を結ぶネットワーク
	消防防災無線	消防庁と全都道府県を結ぶ通信網、電話及びファクシミリによる相互通信と、消防庁からの一斉通報に利用する。
	防災行政無線	町の地域において、災害情報の収集、地域住民への伝達を行う無線設備
NTT	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機をNTT東日本と協議して事前に設定）
	非常・緊急通話用電話	災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関係機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要）
NTTドコモ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話等を含む）
KDDI	災害時優先電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に優先的に発信できる携帯電話機</li> <li>・衛星携帯電話機</li> </ul>
ソフトバンク		
その他	消防無線	消防機関の設置する無線設備
	警察通信	県警察専用電話及び無線通信
	非常通信	関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防災相互通信用無線機	国、県、町、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

### 3 情報管理体制の確立

災害時の町の通信連絡手段は、一般加入電話、町防災行政無線（移動系）等とする。災害時優先電話や各種携帯電話については、連絡用電話を指定して連絡窓口を明確化するなど、効果的な災害情報の管理体制を確立する。

### 第3節 広報広聴活動

#### 計画の目的

震災時、住民等に迅速かつ的確な情報を提供し、社会混乱を防ぐため、関係機関は、相互に連携して、住民等のニーズに対応した広報活動を行う。また、住民等からの各種相談に応じ、不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進に努める。

【担当】 ○企画課 地域安全課 総務課 住民課 税務課 健康福祉課

#### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己の周辺の被災状況を把握</li> </ul>
発生から 3 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務地へ集合する際に、参集途上の被災状況等を把握し、本部に報告する。</li> <li>・ 防災無線等により、震度情報等を伝達する。</li> <li>・ 土砂崩れ危険地域の住民に、避難情報等を防災無線等により伝達する。</li> </ul>
発生から 6 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊派遣要請</li> <li>・ 県消防防災課へ通報、応援要請</li> <li>・ 緊急医療の受入、応援の要請</li> <li>・ 取得した情報の整理及び住民（避難所等）及びマスコミへの情報提供</li> </ul>
発生から 1 2 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織からの相談、及び要望等の受付</li> <li>・ 被災者からの相談窓口設置</li> </ul>
発生から 2 4 時間以内	
発生から 7 2 時間（3 日）以内	
発生から 1 週間以内	

#### 住民の役割

##### 第1 要配慮者等への配慮

災害に関する情報に留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない住民、町内在勤者等の滞在者に的確に伝え、適切な対応が取れるよう配慮する。

#### 町等の役割

##### 第1 広報体制の確立【地域安全課・企画課】

町は、町が保有する以下の広報等媒体を活用して実施する。なお、報道機関への広報の要請はやむを得ない場合を除き、町長から行う。

##### (1) 種類

- ① 防災行政無線（同報系）による広報
- ② 広報車による広報
- ③ 掲示板による広報
- ④ 報道機関を通じた広報
- ⑤ 町ホームページ等による広報

## (2) 広報班

災害時における広報活動の万全を期すため、総務企画部に広報班を置くものとする。

## 第2 広報の方法【企画課】

### 1 住民に対する広報

#### (1) 広報の方法

広報担当職員は、各部対策班等から入手する被害状況、応急対策の実施状況、気象状況、避難救助の状況等を把握し、必要があるときは関係機関及び各種団体、施設に対し情報の提供を求め、広報資料の整備を図る。また、広報の実施に当たっては、視覚、聴覚障害者や高齢者、外国人等に十分に配慮する。

#### 《写真等取材》

広報活動上写真等を必要とするときは、災害対策本部各対策班が撮影した写真等を利用するが、特に必要とするときは、写真等取材のため職員を派遣し資料の収集を図る。

#### (2) 広報の内容

##### ① 震度情報等の広報

ア 地震の状況及び町の対策

イ 浸水・土砂災害等の発生など二次災害の発生見込み等

ウ 住民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）

エ 避難の必要の有無、避難所の開設状況等

##### ② 災害発生直後の広報

ア 災害発生状況（人的被害、住家被害等の災害発生状況）

イ 災害応急対策の状況（地域、コミュニティごとの取組み状況）

ウ 道路交通状況（道路交通規制等の状況、交通機関の被害、復旧状況等）

エ 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被害状況（途絶箇所、復旧状況等）

オ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

##### ③ 応急復旧活動段階の広報

ア 住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）

イ 給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

##### ④ その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言ダイヤル”171”の登録・利用呼びかけ等

### 2 報道機関に対する情報発表の方法

総務企画部副部長（企画課長）は、被害の状況、応急対策実施の状況等を協議し、総務企画部長及び本部長（町長）の承認を得て、適宜報道機関に発表する。

### 3 庁内連絡

広報班は、災害情報及び被害状況の推移を適時職員にも周知する。

#### 4 要配慮者等への配慮

- (1) 災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。
- (2) 視聴覚障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障害者に対する情報支援にあたっては、障害の程度（全盲、弱視、聞こえの状態など）に応じた提供方法（点字、音声・拡大文字、手話・文字・拡張器等）による情報支援に努める。

- (3) 一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

#### 5 各種広報手段の活用

町は、町民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、県及び関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

- (1) 被災地や避難場所等へ町有車両（放送設備を有する車両等）を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握や要望・苦情の収集を実施
- (2) 必要に応じてヘリコプターによる情報収集や広報活動を実施
- (3) 避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知
- (4) 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布  
なお、視聴覚障害者や外国人（日本語の理解が十分でない者）等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付できるよう努める。
- (5) 各種情報の新聞広告掲載
- (6) 防災行政無線、テレビ、ラジオ
- (7) テレビのデータ放送、電光掲示板等による情報提供
- (8) ホームページやメール等の情報通信技術を活用したタイムリーな情報提供
- (9) ボランティアの協力を得て、情報の収集や広報活動を実施

### 第3 広聴活動【総務課・企画課・住民課・健康福祉課・税務課】

地震発生時において、混乱や社会不安、パニックを防止するため、次により被災者の生活相談や救助業務等の広聴活動を実施し、民生の安定を図るとともに併せて災害の応急対策に住民の要望等を反映させる。

#### 1 臨時住民相談所の開設及び広聴活動

担当部は住民生活部社会福祉班、及び住民班とし、速やかに被災者の要望等を把握するため、避難場所に臨時住民相談所を開設し、各部及び関係機関と協力し住民の被災及び復旧に関する相談、要望等を聴取する。

## **2 相談、要望等の処理**

聴取した相談、要望等については、各部及び関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い処理するものとし併せて復旧計画に反映させる。

## 第4節 相互応援協力・派遣要請

### 計画の目的

大規模地震の発生により町のみでは対処が困難な場合、他自治体等に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき迅速・的確な応援要請を行う。

【担当】○総務課 地域安全課 住民課 健康福祉課 農政課 商工観光課  
学校教育課 生涯学習課 社会福祉協議会

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	・知事に自衛隊の派遣要請を依頼 ・他自治体に応援要請
発生から 3 時間以内	・自衛隊や他自治体からの応援連絡窓口の整理 ・応援隊の活動場所の決定、及び集結地の確保
発生から 6 時間以内	
発生から 12 時間以内	
発生から 24 時間以内	
発生から 72 時間（3 日）以内	
発生から 1 週間以内	

## 住民・事業所の役割

### 第1 自主防災組織の協力体制

町域内の自主防災組織（企業等を含む。）の協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう役割分担等の協議を行う。

- 避難誘導、避難場所での救助・介護業務等への協力
- 救助・救急活動を実施する各機関への協力
- 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- 被災地域内の社会秩序維持への協力
- その他の災害応急対策業務への協力
- 要配慮者の保護等

## 町等の役割

### 第1 市町間の相互応援【総務課】

#### 1 応援要請

- (1) 災害が発生した場合、町は応急措置の実施について「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく応援要請を行う。  
併せて、遠隔地自治体との災害時相互応援協定に基づき応援要請を行う。
- (2) 発生した災害が更に拡大した場合、町は、同一ブロック内（「第2部震災対策編・第1章・第21節・第1」参照）の市町に、応急措置の実施について必要な応援要請を行う。また、必要な場合、県に対し応援を要請する。
- (3) 災害が大規模となり、ブロックを超える応援が必要と判断される場合、町は、県に対して応援を要請する。また、必要に応じ、県を通じて他県又は他県の市

町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

#### (4) 応援の種類

町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他市町に対し、次に掲げる事項のうち必要な事項について応援を求める。

- ① 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ② 生活物資及びその補給に必要な資機材の提供
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- ④ 消火、救護、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の応援
- ⑤ ボランティアのあつせん
- ⑥ その他特に必要な事項

#### (5) 要請手続き

あらかじめ次の事項を明らかにしたうえで要請する。

- ① 災害の状況及び応援を要請する理由
- ② 応援を必要とする場所、期間
- ③ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
- ⑤ その他の必要事項（宿泊、給食等の受入れ体制等）

## 2 協力体制の確立

町は、他市町の災害時における応急応援対策に万全を期すため、隣接市町や防災関係機関と既に締結されている各種協定等に基づき、職員派遣等の応援を円滑に行う。

また、首都圏災害時における避難民の受入応援のため、受入可能な住宅を把握し、情報提供を含め関係機関と協力しながら避難民の受入に協力する。

## 第2 塩谷地区広域防災の相互協力【地域安全課】

町が災害時に行う応急対策活動が十分に実施できない場合、塩谷地区2市2町、さくら警察署、矢板警察署、塩谷広域行政組合消防本部、栃木県建設業協会塩谷支部において締結している塩谷地区広域防災の相互協力に関する協定に基づき応援要請を行う。

## 第3 消防機関の応援【地域安全課】

大規模災害及び特殊災害等の発生に対し、持てる消防力では災害の防ぎよが困難な場合には、「特殊災害消防相互応援協定」等に基づき、県内の他の市町・消防本部に対し、応援の要請を行う。

## 第4 自主防災組織との協力体制【地域安全課・農政課・商工観光課・学校教育課・生涯学習課・社会福祉協議会・健康福祉課】

町域内の自主防災組織（企業等を含む。）との協力体制を確立し、その機能が

十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等についてあらかじめ定めておくとともに、発災時に円滑な行動が取れるよう平素から関係者等に周知を図る。

- 避難誘導、避難場所での救助・介護業務等への協力
- 救助・救急活動を実施する各機関への協力
- 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- 被災地域内の社会秩序維持への協力
- その他の災害応急対策業務への協力
- 要配慮者の保護等

## 第5 自衛隊派遣要請【地域安全課・住民課】

### 1 災害派遣の範囲

町長は、災害の発生により人命、財産の保護について必要があると認め、自衛隊を要請すべき事態が発生した場合、知事に対しその旨を依頼する。

### 2 災害派遣要請の手続き

#### (1) 実施責任者

原則として町長が知事に対して、自衛隊の派遣要請を依頼する。

#### (2) 派遣要請の要領

町長又は代理者が、知事に対する自衛隊派遣要請の依頼をする場合、次の事項を明記した文書（資料編：自衛隊派遣要請書）を県災害対策本部（本部が設置されていない場合は県危機管理防災局）あてに送達する。ただし、緊急の場合は電話等で行い、事後速やかに文書を送達する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

（例えば、航空機による患者輸送の場合には、添付搭乗者の氏名、職業、年齢等）

#### (3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への要求ができないときは、その旨及び町域に係る災害の状況、並びに災害派遣の必要性等を陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊に通知する。

ただし、事後速やかにその旨を知事に通知する。

## 2 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等

### (1) 派遣部隊の受入れ体制

- ① 災害派遣部隊が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあつせんする。
- ② 自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することがないよ

う、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

③ 災害における作業等に関しては、自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。

④ その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

(2) 使用資材の準備

派遣部隊が災害救助作業又は復旧作業を実施するにあたり、必要とする資材を原則として準備する。

(3) 経費分担

① 町に、自衛隊が派遣された場合、町が負担する経費

- ・ 派遣部隊（自衛隊）が救助活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に関わるものを除く）の購入費、借上料、修繕費
- ・ 派遣部隊（自衛隊）の宿営に必要な土地・建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- ・ 派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料等
- ・ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償。

② 前①に定める経費及びこれ以外の諸経費で負担区分に疑義を生じた場合は、町及び自衛隊間で協議する。

<資料編 37 自衛隊災害派遣要請マニュアル>

## 参考

### 自衛隊の災害派遣活動

#### 1 災害派遣部隊の活動内容の範囲

救助活動区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
道路又は水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

#### 2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請

##### 災害派遣部隊の撤収要請

町は、災害救援活動の必要がなくなった場合には、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊第3連隊と協議のうえ、県に災害派遣部隊の撤収要請を依頼する。

## 第5節 災害救助法の適用

### 計画の目的

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、町は県に対して災害救助法の適用を要請する。なお、適用された場合には、県と連携して法に基づく応急的な救助を行う。

【担当】 ○地域安全課

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	・被災状況の情報収集、及び分析
発生から 3 時間以内	・避難所の開設準備 ・食料、飲料水の供与 ・被災者の救出等 ・適用基準により県に災害救助法適用を要請
発生から 6 時間以内	
発生から 12 時間以内	
発生から 24 時間以内	
発生から 72 時間（3 日）以内	
発生から 1 週間以内	

### 町等の役割

#### 第1 災害救助法による救助の種類と権限【地域安全課】

町長（知事の補助機関として）及び知事は、災害救助法、同法施行令及び同法施行細則（昭和 35 年栃木県規則第 35 号）に基づき、次の救助を実施する。

- (1) 町長は、救助を迅速に実施することが必要で知事による救助実施を待つことができないときは、(知事の補助機関として) 救助を実施することができる。その場合、町長はその状況を速やかに知事に報告する。
- (2) 知事が救助を迅速に実施するために必要と認めるときは、救助の実施の一部を町長が行うことができる。この場合、知事は救助の期間、内容を町長に通知する。

(救助の種類)

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出しその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 医療
- キ 助産
- ク 被災者の救出
- ケ 福祉サービスの提供
- コ 被災した住宅の応急修理

- サ 生業に必要な資金の貸与
  - シ 学用品の給与
  - ス 埋葬
  - セ 死体の搜索
  - ソ 死体の処理
  - タ 障害物の除去
  - チ 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- ※ 災害救助法が適用されたときは、イを除き、基本的に町長が知事の補助機関として実施する。

## 第2 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

(直近の国勢調査人口から 15,000 人以上 30,000 人未満に該当)

- (1) 本町の滅失世帯（住家滅失世帯）数が 50 世帯以上のとき。
- (2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が 1,500 世帯以上に達したときで、かつ、本町の滅失世帯数が 25 世帯以上に達したとき。
- (3) 被害が県内全域におよぶ大災害で、県内の滅失世帯数が 7,000 世帯以上に達した場合で、多数の世帯の住家が滅失し被害状況が特に救助を必要とするとき。
- (4) 本町の被害が、(1)～(3)に達していないが、次の各号の一つに該当し、知事が特に救助を実施する必要があると認めるとき。
  - ① 災害が、隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救援を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。
  - ② 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

## 第3 被災世帯の算定基準

適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

### 1 被災世帯の算定

住家の被害程度は、住家の全壊、全焼、流出等の世帯は滅失 1 世帯とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については 2 世帯をもって、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

### 2 住家の滅失等の認定

- (1) 住家が全壊・全焼・流失したもの

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、消失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家の損害割合 50%以上

- に達した程度のものをいう。
- (2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの  
住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。
- (3) 床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができないもの  
前記(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床以上に達した程度のもの又は土砂、竹林等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

#### 第4 災害救助法の適用手続き

- 1 県（危機管理防災局）は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、町に対し、被害状況について報告を求める。町は、県からの照会の有無に拘わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県（危機管理防災局）に報告する。
  - (1) 災害救助法の適用基準に該当する災害
  - (2) 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
  - (3) 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
  - (4) 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
  - (5) その他特に報告の指示のあった災害
- 2 町は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- 3 町は、庁内、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査にあたっては、脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。
- 4 県（経営管理部、危機管理防災局）は、必要に応じて職員を派遣し、町の行う被害状況の調査に応援、協力、立ち会い等を行う。
- 5 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- 6 県（危機管理防災局）は、町から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、内閣総理大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する。

ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、町は、直接内閣府に対して情報提供を行うことがある。
- 7 県（危機管理防災局）は、町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、

適用市町、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

8 申請は、県（危機管理防災局）を経由して知事に対し次に掲げる事項について、まず口頭又は電話で要請し、後日文書で提出する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) すでにとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (5) その他必要な事項

## 第5 災害救助法の実施方法等

### 1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」は、救助用物資、義援金品の配分等の基準になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

### 2 救助実施状況の報告

救助実施状況の報告は、災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。

＜資料編 35 災害救助法施行規則＞

＜資料編 36 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）＞

## 第6節 避難対策

### 計画の目的

震災時における人的被害を軽減するため、町、県、防災関係機関は連携して、適切な避難誘導を行うとともに、安全で迅速な避難の実行、要配慮者、帰宅困難者への支援、避難場所における生活等に配慮する。

【担当】○各課 社会福祉協議会 消防団

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	・被災状況等情報収集
発生から 3 時間以内	・要配慮者の被災、及び避難状況把握 ・避難を要する地域からの避難誘導 ・警察、消防、関係機関との連携 ・避難所及び現場救護所の開設準備 ・医療機関の把握 ・県防災ヘリの要請、及びヘリポートの確保
発生から 6 時間以内	
発生から 12 時間以内	
発生から 24 時間以内	・緊急消防援助隊の派遣要請
発生から 72 時間（3 日）以内	・災害状況により応援増員要請
発生から 1 週間以内	

## 住民の役割

### 第1 避難の誘導等

#### 1 避難誘導の実施

##### (1) 避難の誘導協力

住民は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難指示等」という。）に基づき警察又は消防機関が行う避難誘導に対して、できるだけ近接の住民とともに集団避難するよう協力する。

##### (2) 避難の順位

避難誘導は、原則として災害時要配慮者を優先して行う。また、自主防災組織等は、町から提供をうけた要配慮者のリスト等を活用し、各居室に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。

##### (3) 携帯品の制限

携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品、貴重品等、必要最小限とする。

#### 2 自主避難の実施

災害の発生する危険を感じたり、自ら危険だと判断した場合においては、近隣の住民が声を掛け合って自主的に避難する。

避難手段は原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や要配慮者の有無などの実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策を

講じる。

### 3 その他避難誘導に当たっての留意事項

- (1) 要配慮者の避難誘導・移送協力
- (2) 避難が遅れた者の救出・収容協力
- (3) 避難誘導者の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保を図る。

### 4 住民及び自主防災組織による救急救助活動

自発的に被災者の救急救助活動、並びに救急救助活動を行う住民及び自主防災組織等に協力する。

### 5 避難所の運営

- (1) 避難住民は、避難所運営に協力する。
- (2) 要配慮者のニーズの把握、及び情報提供等を実施する。
- (3) 要配慮者の移送及び誘導に協力する。

## 町等の役割

### 第1 実施体制

町長は、避難指示等及び警戒区域の設定を行う。県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。

特に、町長が早期に適切な避難判断を行うことができるよう、県（県危機管理防災局・県土整備部）は宇都宮地方気象台と連携し、適時適切な助言等を行うよう努める。

なお、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、町長が避難指示等を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、指示を行った者は、速やかにその旨を町に通知する。

また、町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、避難指示等に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

## 第2 避難指示等及び警戒区域の設定の内容

### 1 避難指示等

#### (1) 避難指示等の実施

災害に係る避難指示等は、次の場合に、必要な範囲の町民に対して行う。

災害対策基本法に基づく避難について、町長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって指示を行う。

知事は、町長に対し、避難指示等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際、単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難指示等を発令すべきタイミングなどについて技術的に可能な範囲で助言を行う。

なお、地方公共団体は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退

きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

- ア 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき
- イ ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき
- ウ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき
- エ 工作物等の倒壊の危険があるとき
- オ その他特に必要があると認められるとき

(2) 避難指示等の内容

町長その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難指示等の発令を行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の理由
- オ 避難時の注意事項
- カ その他の必要事項

避難指示等を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民がとるべき避難行動が分かるように伝達する。

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! > -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

警戒レベル一覧表 (気象庁ホームページより)

(3) 避難指示等の種類

避難指示等の種類は次表のとおり

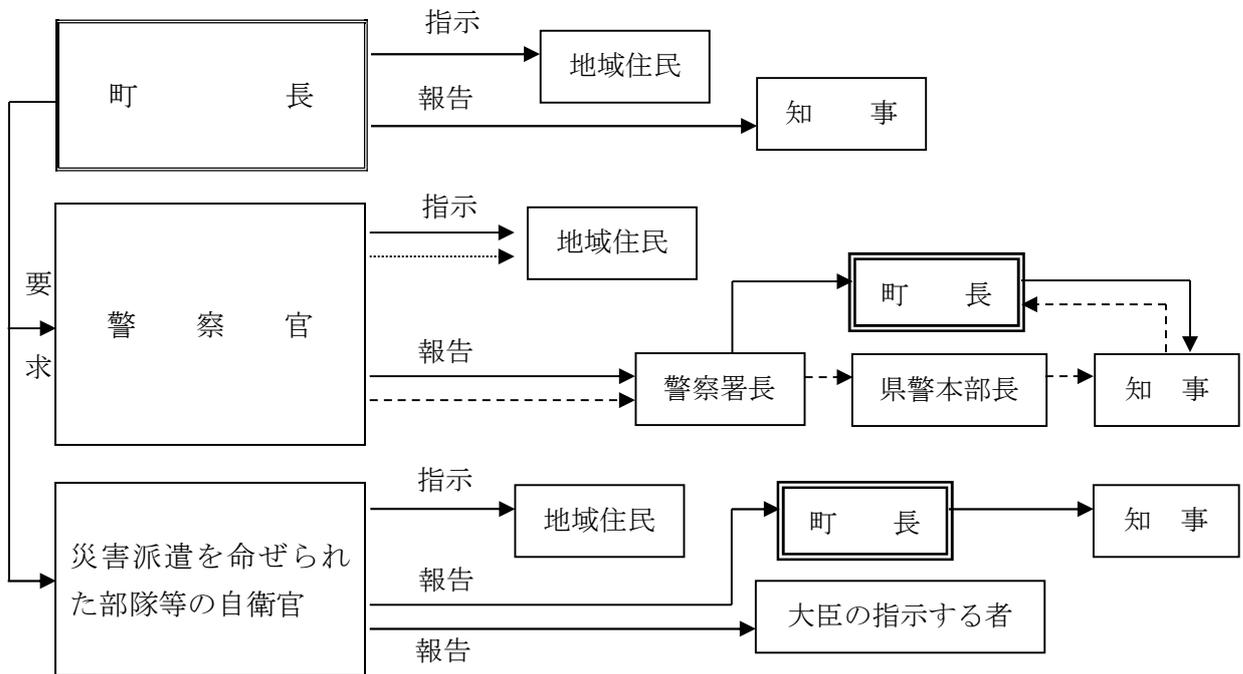
避難指示等の種類及び実施者

区分	実施者	措置	実施の基準
高齢者等避難	町長 [災害対策基本法第56条第1項・第2項]	一般住民の避難指示 ・避難に時間がかか る要配慮者等の立退 き開始の発令	災害が発生し、又は発生す るおそれがある場合におい て、特に必要と認められると き
避難の 指示	町長 [災害対策基本法 第60条第1項・第2項]	立退きの指示 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生す るおそれがある場合におい て、特に必要と認められると き
	知事 [災害対策基本法 第60条第6項]	立退きの指示 立退き先の指示	災害の発生により町がその 全部又は大部分の事務を行う ことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 [地すべり等防止法第25 条]	立退きの指示	地すべりにより、著しい危 険が切迫していると認められ るとき
	知事、その命を受けた職員 又は水防管理者 [水防法第29条]	立退きの指示	洪水・雨水出水によって氾 濫による著しい危険が切迫し ていると認められるとき
	警察官 [災害対策基本法第61条第 1項・第2項]	立退きの指示 立退き先の指示	町長が立退きを指示するこ とができないと認めるとき又 は町長から要求があったとき
	警察官 [警察官職務執行法第4条]	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を 及ぼすおそれのある天災等、 危険がある場合において、危 害を受けるおそれのある者 に対し
	自衛官 [自衛隊法第94条第1項]	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場 合に限り、自衛官は警察職務 執行法第4条の避難の措置を とる
緊急安 全確保 措置の 指示	町長 [災害対策基本法 第60条第3項]	緊急安全確保措置の 指示	災害が発生し、又はまさに 発生しようとしている場合に おいて、避難のための立退き を行うことによりかえって人 の生命、又は身体に危険が及 ぶおそれがあり、かつ、事態 に照らし緊急を要するとき

	<p>知 事 [災害対策基本法 第 60 条第 6 項]</p>	<p>緊急安全確保措置の 指示</p>	<p>災害の発生により町がその 全部又は身体に危険が及ぶお それがあり、かつ、事態に照 らし緊急を要すると認めると き</p>
	<p>警 察 官 [災害対策基本法 第 61 条第 1 項]</p>	<p>緊急安全確保措置の 指示</p>	<p>町長が緊急安全確保措置を 指示することができないと認 めるとき又は町長から要求が あったとき</p>

## 〔避難指示等及び指示系統図〕

○災害対策基本法による系統



## 2 警戒区域の設定【地域安全課】

### (1) 警戒区域と避難指示等の違い

避難の指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

### (2) 警戒区域の種類

警戒区域の設定の種類は、次表のとおり。

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

	実施者	措置	実施の基準
(1)	町長 [災害対策基本法第63条第1項]	立入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき
(2)	消防(水防)団長、消防(水防)団員、消防職員 [水防法第21条第1項]	立入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
(3)	消防職員、消防団員 [消防法第28条第1項・第36条第8項]	立入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害
(4)	警察官 [災害対策基本法第63条第2項他]	立入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
(5)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 [災害対策基本法第63条第3項]	立入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(4)の実施者がその場にはない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる

### 第3 避難指示等の周知・誘導【地域安全課・企画課・消防団】

#### 1 高齢者等避難

町は、高齢者等避難を発令した際は、避難に時間を要する住民が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

#### 2 住民への周知

避難指示等を実施したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容を周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 町防災行政無線による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 町内会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) テレビのデータ放送、ラジオ、有線放送等による伝達

#### 3 県への報告

町は、避難の指示を実施したとき又は避難の指示をしたことを了知したときは、速やかに県（危機管理防災局）に報告する。

#### 4 関係機関相互の連絡

町その他の避難指示等実施機関は、避難の指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

#### 5 避難の誘導

##### (1) 住民の誘導

町その他の避難指示等実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう警察署、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等速やかに避難できるよう配慮する。

##### (2) 集客施設における誘導

ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施する。

##### (3) 徒歩帰宅者への支援

町は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

#### 6 案内標識の設置

町は、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど迅速に避難できるような対策を講ずる。

### 第4 避難所の開設、運営【地域安全課・企画課・健康福祉課・環境課・生涯学習課・社会福祉協議会】

#### 1 避難所の開設

- (1) 町は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、避難所を設置する。
- (2) 町は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、迅速な開設に努める。要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受入れる。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- (3) 町は、避難所を開設した時は、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に受入れる者を誘導し、保護する。
- (4) 町は、開設している避難所については、リスト化に努める。
- (5) 町は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。
- (6) 町は、避難所を設置又は移転した場合は、ただちに次の事項を県（危機管理防

災局)に報告する。

- ア 避難所開設の日時、場所
- イ 受入人員
- ウ 開設期間の見込み
- エ その他必要事項

## 2 避難所の運営

- (1) 町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること。
- (2) 町は、自主防災組織、自治会、町社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営マニュアルに基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあっては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。
- (3) 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障害者、外国人等への情報伝達においては音声や多言語表示シートの提示等により配慮する。
- (4) 町は、避難所の衛生状態を常に良好に保つよう努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。
- (5) 町は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、医師、保健師、看護師等による巡回を実施し、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずる。
- (6) 避難者やボランティア等に対する暑さ・寒さ対策を十分に行う。
- (7) 町は、避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等の配慮やこども・若者の居場所の確保に努める。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備等による安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

- (8) 町は、通信事業者（NTT 東日本（株）外）の協力を得て、速やかに避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (9) 町は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。また、身体障害者が身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、動物アレルギーを持った方との動線が交わらないよう配慮しながら避難所内への円滑な受け入れを行う。
- (10) 町は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに町庁舎と避難所との連携体制を確立する。
- (11) 町は、避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するなど、女性や子ども等の安全に配慮する。また、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報管理を徹底するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行う。
- (12) 町は、避難の長期化等必要に応じて、管理栄養士等による巡回により、食料の確保、配食等の状況など、避難者の健康状態の把握に努めるとともに、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努める。

#### 第5 栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）による支援

県（保健福祉部）は、県社会福祉協議会及び福祉関係団体との栃木県災害福祉広域支援協議会を活用し、避難所等に福祉専門職で編成される栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）を派遣する。

栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）は、避難所において町と連携し、専門的見地から避難者等の福祉ニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応、避難所の環境整備等を実施する。

#### 第6 栃木県災害リハビリテーション支援チーム（栃木J R A T）による支援

県（保健福祉部）は、避難所等にリハビリテーション専門職等で編成される栃木県災害リハビリテーション支援チーム（栃木J R A T）を派遣する。

栃木県災害リハビリテーション支援チーム（栃木J R A T）は、避難所等にお

いて生活不活発病・災害関連死の予防や、福祉用具・補装具等の調達、避難所等の環境アセスメント等を実施する。

## 第7 要配慮者への生活支援【健康福祉課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】

### 1 要配慮者への日常生活の支援

町は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、乳児ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

### 2 被災児童等への対策

町は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族の引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

### 3 外国人への対策

町は、被災した外国人に対して、（公財）栃木県国際交流協会等との連携のもと、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

## 第8 こころのケア対策【健康福祉課】

町は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

## 第9 避難所外避難者への支援【健康福祉課】

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて緊急避難場所を選択し、緊急避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミッククラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミッククラス症候群等の予防方法を周知する。

### 1 避難所外避難者の把握

町は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。また、県に対し、助言等による支援を求める。

### 2 必要な支援の実施

町は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援を行う。

## 第10 町における計画【地域安全課】

町長は、住民が安全、迅速に避難できるよう、町地域防災計画の中で、次の事項を定めておく。

なお、町長は、学校等の施設を避難予定場所に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行い、必要がある場合には、避難所の開設、運営について協力を求めることができる。

- (1) 避難予定場所の所在地、名称、概況、受入可能人員
- (2) 避難のための準備、伝達の方法
- (3) 避難指示等の伝達方法
- (4) 避難経路、誘導方法
- (5) 避難所の開設、運営方法
- (6) 避難に必要な準備、携帯品
- (7) 要配慮者の避難支援の方法
- (8) その他必要事項

## 第11 帰宅困難者対策【企画課・商工観光課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】

### 1 一斉帰宅の抑制

#### (1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

町は、発災直後の一斉帰宅を抑制するため、ホームページやマスコミ等を通じて、住民や企業等に対して「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけを行う。

#### (2) 企業等における施設内待機

企業や学校等は、施設の安全を確認の上、従業員や児童・生徒等を施設内の安全な場所に待機させ、一斉帰宅を抑制するよう努める。

#### (3) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、施設や周辺の安全を確認の上、利用者を一時滞留可能な場所へ誘導し保護する。

### 2 一時滞在施設の開設

町は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認の上、一時滞在施設として開設し、帰宅困難者の受入を行う。

#### (1) 一時避難施設への誘導

企業や学校等は、施設が安全でない場合、一時滞在施設に従業員や児童・生徒等を誘導する。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、施設や周辺が安全でない場合や利用者が多数で施設内で安全に利用者を保護できない場合、一時滞在施設に利用者を誘導する。

誘導に際しては、町が県警察と協力し、安全な誘導に努める。

また、地域内に滞留する帰宅困難者については、町が県警察や消防機関と協

力して、一時滞在施設に誘導するよう努める。

町は、帰宅困難者が多数発生するなど一時避難施設への誘導が困難であるときは、(一社)栃木県バス協会に帰宅困難者の輸送を依頼する。

県は、町に対して必要な支援を行う。

#### (2) 一時避難施設での対応

町は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて第4の2に掲げる避難所の設置・運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

なお、県は、町が行う帰宅困難者対策を支援する。また、県警察は、交通規制に関する情報その他必要となる情報を町に提供する。さらに、鉄道事業者は、自己の施設の運行や復旧、代替輸送、その他必要となる情報を町に提供する。

### 3 外国人への支援

町は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務を行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。県(産業労働観光部)及び(公財)栃木県国際交流協会は、災害時に町が実施する外国人支援施策について、災害時外国人サポーターと連携し適切な支援を行う。

## 第12 広域避難【総務課】

### 1 市町域を越えた避難等

災害の規模又は避難所の状況により、被災市町のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、当該市町長は、市町相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。この場合、県は円滑に実施するための支援協力を行う。

## 第13 県外避難者の受入【地域安全課・総務課・健康福祉課・都市整備課・商工観光課・社会福祉協議会】

### 1 初動対応

町は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第4の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

県(危機管理防災局)は、自県民の被災状況を考慮において、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、町はこれに協力する。

#### (1) 受入方針の決定

県(危機管理防災局)は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、町と調整の上、県外避難者を収容する施設(以下「県外広域避難所」という。)の設置や運営

方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

(2) 避難所の設置

県（危機管理防災局）は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。

町は、県からの要請に基づき、避難所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

(3) 避難所の運営

町は、原則として第4の2に準じて県外広域避難所の運営を行う。

県は、原則として町が行う県外広域避難所の運営を支援する。

(4) 総合案内所の設置

県（危機管理防災局、その他部局）は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて庁内又は現地付近の道の駅等に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

ア テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知

イ 県内において県外避難者が受入れ可能である避難所に関する情報の整理

ウ 県外避難者の受入れに関する問い合わせへの対応

エ 県外広域避難所に関する情報提供

オ その他必要と認められる措置

(5) 避難環境の整備

県（各部局）は、災害等の状況に応じて、町及び関係機関と調整の上で、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

ア 県営住宅、町営住宅

イ ホテル、旅館等

ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）

エ 雇用促進住宅その他国有施設

## 2 避難者の支援

(1) 県外避難者情報の収集

県（危機管理防災局）は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

(2) 県外避難者への総合的な支援

県（生活文化スポーツ部、危機管理防災局、その他部局）及び町は、自主防災組織、自治会、ボランティア、町社会福祉協議会等と協力して、第4から第7に準じた県外避難者の支援に努める。

(3) 県外避難者への情報提供

県（危機管理防災局、その他部局）は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

県（生活文化スポーツ部、危機管理防災局）及び町は、県社会福祉協議会や町社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

#### 第14 被災者台帳の作成【地域安全課・総務課・住民課・税務課・健康福祉課・環境課・上下水道課・学校教育課・こどもみらい課】

町は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成することができる。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

#### 第15 安否確認への対応

災害対策基本法に基づき、町は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された町民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

#### 第16 災害救助法による実施基準【地域安全課・健康福祉課】

災害救助法が適用された場合の避難所の供与は、次の基準により実施する。

##### 1 対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者。

##### 2 内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により実施する。

避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

### 3 費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和 35 年 5 月 2 日栃木県規則第 35 号）第 2 条で定める額以内。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障害者等を受け入れる避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設トイレ等の設置費

### 4 期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から 7 日以内。

ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

## 第6節の2 広域一時滞在対策

### 計画の目的

地震発生により被災した住民の生命・身体を保護するため、被災した住民の居住の場所をその被災市町の域外に確保する必要があるときは、町、県、防災関係機関は連携して広域一時滞在に係る措置を行う。

【担当】○地域安全課 総務課

### 第1 制度概要

町は、その町域で震災が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、町は、県（県民生活部）と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

また、県は、他の都道府県に被災県民の受入れについて協議する。

### 第2 県内市町における一時滞在

#### 1 被災市町の実施事項

(1) 被災した市町（以下「被災市町」という。）は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議を行う。このときあらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。

(2) 被災市町は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

ア 協議先市町からの通知の内容の公示

イ 内閣府令で定める者への通知

ウ 県への報告

(3) 被災市町は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに次の措置を行う。

ア 協議先市町への通知

イ 内閣府令で定める者への通知

ウ 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

エ 県への報告

#### 2 協議先市町の実施事項

(1) 被災市町から1(1)の協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないこ

とについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

- ア 自らも被災していること
  - イ 被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと
  - ウ 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
  - エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- (2) 協議先市町は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 協議先市町は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- (4) 協議先市町は、被災市町から1(3)アに記す広域一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

### 第3 県外における一時滞在

#### 1 被災市町の実施事項

- (1) 被災市町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。
- (2) 被災市町は、県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
- ア 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示
  - イ 内閣府令で定める者への通知
- (3) 被災市町は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。
- ア 県への報告
  - イ 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
  - ウ 内閣府令で定める者への通知

#### 2 県の実施事項

- (1) 県（危機管理防災局、以下この項において同じ）は、「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」の応援総括県並びに関東知事会及び全国知事会の幹事都県を経由して、他の都道府県に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、

被災住民の受入れについて協議する。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

- (2) 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- (3) 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

## 第4 他都道府県からの協議

### 1 県の実施事項

- (1) 県（危機管理防災局、以下この項において同じ）は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求める。
- (2) 県は、町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知しなければならない。
- (3) 県は、被災住民を受け入れた他都道府県から本県域内の広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を町に通知しなければならない。

### 2 協議先市町の実施事項

- (1) 県から1(1)の協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、他都道府県被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。
  - ア 自らも被災していること
  - イ 被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと
  - ウ 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
  - エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- (2) 町は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 町は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。
- (4) 町は、1(3)の県の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

## 第5 広域一次滞在の協議等の代行

### 1 県による代行

被災市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民について広域一時滞在の必要があると認められる場合は、広域一時滞在のための県内市町との協議を県が被災市町に代わって行う。

また、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると判断される場合には、被災市町から県外広域一時滞在に係る協議の要求がない場合であっても、県は他の都道府県に対して県外広域一次滞在に係る協議を行う。

### 2 内閣総理大臣による代行

県及び被災市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民について広域一時滞在の必要があると認められる場合は、広域一時滞在のための県内市町との協議を内閣総理大臣が被災市町に代わって行う。

また、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると判断される場合には、他の都道府県に対する県外広域一時滞在に係る協議を内閣総理大臣が県に代わって行う。

## 第6 費用負担

### 1 原則

被災した地方公共団体が負担する。

### 2 災害救助法適用時

#### (1) 広域一時滞在実施時

県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。

#### (2) 県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担することとし、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

## 第7節 災害警備活動

<b>目的</b> 大規模な地震が発生した場合、早期に警備体制を確立して、社会秩序維持活動等住民の生命、身体、財産を保護するための活動に努める。また、緊急交通路等の確保にも配慮する。
<b>【担当】</b> ○都市整備課 地域安全課 企画課

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	・被災状況の情報収集、及び分析
発生から 3 時間以内	・被災者の救援救出活動 ・交通危険箇所の交通規制 ・緊急通行車両の確認 ・行方不明者の搜索 ・犯罪防止パトロール
発生から 6 時間以内	
発生から 1 2 時間以内	
発生から 2 4 時間以内	
発生から 7 2 時間（3 日）以内	
発生から 1 週間以内	

### 住民の役割

#### 第1 警備活動の協力

災害被害のなかった者は、自主防犯組織や自主防災組織において、巡回パトロール等に協力する。

### 警察の役割

#### 第1 警備体制の確立

##### 1 社会秩序の維持

警察は、消防団及び自主防災組織等各種協力団体等と協力し、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活犯罪、窃盗、放火その他の犯罪を防止するため巡回パトロールを行う。

#### 第2 警戒区域の設定

警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限することができる。

#### 第3 緊急交通路の確保

##### (1) 交通規制の実施

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に

対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、各種法令等に基づき、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど緊急交通路の確保にあたる。

また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときには、被災地周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

町が管理する道路において、車両の通行を禁止もしくは制限しようとするときは、町と相互に緊密な連絡を保ち、制限の対象、区間、期間及び理由等を通知する。

(3) 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに住民・運転者に周知する。

## 町等の役割

### 第1 警戒区域の設定【都市整備課・地域安全課】

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限することができる。

### 第2 緊急交通路の確保【都市整備課・地域安全課・企画課】

(1) 交通規制の実施

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、各種法令等に基づき、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど緊急交通路の確保にあたる。

また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときには、被災地周辺の警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

町が管理する道路において、車両の通行を禁止もしくは制限しようとするときは、警察機関と相互に緊密な連絡を保ち、制限の対象、区間、期間及び理由等を通知する。

(3) 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに住民・運転者に周知する。

### 第3 緊急通行車両の確認等【都市整備課・地域安全課】

#### 1 緊急通行車両の確認

車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しよ

うとする場合は、公安委員会（警察署）に緊急通行車両確認証明書を申請し、証明書及び標章の交付を受ける。

## **2 緊急通行車両の事前届出・確認**

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

## 第8節 救急・救助活動・消火活動

### 計画の目的

震災により被災した者を迅速に救助すること、また、火災による被害を最小限に止めるため、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、県、県警察、自衛隊等は、連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

【担当】○地域安全課 健康福祉課 消防団

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	・住民による初期消火 ・被災状況の情報収集、及び分析 ・通報等による消火活動 ・被災者の救助救出活動
発生から 3 時間以内	・多発火災による広域応援要請 ・県防災ヘリの要請、及びヘリポートの確保
発生から 6 時間以内	
発生から 12 時間以内	
発生から 24 時間以内	・緊急消防援助隊及び自衛隊の派遣要請
発生から 72 時間（3 日）以内	・災害状況により応援増員要請
発生から 1 週間以内	

### 第1 住民及び自主防災組織の活動

地震災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

#### 1 救急・救助活動

##### (1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

##### (2) 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

##### (3) 消防機関への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

#### 2 消火活動

##### (1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレー

カーを遮断する。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、点検及び確認を行う。

## (2) 火災が発生した場合の措置

### ① 火災が発生した家庭の措置

- ア 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。
- イ 消防機関に通報する。
- ウ 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

### ② 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関(消防署、消防団)が到着したときは消防機関の指示に従う。

## 第2 事業所の活動

### 1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

### 2 火災が発生した場合の措置

- (1) 防災管理者又は防火管理者の指揮により、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

### 3 二次災害防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (2) 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等の可能な手段により直ちに通報する。
- (3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

## 第3 町、消防機関の活動

### 1 救急・救助活動

町、消防機関(消防署、消防団)は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、次により迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数発生する事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行

人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなどして、効率的な救助活動の実施に努めるものとする。

(1) 町は、直ちに地元医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。

(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。

なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリ又はドクターカーによる搬送を要請する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

## 2 消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区については、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、火災警戒区域を設定し、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織が実施する消火活動と連携するとともに、指導に努める。

## 第4 県消防防災ヘリコプター等の運用

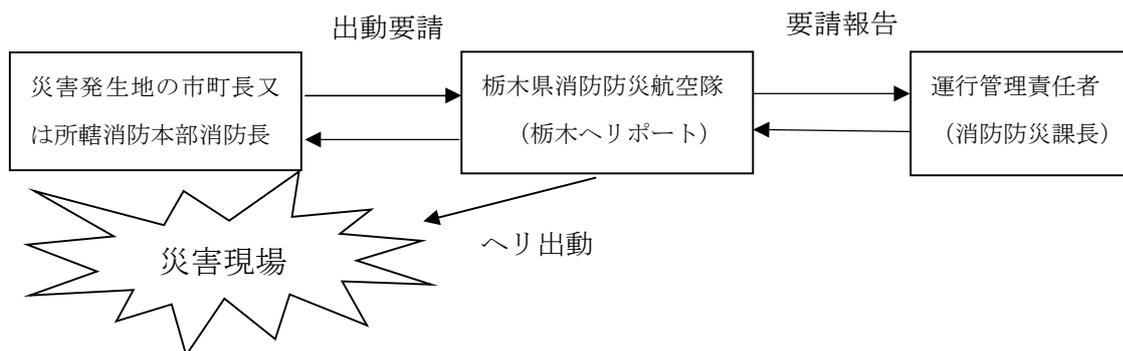
県（危機管理防災局、以下この節において同じ）は、ヘリコプターの機動性を活かした被害状況等の情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送などの応急対策を、

市町、他県等と連携して実施する。

### 1 町長等からの緊急運航の要請

町内で災害等が発生した場合、町長又は消防本部の消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

〈県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー〉



### 2 ヘリコプター活動体制

町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図る。また、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

## 第5 消防相互応援等

### 1 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

#### (1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部（局）による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」に基づく所定の手続きにより要請、出動する。

##### ア 第一次応援体制

一つの消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援消防機関が、被災地の町長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。

##### イ 第二次応援体制

一つの消防機関を県内の全てのブロックの消防機関が応援する体制。

要請手続：①受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、被災地の町長に報告後、県及び代表消防機関に応援要請する。

②応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。

(2) その他の協定

(1)による他、市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

## 2 緊急消防援助隊

町長は、被災状況を勘案し、被災地消防機関の消防力及び県内応援部隊の広域応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに栃木県知事に応援要請を行う。

(1) 要請手続

① 被災した市町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

- ア 災害発生日時
  - イ 災害発生場所
  - ウ 災害の種別・状況
  - エ 人的・物的被害の状況
  - オ 応援要請日時
  - カ 必要応援部隊数
  - キ 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
  - ク 応援部隊の進出拠点、到達ルート
  - ケ 指揮体制及び無線運用体制
  - コ その他の情報（必要資機材、装備等）
- ※ク～コについては決定次第報告を行う

② 被災市町は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行うものとする。

③ 県は、隣接市町からの情報等から、被害が甚大であると認めた場合、被災市町からの要請を待たずに国に対し応援要請を行う。

(2) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

(3) 消防応援活動調整本部の設置

県は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、緊急消防援助隊が出動した場合は、消防応援活動調整本部を設置する。

調整本部の事務は次のとおりとする。

- ア 被災状況、栃木県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- イ 被災地消防本部、消防団、県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

- ウ 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- エ 自衛隊、警察、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
- オ 栃木県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- カ 栃木県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- キ 栃木県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
- ク その他必要な事項に関すること。

## 第6 県警察の活動

県警察は、消防機関等の関係機関との緊密な連携のもとに、救出救助活動を実施する。

### 1 被災者の救出

町から救助活動の応援要請があった場合や自ら必要と判断した場合は、速やかに救出救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。

### 2 緊急交通路の確保

救出・救助活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路の確保にあたる。

### 3 広域的応援の要請

被害の状況を考慮して必要と認める場合は、他の都道府県警察に対して広域緊急援助隊等の援助要請を行う。

## 第7 自衛隊の活動

自衛隊は、知事の要請に基づき、災害現場に部隊等を派遣し、消防機関、県警察、医療機関等と連携し、避難者の捜索・救助、救急患者の搬送等の各種救援活動を行う。

## 第8 消防、県警察、自衛隊との連携強化

町は、災害応急対策活動にあたって、県及び消防本部(局)、県警察、自衛隊との適切な連携のもと迅速、適切に救出・救助活動を実施する。

### (1) 相互連絡の徹底

各機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互に連絡を取り合い、災害対策に必要な情報の交換を行う。

### (2) 自衛隊の派遣

派遣要請を受け、又は自らの判断により派遣された自衛隊は、町及び消防本部(局)、県警察と連携して活動にあたる。

### (3) 連絡調整員の現地派遣

各機関は、被災市町に連絡調整員を派遣し、災害応急活動の実施にあたって、機関相互の現場レベルでの調整を行う。

〈主な調整内容〉

- ア 被災者の捜索、救助における地域の割り当て
- イ 一斉合同捜索活動の実施
- ウ 救助のための人員、資機材等の確保
- エ 交通規制の実施

(4) 救出・救助活動等への協力

町は消防、警察等から依頼があった際には、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）の運用により救出・救助等に協力する。

＜資料編 27-20 災害時における無人航空機による情報収集業務等に関する協定＞

## 参考 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

### 1 内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

### 2 費用の限度

救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費。

### 3 期間

災害発生の日から 3 日以内。ただし、次のような真にやむを得ないと認められる場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

- (1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき
- (2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき
- (3) 災害の発生が継続しているとき

## 第9節 医療救護活動

### 計画の目的

震災時には、多数の医療救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

【担当】 ○健康福祉課

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 負傷者数及び負傷状況把握</li><li>・ 医療機関の被災状況把握 (医師、看護師等の活動可否含む。)</li><li>・ 医薬品、医療資機材の被害把握</li></ul>
発生から 3 時間以内	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医療救護活動開始</li><li>・ 稼働可能な医療機関に医療活動要請</li><li>・ 広域医療搬送受入先を県に要請</li><li>・ 救護班の編成</li><li>・ 拠点避難所に救護所を設置準備</li></ul>
発生から 6 時間以内	
発生から 1 2 時間以内	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内の医療機関に応援要請</li><li>・ 広域搬送実施</li><li>・ 慢性腎障害患者等の対応要請</li></ul>
発生から 2 4 時間以内	
発生から 7 2 時間 (3 日) 以内	
発生から 1 週間以内	

## 住民の役割

### 第1 医療救護活動への協力

住民は、あらかじめ家庭用医薬品等を備蓄し、医師の治療を必要としないケガ等は、これらを使用し家族の手当を行って医療従事者の負担を軽減するとともに、救護所の設営や運営に協力して、医師等が実施する医療救護活動に協力し、1人でも多くの人命救助等に貢献する。

## 町等の役割

### 第1 実施体制

町は、救護班を編成し出動するとともに、災害の状況により地元医師会に出動を要請する。町のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

### 第2 救護所の設置

救護所の設置は原則として町が行うものとする。

救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある県下の医療機関の一部及び助産所をあ

てる。

### 第3 医薬品等の確保・供給

#### 1 医薬品・医療用資機材等の確保・供給

担当の住民生活部救護班は、本編第1章第5節第2に基づき整備した備蓄・調達体制により、医療救護に必要な医薬品、衛生材料、医療資機材の確保に努め、災害規模・状況等により県に調達を要請する。

#### 2 輸血用血液等の調達

保存血液等については、県あてに調達の要請をする。

### 第4 医療施設の応急復旧

町は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

また、病院等においては災害時における医療体制について整備しておく。

### 参考 災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

#### 1 災害救助法による医療救護の基準

##### (1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。

##### (2) 内容

原則として救護班及び救護支援班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下、「施術者」という。）を含む。）において医療救護（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ア 診療

イ 薬剤、治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療、施術

エ 病院、診療所への収容

オ 看護

##### (3) 費用の限度

ア 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費。

イ 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内。

ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内。

##### (4) 期間

災害発生の日から 14 日以内。

## 2 災害救助法による助産の基準

### (1) 対象

災害発生の日以前又は以後の 7 日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者。

### (2) 内容

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

### (3) 費用の限度

救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費。  
助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内。

### (4) 期間

分娩した日から 7 日以内。

## 第10節 二次災害防止活動

### 計画の目的

地震発生後に、余震、降雨、建物倒壊等による二次的な災害を防ぐため、関係機関は連携して、迅速かつ的確な措置を行う。

【担当】○都市整備課 地域安全課 消防団

### 各段階における業務の内容

発生から 1時間以内	・被災状況の情報収集、及び分析 ・小規模な水害は、消防団による水防工法で対応
発生から 3時間以内	・土砂崩れ及びその被害が予想される住民に避難指示を発令 ・関係者、関係機関への連絡 ・立入禁止等の措置
発生から 6時間以内	
発生から 12時間以内	・建設業者に被害拡大防止措置を依頼
発生から 24時間以内	
発生から 72時間（3日）以内	・応急復旧工事
発生から 1週間以内	

### 町等の役割

#### 第1 水害・土砂災害等の二次災害防止

##### 1 水害の防止【都市整備課・地域安全課・消防団】

町は、地震発生時に河川護岸、堤防の損壊や橋梁の落橋等によって発生する水害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

##### (1) 水防機関の監視、警戒活動

地震発生後は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早急に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずる。

##### ① 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合、水防管理者（町長）は、ただちに矢板土木事務所長に報告する。

- ア 消防団（水防団）が出動したとき
- イ 水防作業を開始したとき
- ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む）

##### ② 出動及び水防作業

##### ア 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の消防団（水防団）を非常配備するための指令は、次の場合により発する。

- (ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合
- (ウ) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

水防管理者はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

ウ 消防機関

(ア) 待機

消防団（水防団）を詰所に待機させ、団長はその後の情報を把握することに努め、団員をただちに次の段階に入りうる状態にしておく。

(イ) 準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記による。

- ・消防団（水防団）の団長及び分団長は所定の詰所に集合する。
- ・水防資材及び器具の整備点検並びに団員の配備計画を行う。
- ・水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

(ウ) 水防管理者が出動の必要を認めるときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

団長は情報の把握に努め、消防団（水防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団員は直ちに出動できるよう準備をする。

(2) 河川管理施設決壊時の通報措置

地震発生後、堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、町は、水防法第 25 条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれがある方向の隣接水防管理団体に通報する。

(3) 河川管理施設決壊後の処理

矢板土木事務所及び関係機関と連絡を密にし、氾濫による被害が拡大しないよう努める。

## 2 土砂災害の防止【都市整備課】

(1) 施設、災害危険箇所の点検・応急措置の実施

町、県（県土整備部）、消防等関係機関は、余震、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、管理施設や災害危険箇所の点検を実施し、安全確保に努める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

町及び県（県土整備部）は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、町は当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明をして、二次災害の防止に努める。

(3) 避難対策

町、県、消防は、土砂災害の発生が予想される場合、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、必要に応じ「本章第 6 節」の要領により警戒区域の設定若しくは避難指示等を行う。

## **第 2 建築物・構造物の二次災害防止【都市整備課】**

### **1 震災建築物応急危険度判定の実施**

町は、県及び関係機関の協力を得て、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行う、震災建築物応急危険度判定を実施する。

### **2 二次災害の防止**

町は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

## 第11節 緊急輸送活動

### 計画の目的

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実かつ迅速に輸送するため、町、県、関係機関は連携して震災時の緊急輸送対策を実施する。

【担当】○総務課 企画課 都市整備課 生涯学習課

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の情報収集、及び分析</li> <li>輸送用道路の破損状況把握</li> </ul>
発生から 3 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の設置状況、避難者数の把握</li> <li>飲料水、食料、生活必需品の輸送準備</li> <li>必要に応じ、物資輸送業務を委託</li> </ul>
発生から 6 時間以内	
発生から 1 2 時間以内	
発生から 2 4 時間以内	
発生から 7 2 時間（3 日）以内	
発生から 1 週間以内	

### 町等の役割

#### 第1 緊急輸送の実施【総務課】

##### 1 実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	町長	①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助の実施において必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

##### 2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

###### (1) 第1段階【救出救命期】

- ア 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- イ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ウ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- エ 町の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員、物資
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

###### (2) 第2段階【避難救援期】

- ア 上記(1)の続行
- イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

- ウ 食料、水等生命の維持に必要な物資
  - エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階【応急対策期・復旧復興期】
- ア 上記(2)の続行
  - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
  - ウ 生活必需品

## 第2 緊急輸送手段の確保【総務課】

### 1 車両の調達体制

町は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、車両等の調達体制を整備するとともに、運送業者等関係団体との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。

### 2 協定に基づく調達要請

町は、車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両の派遣を要請する。

### 3 県への調達あっせん依頼

町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して、調達あっせんを依頼する。

- (1) 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）
- (2) 車両等の種類・台数
- (3) 輸送を必要とする区間、借り上げ期間
- (4) 集結場所、日時
- (5) その他必要事項

<資料編 27-21 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定>

## 第3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保【都市整備課・総務課・企画課・生涯学習課】

### 1 緊急輸送道路の確保

町は、緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

### 2 燃料の確保

町は、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき燃料を確保する。

### 3 輸送拠点等の確保

町は、輸送拠点として定められている役場等の被害状況を速やかに把握するとともに、災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は速やかに代替の拠点を確保する。

また、ヘリコプターによる緊急輸送が必要な場合は、あらかじめ定めた臨時ヘリポートを使用できる状態に整備する。

#### 4 関係機関及び住民等への周知

実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を通じて周知する。

#### 参考

##### 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は次のとおりである。

##### (1) 対象

- ① 被災者の避難に係る支援
- ② 医療及び助産
- ③ 被災者の救出
- ④ 福祉サービスの提供
- ⑤ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ⑥ 死体の捜索
- ⑦ 死体の処理
- ⑧ 救助用物資の整理配分

##### (2) 費用の限度

当該地域における通常の実費

##### (3) 期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

## 第 12 節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

### 計画の目的

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、関係機関は相互に連携して調達、供給体制を確立する。

【担当】○総務課 企画課 地域安全課 健康福祉課 学校教育課 こどもみらい課 上下水道課 社会福祉協議会

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の情報収集、及び分析</li> </ul>
発生から 3 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食センターの被災状況確認</li> <li>浄水、及び配水施設の被災状況確認を開始</li> <li>医療機関、及び避難所等の飲料水等必要量状況把握</li> <li>給水車の出動準備</li> </ul>
発生から 6 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者の概数、場所及びニーズの把握</li> <li>被害を受けた上水道施設設備の送水停止</li> <li>給水車による応急拠点給水活動</li> <li>住民、及びマスコミへの情報提供</li> </ul>
発生から 12 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等の保存食料、物資等を「自主防災組織等」を通じて配分</li> <li>避難所で不足する物資等を他の保管場所から回送</li> <li>避難者のニーズ把握</li> <li>避難所で不足する物資等を県又は日赤へ依頼</li> <li>日本水道協会等の応援協力機関への救援要請</li> </ul>
発生から 24 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所内外の避難者へ物資を提供</li> <li>救援物資の受入体制確保</li> <li>不要な物資が送られてこないよう、マスコミを通じて発信</li> <li>応急復旧計画作成</li> <li>浄水、及び配水施設の応急復旧開始</li> <li>避難所内外の避難者へ物資を提供</li> <li>救援物資の受入体制確保</li> </ul>
発生から 72 時間（3 日）以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊、日赤、及びボランティア等が実施する現地炊き出しとの需給調整</li> <li>給食センターの給食施設による食料供給</li> <li>送水管、及び配水管の応急復旧開始</li> <li>医療機関、福祉施設、避難所等を優先し、可能な場所から送水開始</li> </ul>
発生から 1 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者による避難所等の自炊を依頼</li> </ul>

## 住民の役割

### 第1 家庭での備蓄

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な食料及び飲料水は、自ら備蓄していたもので賄う。

## 町等の役割

### 第1 実施体制【総務課・企画課・地域安全課】

#### 1 実施体制

町は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。

町のみでは、対応できない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、町からの要請があった場合又は町からの要請を待ついとまがなく、町への緊急な支援が必要であると認めた場合、町への支援を実施する。また県だけで対応出来ない場合は、必要に応じて相互応援協定を締結する都道府県や指定行政機関、指定地方行政機関に応援を依頼する。

町は、平時において物資システム（B-PRO）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

#### 2 季節への配慮

町は、被災者等への支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物資の調達に留意する。

#### 3 要配慮者への配慮

町は、特別用途食品（難病患者、透析患者等の病者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品）や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

#### 4 広報

食料の配布場所、配布時間等について、きめ細かく住民に広報する。

#### ○新物資システム（B-PRO）とは

B-PROは、平時には地方公共団体の物資の備蓄状況を簡便、迅速に把握し管理することができ、発災時には国・地方公共団体・民間事業者等の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのものである。

### 第2 給食【学校教育課・こどもみらい課・健康福祉課】

#### 1 供給の対象

町は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。なお、食料の供給にあたっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

## 2 食料の調達、供給

被災者に対する食料の供給は、学校等の給食施設を利用し、災害救助法に定める基準にしたがって行う。また、必要に応じ自治会等の協力を求め、炊き出し及び運搬を行い供給する。

- (1) 町保有の備蓄食料（乾パン・アルファ米等）を支給する。
  - (2) 県の備蓄する食料について供給を要請する。
  - (3) 全国農業協同組合連合会栃木県本部が備蓄する米穀の供給を県に要請する。
  - (4) 卸売業者・小売業者等保有の米穀の提供を県に要請する。
  - (5) 卸売業者等の保有米穀で不足する場合には、農林水産省生産局貿易業務課が所管する災害救助用米穀の放出を県に要請する。
- ※ 乾パン・アルファ米等食料については、今後、子ども・年配者に配慮し柔らかく食べやすいものに変更し常備するよう検討する。また、アレルギーフリー対応するものを常備するよう検討する。
- (6) 町は協定に基づき生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食品を調達する。

<資料編 27-1 応援協定の締結先一覧>

## 3 要配慮者への配慮

町は、要配慮者へ適切な食料が供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な物資の抽出・確保等を行う。

なお、町のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。県（保健福祉部）は、町からの要請があった場合又は町への支援が必要と判断した場合は、町の対策を支援する。

## 参考

### 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

#### (1) 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

- ① 避難所に避難している者
- ② 住家に被害を受け現に炊事のできない者
- ③ 災害により現に炊事のできない者

## (2) 内容

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

### ① 食料の確保

食料の確保については上記に定めるところによる。

ただし、町において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ、交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省寄託倉庫の責任者に対し、直接災害救助用米穀の引渡しを要請する。

### ② 炊き出し等の実施

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

## (3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が限度額以内であればよい）。

① 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

② 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない）

③ 燃料費（品目、数量について制限はない）

④ 雑費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

## (4) 期間

災害発生の日から7日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

## 第3 給水【上下水道課・社会福祉協議会】

### 1 供給の対象

町は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行う。

### 2 飲料水の確保対策

(1) 町は、飲料水の確保を行うとともに、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

(2) 町は、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努める。

- (3) プールの管理者は、災害の発生に備えてプールに常時蓄えておいた水を放出する。
- (4) 自治体間による災害時における相互応援協定及び企業との災害時における飲料の供給協力に関する協定に基づき給水を確保する。
- (5) 最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、日本水道協会等協力機関の応援を得て実施する。

### 3 給水活動

- (1) 町は、給水班を組織して給水活動を行い、町と県は、水道施設の応急復旧活動を実施する。
- (2) 県は被災市町から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。

### 4 応急給水の優先

病院・避難所・高齢者、障害者等の施設には、優先的に給水車を配備する。  
 なお、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

### 5 応急用飲料水以外の生活用水の供給

町は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

給水方法	内 容
配水池・浄水場での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	① 避難所等の応急給水は、原則として町が実施するが、実施が困難な場合、応援要請等により行う。 ② 医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮設管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	① 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 ② 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は製造業者等に提供を依頼することにより給水する。

### 6 井戸等や湧水の活用

町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

## 参考

### 災害救助法による実施基準

#### (1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

#### (2) 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

#### (3) 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

## 第4 生活必需品等の供給【総務課・地域安全課・健康福祉課】

### 1 供給の対象

町は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。

### 2 生活必需品等の確保

#### (1) 物資の確保

災害時において、被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする。

##### ① 被災者や避難場所の状況

##### ② 医療機関、社会福祉施設の被災状況

町は、町内事業者等や物資供給協定締結先に対して、生活必需品の供給を依頼する。（資料編 15-3 流通備蓄調達先一覧）

状況により、町のみで対応が困難な場合には、隣接市町、県に対し、必要な物資の提供・調達を依頼する。

#### (2) 協定等に基づく燃料の確保

町は、大規模災害が発生し通常の燃料供給ルートが機能しない事態が発生した場合等には、町内事業所と締結している「災害時における燃料等の供給に関する協定」に基づき、あらかじめ指定した緊急車両や重要施設等に対して優先的に燃料を供給するよう要請し、災害応急対応を迅速に行うための燃料確保を図る。

## 参考

### 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具そのほか生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

#### (1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時

的に居住することができない状態となったものを含む。)により、生活上必要な被服、寝具のほか日用品等を喪失又はき損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

## (2) 内容

### ① 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

ア 寝具（タオルケット、毛布、布団等）

イ 被服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）

ウ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）

エ 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

オ 食器（茶碗、皿、箸等）

カ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）

キ 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

ク 要配慮者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（紙おむつ、ストマ用装具等）

ケ 寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（セラミックヒーターや電気カーペット）

コ 猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機

### ② 支給方法

物資の確保は、原則として県が行い、被災者への支給は、主として町が実施する。

## (3) 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

## (4) 給（貸）与期間

給（貸）与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

## 第13節 農地・農業用施設等応急対策

### 計画の目的

震災により被害を受けた農地・農業用施設の応急対策を実施し、営農体制の早期復旧を目指す。

【担当】 ○農政課 都市整備課

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	
発生から 3 時間以内	・農地冠水、林地崩落等巡回監視
発生から 6 時間以内	・被災状況の情報収集、及び分析 ・逃亡家畜等による危害防止措置
発生から 12 時間以内	・施設の被害状況の把握、取りまとめ（第1次） ・応急復旧対策の検討、関係機関との調整
発生から 24 時間以内	・施設の被害状況の把握、取りまとめ（第2次） ・応急復旧対策の検討、関係機関との調整
発生から 72 時間（3 日）以内	・施設の被害状況の把握、取りまとめ（第3次） ・応急復旧対策の検討、関係機関との調整
発生から 1 週間以内	・補助災害復旧事業の申請箇所確認及び 特定

## 住民・農業協同組合・土地改良区の役割

### 第1 農地・農業用施設の管理者等の対応

農地・農業用施設の管理者及び農業共同利用施設の管理者（以後「農業施設管理者」という。）は、災害発生時には各施設等の被害状況を把握し、関係機関等に報告を行うとともに、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。

#### 1 災害発生時の未然防止等

##### (1) 施設の点検、監視

農業施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

##### (2) 関係機関等への通報

農業施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、町、県、地域住民、関係機関へ通報する。

#### 2 災害応急対策

住民等は、農業施設に災害が発生した場合には、次の復旧対策等を実施する。

##### (1) 被害状況の把握、応急処置

農業施設管理者は、施設の被害状況を把握するとともに、被害の拡大防止措置をとる。

ア 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

イ ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

ウ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所について、パトロール要員による巡回・監視により、危険防止の措置を講じる。

## 町等の役割

### 第1 被害状況の把握【農政課】

町は、塩野谷農業協同組合、土地改良区等関係機関と相互に連携し、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、塩谷南那須農業振興事務所に報告する。

### 第2 応急対策の実施【農政課・都市整備課】

#### 1 農業施設管理者の対応

農業施設の管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないように、次の応急対策を実施する。

- (1) 発災後の降雨の状況等より、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに県（農政部）、関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。
- (2) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。
- (3) 集落間の連絡農道、基幹農道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。また、通行が危険な道路については通行禁止等の措置を講じる。
- (4) ため池等の施設管理者に、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じるよう指導する。
- (5) 被災し危険な状態にある箇所について、パトロール要員による巡回・監視により、危険防止の措置を講じる。

#### 2 町の対応

町は県（農政部）とともに、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合について、関係機関と連携のうえ、農業施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

#### 3 復旧へ向けての対応

町は、県（農政部）に農地・農業施設等の災害の状況を報告する。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

### 第3 伝染性疾病予防体制【農政課】

町は、災害の発生により、農作物の被害拡大を防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

#### 1 農作物対策

病害虫防除対策として県の指導により防除班等を組織して防除の実施にあたるほか、被害予防のための技術対策資料を作成し農家に対する指導を行う。

## 2 家畜対策

町は、畜舎の冠水等による家畜伝染病を予防するため、必要に応じ次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

### (1) 家畜伝染性疾病予防実施体制

災害時における予防対策は町が実施する。

### (2) 応急対策の実施

- ① 家畜所有者等からの通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報
- ② 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置についての指導
- ③ その他必要な指示の実施

### (3) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第 14 節第 3 に準じて行う。

## 第 14 節 保健衛生活動

### 計画の目的

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保、及び人心の安定と人身の保護のため、関係機関は、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む）の的確な実施を図る。

【担当】 ○健康福祉課 環境課 住民課 農政課

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の情報収集、及び分析</li> </ul>
発生から 3 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等の設置位置及び避難者数の確認</li> <li>県、健康福祉センター、及び医師会との情報共有</li> <li>被災状況と行方不明者の把握</li> </ul>
発生から 6 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>日赤等へ医師、看護師等の派遣要請</li> <li>町保健師等による救護班を設置派遣準備</li> <li>消防本部、警察、消防団、自主防災組織等へ捜索依頼</li> <li>遺体安置所の選定、開設及び必要な物資の調達</li> <li>遺体の検視協力、死亡者等名簿の作成</li> </ul>
発生から 12 時間以内	
発生から 24 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>町保健師等による救護班派遣</li> <li>薬剤、資機材の追加調達</li> <li>感染症、及びエコノミークラス症候群の予防</li> <li>遺体火葬計画の策定</li> <li>火葬許可証の発行、指定斎場へ遺体搬送</li> <li>救助実施記録、埋葬台帳の作成</li> </ul>
発生から 72 時間（3 日）以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の衛生、及び栄養指導</li> <li>被災地域の防疫指導と消毒</li> <li>被災動物、迷子動物の保護救済</li> <li>被災動物、迷子動物の情報提供</li> <li>ペットフード等支援物資の提供</li> <li>飼い主さがし</li> </ul>
発生から 1 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺骨及び遺留品の安置所での一時保管</li> <li>長期の場合は、町内の寺院に一時保管依頼</li> </ul>

### 獣医師の役割

#### 第 1 獣医師会が実施する対策

- ① 町、県等関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合は、各支部と協力してこれにあたる。
- ② 被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。

## 町等の役割

### 第1 保健衛生対策【健康福祉課・環境課】

#### 1 感染症対策

##### (1) 実施体制

町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症の発生予防及びまん延防止対策を実施する。町のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

##### (2) 実施方法

町は、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう、県の組織に準じた組織を編成し、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。町だけでは対応が困難である場合、県（保健福祉部）に、応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、災害時における市町相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

##### ① 防疫活動計画の作成及び物資の確保、消毒実施

町は県と連絡調整を行いながら防疫活動計画を作成し、消毒実施地区の決定や消毒の補助を行う。また、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を行う。

##### ② 疫学調査、健康調査の実施

緊急度に応じて計画的に疫学調査・健康調査を実施し、患者の早期発見に努める。

また、調査の結果、必要があるときは健康診断の勧告を行う。

##### ③ 飲用井戸汚染対策

水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や消毒等の飲用に対する指導を行う。

##### ④ 予防対策の周知・指導

避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、ちらしによる広報や避難場所等の巡回指導により、感染症予防対策について指導を行う。

##### ⑤ 感染症発生時の対応

感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、高根沢町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき迅速かつ適切な対応を実施する。

a 実施体制

b 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

c まん延防止

d ワクチン

e 保健

f 物資

g 住民の生活及び地域経済の安定の確保

### (3) 避難所の開設

#### ① 避難所の開設

災害発生時における感染症等の流行等の発生及び感染拡大を防止するため、発生した災害や被災者の状況に応じ、避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの避難所の開設を検討する。

#### ② 福祉避難所の開設

福祉避難所の開設においても前項同様とする。

#### ③ 避難所収容時の留意点

災害発生時における感染症等の流行等の状況においては、避難所での三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるためにも在宅避難や宿泊施設、親戚や知人宅への避難等の選択を考慮する。

#### ④ 感染症対応避難所の開設

災害発生時における感染症等の流行等の発生及び感染拡大を防止するため、「避難所運営マニュアル（感染症等対策編）」に基づき、感染症等対応避難所を開設する。

#### ⑤ 感染症等対応避難所の指定

感染症対応避難所となる施設は、災害の状況に応じて、災害対策本部にて協議し決定する。

### (4) 資機材の備蓄

災害発生時における感染症等の流行時に備えるため、備蓄する資機材の種類、数量及び備蓄場所は次のとおりとする。（令和7年10月末現在）なお、感染の状況により数量は変動するものとする。

資機材の種類	数量	備蓄場所	備考
マスク	39,200 枚	麒麟体育館	5,600 人×7 日分
手指消毒液 (500ml)	20 本	〃	
手指消毒液 (5L 詰め替え用)	20 本	〃	
施設消毒 (500ml)	40 本	〃	
施設消毒液 (5L 詰め替え用)	20 本	〃	
電子体温計	50 台	麒麟体育館 地域安全課	
非接触型赤外線体温計	10 台	〃	
隔離用テント (空気清浄機付)	12 セット	麒麟体育館	6 拠点避難所×2 セット
段ボールベット	12 セット	〃	

段ボールパーティション	12セット	〃	1セット4枚
段ボールトイレ	12セット	〃	

## 2 食品衛生監視

町は、県の食品衛生活動体制と連携し、避難所等の巡回指導、食品衛生知識の啓発指導など被災地の総合的な食品衛生対策を行う。

## 3 栄養指導対策

町は、県の栄養指導体制と連携して避難所等での巡回指導・相談支援等を行う。

## 4 精神保健対策

災害発生後、精神的に不安な状態にある住民に対しては、さまざまなケアが必要ため、相談窓口の開設や県及び健康福祉センター等との連携を図りながら、住民の不安の解消を図る。

## 第2 遺体取扱対策【住民課 健康福祉課 環境課】

### 1 遺体の搜索

#### (1) 実施体制

遺体（災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者）の搜索は、原則として町が警察、消防機関等の関係機関の協力のもとに実施する。

#### (2) 実施方法

##### ① 町が実施する対策

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して搜索する。

町だけでは対応が困難である場合、災害時における市町相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

##### ② 警察が実施する対策

町が行う搜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

## 参考

### 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体搜索は、次の基準により実施する。

#### ① 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

#### ② 費用の限度

舟艇のほか遺体の搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

### ③ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

## 2 遺体の処置、収容及び検案（検死）

### (1) 実施体制

災害の際に死亡した者の死体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として町が、県、警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施する。

### (2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検死）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮する。

#### ① 町が実施する対策

ア 地元医師団や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

イ 身元不明の死体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

ウ 捜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

#### ② 警察が実施する対策

各種の法令や規則に基づき、遺体の検死を行う。検死後の遺体について、身元が明らかになったものは遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体については、町へ処理を引き継ぐ。

## 参考

### 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

#### ① 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり）を行うことができない場合に行うものであること。

#### ② 内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

#### ③ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則

(昭和 35 年 5 月 2 日栃木県規則第 35 号) で定められた額以内とする。

イ 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

ウ 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額。

ア 死体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則(昭和 35 年 5 月 2 日栃木県規則第 35 号) で定められた額以内とする。

イ 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

#### ④ 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

### 3 遺体の埋葬等

#### (1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬を行う。

町で対応が困難な場合、県と広域的な火葬が行われるよう調整を行う。

#### (2) 埋葬の実施方法

##### ① 町が実施する対策

ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあつせんを求める。

また、必要に応じて、県の許可を得て応急仮設火葬場を設置する。

ウ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

エ 遺体を土中に葬る場合は、町はその地積を確保する。

### 参考

#### 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

##### ① 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬。

##### ② 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則(昭和 35 年 5 月 2 日栃木県規則第 35 号) で定められた額以内とする。

ア 棺(付属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ウ 骨つぼ及び骨箱

③ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

④ 遺体が法適用地域外の他市町に漂着した場合

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町に連絡して引き取らせるが、法適用市町が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町が埋葬（費用は栃木県負担。）する。

イ 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、その遺族等又は法適用市町に連絡して引き取らせるが、法適用市町が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町が埋葬（費用は栃木県負担。）する。

### 第3 動物取扱対策【環境課・農政課】

#### 1 動物保護管理対策

##### (1) 実施体制

町は、飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県、宇都宮市保健所、獣医師会及び日本愛玩動物協会栃木県支部で構成する動物救護体制並びに関係機関と連携の上、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

##### (2) 実施方法

###### ① 町が実施する対策

ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

カ 実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

###### ② 獣医師会が実施する対策

ア 県から被災動物に対する救護及び管理等の要請があった場合は、協定に基づき各支部と協力してこれに応ずる。

- イ 被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。
- ウ 市町等関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合は、各支部と協力してこれに応ずる。
- ③ 愛護団体が実施する対策
  - ア 県や市町等関係機関から被災動物に対するペットフード等支援物資の要請があった場合に、これに応ずる。
  - イ 日本愛玩動物協会栃木県支所は、被災動物の一時預かり受入れ等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。
- ④ 動物愛護推進員が実施する対策
  - ア 災害時における県や市町等の関係機関が行う動物の適正な飼養及び保管に関する飼い主への支援活動に協力する。
- ⑤ 飼い主が実施する対策
  - ア 飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
  - イ 飼い主は、災害時発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
- (3) 避難所における動物の適切な飼養
  - ① 県と協力して飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼養を行うなど、動物の愛護及び環境衛生を図る。
  - ② 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所で様々な価値観を持つ者が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設け使用させることとする。
  - ③ 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。

## 2 死亡獣畜の処理

### (1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として町が行う。

町は、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合に、県（環境森林部・保健福祉部・農政部）と協力して適切な措置を実施する。

### (2) 実施方法

#### ① 町が実施する対策

ア 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

イ 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

a 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、

日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

b 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

(3) 処理方法

① 埋却

死体を入れてなお地表まで 1m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はそのほかの消毒液を撒布した上で覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

② 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。(約 1mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

## 第 15 節 障害物除去活動

### 計画の目的

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通確保を図るため、関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

【担当】○都市整備課 総務課 健康福祉課 環境課 上下水道課 商工観光課 学校教育課 こどもみらい課 生涯学習課 社会福祉協議会

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の情報収集、及び分析</li> </ul>
発生から 3 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路を優先した道路パトロールの実施</li> <li>道路に倒壊した、又はおそれのある建物の調査</li> <li>被災箇所の通行規制等緊急措置</li> <li>被災箇所の情報提供</li> </ul>
発生から 6 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急措置の必要性、及び工法検討</li> </ul>
発生から 12 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路、及び孤立集落を優先した道路啓開</li> <li>必要に応じ自衛隊に応援要請</li> </ul>
発生から 24 時間以内	
発生から 72 時間（3 日）以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路、及び孤立集落を優先した応急復旧</li> </ul>
発生から 1 週間以内	

### 住民の役割

#### 第 1 障害物除去活動の協力

要配慮者の家屋等障害物除去作業が発生した場合は、近隣住民、自主防災組織等は協力する。

### 町等の役割

#### 第 1 住居内障害物の除去【都市整備課・総務課・健康福祉課・環境課・社会福祉協議会】

##### 1 家屋等の障害物の除去

町は、住民に対し家屋等に運び込まれた土砂、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行う。家屋等障害物の除去は、原則的に所有者・管理者が実施するものとするが、町は、要配慮者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。労力が不足する場合は、ボランティアに協力を求める。

### 参考

#### 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住宅への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

(2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇用費で災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内。

(4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

## 第2 道路の障害物の除去【都市整備課】

### 1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は業者委託等の活用により速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

### 2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路並びに防災拠点等及び避難所間の道路については最優先に実施する。

併せて、障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去ができるよう連携を図る。

## 第3 障害物集積所の確保【都市整備課】

障害物の除去にあたっては、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておく。

## 第4 河川の障害物の除去【都市整備課】

### 1 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

### 2 実施方法

河川管理者及び水防管理者が適切な判断を行い、速やかに実施する。

## 第5 除雪活動【施設管理所管課】

### 1 家屋等の除雪活動

町は住民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、要配慮者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。

### 2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な場合や、生活用道路等については、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

## 第 16 節 廃棄物等処理活動

### 計画の目的

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、関係機関は、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

【担当】 ○環境課 上下水道課

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の情報収集、及び分析</li> <li>ごみ処理施設、下水道施設、污水管、し尿及び浄化槽汚泥処理施設の被災状況確認</li> <li>ごみ、及びし尿等収集車両の被災状況を確認</li> </ul>
発生から 3 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>レンタル業者等へ仮設トイレ設置協議</li> <li>ごみ処理、及びし尿等処理施設までの道路被災状況を確認</li> </ul>
発生から 6 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民にごみの分別排出を周知</li> <li>下水の使用可否及び対策を周知</li> <li>レンタル業者等へ仮設トイレ設置依頼</li> </ul>
発生から 12 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の場所、避難者数を確認し、ごみの発生量を推定</li> </ul>
発生から 24 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所からごみ、及びし尿収集を業者に指示</li> <li>必要に応じ、仮設トイレの設置場所・基数の追加</li> <li>避難所にごみステーションを設置</li> </ul>
発生から 72 時間（3 日）以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみ用仮置場の設置及び住民への周知</li> <li>粗大ごみの収集運搬を業者に指示</li> </ul>
発生から 1 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物中間処理業者との連絡調整</li> <li>がれき類の一時保管場所確保</li> <li>がれき類の一時保管場所から処理施設までの搬入</li> </ul>

## 住民の役割

### 第 1 災害に伴う生活ごみの処理

- (1) 避難所等での生活ごみについて、町の指示する分別によるごみの排出に協力する。
- (2) 家庭からの可燃ごみ・不燃ごみや家財・家具等の粗大ごみについて、町の指示する分別、指定場所(臨時置き場)等へのごみの排出に協力する。
- (3) 宅地内の堆積土砂、流木、がれき類は、地域やボランティアなどの協力を得ながら町の指定する排出方法に従い、適切に処理する。
- (4) ごみの野焼き、便乗ごみ(災害により発生したごみ以外のごみ)の排出、指定場所以外への排出は行わない。

### 第 2 し尿処理

- (1) 避難所等の仮設トイレ等については、適切な使用と維持管理に努め、公衆衛生の確保とし尿収集に協力する。

## 町等の役割

### 第1 災害廃棄物の処理【環境課】

#### 1 体制整備・情報収集

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、被災市町等のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

#### 2 発生量及び処理可能量の推計

町は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

#### 3 住民等への周知

町は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、震災の程度にもよるが大量に発生することが考えられ、住民が自己運搬するよう指導する。

#### 4 仮置場の設置・運営

町は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

#### 5 収集運搬

町は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

#### 6 処分・再資源化

町は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。

#### 7 震災廃棄物の処分

(1) 輸送可能な可燃ごみは、原則として焼却施設で焼却処分する。

(2) 土砂混入等により焼却に適さず埋立処分が適当な震災ごみは、可能な限り分別に努め減量のうえ、処理施設等で処理する。

(3) 塩谷広域行政組合の処理施設で対応できない場合は、他市町及び他広域等に処理を依頼する。

## 第2 し尿・避難所ごみ・生活ごみ【環境課】

### 1 体制整備・情報収集

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、被災市町等のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

### 2 発生量及び処理可能量の推計

町は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

### 3 住民等への周知

町は、排出方法等について、住民へ広報するとともに、県に情報を共有する。

### 4 収集運搬

町は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

町は、必要によりし尿のくみ取り業者への委託、他市町からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水等についても早急に収集を行うよう努める。

避難場所等から排出されたし尿の収集は、優先的に行う。

### 5 処分・再資源化

町は、ごみやし尿の発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

### 6 し尿処理の留意事項

塩谷広域行政組合の処理施設で対応できない場合は、他市町及び他広域等に処理を依頼する。

## 第3 国庫補助制度の積極的活用

町は県から国庫補助金（災害等廃棄物処理事業補助金）の積極的活用について指導を受け、適切な処理を図る。

## 第 17 節 文教施設等応急対策

### 計画の目的

被災時の児童・生徒等の生命、身体的安全確保や応急時の教育を実施するため、町及び県の教育委員会は、必要な措置を講じる。

【担当】○学校教育課 生涯学習課 こどもみらい課

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、生徒の安全確保（日中）</li> <li>・在校生徒等の避難、安否確認（日中）</li> </ul>
発生から 3 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の参集（夜間・可能な限り早期に参集）</li> <li>・下校後は、電話等で生徒等の安否確認（夜間）</li> <li>・生徒の帰宅又は保護継続を判断（日中）</li> <li>・避難所として使用するため、施設等の被害状況を把握し、学校教育課へ報告</li> </ul>
発生から 6 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の被害調査</li> </ul>
発生から 12 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財施設の応急修理</li> <li>・文化財の一時搬出</li> </ul>
発生から 24 時間以内	
発生から 72 時間（3 日）以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒等のこころのケア準備</li> <li>・生徒等の学用品喪失状況を調査</li> <li>・文化財施設等の修理計画を作成</li> </ul>
発生から 1 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品等を手配</li> </ul>

### 町・学校等の役割

#### 第 1 応急措置【学校教育課】

校長等は、予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

##### (1) 安否確認

児童・生徒等を、安全な場所に避難させ、安否を確認する。

##### (2) 状況報告

災害の規模や児童・生徒等、施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告する。

##### (3) 最優先課題

学校等は災害時には、児童・生徒等の安全確保を最優先し、中でも小学校低学年児童、障害児など災害時に要配慮者となることが予想される児童・生徒等に対しては、特段の配慮を行う。

##### (4) 児童・生徒の保護者への引き渡し

安全を確保した後は保護者等へ連絡し、できるだけ速やかに引き渡すこととする。その際、児童・生徒が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックがないまま子どもを連れ帰ること等がないように努める。なお、留守家庭や諸般の事情で児童・生徒を直ちには引き渡すことが困難な場合は、一時的に学校または避難所で保護する。

(5) 時間外に地震が発生した場合

教職員は、児童・生徒の安全確認を電話等により確認し、教育委員会と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など児童・生徒等の安全確保に努める。

## 第2 応急時教育の実施【学校教育課】

### 1 教育施設の確保

(1) 町教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急教育の実施予定場所の選定について対策を立てる。

災 害 の 程 度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室・体育館・講堂
学校の校舎が全部災害を受けた場合	① 公民館等公共施設 ② 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな被害を受けた場合	① 住民の避難先の最寄りの学校・被害のない学校・公民館等公共施設 ② 応急仮校舎
町内大部分について災害を受けた場合	① 避難先の最寄りの学校 ② 公民館等公共施設

(2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学力低下のおそれがある場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができないとき、又は逆に仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び児童・生徒等が起居できる建物を借上げて応急教育を行う。

### 2 教職員の確保

町教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を確保する。

(1) 町教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被災校に応援させ教育の正常化に努める。

(2) 町における被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、町教育委員会と県教育委員会が、協議し早急に応援体制をとり教職員の確保に努める。

### 3 学校給食対策

応急給食の必要があると認めるときは、県、関係機関と協議のうえ応急給食を実施する。実施にあたっては次の項目に留意する。

① 給食施設の安全点検及び衛生管理

- ② 学校が避難所として使用され、その給食施設が被災者用炊き出し用に利用されている場合は、学校給食と被災者用炊き出しとの調整を図る。

#### 4 被災児童・生徒等の健康管理

災害の状況により被災学校の児童・生徒等に対し感染症予防接種や健康診断等、健康福祉センターと協議し実施する。

### 第3 防災拠点としての役割【学校教育課・生涯学習課】

避難場所、避難所として指定された学校の校長、公民館、公民館等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ町長に協力する。

### 第4 学用品の調達及び支給【学校教育課】

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配布する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

## 参考

### 災害救助法による実施基準

#### (1) 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程の生徒及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

#### (2) 内容

被害の状況に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- ① 教科書
- ② 文房具
- ③ 通学用品

#### (3) 費用の限度

費用は次の額の範囲内とする。

##### ① 教科書代

教科書代は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書、教科書以外の図書その他の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費とする。

##### ② 文房具、通学用品費

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内とする。

### ③ 期間

地震災害発生の日から、教科書については1月以内、その他学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信等の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

## 第5 授業料等費用の補助措置【学校教育課】

- (1) 被災により、授業料等費用の補助が必要な者は、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助措置が講じられる等の措置等の相談の準備対応に努める。
- (2) 被災特別支援学校児童等就学奨励  
特別支援学校児童等の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援護措置が講じられる。
- (3) 県立学校  
被災により、授業料の減免が必要な者については、「栃木県立学校の授業料等に関する条例」（昭和24年3月23日条例第10号）により、授業料減免措置のあつせんを行う。
- (4) 私立高等学校・専門学校・大学  
被災により授業料の減免が必要となった者については、その学校法人に対し授業料減免申請のあつせんを行う。

## 第6 文化財の保護【生涯学習課】

### 1 災害発生時の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を町へ通報する。

所有者、管理者が町の場合の通報責任者は町教育委員会教育長とする。通報を受理したときは県に報告し、被災の状況によっては係員の派遣を求める。

### 2 災害状況の調査、復旧対策

地震災害発生の場合は被害の程度により県に係員の派遣を要請し、被害状況の詳細を調査し県に復旧計画等の準備、計画に応援協力を要請するとともに、国又は県指定文化財の場合はその結果を文化庁に報告する。

## 第7 文化施設における応急対策【生涯学習課】

施設の被災により収蔵品が損傷する恐れがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所に避難させるとともに、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急処置をとる。

## 第8 社会教育施設における応急対策【生涯学習課】

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し町教育委員会へ報告する。

## 第 18 節 住宅応急対策

### 計画の目的

災害のため住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保できない被災者の住居の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、応急仮設住宅の供給、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

【担当】 ○都市整備課

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	・被災状況の情報収集、及び分析
発生から 3 時間以内	・町内の道路被災状況情報収集
発生から 6 時間以内	
発生から 12 時間以内	・応急危険度判定調査用資材の手配 ・町内判定士の招集 ・判定士の移動手段確保 ・危険度判定実施地区への周知
発生から 24 時間以内	・判定業務地域の割り当て ・住宅、宅地の被害状況調査 ・被災規模により、県内外の判定士要請
発生から 72 時間（3 日）以内	・判定結果を所有者等に通知
発生から 1 週間以内	・判定集計結果を県に報告 ・マスコミ等への広報 ・り災台帳の作成

## 町等の役割

### 第 1 実施体制

#### 1 実施体制

震災により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は原則として町が行い、県はこれに協力する。

ただし、災害救助法を適用した場合の住宅の提供及びあっせんは、基準に基づき原則として県が行い、町はこれに協力する。

#### 2 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公営住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合に応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借上げることにより供給するものとする。

### 第 2 公営住宅等の一時供給

#### 1 対象

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、身体障害者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 震災のため住家が全壊、全焼又は流出したこと

- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

## 2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 町は、既設の町営住宅で提供可能なものを確保する。
- (2) 町が住宅を確保できない場合、県（県土整備部）に既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを依頼する。

### 参考 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。  
なお、供給にあたっては、要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

#### 1 対象

上記町等の役割第2に掲げる対象に同じ。

#### 2 必要住宅戸数の把握

被災状況を確認し、住宅の供給が必要な世帯数や現在供給可能な住宅等を把握する。

#### 3 県（県土整備部）への要請

応急仮設住宅の建設予定場所及び必要住宅戸数、入居予定の家族構成等を明示して、応急仮設住宅の建設及び借りに係る要請を県（県土整備部）に行う。

#### 4 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県（県土整備部）から委託を受けて管理する。

#### 5 建設による応急仮設住宅の供給

##### (1) 設置予定場所

町において候補地を決定するものとする。

なお、町は建設候補地をあらかじめリスト化し、県（県土整備部）に報告するものとする。

##### (2) 仮設住宅の規模及び構造

1戸当たり29.7平方メートルを基準とし、県において構造を定める。

##### (3) 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。

#### 6 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

県（県土整備部）は、関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

#### 7 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

#### 8 期間

##### (1) 建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに完成する。

ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

## (2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、原則 2 年以内とする。ただし、建設による供給の場合は、完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項又は第 4 項による期間（3 箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は 2 年。）以内とする。

なお、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

### 1 対象

震災のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

### 2 内容

町は災害救助法が適用となった場合、県（危機管理防災局）から委任を受け「応急修理相談・受付窓口」を開設し、県から提供される建築関係団体の情報提供を受け修理を実施し、その協力業者に費用を支払う。ただし、災害救助法 13 条により県がその事務を町に委任した場合は町が実施する。

※栃木県作成「災害救助法 住宅の応急修理制度実施マニュアル」参照

### 3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則（昭和 35 年 5 月 2 日栃木県規則第 35 号）第 2 条で定められた額以内とする。

## 第 3 民間賃貸住宅に関する情報の提供

### 1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

### 2 内容

県は、「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定」に基づき、協定締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を、町と連携し被災者に提供する。

<資料編 33 高根沢町被災宅地危険度判定実施要綱>

<資料編 34 高根沢町震災建築物応急危険度判定要綱>

## 第 19 節 労務供給対策

### 計画の目的

災害応急対策を実施するにあたって、町だけでは必要人員が確保できない場合は、県や他市町の応援及び雇用により、労務の安定供給を行う。

【担当】 ○総務課 商工観光課

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	・被災状況の情報収集、及び分析
発生から 3 時間以内	・本町職員の被災状況把握 ・県、及び他市町職員の応援要請
発生から 6 時間以内	・応援隊の活動場所及び活動内容の決定
発生から 12 時間以内	
発生から 24 時間以内	・必要に応じ、公共職業安定所を通じ救助に必要な労働者を雇用し、救助活動を行う
発生から 72 時間（3 日）以内	
発生から 1 週間以内	

### 町等の役割

#### 第 1 県や他市町への派遣要請、要員雇用体制【総務課】

##### 1 要員の確保

震災時における必要な要員の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

##### 2 要員の確保が困難な場合の対応

(1) 町は、その地域内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

① 相互応援協定に基づく他の市町に対する応援要請

② 県への要員確保依頼

③ 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求

(2) 町は県に対し、要員確保要請又は指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についての派遣（あっせん）依頼を行う。

これに対し県は、相互応援協定等に基づき他の都道府県、指定行政（地方行政）機関の長等に対して職員の派遣（あっせん）を要請する。

なお、発災直後であって現地活動業務に係る要員の確保を要する場合、県緊急対策要員の投入についても検討する。

(3) 町は不足する要員を確保するほか、職員の負担軽減を図るため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。

##### 3 応援の要請

災害の程度により各部が要員を必要とするときは、次の事項を示し、総務班へ申し出る。作業が不可能又は人員が不足するときは、県等に応援並びに派遣

の要請を行う。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 人員
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他

## 参考

### 災害救助法による実施基準

町の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、県又は町が行う。

#### 1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、町が雇用する者。

- (1) 被災者の避難に係る支援
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末
- (4) 飲料水の供給
- (5) 死体の捜索
- (6) 死体の処置（埋葬を除く。）
- (7) 救済用物資の整理配分

#### 2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

#### 3 期間

前項の各救助の実施が認められる期間（ただし、(1)については、1日程度）。

なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

## 第 20 節 公共施設等応急対策

### 計画の目的

災害に際して、交通機関、ライフライン等住民の生活に大きな影響を及ぼす施設の早期復旧のため、各施設の管理者は、防災等関係機関と連携し、適切な応急対策を行う。

【担当】○都市整備課 上下水道課

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の情報収集、及び分析</li> </ul>
発生から 3 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路損傷調査</li> <li>浄水、及び配水施設の被災状況確認を開始</li> </ul>
発生から 6 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業協会等に障害物除去を依頼</li> <li>道路等の破損箇所の通行規制</li> <li>道路等の破損箇所の応急修理準備</li> <li>被害を受けた上水道施設設備の送水停止</li> <li>被害を受けた下水施設の使用者に使用停止協力を依頼</li> </ul>
発生から 12 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況により、日本水道協会等の応援協力機関へ救援要請</li> </ul>
発生から 24 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧計画作成</li> <li>上水及び下水道施設の応急復旧開始</li> </ul>
発生から 72 時間（3 日）以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、送水管、配水管及び汚水管の応急復旧開始</li> </ul>
発生から 1 週間以内	

### 事業所の役割

#### 第 1 鉄道施設【鉄道事業者】

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対応できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

#### 第 2 電力施設【電気事業者】

電力事業者は、災害時の住民生活等における役割を認識して、電力施設の早期復旧に努める。

また、災害時に重要な、病院、ライフライン関係機関、災害弱者収容施設、避難施設、災害対策関係機関等については、早期復旧に努める。

#### 第 3 電気通信設備【電気通信事業者】

通信事業者は、災害時の住民生活等における役割を認識して、通信施設の早期復旧に努める。

また、災害時に重要な、病院、ライフライン関係機関、災害弱者収容施設、避難施設、災害対策関係機関等については、仮設電話の設置や早期復旧に努める。

#### 第4 ガス【ガス供給事業者】

ガス事業者は災害時の住民生活等における役割を認識して、ガスの早期供給に努める。

また、災害時に重要な、病院、ライフライン関係機関、災害弱者収容施設、避難施設、災害対策関係機関等については、早期供給に努める。

### 町等の役割

#### 第1 道路施設【都市整備課】

##### 1 被害情報の収集

道路パトロールカーによる巡視、発見者通報や災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）等の活用により、必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、その他の県道等についても、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

##### 2 応急措置

(1) あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定により確保した人員及び資機材等を活用し、障害物除去等を行う。

(2) 応急作業

応急復旧に当たっては、関係機関等が迅速な協力体制をもって実施する。また、緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて交通確保を図る。

なお、応急作業に当たっては以下の事項に留意する。

① 緊急輸送道路を優先し行うものとするが、災害の規模や道路被災状況に応じ、応急復旧すべき道路を決定する。

② 関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、県の緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

③ 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行き、交通確保に努める。

④ 応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。

⑤ 災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次被害の防止に努める。

⑥ 交通の危険が生じると認められる場合は、所轄の警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道

路標識を設置する。

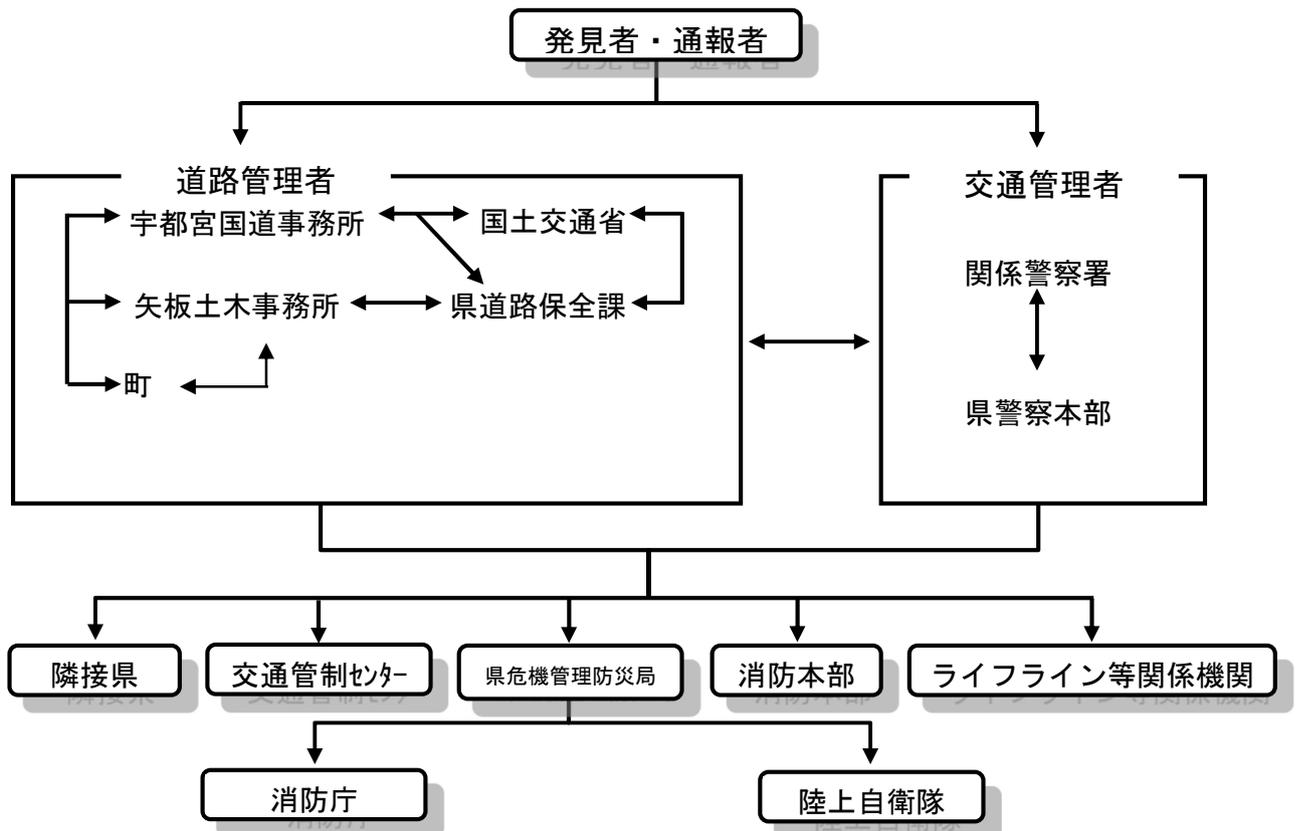
また、必要に応じて迂回路の選定、そのほか誘導等の措置を講じる。

(3) 道路情報の提供

災害発生場所、被害状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速、的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

〈道路施設関係事故発生情報等の連絡系統図〉

町、県、関東地方整備局（宇都宮国道事務所）等の道路管理者は、大規模交通事故、道路上への建物・がれきの散乱等に迅速に対処できるよう、次のとおり災害応急対策を実施する。



第2 ライフライン関係施設の対策【上下水道課】

町は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。

また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

1 上水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、地震発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

## (2) 応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧し、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常の生活機能回復維持に努める。

### ① 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

### ② 送配水管等の復旧手順

#### ア 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池の水量確保と補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

#### イ 臨時給水栓の設置

被災していない配水管、復旧された配水管でなるべく避難所に近い公設消火栓に臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、所管消防機関に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

### ③ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮設配水管を布設する。

### ④ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

## (3) 広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で住民に周知しておくとともに、災害発生に際しては広報活動によりその場所を住民に知らせる。

## (4) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めるときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

## 2 下水道施設

### (1) 被害情報の収集、伝達

下水道管理者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能等の支障の有無を確認する。

巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに住民に周知するとともに、県その他関係機関に通報する。

## (2) 応急措置

- ① 下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は二次災害の発生のおそれがある箇所<sup>ア</sup>の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。
- ② 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管渠等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。
  - ア 応急復旧の緊急度、工法の検討
  - イ 復旧資材、作業員の確保
  - ウ 技術者の確保
  - エ 復旧財源の措置

## 第3 河川管理施設等の対策【地域安全課・都市整備課】

町は、地震発生時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する水害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

### 1 水防機関の監視、警戒活動

地震発生後は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずる。

#### (1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、直ちに所管土木事務所長に報告し、土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

- ① 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- ② 水防団（消防団）が出動したとき
- ③ 水防作業を開始したとき
- ④ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む）

#### (2) 出動及び水防作業

##### ① 水防管理団体（町）の非常配備

水防管理者が管下の水防団（消防団）を非常配備するための指令は、次の場合により発する。

- ・ 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- ・ 水防警報指定河川等にあつては、知事からの警報を受けた場合
- ・ 緊急にその必要があるとして、知事から指示があつた場合

##### ② 本部員の非常配備

水防管理者は、あらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

##### ③ 消防団

- ・ 待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入りうる状態

におく。

・準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

ア 水防団（消防団）の団員は、所定の詰所に集合する。

イ 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。

ウ 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

・水防管理者が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

## 2 河川管理施設決壊時の通報措置

地震発生後、堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずるべき事態が発生した場合は、水防管理団体は、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

## 3 河川管理施設決壊後の処理

土木事務所においては、河川管理者、水防本部その他必要な機関に決壊の状況と処置について連絡するものとする。また、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

## 第 21 節 危険物施設等災害応急対策

### 計画の目的

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、LPガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、「第 5 部 放射性物質・危険物等事故対策編 第 2 章」を準用する。

## 第 22 節 自発的支援の受入

### 計画の目的

大規模災害発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

【担当】○社会福祉協議会 住民課 税務課 健康福祉課 総務課

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	・被災状況の情報収集、及び分析
発生から 3 時間以内	
発生から 6 時間以内	・ボランティアニーズの把握 ・関係機関等へのボランティアニーズの情報発信
発生から 12 時間以内	
発生から 24 時間以内	・町ボランティアセンターの開設、及び同センターを町社会福祉協議会へ運営依頼 ・ボランティア受入れ場所の開設調整 ・報道機関に災害ボランティア募集の呼びかけ ・町ホームページへ町ボランティアセンターの開設場所と連絡先等掲示
発生から 72 時間（3 日）以内	・ボランティアに係る問い合わせ対応 ・災害ボランティアの受付、及び保険加入手続 ・活動場所の斡旋、必要資材の提供
発生から 1 週間以内	・ボランティアからの苦情受付対応

### 町等の役割

#### 第 1 災害ボランティアの受入、調整、派遣

##### 1 災害ボランティアニーズの把握【健康福祉課・住民課・税務課】

町、県、社会福祉協議会、ボランティア関係団体、機関は連携し、被災地におけるボランティア派遣の要望の把握に努める。この際、県内外のボランティア団体と密接に情報交換を行うとともに、ボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

##### 2 災害ボランティアの受付、登録、派遣、撤収【社会福祉協議会】

町はボランティアの活動拠点を提供し、ボランティア関係団体、機関と連携し、災害ボランティア活動希望者の受付、登録、調整、派遣・撤収等を支援する。

##### (1) ボランティアの受付

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

##### (2) ボランティアに対する情報提供

被災地や救援活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

(3) ボランティアのあっせん

町が社会福祉協議会（ボランティアセンター）に対し、ボランティアのあっせんに要請した場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをあっせんする。

**3 被災地における災害ボランティア支援体制の確立【社会福祉協議会】**

町、ボランティア関係団体、機関は連携し、受入体制の整備など、災害ボランティア支援体制の確立に努める。この場合、ボランティア関係機関は、災害ボランティアの受入体制についての連絡調整や支援等に努める。

また、町はボランティア関係団体、機関と連携し、庁舎、公民館、学校などの一部を提供するなど、災害ボランティア活動の第一線の拠点となる現地の体制を整えるとともに、具体的活動内容の指示、活動に必要な事務用品や各種資機材等は可能な限り貸し出し、活動支援をするとともに設置の事実をホームページ等に公表するなど住民やボランティアへの周知を図る。

**第2 ボランティア活動の内容【社会福祉協議会】**

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障害者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・機材の輸送・配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

**第3 ボランティアとの協力【社会福祉協議会】**

**1 避難所における町職員とボランティアの関係**

ボランティアは、被災者を援助するパートナーであり、お互いに協力して被害の軽減を図る。

**第4 義援物資・義援金の受入・配分【総務課・健康福祉課・社会福祉協議会】**

**1 義援物資の受入・配分**

(1) 義援物資の受付

- ① 町は大規模な災害が発生し物資に不足が見込まれる場合は、義援物資の募集を行う。
- ② 受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明

示するとともに、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資及び希望しない物資を把握のうえ、その内容を県に報告するとともにホームページへの掲載や報道機関等を通じて公表する。

(2) 義援物資の受入

町は、あらかじめ定めた義援物資の受付窓口において、郵送又は輸送により送付される義援物資を受入れるとともに、義援物資に関する問合せ等に対応する。

(3) 義援物資集積場所

町は、県（危機管理防災局）と連絡調整を行い、交通の便等を考慮して防災拠点の中から物資集積場所について適地を選定し、義援物資の一時保管を行う。

(4) 義援物資の管理

町は、物資集積所に職員を派遣するとともに、ボランティアと連携を図り、義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

(5) 配分

県本部等から送付された義援物資については、町が被災者に配分する。

なお、県本部等からの義援物資の配分を受けるに当たっては、引渡しを受ける場所を指定する。

(6) 受付けの停止

町は、必要物資の十分な調達に見通しが立った時点において、義援物資の募集の停止をし、それを周知する。

(7) 海外からの支援の受入

町本部長は、県本部長等から海外からの義援物資受入れの連絡があった場合は、県本部長と連絡、調整を図りその受入態勢を整備する。

受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定時刻、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長と連携を図る。

## 2 義援金の受入・配分

義援金の受入・配分は、義援金配分委員会を構成し実施する。（県、市町、日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、各報道機関、義援金受付機関等）

(1) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受入れるものとし、配分委員会が設置されるまでは、各機関において管理を行うものとする。配分委員会が設置された場合は、配分委員会が各受付機関から引継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(2) 義援金の配分

町は、配分委員会が決定した配分について、被害程度、被害人員を考慮して配分を行う。

(3) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに

報道機関等を通じて公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

## 第3章 震災復旧・復興

### 第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

#### 計画の目的

被災の状況、地域の特徴、関係者の意向等を考慮しながら、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に強い町づくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

【担当】○各課

#### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	・ 災害対策本部の設置
発生から 3 時間以内	
発生から 6 時間以内	
発生から 12 時間以内	
発生から 24 時間以内	
発生から 72 時間（3 日）以内	
発生から 1 週間以内	・ 復興本部の設置

#### 町等の役割

##### 第1 基本方向の決定

###### (1) 実施体制

町は、被害の状況、地域の特徴、関係公共施設管理者の意向等を考慮しながら、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、県は、国の復興基本方針に即して都道府県復興方針を、町にあっては、必要に応じて復興計画を定める。

町の定める復興計画は、都道府県の復興基本方針に即して、以下の事項を定めるものとする。

- ① 復興計画の区域
- ② 復興計画の目標
- ③ 当該市町における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- ④ ②の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項
- ⑤ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務

に関する事項

- ⑥ 復興計画の期間
  - ⑦ その他復興整備事業の実施に関し必要な事業
- (2) 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら協同して計画的に行う。

- (3) 国・県職員等の派遣要請

町は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求める。

## 第2 迅速な原状復旧

町は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしながら、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

## 第3 計画的復興の推進

### 1 復興推進本部の設置

町は、被災の程度や復旧の状況を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、県、国を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

### 2 復興計画の作成

特定大規模災害等により被災した場合において、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、町は、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進める。

### 3 防災まちづくり

- (1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じ町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、町は、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。

(2) 防災まちづくりに関する留意事項

町は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、次の点に留意する。

- ① 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。
- ② 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。
  - ア 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
  - イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
  - ウ 建築物や公共施設の耐震化、不燃化
  - エ 耐震性貯水槽の設置
- ③ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しながら、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行うこと。
- ④ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行うこと。

## 第2節 民生の安定化対策

### 計画の目的

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と生活再建の支援を行う。

【担当】○社会福祉協議会 税務課 健康福祉課 都市整備課 商工観光課

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	
発生から 3 時間以内	
発生から 6 時間以内	
発生から 12 時間以内	・ 義援物資、及び義援金の受入体制整備
発生から 24 時間以内	・ 義援物資の配付体制整備、及び配分
発生から 72 時間（3 日）以内	・ 公共職業安定所と協力して雇用機会の確保を図る ・ 生活資金及び事業資金の融資相談
発生から 1 週間以内	・ り災証明書の発行 ・ 義援金の配分委員会の開催 ・ 租税の減免方針検討 ・ 災害弔慰金等の支給手続き準備 ・ 被災者生活再建支援制度の手続き準備

### 町等の役割

#### 第1 被災者の生活相談・支援【社会福祉協議会】

町は、被災者や事業者の自立復興を支援するため、相談窓口を設け、援助及び助成措置について関係機関に協力を要請し、被災者の生活安定の早期回復に努める。

また、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

#### 第2 り災証明書の発行【税務課】

町は、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書を交付しなければならない。

また、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、町と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

#### 第3 雇用機会の確保【商工観光課】

災害により離職を余儀なくされた者の再就職、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等については、公共職業安定所と連絡協力して迅速な対応を図る。

## 第4 生活資金及び事業資金の融資

### 1 被災者個人への融資

#### (1) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して速やかな自立更生の促進を図るため、県社会福祉協議会では生活福祉資金貸付制度を設け、民生児童委員及び社会福祉協議会の協力を得て、災害救護資金及び住宅資金の貸付を行う。町は、これら資金の融資が円滑に行なわれるよう被災者への広報活動及び相談・指導等を行う。

なお、この資金は対象世帯であって、他の資金制度により借り入れることが困難な場合に利用できるものである。

- ① 災害救護資金
- ② 住宅資金
- ③ 資金貸付条件の緩和等の措置

#### (2) 災害復興住宅資金

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、住宅金融公庫の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補償資金の貸付けを行う制度が設けられている。県及び町は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融公庫法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施するとともに、被災者に融資制度の内容を周知及び申込みに際しての事務上の指導を行う等、被災者が速やかに災害復興資金の借入れを受けられるよう努める。

《その他の住宅金融公庫の災害関連住宅資金のあっせん》

- ・宅地防災工事資金等

### 2 被災中小企業への融資

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等を行う制度で、町は県と連携し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

### 3 被災農林水産業関係者への融資等

災害により被害を受けた農林水産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法、自作農維持資金融通法等により融資等の支援を行う。

町は、県と連携し、被災者からの問い合わせに対する対応や本制度の周知に努める。

## 第5 租税の減免措置等【住民課・税務課・健康福祉課】

町は、納税者、特別徴収義務者が災害により被災した場合は、納税者等の状況に応じて地方税法、高根沢町町税条例に基づいて、町税に係る申告・納付等の期限延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

## 1 期限の延長（町税条例第 18 条の 2）

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納付・納入ができないと認められる場合は、次の方法によりその期限を延長する。

- (1) 地域指定 町長が公示によって行う。
- (2) 個別申請 1 の場合を除き、個別的事例については、被災納税者の申請に基づき、災害が収束した日から 2 月以内の期日を指定して期限を延長する。

## 2 徴収猶予（地方税法第 15 条）

災害により期日までに町税を納めることができない者で、その町税を一時に納付することができないと認められる場合は、被災納税者の申請に基づき、原則として 1 年以内の期間に限り徴収を猶予する。

## 3 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、被災納税者の税額について一定の割合を軽減又は免除するとともに、被災した特別徴収義務者の納入義務を免除する等の納税緩和措置を講じる。

また、国民健康保険一部負担金、介護保険利用者負担額及び介護保険施設等における食費居住費についても減免措置を講じる。

## 第 6 災害弔慰金等の支給【健康福祉課】

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金、及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付ける災害援護資金について、町が主体となり条例に基づき実施する。

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害障害見舞金の支給
- (3) 災害援護資金の貸与

	資金名等	対象者	窓口
支 給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	町健康福祉課
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	町健康福祉課
貸 付	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主 (所得制限有り)	町健康福祉課

## 第 7 被災者生活再建支援制度・居住安定支援制度【健康福祉課】

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資す

る制度。

## 1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害。
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害。
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害。
- (4) 5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満のものに限る。）であって、(1)から(3)に規定する区域に隣接する市町村における自然災害。
- (5) 全壊10世帯以上の被害等が発生した市町村を含む都道府県内で、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村における自然災害

## 2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯。
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯。
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯。
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

## 3 支援金の支給

町は、被災住民が提出した申請書を取りまとめ（住宅被害の認定は町が行う。）、県に送付し、県は、財団法人都道府県会館に提出し、支援金の支給が行われる。

### (1) 支給金額

下表に示す区分により支給される。

#### ○支給額の区分

(単位：万円)

	世帯 人員	合計支給 限度額	基礎 支援金	加算支援金		
				建設又 は購入	補修	賃借
全壊世帯	複数	300	100	200	100	50
	単数	225	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	250	50	200	100	50
	単数	187.5	37.5	150	75	37.5

※ 世帯の所得又は世帯主の年齢による支給制限はない。

※ 単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

- ※ 基本額の金額は、居住関係経費の金額にかかわらず、一定額で支給される。
- ※ 居住関係経費（加算）は、その内容により支給額が異なる。

## 第3節 公共施設等災害復旧対策

### 計画の目的

公共施設の早期復旧を図るため、町、県、防災関係機関は連携して被害状況を的確に調査し、将来の災害に備える計画を策定するとともに、早期に復旧事業を実施する。

【担当】○総務課 企画課 地域安全課 健康福祉課 環境課 都市整備課  
上下水道課 農政課 商工観光課 新庁舎整備課 学校教育課 こども  
みらい課 生涯学習課

### 各段階における業務の内容

発生から 1時間以内	・庁舎等公共施設の被災状況調査
発生から 3時間以内	・被災箇所の立入禁止等措置 ・被災箇所の応急復旧
発生から 6時間以内	
発生から 12時間以内	
発生から 24時間以内	・公共施設の応急復旧計画作成 ・応急復旧作業開始
発生から 72時間（3日）以内	
発生から 1週間以内	・公共施設の復旧計画作成

### 町等の役割

第1 災害復旧事業【総務課・企画課・健康福祉課・環境課・都市整備課・上下水道課・農政課・商工観光課・新庁舎整備課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】

#### 1 災害復旧事業計画の策定

- (1) 町は、災害応急対策を実施後、施設の被害の程度を調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。また、被災原因、被災状況等を把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関等と調整を図り計画を策定する。
- (2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

#### 2 支援体制

復旧・復興にあたり、必要に応じて国、県他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める。

第2 災害復旧事業の実施【総務課・企画課・健康福祉課・環境課・都市整備課・上下水道課・農政課・商工観光課・新庁舎整備課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】

#### 1 公共施設の復旧等

##### (1) 基本方針

災害により被災した公共施設の災害復旧を迅速に行うため、町は速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資材の調達等を行う等、必要な職員の

配備、職員の応援及び派遣等活動体制について措置をとる。

## (2) 実施計画

- ① 被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再発防止等の観点から可能な限り、改良復旧を行う。
- ② 被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。
- ③ 町は、災害復旧に必要な資金需要を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するための起債等について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

## 2 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ① 河川災害復旧事業
- ② 道路災害復旧事業
- ③ 下水道災害復旧事業
- ④ 公園災害復旧事業

### (2) 都市施設災害復旧事業計画

- ① 街路災害復旧事業
- ② 都市排水施設災害復旧事業
- ③ その他の災害復旧事業

### (3) 農林施設災害復旧事業計画

### (4) 上水道施設災害復旧事業計画

### (5) 住宅災害復旧事業計画

### (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

### (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

### (8) 学校教育施設災害復旧事業計画

### (9) 社会教育施設災害復旧事業計画

### (10) その他災害復旧事業計画

## 第3 激甚災害の指定【地域安全課】

### 1 激甚災害指定の手続き

町は、大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査に協力する。また、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、県に報告し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

### 2 激甚災害指定基準

昭和37(1962)年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

参考 激甚災害指定基準

適用すべき措置	激甚災害指定基準
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5%</p> <p>（B基準） 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県分査定見込額＞県の標準税収入×25%</li> <li>2 県内市町村の査定見込額総計＞県内全市町村標準税収入総計×5%</li> </ol>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>（B基準） 事業費査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都道府県の事業費査定見込額＞都道府県の農業所得推定額×4%</li> <li>2 都道府県の事業費査定見込額＞10億円</li> </ol>
<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例（法第6条）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 激甚法第5条の措置が適用される災害</li> <li>2 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で激甚法第8条の措置が適用される災害</li> </ol>
<p>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、被害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>（A基準） 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>（B基準） 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一つの都道府県の特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業の主業とする者の数×3%</p>

<p>森林災害復旧事業に対する補助（法第 11 条の 2）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>（A 基準）  林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） &gt; 当該年度の全国生産林業所得推定額（木材生産部門に限る。以下同じ。） × 5%</p> <p>（B 基準）  林業被害見込額 &gt; 全国生産林業所得推定額 × 1.5%  かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一つの都道府県の林業被害見込額 &gt; 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60%</li> <li>2 一つの都道府県の林業被害見込額 &gt; 全国生産林業所得推定額 × 1.0%</li> </ol>
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第 12 条）</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例（法第 13 条）</p> <p>中小企業者に対する資金の融通に関する特例（法第 15 条）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>（A 基準）  中小企業関係被害額（第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率。以下同じ。） &gt; 全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>（B 基準）  中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.06%  かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一つの都道府県の中小企業関係被害額 &gt; 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%</li> <li>2 一つの都道府県の中小企業関係被害額 &gt; 1,400 億円  ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置を講じることがある。</li> </ol>
<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第 16 条）</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第 17 条）</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第 19 条）</p>	<p>激甚法第 2 章の措置が適用される激甚災害。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>

<p>罹災者公営住宅建設事業 に対する補助の特例（法 第 22 条）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>（A 基準） 滅失住宅戸数 &gt; 4,000 戸以上</p> <p>（B 基準） 次のいずれかに該当する災害。 ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特 例措置を講じることがある。</p> <p>1 被災地全域の滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で 2,000 戸以 上 かつ、次のいずれかに該当するもの。 ア 一市町村の区域内で 200 戸以上 イ 一市町村の区域内の住戸戸数の 10%以上</p> <p>2 被災地全域の滅失住宅戸数 &gt; 1,200 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で 400 戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 20%以上</p>
<p>小災害債に係る元利償還 金の基準財政需要額への 算入等（法第 24 条）</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置につ いては、激甚法第 2 章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、 激甚法第 5 条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度、被害の実情に応じて個別に考慮</p>

### 3 局地激甚災害指定基準

災害を市町段階の被害規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和 43 (1968) 年 11 月 22 日中央防災会議が次のように基準を定めている。

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第 3 条、第 4 条）	査定事業費 > 当該市町村の当該年度の標準税込額 × 50%
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第 5 条） 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（法第 6 条）	農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の当該年度の農業所得推定額 × 10%（ただし、当該経費の額が 1,000 万円未満のものを除く） ただし、当該経費の額の合算した額が概ね 5,000 万円未満の場合を除く。
森林災害復旧事業に対する補助（法第 11 条の 2）	林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ） > 当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 1.5 倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね 0.05% 未満の場合を除く。 かつ、大火にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積 > 300ha の市町村 その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。） × 25% の場合
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第 12 条） 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例（法第 13 条） 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（法第 15 条）	中小企業被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% （ただし、当該被害額 1,000 万円未満の場合は除外） ただし、当該被害額の合算額が概ね 5,000 万円未満の場合は除かれる。
小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第 24 条）	法第 2 章又は第 5 条の措置が適用される場合適用。

## 第3部 風水害等対策編

## 第1章 風水害等災害予防

### 第1節 防災意識の高揚

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第1節 防災意識の高揚」を準用する。

---

### 第2節 地域防災の充実・ボランティアとの連携強化

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第2節 地域防災の充実・ボランティアとの連携強化」を準用する。

---

### 第3節 防災訓練の実施

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第3節 防災訓練の実施」を準用する。

---

### 第4節 避難行動要支援者対策

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第4節 避難行動要支援者対策」を準用する。

---

### 第5節 物資、資材等の備蓄、調達体制の整備

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第5節 物資、資材等の備蓄、調達体制の整備」を準用する。

## 第6節 災害に強いまちづくり

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第6節 災害に強いまちづくり」のうち、第4までを準用する。

---

## 第7節 土砂災害・山地災害対策

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第7節 地盤災害予防対策、及び第8節 治水・山地災害対策」を準用する。

## 第8節 農業関係災害予防対策

### 計画の目的

災害の発生に際して、農地・農業施設等の被害を最小限に止めるため、町、県、関係施設等の管理者等は、施設整備等の予防対策を実施する。

【担当】○農政課

### 住民の役割

#### 第1 農地・農業施設対策

##### 1 農地・農業用施設対策

###### (1) 管理体制の整備

農地及び農業用施設等の管理者は、災害による被害を防止するため、農業用水利施設等の農業用施設の管理について、各管理主体で施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

###### (2) 施設等の点検・整備

平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

##### 2 用排水施設対策

大規模用排水施設等の管理者は、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時等の異常時には、水門開放等応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。また、老朽化等により改修が必要なものについては、計画的な整備に努める。

### 事業所の役割

#### 第1 農業共同利用施設対策

農業協同組合等の農業共同利用施設等の管理者は、農業共同利用施設（倉庫、処理加工施設等）の管理について、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。また、施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

#### 第2 ため池施設対策

ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努めるとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

## 町の役割

### 第1 農業技術対策

#### 1 農作物の凍霜害予防対策の周知

晩霜に対応するため、生産者団体等を通じて農業者に対し、農作物凍霜害防止対策について周知を図る。

#### 2 農業者への広報

町は、農業者に対し天気予報等により情報を収集し、特に晩霜に注意するよう呼びかける。

#### 3 暖候期における農作物気象災害予防対策

暖候期の気象条件が、農作物の生育や収量等に大きく影響し、場合によって農作物への被害が懸念され、関東・甲信地方暖候期予報（毎年3月10日気象庁予報部発表）に基づき、農作物の災害、生育障害等を防止するため、県と協力し技術対策資料の普及・指導の徹底に努める。

### 第2 農地・農業施設対策

#### 1 農地・農業用施設対策

##### (1) 管理体制の整備

町は、農地及び農業用施設等の管理者に対して、災害による被害を防止するため、農業用水利施設等の農業用施設の管理について、各管理主体で施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図るよう指導する。

##### (2) 施設等の点検・整備

町は、農地及び農業用施設等の管理者に対して、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるよう指導する。

#### 2 用排水施設対策

町は、大規模用排水施設等の管理者に対して、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努めるよう指導する。

出水時等の異常時には、水門開放等応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努めるとともに、老朽化等により改修が必要なものについては、計画的な整備に努めるよう指導する。

### 第3 農業共同利用施設対策

町は、農業協同組合等の農業共同利用施設等の管理者に対して、農業共同利用施設（倉庫、処理加工施設等）の管理について、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図るとともに、施設管理者に対して、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努めるよう指導する。

## 第4 水害防止対策

### 1 水門の管理

本町域に台風等による大雨洪水警報等が発令された場合には、水門付近からの越水等による洪水を防止するため、水門の管理者に水門を開けてこれを防止するよう要請する。

## 第9節 水防体制の整備

### 計画の目的

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等の被害は広範囲かつ長期化するおそれがある。これらの災害を警戒、防ぎよし、災害の未然防止、軽減を図るためには、住民の協力が不可欠となることから、県と水防管理団体である町は、平常時から地域における水防活動体制の整備に努める。

【担当】 ○地域安全課 都市整備課

### 住民の役割

#### 第1 住民の役割

- (1) 日頃から、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性について認識を深める。
- (2) 風水害時、水防管理者、消防（水防）団長又は機関の長から水防の協力要請があった場合は、水防に従事しなければならない。

#### 第2 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動する。

#### 第3 企業等事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、各協会や協定締結団体企業は、平時から応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

#### 第4 水門の管理者の役割

本町域に台風等による大雨洪水警報等が発令された場合には、水門付近からの越水等による洪水を防止するため、水門の管理者は水門を開けてこれを防止する。

### 町の役割

#### 第1 水防管理団体等の義務【地域安全課】

##### 1 水防管理団体等の責務

水防管理団体（町）は、区域内における水防を十分に果たすべき責任を有し、水防管理者（町長）は、平常時から地域水防組織の整備に努める。また、住民、水防の現場にある者は、町長、消防（水防）団長、消防機関の長が、水防のためやむを得ない必要があって命じた水防活動に従事しなければならない。

##### 2 水防管理団体等の指定

県（県土整備部）は、「水防法（昭和24年法律第193号）」第4条の規定に基づき、県内市町について、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体をあらかじめ指定し、水防計画の策定の促進など水防体制の充実・強化に努める。

また、水防管理者は水防法第36条の規定に基づき、水防団又は消防機関が行

う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める水防協力団体の指定を行ない、その旨を公示する。

### 3 水防計画の策定

水防管理者（町長）は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、知事と協議し、関係機関に周知する。

## 第2 水防活動体制の整備【地域安全課・都市整備課】

### 1 資機材等の整備

河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

○ 参考：水防管理団体水防倉庫備蓄基準（令和7年度栃木県水防計画より）

資機材名		単位	数量	資機材名		単位	数量
器具	掛矢	丁	5	資機材	土のう袋等	袋	500
	ノコギリ	〃	5		シート類	枚	100
	ツルハシ	〃	5		杭鉄木	本	70
	スコップ	〃	20		鉄線	kg	50
	なた	〃	5		ロープ等	〃	50
	ペンチ	〃	3		竹	〃	15
	かま	〃	5				

### 2 観測・伝達体制の強化

町は関係各機関との相互協力のもと、異常気象時における河川水位・雨量情報等の収集・伝達体制の高度化を図るとともに平常時から広く情報を提供する。

また、県より伝達されるシステム情報（とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム、川の水位情報（危機管理型水位計））を町民に対して広報するよう努める。

### 3 訓練・研修等による水防団の育成・強化

- (1) 水防管理団体（町）は、平常時から消防団（水防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。
- (2) 水防管理団体（町）は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を実施する。
- (3) 水防管理団体（町）は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

防災関係機関、県、町の役割（情報伝達）

第3 風水害に関する予警報伝達体制の整備【地域安全課】

1 宇都宮地方気象台から発表される気象注意報・警報

宇都宮地方気象台から発表される風水害に関する気象注意報・警報の内容及び伝達経路は、次のとおりである。高根沢町は、県南部県央部に属する。

(1) 気象注意報・警報の内容（県南部平地基準）

高根沢町	府県予報区		栃木県	
	一次細分区分		南部	
	市町村等をまとめた地域		県央部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	140
	洪水	流域雨量指数基準		五行川流域=11.2、井沼川流域=4.6 大沼川流域=7.3
		複合基準		—
		指定河川洪水予報による基準		鬼怒川 [佐貫 (下)]
	暴風		平均風速	20m/S
	暴風雪		平均風速	20m/S 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 15 cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準		12
		土壌雨量指数基準		102
	洪水	流域雨量指数基準		五行川流域=8.9、井沼川流域=3.7 大沼川流域=5.8
		複合基準		—
		指定河川洪水予報による基準		鬼怒川 [佐貫 (下)]
	強風		平均風速	12m/S
	風雪		平均風速	12m/S 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%	
	なだれ		①24時間降雪の深さが 30 cm以上 ②40 cm以上の積雪があつて日最高気温が 6℃以上	
	低温		夏季:最低気温 16℃以下が 2 日以上継続 冬季:最低気温-9℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	110 mm

特別警報の発表基準（一覧）

現象の種類		特別警報の発表基準
気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地象	地震（地震動）	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度 6 弱以上）を特別警報に位置づける）
	火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）※を特別警報に位置づける）

（注） 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

※ 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル 4 または 5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づけています。

（2） 気象情報及び水防情報

宇都宮地方気象台では、県を南部・北部の 2 つの地域に分けて、天気予報を発表している。

また、注意報、警報については、より効果的に防災活動を行うため、平成 22（2010）年 5 月 27 日から、市町村ごとの情報が提供されている。

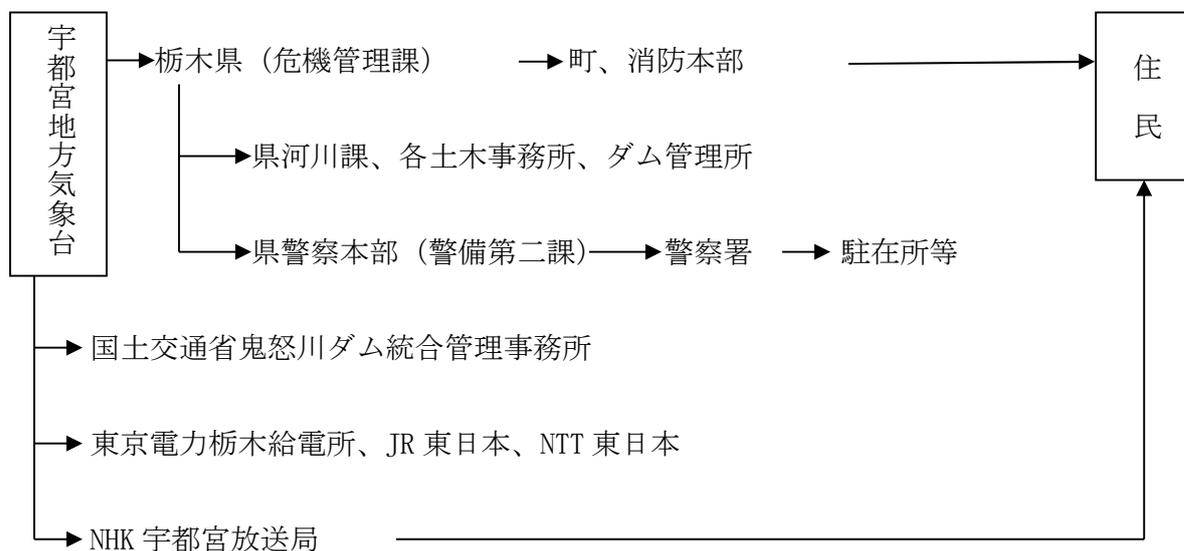
<資料編 6-2 注意報・警報の種類及び発表基準>

警報の細分区域図

二次細分区域 宇都宮地方気象台



(3) 気象注意報・警報の伝達経路



#### 第4 洪水予報伝達体制の整備【地域安全課】

##### 1 国が指定して洪水予報を実施する河川

国土交通省関東地方整備局が、国民経済上重大な損害を生じるおそれがあるため指定した河川で、洪水のおそれがあると認められる場合は、関東地方整備局と気象庁予報部とが協同して洪水予報を行う。

###### (1) 指定河川

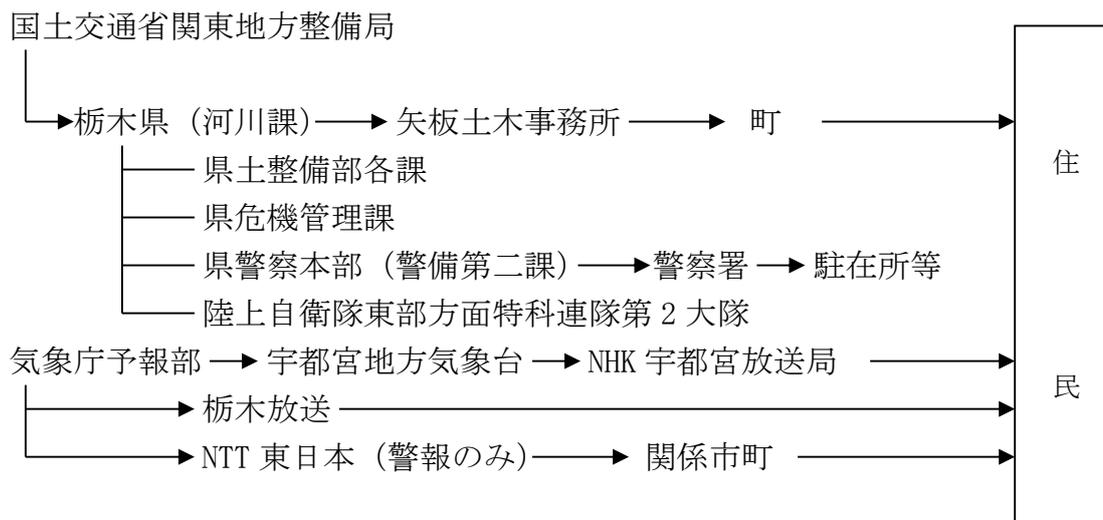
河川名	区 域	基準 水位 観測所	基準水位観測所			
			消防(水防) 団待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
鬼怒川	左岸：塩谷町大字風見 1201-16 地先から高根沢町宝積寺まで 右岸：宇都宮市宮山田カワタニ 1302 から宇都宮市下岡本まで	佐貫 (下) (塩谷)	1.50m	2.30m	3.10m	3.70m

###### (2) 洪水予報の種類

洪水予報は、河川ごとにその地点の水位や流量を示して次のとおり発表する。

洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	発表の基準	警戒レベル 相当情報
〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する。	警戒レベル5 相当
〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。	警戒レベル4 相当
〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	警戒レベル3 相当
〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	警戒レベル2 相当

(3) 洪水予報の伝達経路



2 県が指定して洪水予報を実施する河川（参考）

県は、国土交通省が指定した河川以外で流域面積が大きく相当な被害を生じるおそれがある河川をあらかじめ指定するとともに、指定した河川毎に、洪水予報を宇都宮地方気象台と共同して実施する。

指定河川およびその区域、基準観測所は以下のとおりである。

河川名	区 域	基準 水位 観測所	基準水位観測所			
			消防(水防) 団待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
五行川	左岸：芳賀町大字芳志戸秋 場橋から真岡市大字 大根田まで 右岸：芳賀町大字芳志戸秋 場橋から真岡市大字 大根田まで	妹内橋 (真岡)	1.60m	1.90m	2.70m	3.20m

## 第5 水位周知伝達体制の整備【地域安全課】

国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、水防法第13条の規定により、水防管理者等あて水位情報の通知及び周知を行う。

### 1 県が水位情報の通知及び周知を実施する河川

(1) 県が実施する河川は以下のとおりである。

河川名	区 域	基準 水位 観測所	基準水位観測所			
			消防(水防) 団待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
五行川	左岸:さくら市馬場国道4号 から芳賀町大字芳志 戸秋場橋まで	氏家体 育館脇 (さくら)	0.90m	1.20m	1.30m	1.80m
	右岸:さくら市馬場国道4号 から芳賀町大字芳志 戸秋場橋まで	両郡橋 (芳賀)	0.80m	1.10m	1.30m	1.80m

(2) 水位情報の通知及び周知を実施する時期

県が行う水位情報の通知及び周知の発表は、水防法第13条第2項の規定に基づき行う避難判断水位（特別警戒水位）への到達情報の発表のほか、「洪水等に関する防災情報体系の見直しについて」（平成18年10月1日河川局通達）に基づき、氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（危険水位）への到達情報の発表を行うものとする。なお、その種類は次のとおりとする。

洪水の危険 のレベル	水位周知情報の表題	発表基準
レベル4	〇〇川氾濫危険情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に速やかに発表する。
レベル3	〇〇川氾濫警戒情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、避難判断水位（特別警戒水位）に到達した場合に速やかに発表する。
レベル2	〇〇川氾濫注意情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達した場合に速やかに発表する。

## 第6 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策【地域安全課】

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

## 第7 洪水浸水想定区域等における対策【地域安全課】

(1) 国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、指定した洪水予報を実施する河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水災による被害の軽減を

図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深を公表するとともに、町に通知する。

また、ダム下流河川で洪水浸水想定区域が指定されていない区間についても、浸水想定図を作成し、浸水した場合の想定範囲、想定浸水深、浸水想定時間等について公表するとともに、町に情報提供する。

(2) 町は、洪水浸水想定区域の指定及びダム下流河川の浸水想定範囲の情報提供があった場合は、少なくとも当該洪水浸水想定区域等毎に、次の事項を町地域防災計画に定めるとともに、次の事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により町民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項
- ・その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- ・要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
- ・町の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地

(3) 町は、町地域防災計画に定めたこれらの施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(4) 町は、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した上で、その有効利用を進める。

## 第8 水防警報伝達体制の整備【地域安全課】

国土交通省関東地方整備局及び県は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報を発し、水防管理団体の水防活動に対して、待機・準備・出動等の指針を与える体制を整備するとともに、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川毎に確保する。

町は国・県の伝達整備に併せ、町民に対しての伝達体制を整備する。

### 1 指定河川

#### (1) 国土交通大臣が指定する河川及びその区域、基準水位観測所等

河川名	区 域	基準 水位 観測所	基準水位観測所			
			消防(水防) 団待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
鬼怒川	左岸：塩谷町大字風見 1201-16 地先から高根沢町宝積寺まで 右岸：宇都宮市宮山田カワタニ 1302 から宇都宮市下岡本まで	佐貫 (下) (塩谷)	1.50m	2.30m	3.10m	3.70m

#### (2) 栃木県知事が指定する河川及びその区域、基準水位観測所等

河川名	区 域	基準 水位 観測所	基準水位観測所			
			消防(水防) 団待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
五行川	左岸：さくら市馬場国道4号から真岡市大根田まで 右岸：さくら市馬場国道4号から真岡市大根田まで	妹内橋 (真岡)	1.60m	1.90m	2.70m	3.20m
		両郡橋 (芳賀)	0.80m	1.10m	1.30m	1.80m
		氏家体育館脇 (さくら)	0.90m	1.20m	1.30m	1.80m

## 2 水防警報の内容

水防警報の内容、発表基準は、概ね次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準	
		国管理河川	県管理河川
待機	①不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ②水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき。 または、水位、流量等その他の河川の状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）を超え、更に水位が上昇するとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こる恐れがあるとき。	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

## 第9 施設等の水害予防対策【地域安全課・都市整備課】

国土交通大臣と知事がそれぞれ指定した河川、湖沼について、洪水による災害の発生が予想される場合に、水防活動を必要と認めるときは水防警報を行う。

### 1 河川管理施設等

#### (1) 平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、

必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

(2) 事業計画

- ① 河川改修等の河川整備を実施する。
- ② 水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

**第10 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組【地域安全課】**

国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災対策協議会」、「栃木県減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

## 第10節 積雪害予防対策

### 計画の目的

豪積雪による被害の軽減を図るため、集落の孤立防止等のための交通の確保・除雪体制の整備のための対策を実施する。

【担当】○都市整備課

### 町の役割

#### 第1 積雪対策

##### 1 除雪体制の整備

豪雪時に、緊急に道路交通を確保できるよう、町は次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

- (1) 除雪器具及び融雪剤の整備充実
- (2) 除雪要員等の動員体制
- (3) 所管施設の点検
- (4) 除雪業務委託先の確保
- (5) 備蓄品の保管場所の整備

##### 2 道路整備

冬期間における住民の安全な生活の確保を図るため、町、その他の道路管理者は、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理を行う。

- (1) 積雪、堆雪等に配慮した道路整備
- (2) 防護柵、スノーシェッド、スノーシェルター、消融雪施設等防雪施設の整備
- (3) 路盤改良
- (4) 流雪溝の設置
- (5) 堆積帯、チェーン脱着帯の確保

## 第 11 節 情報収集・通信体制の整備

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 11 節 情報収集・通信体制の整備」を準用する。

---

## 第 12 節 救急・救助体制の整備

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 13 節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備」を準用する。

---

## 第 13 節 医療救護体制の整備

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 14 節 医療救護体制整備」を準用する。

---

## 第 14 節 緊急輸送体制の整備

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 15 節 緊急輸送体制の整備」を準用する。

---

## 第 15 節 防災拠点等の整備

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 16 節 防災拠点等の整備」を準用する。

## 第 16 節 建築物等災害予防対策

### 計画の目的

町及び施設等の管理者等は、建築物、文化財等に係る風水害等の災害の未然防止と災害時における防災上重要な公共建築物の機能確保を図るために必要な防災対策を講じる。

【担当】○都市整備課 総務課 健康福祉課 上下水道課 新庁舎整備課 学校教育課 こどもみらい課 生涯学習課

### 住民・事業所の役割

#### 第 1 住民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、県や町の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

#### 第 2 地域の役割

地域内で著しく劣化している建築物や、落下物の発生の恐れのある建築物倒壊の危険のあるブロック塀等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。

#### 第 3 企業等事業所の役割

- (1) 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。
- (2) 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、県や町の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

### 町の役割

#### 第 1 一般建築物に対する予防対策【都市整備課】

##### 1 地下空間浸水対策

町は、県（県土整備部）と連携して、「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき、防水扉及び防水板の整備など、建物や地下空間等を浸水被害から守るための対策について、必要に応じて設計者や施行管理者に対して指導、助言を行う。

#### 第 2 市街地再開発事業等の促進【都市整備課・税務課】

町は、県（県土整備部）と共同して市街地の土地の合理的な高度利用、都市機能の更新、公共施設の整備改善を図るため、「都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）」に基づく市街地再開発事業を促進するとともに、市街地再開発事業の施行者に対し、技術指導を行う。

また、町は、防災建築物に対して課する固定資産税の軽減を図る。

### 第3 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

【総務課・健康福祉課・上下水道課・新庁舎整備課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

#### 1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設等）

#### 2 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であるため、次に示す防災対策を推進する。

##### (1) 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

##### (2) 防災設備等の整備

次に掲げるような防災措置を実施するとともに、防災機能の強化に努める。

- ① 飲料水の確保
- ② 非常用電源の整備及びその燃料確保
- ③ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備、配管設備等の固定化
- ④ 施設、敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備
- ⑤ その他防災設備の充実

##### (3) 施設の維持管理

町及びその他の施設管理者は、次に掲げる台帳・図面等を整備し、日常点検や法令に基づく点検等により施設の維持管理に努める。

- ① 点検結果表
- ② 現在の図面及び防災関連図面
- ③ 施設の維持管理の手引

## 第 17 節 公共施設等災害予防対策

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 18 節 公共施設等災害予防」を準用する。

---

## 第 18 節 危険物施設等災害予防対策

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 19 節 危険物施設等災害予防」を準用する。

---

## 第 19 節 文教施設等災害予防対策

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 20 節 文教施設等災害予防対策」を準用する。

---

## 第 20 節 防災関係機関相互応援体制の整備

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 21 節 防災関係機関相互応援体制の整備」を準用する。

## 第 21 節 竜巻災害対策

### 計画の目的

旋風・竜巻等の突風は、積乱雲や積雲が発生しやすい特殊な気象状況下で発生し、日本ではどの場所においてもその危険がある。季節的には 9 月の台風シーズンに多くなるが、冬場においても寒冷前線の影響で発生することもある。本町においても、平成 18（2006）年 7 月 3 日の風害（ダウンバースト）により一部の区域で家屋等に被害が発生したことから、危険性は十分にあるため必要な防災対策を講じる。

【担当】 ○地域安全課 総務課 企画課 都市整備課 産業課

### 住民の役割

#### 第 1 自主防災思想の徹底（予防対策）

「自らの身は自ら守る」という「自助」の精神に基づき、竜巻などの激しい突風（以下「竜巻等」という。）による災害に備えて、平常時から次に掲げる「生命・身体を守るための行動」を心がける。

- (1) 竜巻等に関する気象情報に留意する。
- (2) 竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。
- (3) 積乱雲が近づいている兆候が見られたときは、「生命・身体を守るための行動」の準備をする。
- (4) 竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。特に、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかると予想される場合には、早めの避難開始を心がける。
- (5) 住宅内では
  - ア 雨戸、シャッターを閉め、カーテンを引く。
  - イ 窓から離れる。
  - ウ 地下室か最下階へ移動する。
  - エ できるだけ家の中心部に近い窓のない部屋に移動する。
  - オ 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- (6) オフィスビル・病院などにいるときは
  - ア 窓のない部屋や廊下等へ移動する。ガラスのある場所から離れる。
  - イ ビル内部の階段室も避難場所となる。その際、可能であれば下の階に移動する。
  - ウ 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
  - エ エレベーターは停止する恐れがあるので乗らない。
- (7) 外にいるときは

- ア 近くの頑丈な建物に避難する。
- イ そのような建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- ウ 物置や車庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
- エ 上記に比べれば自動車の中の方が安全ではあるが、強い竜巻等の場合は飛ばされる恐れがあるので、頭を抱えてうずくまる姿勢をとることが必要である。

## 第2 竜巻に関する情報の入手・利用（予防対策）

野外活動を行ったり指導したりする者は、竜巻等に関する気象情報の入手に努める必要がある。主な入手方法は次のとおりである。

- ア 気象庁ホームページ
- イ テレビ、ラジオ（ニュース、天気予報での解説、テロップ）
- ウ 携帯電話等のメールサービスを利用した情報提供

## 第3 その他の対策

指定避難所への避難等の応急対策は、風水害に準じて行う。

## 町の役割

### 第1 局所的災害についての即報体制の整備（予防対策）

初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯における迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を、職員からの即報により収集し、重要な情報は消防署や警察署に情報提供を行う体制を整備する。

### 第2 その他の予防対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

### 第3 局所的災害についての即報の実施（応急対策）

竜巻等発生が困難である局地的かつ突発的な自然災害が、休日や閉庁時間帯に発生したときに、その被害の情報を職員からの即報により収集し、重要な情報は消防署や警察署に情報提供を行う。

### 第4 その他の応急対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、風水害のときに準じて行う。

## 第5 関係機関が行う対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、風水害のときに準じて行う。

## 第2章 風水害等応急対策

### 第1節 活動体制の確立

#### 計画の目的

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生防止、拡大防止並びに被災者の救援救護等、町は第一次的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるように、職員の動員及び災害対策本部の設置、関係機関への通報など災害初動体制を確立する。

また、町及び防災関係機関は災害発生時の業務継続性の確保に努める。

【担当】 ○各課等 社会福祉協議会 消防団

#### 各段階における業務内容

災害対応が必要と見込まれるとき	災害警戒本部の設置
避難準備情報発表が見込まれるとき	災害対策本部の設置 現地災害対策本部の設置
避難指示等	
浸水・暴風による被害発生中	災害対策本部会議の開催 現地災害対策本部会議の開催
避難指示等解除	
解除後1日以内	
解除後3日以内	本部組織の見直し再編
事後1週間以内	

#### 第1 応急活動体制【各課等・社会福祉協議会・消防団】

災害の防止、災害規模に応じた職員等の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

## 風水害等災害体制基準

種別	災害警戒体制 災害警戒本部の設置検討	災害警戒本部の設置及び 災害対策本部の設置検討	災害対策本部体制
	第1 配備体制	第2 配備体制	第3 配備体制
時期	①気象等予報の発令、あるいは河川が通常水位を超える等、災害発生の危険がある場合。 ②気象警報が発表された場合。 ③集中豪雨等による災害発生の危険があるか若しくは軽微な災害が発生した場合で必要と認めるとき。	①気象等予報の更新、あるいは河川の水位が警戒水位を超える等、災害の危険が極めて増大した場合。 ②集中豪雨等による危険が増大した場合、若しくは災害が発生した場合で必要と認めるとき。	①大規模な災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認めた場合。 ②災害が拡大し、第2 配備体制では対処が困難で、町長が必要と認めるとき。
決定	地域安全課長が関係課長と協議し、必要があると認めるときは、決定する。	副町長が関係課長と協議し、必要があると認めるときは、決定する。決定の経過を町長に報告する。	災害対策本部長(町長)が決定する。
処理事項	①災害予防に必要な措置及び指示 ②情報の収集 ③庁内及び関係諸機関との連絡 ④防災資材の確保及び整備 ⑤その他防災に必要な事項	災害対策全般	災害対策全般
構成員	○地域安全課 ○総務課 ○都市整備課 ○消防団(水防団) ※動員職員にあつては各課の判断により招集する。	○副町長 ○教育長 ○第1 配備体制の職員 ○係長以上の職員 ○消防団(水防団) ○社会福祉協議会の職員	○三役 ○全職員(社会福祉協議会職員等含む) ○消防団(水防団)

### 1 災害対策本部設置までの警戒体制

町は、住民に対する救援活動を早急に実施するため、町防災行政無線(移動系・同報系)等の機器を活用し情報収集を迅速に行うとともに、災害警戒体制又は災害警戒本部体制を早急に確立して災害応急対策に着手する。

#### (1) 災害警戒体制(第1 配備体制)

##### ① 体制の基準及び手続き

体制の決定及び解除は、地域安全課長が必要と認めるとき、又は関係本部員(関係各課長)から地域安全課長に要請があつたとき、協議し決定する。

##### ② 災害体制の内容

地域安全課等の職員は参集し、消防団員と協力のうへ災害警戒体制を確立する。措置すべき事項は次のとおり。

ア 災害に関する情報の収集

- ・降雨量等の気象情報
- ・河川の水位、流量の変化
- ・河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- ・住民の動向
- ・その他発災防止上必要な事項

イ 被害情報の把握

- ・被害が発生した日時、場所
- ・被害の程度
- ・被害に対してとられた措置
- ・その他必要な事項

ウ 被害情報の県への報告（「火災・災害等即報要領」の即報基準による。）

エ 必要に応じて関係課等及び消防署・警察署への通報

オ 必要に応じて町長、副町長等への報告

カ 災害応急対策（小規模）

③ 代決者

地域安全課長不在時の意思決定は、地域安全課課長補佐が行い、地域安全課課長補佐が不在時の意思決定は、地域安全課係長が行う。

(2) 災害警戒本部体制（第2 配備体制）

① 体制の基準及び手続き

災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的かつ迅速的確に行うため、第2 配備体制のもとで災害警戒本部体制を確立する。体制の決定及び解除は、副町長が本部長となり関係課長と協議し、必要があると認めるときは決定し、その経過を町長に報告する。

② 災害体制の内容

災害警戒本部は、高根沢町役場（本庁舎）に設置する。役場内に災害警戒本部を設置できない場合、又は必要があり現地警戒本部を設置する場合は、副町長（災害警戒本部長）の指定する場所に設置する。第2 配備体制の職員以外は、自宅待機し、第3 配備体制に移行が決定した場合には、直ちに登庁できるように備える。警戒本部は次の対策業務を行う。

ア 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関することとし、以下の事項（災害発生初期）に配慮する。

- ・人的被害の発生状況
- ・家屋等建物の被害状況
- ・河川等の氾濫、浸水状況
- ・崖崩れ等土砂災害の発生状況
- ・避難の必要の有無
- ・道路、交通機関の被害状況
- ・電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- ・119 番通報の殺到状況
- ・その他災害の応急対策活動に必要な事項

イ 災害対策本部の設置に関すること。（第3 配備体制に移行の準備）

ウ 災害応急対策の実施に関すること。

③ 代決者

副町長不在時の意思決定は地域安全課長が行い、地域安全課長不在時の場合は地域安全課課長補佐が行う。

**災害警戒本部組織（第2配備体制）**

震災警戒本部と同じ

**2 災害対策本部体制（第3配備体制）**

町域に災害が発生し、又は発生のおそれがあり、必要があると認めるときは「高根沢町災害対策本部条例」により、町長を本部長として、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、災害の防ぎよ、災害救助、災害警備、その他災害応急対策を総合的かつ迅速に措置する。

なお、本部は原則として高根沢町役場(本庁舎)に設置し、必要に応じて現地災害対策本部も設置する。本部が被災した場合は、次の順に対策本部を置く。

①教育委員会庁舎 ②図書館中央館 ③宝積寺アクアセンター

**災害対策本部組織（第3配備体制）**

震災対策本部と同じ

(1) 設置の基準

次の各号のいずれかに該当するとき、町長は本部を設置する。

- ①気象業務法に基づく気象注意報、気象警報が発令され大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するものと町長が認めたとき。
- ②町内に洪水等の災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要すると町長が認めたとき。

(2) 解散の基準

- ①発生が予想された災害に係る危険がなくなつたと認めるとき。
- ②当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

(3) 本部設置及び解散の手続き

- ①本部の設置は、町長が決定する。この時点で招集される関係課等は、災害体制動員計画（附属資料）の第3配備体制のとおりとする。
- ②警戒本部が設置されている場合、警戒本部長（副町長）は警戒本部会議に報告し、対策本部設置について協議する。
- ③警戒本部が設置されていない場合、副町長は関係課長と協議し、その結果を町長に報告し、町長は対策本部の設置を決定する。
- ④本部の解散については、町内の状況を把握し、災害対策本部本部員会議で協議し、町長が決定する。

(4) 本部の設置及び解散の公表

本部を設置したとき又は解散したときは、県防災行政ネットワーク等を利用して県消防防災課を通じて知事に報告するとともに、関係諸機関、隣接市町等に対し、NTT電話回線等適切な方法で連絡、公表する。

#### (5) 災害対策本部の運営

##### ①本部の運営

##### ア 業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- 災害救助法の実施に関すること
- 災害応急対策の実施、調整
- 本部の活動体制に関すること
- 各部の活動体制に関すること
- 国、県、他市町村への応援要請
- 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整
- 相互応援に関すること
- 災害広報に関すること
- 災害対策本部の解散
- その他重要な事項に関すること

##### イ 本部員会議

災害対策に関する重要事項を協議決定し、その推進を図るため災害対策本部に本部員会議を置く。

##### ○構成員

- ・本部長
- ・副本部長
- ・本部長付
- ・本部員

##### ○協議事項

前記の災害対策業務を実施するにあたって、必要な事項を協議する。

##### ○招集

本部長が必要の都度、招集する。

##### ウ 部及び班

部及び班は、「高根沢町災害対策本部事務分掌表」（資料編 29 高根沢町災害対策本部事務分掌表）の分担業務を実施する。

##### エ 事務局

本部に事務局を置き、地域安全課の職員が担当する。

##### ○業務

事務局は、概ね次の業務を実施する。

- ・災害対策本部の運営に関すること
- ・本部員会議に関すること
- ・本部内の連絡調整、県その他防災関係機関との連絡調整

- ・災害に関する情報の収集、伝達
- ・その他必要な事項に関すること

○本部連絡員

事務局に、各部の本部連絡員を置き、次の業務を実施する。

- ・職員動員の連絡
- ・所属部と本部との連絡調整
- ・所属部に関わる被害又は災害対策活動に関する情報の収集、伝達、資料の整理

オ 代決者

町長（本部長）不在時等の意思決定は副町長が、副町長不在時の意思決定は地域安全課長が行い、地域安全課長が不在の場合は地域安全課課長補佐が行う。

カ 臨時本部員会議

台風接近、集中豪雨等により、町域に大規模な被害の発生が見込まれる場合には、災害対策本部を設置せずに臨時本部員会議を開催し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

## 第2 職員の動員配備【各課等・社会福祉協議会・消防団】

町に災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた風水害等の職員の配備基準（気象警報等の発表状況、雨量・河川水位等の数値などによる）に基づき災害の種類、規模、被災の範囲、時期等災害の状況によって配備体制を決定し、配備要員の範囲を定め、職員及び消防団員の動員を行い、必要に応じ警察官等関係機関職員の出動を要請する。

### 1 職員の動員

災害体制の動員は、各課長（災害対策本部設置時は各対策部長）の指示による。

### 2 動員の伝達系統及び方法

#### (1) 勤務時間内の伝達

地域安全課長は、本部が設置された場合（本部に準ずる体制の場合も同じ）、本部長（町長）の指示に従い、教育長に連絡するとともに、各課長に対し配備を指令するものとする。各課長は、直ちに職員（班員）に連絡し、これを指揮して対策本部分掌事務又は業務を実施する。

#### (2) 休日又は退庁後の伝達

##### 《退庁後における職員の連絡方法》

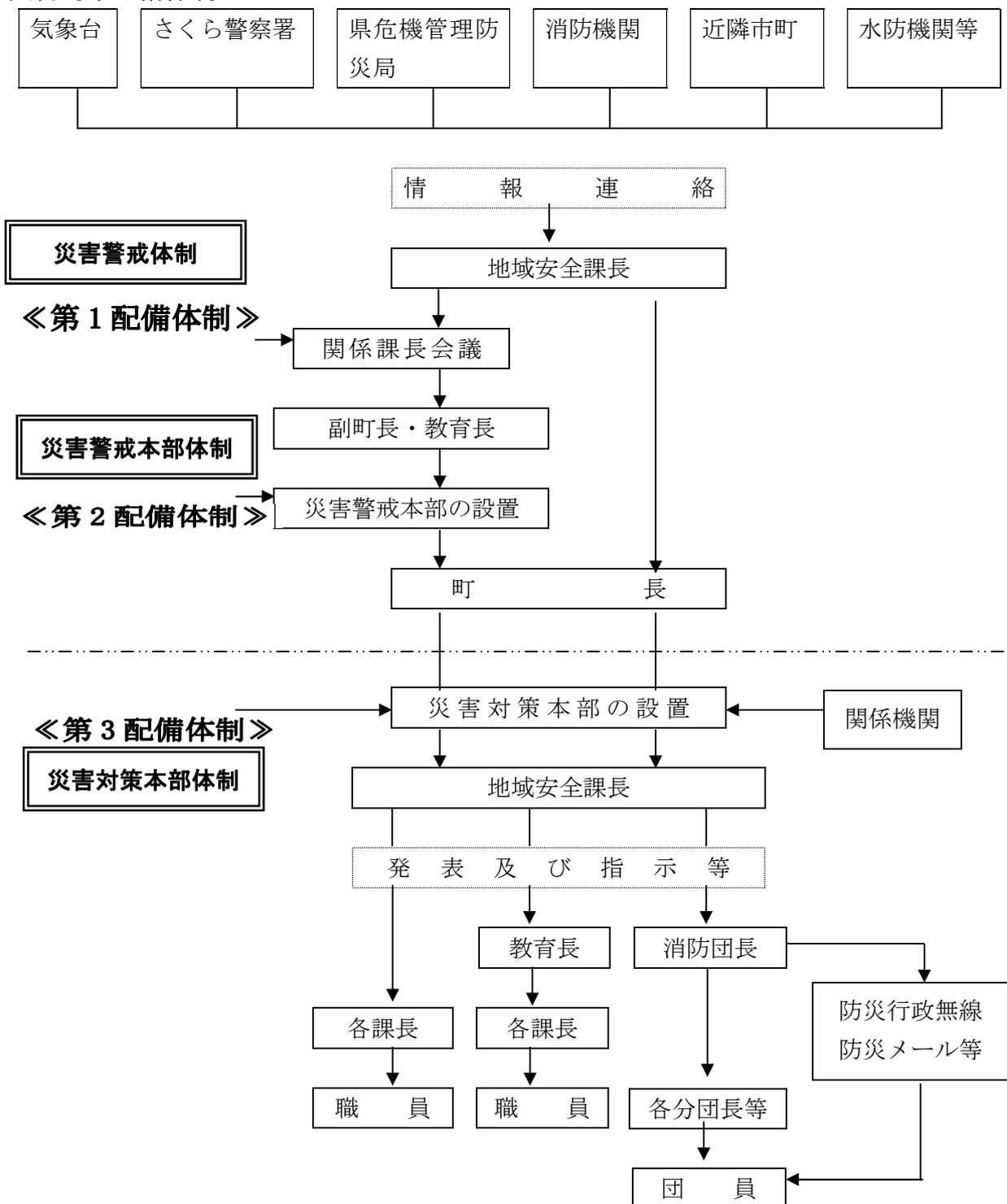
各課長は、所属職員の住所及び電話、その他連絡の方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置する。

##### 《地域安全課職員による非常伝達》

地域安全課職員は、次に掲げる情報を収受又は察知したときは、直ちに地域安全課長に連絡して指示をあおぎ、必要に応じ関係課長に連絡するとともに、関係職員に対しても電話、携帯電話等により速やかに連絡するものとする。

- ①気象警報が発令されたとき。
- ②災害が発生し、又は災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

**災害対策配備体制**



**3 連絡の方法**

本部の設置、災害体制の決定及び動員の通知は、庁内放送、電話、防災行政無線（同報系、移動系）、電子メールのほか、その他の連絡方法を使用して伝達の徹底を図るものとする。

## 4 動員配備

### (1) 平常勤務日の動員配備

動員された職員は、直ちにその所属班長の指揮下に入り、その指示にしたがって分掌事務を遂行しなければならない。

### (2) 勤務時間外の動員配備

勤務時間外又は休日に動員された職員は、直ちに役場又は指示された場所に集合し、所属班長の指示を受けなければならない。なお、職員は勤務時間外又は休日に災害が発生し、又は発生するおそれのある情報を察知したときは、その状況により所属班長等と連絡し、若しくは自らの判断により登庁する。

### (3) 動員配備確立後の報告

本部長（町長）の配備体制の指示に基づき、各部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部長に報告する。

### (4) 各対策班間の応援

災害の状況により、災害対策実施に緩急が生じ、又は局限されたときは、本部長（町長）は必要に応じ各部に所属する職員を他の対策班の応援に動員させるものとする。

## 5 消防団の動員（緊急動員）

消防団の動員は、本部長（町長）が消防団長を通じてこれを行うが、緊急の場合でそのいとまがないときは、分団長が各々の所属する団員を動員することができる。

## 6 応援要請

災害の規模が大きく、災害対策を実施するため町の災害対策要員をもっても応急対策を実施することができないときは、県又は他の市町に対し応援を要請し、必要な対策要員の確保を図るものとする。

## 7 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を適宜見直すなどして、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

## 8 登庁方法

各活動体制で定める庁舎への登庁にあたっては、機動性を有する自転車等の利用をあらかじめ検討しておく。

＜資料編 28 高根沢町災害対策本部運営要領＞

＜資料編 31 風水害対策初動マニュアル＞

## 9 その他

### (1) 動員等に関する記録

各対策班長、消防団本部及び各分団長等の責任者は、災害対策のための動員を

行った場合及び応援を受けた場合は、その始期及び終期、人員作業内容等必要な事項を明確に記録する。

(2) 災害対策要員の標識等

本部長・副本部長・本部長付その他動員された職員、又は応援のため派遣された県や他の市町の職員は、別に定める腕章を付することとする。

＜資料編 28-4 高根沢町災害対策本部職員等の標識＞

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

### 計画の目的

風水害等災害が発生した場合、救助・救出活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要となるため、関係機関は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達することに努める。

【担当】 ○各課等 社会福祉協議会 消防団

### 住民の役割

#### 第1 被害情報の収集及び通報

##### (1) 被害状況の把握

災害発生前後において、自分のおかれた状況を冷静に判断するために、テレビ・インターネット・ラジオ等から情報を収集する。

##### (2) 被災状況等の通報

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合は、遅滞なく消防又は警察へ緊急通報し、通報を受けた消防又は警察は、町地域安全課（Tel028-675-8110）に連絡する。

##### (3) 情報収集の協力

自主防災組織等は被害情報の収集に協力し、収集した情報を町役場等に通報するものとする。

### 町の役割

#### 第1 気象予警報等の発表・伝達【地域安全課・社会福祉協議会・消防団】

##### 1 気象等予警報・情報の発表及び伝達

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報（資料編6 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準）を以下により速やかに通知する。

##### (1) 宇都宮地方気象台

宇都宮地方気象台は、気象注意報・警報、気象情報を発表したときは、速やかに関係機関に通知する。

##### (2) 県

県は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに関係課、出先機関、市町、消防本部等の関係機関に通知する。

##### (3) 県警察

県警察は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに本部内関係課、関係の各警察署に通知する。通知を受けた警察署は、速やかに管内交番、駐在所に通知する。

##### (4) 町

県からの通知やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報、気象警報を知ったときは、必要に応じて町民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

(5) 放送関係機関

放送関係機関は、気象注意報・警報の通知を受けた場合、必要に応じて、番組の間を利用又は番組を中断するなどして、速やかに県民に対してその旨の周知を図る。

## 2 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害警戒情報

県と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、土砂災害防止法、気象業務法に基づき発表する。土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

町は、土砂災害警戒情報を受信した場合、避難所開設等避難に向けた対策を速やかに行い、町民に対し防災行政無線・防災メール・広報車・SNS等を利用して伝達する。

(2) 土砂災害緊急情報

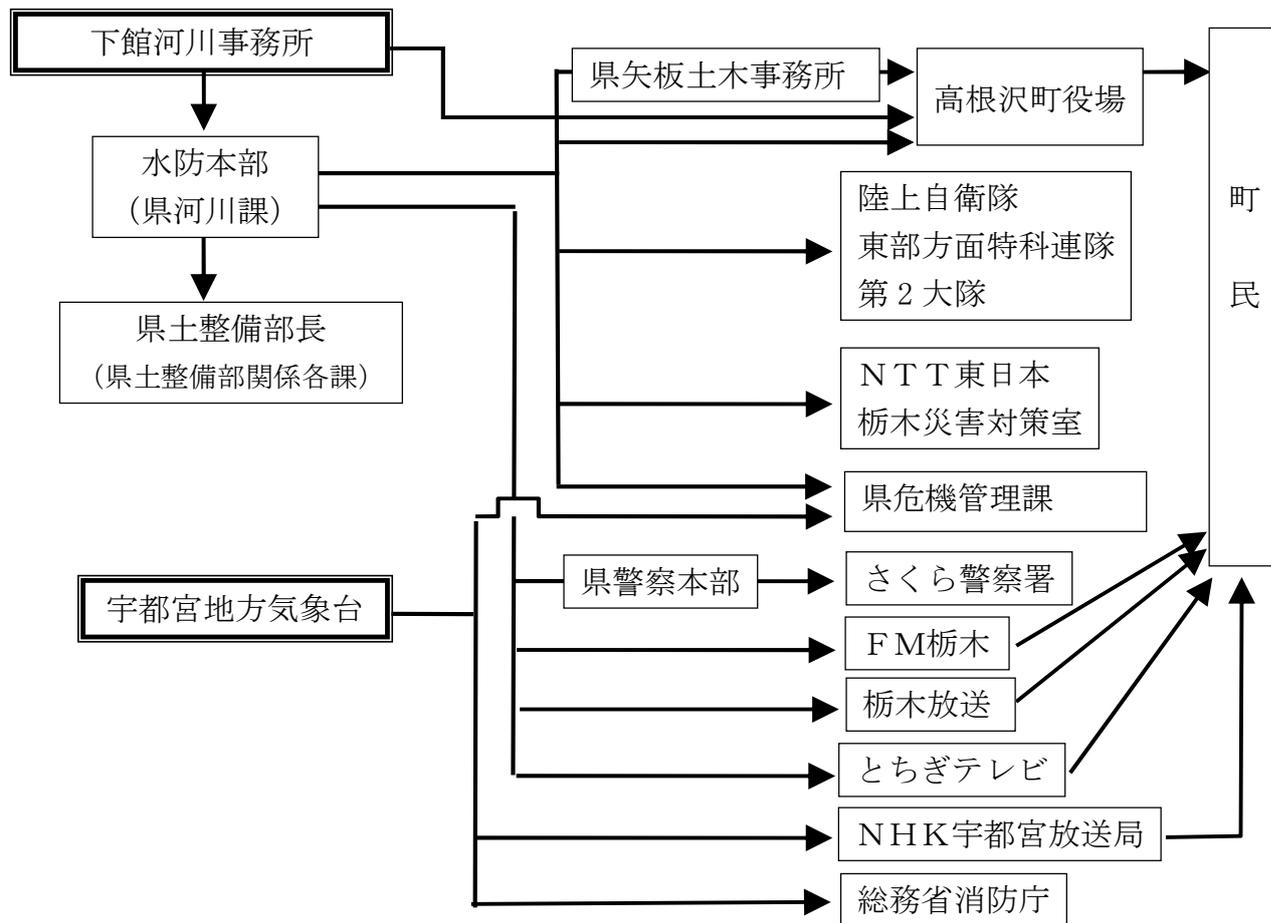
町は、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、国土交通省又は県から土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報提供があった場合、迅速かつ適切に住民への避難指示等を判断し、発令する。

### 3 指定河川の洪水予報

水防法、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川について、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位・流量等とともに発表する。【参照】とちぎリアルタイム雨量河川水位観測情報

#### <指定河川の洪水予報等の伝達系統>

##### ○ 国土交通大臣の指定する河川（鬼怒川）

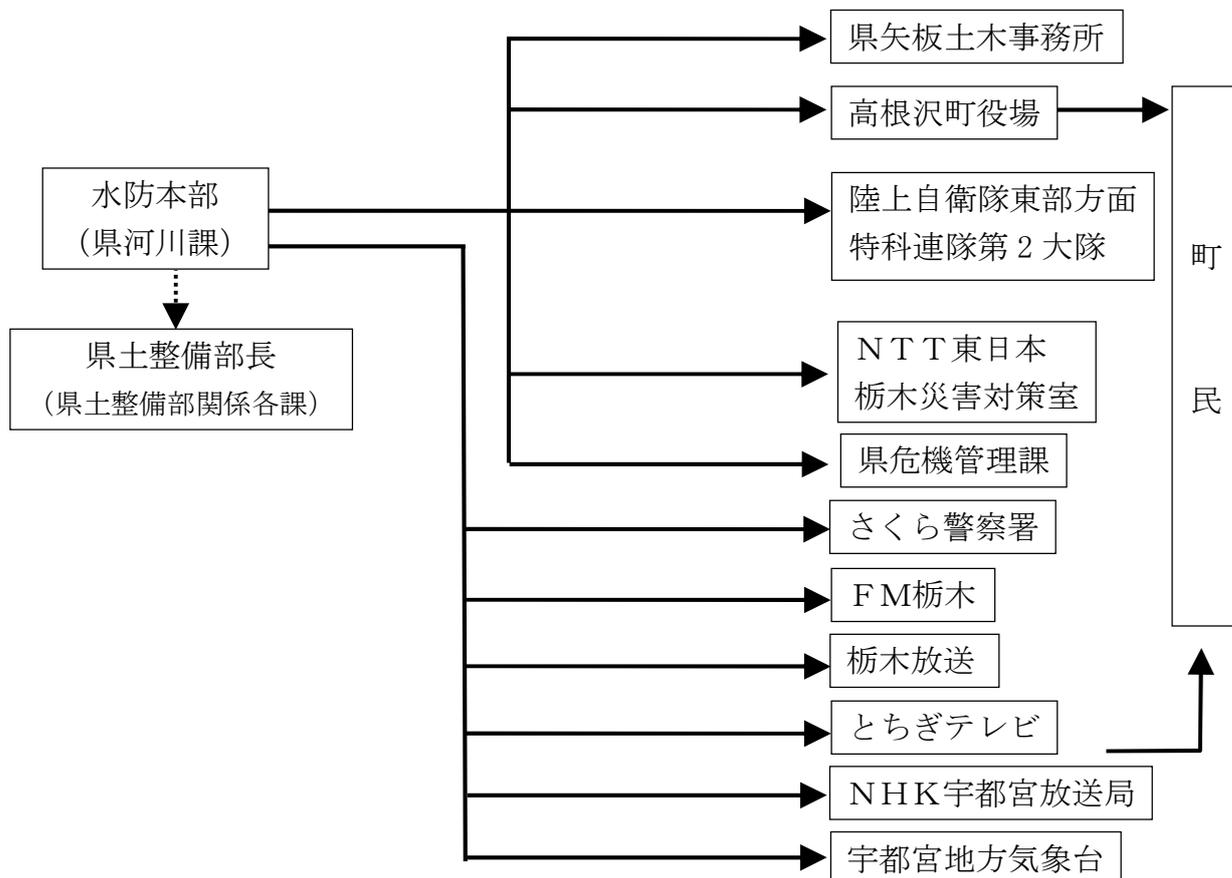


#### 4 水位周知

水防法に基づき、知事が指定する河川において、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、一般に周知する。

##### <水位周知河川の伝達系統>

###### ○ 知事の指定する河川（五行川）





## 6 ダム放流通報

ダム管理者は、洪水調節のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通報する。

高根沢町は利根川水系：五十里ダムと川治ダムからの通報を受ける。

町は、通報等によってダム放流情報を知ったときは、必要に応じて河川周辺住民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

## 7 鉄道・電気事業の用に適合する予報、警報

気象台は、鉄道事業施設、電気事業施設の気象等による災害の防止と事業の運用に資するため、鉄道気象通報、電力気象通報を行う。

## 8 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への伝達【健康福祉課・学校教育課・こどもみらい課】

気象警報等が発表された場合には、洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の長に、被害に備えるよう警報等の発表を伝達する。

## 第2 被害情報の収集等【各課等・社会福祉協議会・消防団】

災害情報の急速な推移に対応するため、ラジオ、テレビ放送等、県防災行政ネットワーク、インターネット等により、積極的に情報の収集に努めるものとし、水位、雨量等の情報は、国及び県出先機関、隣接市町からの収集に努め、各河川の水位等も把握し災害拡大予防に努める。

また、被害状況の情報収集に当たっては、デジタルカメラ等により現場写真を撮影し、その写真データを地図情報とともに登録し保存するものとする。

### 1 伝達

- (1) 県等から通報される警報等は通常の勤務時間中は地域安全課が、勤務時間外の場合は、状況により地域安全課職員が役場に登庁して受信する。なお、事前に気象警報等防災情報を担当課で受信している場合は、待機し状況を見守る。また、災害対策本部が設置中のときは、総務部消防班、総務班がこれにあたる。
- (2) 警報等を受信したときは、直ちに町長、副町長、教育長をはじめ、関係各課に連絡し、情報連絡を担当する総務課は直ちに必要事項の周知徹底を図り万全を期するものとする。「資料編 9 災害通信及び伝達系統図」

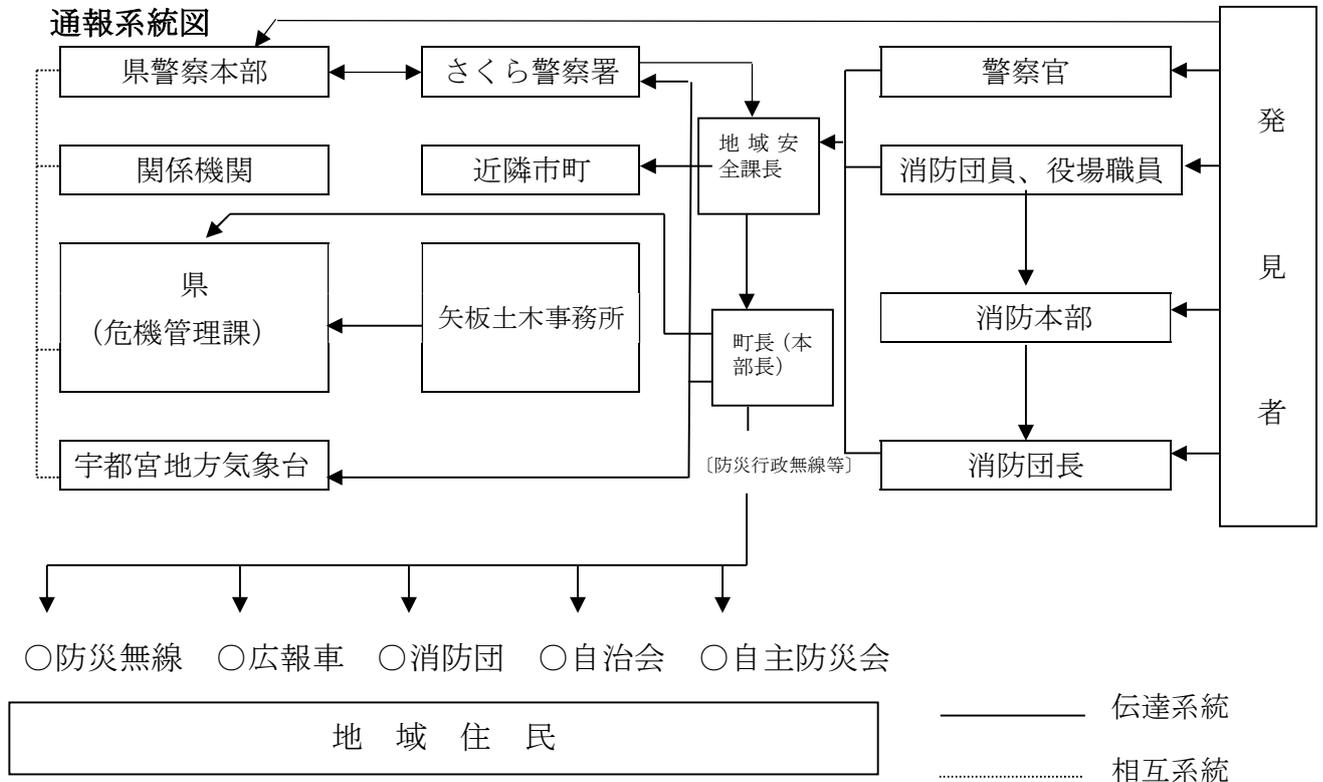
### 2 放送通信の利用

町は、災害情報その他必要な措置等を住民に伝達する場合、広報車等を活用し、また、必要に応じてNHK宇都宮放送局、栃木放送、とちぎテレビ、FM栃木等に依頼する。

- (1) 町職員：電話、携帯電話（メールを含む）等を利用して速やかに周知を図る。
- (2) 他の官公署、学校及び重要な施設の管理者：電話等を利用して周知を図る。
- (3) 住民：防災行政無線（同報系）により周知を図るものとするが、状況によっては広報車により周知徹底を行うものとする。また必要に応じて放送局へ依頼する。

### 3 異常現象発見時における措置

町は、住民から異常気象発見の通報を受けた場合、直ちに現地の状況を調査把握し、各課職員は地域安全課長に報告し、必要に応じて対処する。また被害拡大の恐れがある時には、町長に報告し対応策を検討し適切な指示を受ける。必要と認めるとき、町長は直ちに住民に対し警告しその知り得る情報を発表する。



(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれのある異常な現象（異常水位、火災等）又は災害を発見した者は、遅滞なく消防又は警察へ緊急通報する。通報を受けた消防又は警察は、町地域安全課（028-675-8110）に連絡する。

(2) 関係各機関への通報

町は、異常気象の発見通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を講ずるとともに、必要に応じて次の機関に通報する。

- ①消防又は警察
- ②県危機管理課
- ③矢板土木事務所
- ④宇都宮気象台
- ⑤災害に関係ある隣接市町等

**第3 被害状況の調査【各課等・社会福祉協議会・消防団】**

被害状況の調査は、的確な状況判断に基づく適切な対策を行うための基本的条件となるので、その調査並びに報告は次により迅速確実に行う。

**1 被害状況の調査実施者**

県管理以外の被害状況の調査は、担当各課が行い、地域安全課が取りまとめる。なお、町長は、県管理の公共建物、公共土木施設において災害が発生した

ことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。  
調査の時期及び種類別担当責任者は、次のとおりとする。

調査の種類	調査時刻	調査担当者
①発生調査	災害発生の通報を受け、又は発見した場合直ちに調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。	担当対策班
②随時調査	災害発生後の状況の変化に伴い、随時に調査を詳細に行う。本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動にしたがってできる限りその都度行う。	同上
③確定調査	災害が終了しその被害が確定したとき調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので正確を期する。	担当対策班又は担当職員

上記の表のように被害調査を実施し、総務企画部に報告する。

## 2 収集すべき情報

町は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、災害発生直後の管内の被害状況等の早期発見に努め、遅滞なく県、防災関係機関に通報する。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行状況、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位の状況
- (3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難の状況
- (4) 家畜、建物、農地、農作物、山林、河川、道路、鉄道等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況  
(要配慮者利用施設)

児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害者サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、医療提供施設、幼稚園、その他

- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- (10) 医薬品その他衛生材料の補給の要否
- (11) その他法令に定めがある事項及び災害の発生拡大防止措置上必要な事項

## 第4 災害状況の通報及び被害状況報告

### 1 県への報告

- (1) 町は、町域内に被害が発生したときは、次により速やかに当該災害の状況及

びこれに対して実施した措置の概要を県に報告するものとする。

① 栃木県火災・災害等即報要領の基準に該当する災害が発生した場合

消防組織法第 40 条に基づく火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により県に報告する。なお、地震災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告するものとする。

② 次の基準に該当する災害が発生した場合

災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定に基づき報告する。なお、この報告は、前記①の消防組織法第 40 条に基づく火災・災害等即報要領による報告と一体として取り扱うものとする。また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告するものとするが、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行うこととする。

ア 災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告があると認められる程度の災害

ウ 上記に定める災害になるおそれのある災害

<報告先>

国への報告（震度 5 強以上等直接即報基準）に該当する場合	(1) 勤務時間内（消防庁防災課応急対策室） (TEL) 03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537 (2) 夜間・休日（消防庁防災課宿直室） (TEL) 03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553
県への報告	県（危機管理課） (TEL) 028-623-2136 (FAX) 028-623-2146

(2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない大規模な災害が発生したときは、速やかにその災害の状況を把握するものとし、被害の詳細が把握できない状況にあっても、把握した情報から県等に報告する。

## 2 情報の報告・伝達手段

災害発生時における報告・伝達は、最も迅速・確実な手段により行うこととし、次の手段を有効に活用して行うものとする。通信の途絶等により通信が困難となった場合は、「第 2 節 情報の収集伝達及び通信確保対策」により、あらゆる手段を利用して行うよう努める。

また、高根沢町の地域において災害が発生または発生する恐れがある場合について、高根沢町及び国土交通省関東地方整備局が必要とする各種情報の交換等を目的とした情報連絡員（リエゾン）に関する協定に基づき、迅速かつ的確な災害対処を行う。

直接即報基準は、次表のとおりである。(参考)

火災等即報	交通機関の火災	航空機、列車の火災で次に掲げるもの 1 航空機火災（火災発生のおそれがあるものを含む） 2 列車火災
	危険物等に係る事故	1 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m <sup>2</sup> 程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの 2 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ①河川へ危険物が流出したもの又は流出するおそれがあるもの ②大規模タンクからの危険物等の漏えい等 3 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等漏えい
	原子力災害	放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
救急・救助	死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある救急・救助事故で次に掲げるもの 1 列車の衝突・転覆等による救急・救助事故 2 バスの転落による救急・救助事故 3 ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故	
災害即報	1 地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。） 2 風水害、雪害において、死者又は行方不明者が生じたもの	

## 第5 情報管理体制の確立【地域安全課・総務課】

災害時の町の通信連絡手段は、一般加入電話、町防災行政無線（移動系）等とする。災害時優先電話や各種携帯電話については、連絡用電話を指定して連絡窓口を明確化するなど、効果的な災害情報の管理体制を確立する。

## 第3節 災害拡大防止活動

### 計画の目的

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂災害、倒木等による被害の拡大と二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な措置を行う。

【担当】○地域安全課 都市整備課 産業課 消防団

### 住民の役割

#### 第1 災害への備え

災害時においては、その人的被害を最小限に抑えるために早い段階から気象、河川情報や地域の状況に注意し、行政の出す避難準備情報等に的確に対応することが必要である。また、最悪孤立しても救助を待つまでの間、最低限の食料、飲料水の備蓄や携帯ラジオ等の用意を自ら行う。

### 町の役割

#### 第1 監視、警戒【地域安全課・都市整備課・産業課・消防団】

(1) 町、消防本部は、相当の雨量があり、警戒が必要と認められるとき、又は災害が発生したときは、消防（水防）団員、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、「火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

##### ①警戒段階

- ア 降雨量等の気象情報
- イ 河川の水位、流量等の変化
- ウ 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- エ 住民の動向
- オ その他発災防止上必要な事項

##### ②災害発生初期

- ア 人的被害の発生状況
- イ 家屋等建物の被害状況
- ウ 河川等の氾濫、浸水状況
- エ 崖崩れ等土砂災害の発生状況
- オ 避難の必要の有無、避難の状況
- カ 道路、交通機関の被害状況
- キ 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- ク 119番の通報の殺到状況
- ケ その他災害の応急対策活動に必要な事項

(2) 水防管理者（町長）は、大雨に関する気象情報の伝達を受けたとき、又は自

ら必要と認めるときは、出水前に必ず消防（水防）団員、職員等に堤防を巡視させる。なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

- ①堤防の溢水状況
- ②堤防の亀裂、崩壊
- ③水門、ひ門の漏水、扉の締り具合
- ④橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

## 第2 浸水被害の拡大防止【地域安全課・都市整備課・消防本部・消防団】

### 1 町の活動

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めるときは、消防（水防）団、消防本部を出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したとき、水防管理者は消防（水防）団の長、消防本部の長は、直ちに県並びに関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

#### (1) 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の消防（水防）団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発する。

- ①水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- ②水防警報指定河川等であっては知事からの警報を受けた場合
- ③緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

#### (2) 本部員の非常配備

水防管理団体の本部（水防事務担当者）の非常配備は、本章第1節第1を基本とするが、必要により県水防本部員の非常配備を参考に班分けを行う。

### (3) 消防機関の非常配備

水防管理者が消防（水防）団、消防本部に発する配備指令は、おおむね次の基準で行う。

配備指令	配備内容	配備時期
待機	消防（水防）団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は情報の把握に努め、団員は直ちに出勤準備ができる態勢をとる。	水防に関係ある気象の予警報が発せられたとき
準備	消防（水防）団の団長等及び分団員は所定の詰所に集合し、水防資機材、器具の整備点検及び作業員の配備計画にあたりとともに、水門、ひ門等の水防上重要な工作物へ団員を派遣し水門等の開閉準備を行う。	河川の水位が通報水位に達し、かつ上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき
出勤	第1次出勤：消防（水防）団員の少数が出勤し、堤防等の巡視警戒にあたりとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。 第2次出勤：消防（水防）団員の一部が出勤し、水防活動に入る。 第3次出勤：消防（水防）団員全員が出勤し、水防活動に入る。	河川の水位が警戒水位に達したとき、水防警報（出勤）の通報を受けたとき、又は水防管理者が必要と認めたとき

### (4) 警戒区域の設定

地域住民等生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、消防（水防）団長、消防（水防）団員、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

### (5) 住民に対する避難の指示

町長（水防管理者）は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

## 2 堤防等施設の応急復旧措置

### (1) 堤防施設の損壊等による浸水防止

越水等による被害が生じたり、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて土のう積み等の浸水防止措置を講じる。

### (2) 堤防の決壊等による出水防止措置

堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。

## 3 土砂災害拡大防止活動

### (1) 施設・災害危険箇所の点検・応急措置の実施

町、県（県土整備部）、消防等関係機関は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に

努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

#### (2) 被災宅地危険度判定の実施

町、県（県土整備部）は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。判定の結果、使用を制限する必要がある場合、町は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

#### (3) 避難対策

町、県（県土整備部）、消防機関は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第7節の要領により避難の勧告若しくは指示を行う。

### 4 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。なお、風倒木があった場合には、速やかな除去に努め、交通事故防止等に努める。

### 5 異常降雪時の対策

国土交通省、県、町道路管理者は、交通障害の発生時には、必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

## 第4節 広報広聴活動

### 計画の目的

災害時、住民等に迅速かつ的確な情報を提供し、社会混乱を防ぐため、関係機関は、相互に連携して、住民等のニーズに対応した広報活動を行う。また、住民等からの各種相談に応じ、不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進に努める。

【担当】 ○企画課 地域安全課 総務課 住民課 税務課 健康福祉課

### 住民の役割

#### 第1 要配慮者等への配慮

災害に関する情報に留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない住民、町内在勤者等の滞在者に的確に伝え、適切な対応が取れるよう配慮する。

### 町等の役割

#### 第1 広報体制の確立【地域安全課・企画課】

町は、町が保有する以下の広報等媒体を活用して実施する。なお、報道機関への広報の要請はやむを得ない場合を除き、町長から行うものとする。

##### (1) 種類

- ① 防災行政無線（同報系）による広報
- ② 広報車による広報
- ③ 掲示板による広報
- ④ 報道機関を通じた広報
- ⑤ 町ホームページ等による広報

##### (2) 広報班

災害時における広報活動の万全を期すため、総務企画部に広報班を置くものとする。

#### 第2 広報の方法【企画課・健康福祉課・社会福祉協議会】

##### 1 住民に対する広報

##### (1) 広報の方法

広報担当職員は、各部対策班等から入手する被害状況、応急対策の実施状況、気象状況、避難救助の状況等を把握し、必要があるときは関係機関及び各種団体、施設に対し情報の提供を求め、広報資料の整備を図る。また、広報の実施に当たっては、視覚、聴覚障害者や高齢者、外国人等に十分に配慮する。

##### 《写真等取材》

広報活動上写真等を必要とするときは、災害対策本部各対策班が撮影した写真等を利用するが、特に必要とするときは、写真等取材のため職員を派遣し資

料の収集を図る。

## (2) 広報内容

### ①警戒、避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報

- ア 雨量、河川水位等の状況
- イ 浸水・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等
- ウ 住民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- エ 避難の必要の有無、避難所の開設状況等

### ②災害発生直後の広報

- ア 災害発生状況（人的被害、住宅被害等の災害発生状況）
- イ 災害応急対策の状況（地域、コミュニティごとの取組状況）
- ウ 道路交通状況（道路交通規制等の状況、交通機関の被害、復旧状況等）
- エ 電気、ガス、水道、電話等ライフライン施設の被害状況（途絶箇所、復旧状況等）
- オ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

### ③応急復旧活動段階の広報

- ア 住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- イ 給食、給水、生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

### ④その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言ダイヤル”171”の登録・利用呼びかけ等

## 2 報道機関に対する情報発表の方法

総務企画部副部長（企画課長）は、被害の状況、応急対策実施の状況等を協議し、地域安全課長及び本部長（町長）の承認を得て、適宜報道機関に発表する。

## 3 庁内連絡

広報班は、災害情報及び被害状況の推移を適時職員にも周知する。

## 4 避難行動要支援者等への配慮

- (1) 災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。
- (2) 視聴覚障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障害者に対する情報支援にあたっては、障害の程度（全盲、弱視、聞こえの状態など）に応じた提供方法（点字、音声・拡大文字、手話・文字・拡張器等）による情報支援に努める。

- (3) 一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する

る情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

## 5 各種広報手段の活用

町は、町民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、県及び関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

- (1) 被災地や避難場所等へ町有車両（放送設備を有する車両等）を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握や要望・苦情の収集を実施
- (2) 必要に応じてヘリコプターによる情報収集や広報活動を実施
- (3) 避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知
- (4) 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布  
なお、視聴覚障害者や外国人（日本語の理解が十分でない者）等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付できるよう努める。
- (5) 各種情報の新聞広告掲載
- (6) 防災行政無線、テレビ、ラジオ
- (7) テレビのデータ放送、電光掲示板等による情報提供
- (8) ホームページやメール等の情報通信技術を活用したタイムリーな情報提供
- (9) ボランティアの協力を得て、情報の収集や広報活動を実施

## 第3 広聴活動【総務課・企画課・住民課・税務課・健康福祉課】

災害発生時において、混乱や社会不安、パニックを防止するため、次により被災者の生活相談や救助業務等の広聴活動を実施し、民生の安定を図るとともに併せて災害の応急対策に町民の要望等を反映させる。

### 1 臨時住民相談所の開設及び広聴活動

担当部は住民生活部社会福祉班、住民班とし、速やかに被災者の要望等を把握するため、避難場所に臨時住民相談所を開設し、各部及び関係機関と協力し住民の被災及び復旧に関する相談、要望等を聴取する。

### 2 相談、要望等の処理

聴取した相談、要望等については、各部及び関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い処理するものとし併せて復旧計画に反映させる。

## 第5節 相互応援協力・派遣要請

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第4節 相互応援協力・派遣要請」を準用する。

---

## 第6節 災害救助法の適用

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第5節 災害救助法の適用」を準用する。

---

## 第7節 避難対策

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第6節 避難対策」を準用する。

---

### 第7節の2 広域一時滞在対策

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第6節の2 広域一時滞在対策」を準用する。

---

## 第8節 災害警備活動

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第7節 災害警備活動」を準用する。

---

## 第9節 救急・救助活動

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第8節 救急・救助活動・消火活動」を準用する。

---

## 第10節 医療救護活動

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第9節 医療救護活動」を準用する。

---

## 第11節 緊急輸送活動

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第11節 緊急輸送活動」を準用する。

---

## 第12節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第12節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動」を準用する。

## 第13節 農地・農業用施設等応急対策

### 計画の目的

災害により被害を受けた農地・農業用施設の応急対策を実施し、営農体制の早期復旧を目指す。

【担当】○農政課 都市整備課

### 住民・農業協同組合・土地改良区の役割

#### 第1 農地・農業用施設の管理者等の対応

農地・農業用施設の管理者及び農業共同利用施設の管理者（以後「農業施設管理者」という。）は、災害発生時には各施設等の被害状況を把握し、関係機関等に報告を行うとともに、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。

##### 1 災害発生の未然防止等

###### (1) 施設の点検、監視

農業施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

###### (2) 関係機関等への通報

農業施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、町、県、地域住民、関係機関へ通報する。

##### 2 災害応急対策

住民等は、農業施設に災害が発生した場合には、次の復旧対策等を実施する。

###### (1) 被害状況の把握、応急処置

農業施設管理者は、施設の被害状況を把握するとともに、被害の拡大防止措置をとる。

ア 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

イ ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

ウ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所について、パトロール要員による巡回・監視により、危険防止の措置を講じる。

### 町等の役割

#### 第1 被害状況の把握【農政課】

町は、塩野谷農業協同組合、土地改良区等関係機関と相互に連携し、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、塩谷南那須農業振興事務所に報告する。

#### 第2 応急対策の実施【農政課・都市整備課】

##### 1 農業施設管理者の対応

農業施設の管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を

整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

- (1) 発災後の降雨の状況等より、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに県（農政部）、関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。
- (2) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。
- (3) 集落間の連絡農道、基幹農道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。また、通行が危険な道路については通行禁止等の措置を講じる。
- (4) ため池等の施設管理者に、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じるよう指導する。
- (5) 被災し危険な状態にある箇所について、パトロール要員による巡回・監視により、危険防止の措置を講じる。

## 2 町の対応

町は県（農政部）とともに、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合について、関係機関と連携のうえ、農業施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

## 3 復旧へ向けての対応

町は、県（農政部）に農地・農業施設等の災害の状況を報告する。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

## 第3 伝染性疾病予防体制【農政課】

災害の発生により、農作物の被害拡大を防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

### 1 農作物対策

町は、病虫害防除対策として県の指導により防除班等を組織して防除の実施にあたるほか、被害予防のための技術対策資料を作成し農家に対する指導を行う。

### 2 家畜対策

町は、畜舎の冠水等による家畜伝染病を予防するため、必要に応じ次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

#### (1) 家畜伝染性疾病予防実施体制

災害時における予防対策は町が実施する。

#### (2) 応急対策の実施

- ① 家畜所有者等からの通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報
- ② 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置についての指導
- ③ その他必要な指示の実施

(3) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第 14 節に準じて行う。

## 第 14 節 保健衛生活動

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 14 節 保健衛生活動」を準用する。

---

## 第 15 節 障害物除去活動

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 15 節 障害物除去活動」を準用する。

## 第 16 節 廃棄物等処理活動

### 計画の目的

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、関係機関は、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

【担当】 ○環境課 上下水道課

### 各段階における業務の内容

発生から 1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の情報収集、及び分析</li> <li>ごみ処理施設、下水道施設、污水管、し尿及び浄化槽汚泥処理施設の被災状況確認</li> <li>ごみ、及びし尿等収集車両の被災状況を確認</li> </ul>
発生から 3 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>レンタル業者等へ仮設トイレ設置協議</li> <li>ごみ処理、及びし尿等処理施設までの道路被災状況を確認</li> </ul>
発生から 6 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民にごみの分別排出を周知</li> <li>下水の使用可否及び対策を周知</li> <li>レンタル業者等へ仮設トイレ設置依頼</li> </ul>
発生から 1 2 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の場所、避難者数を確認し、ごみの発生量を推定</li> </ul>
発生から 2 4 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所からごみ、及びし尿収集を業者に指示</li> <li>必要に応じ、仮設トイレの設置場所・基数の追加</li> <li>避難所にごみステーションを設置</li> </ul>
発生から 7 2 時間（3 日）以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみ用仮置場の設置及び住民への周知</li> <li>粗大ごみの収集運搬を業者に指示</li> </ul>
発生から 1 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物中間処理業者との連絡調整</li> <li>がれき類の一時保管場所確保</li> <li>がれき類の一時保管場所から処理施設までの搬入</li> </ul>

### 住民の役割

#### 第 1 災害に伴う生活ごみの処理

- (1) 避難所等での生活ごみについて、町の指示する分別によるごみの排出に協力する。
- (2) 家庭からの可燃ごみ・不燃ごみや家財・家具等の粗大ごみについて、町の指示する分別、指定場所（臨時置き場）等へのごみの排出に協力する。
- (3) 宅地内の堆積土砂、流木、がれき類は、地域やボランティアなどの協力を得ながら町の指定する排出方法に従い、適切に処理する。
- (4) ごみの野焼き、便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、指定場所以外への排出は行わない。

## 第2 し尿処理

- (1) 避難所等の仮設トイレ等については、適切な使用と維持管理に努め、公衆衛生の確保とし尿収集に協力する。

### 町等の役割

#### 第1 災害廃棄物の処理【環境課】

##### 1 体制整備・情報収集

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、被災市町等のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

##### 2 発生量及び処理可能量の推計

町は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

##### 3 住民等への周知

町は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、震災の程度にもよるが大量に発生することが考えられ、住民が自己運搬するよう指導する。

##### 4 仮置場の設置・運営

町は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

##### 5 収集運搬

町は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

##### 6 処分・再資源化

町は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月 環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。

##### 7 震災廃棄物の処分

- (1) 輸送可能な可燃ごみは、原則として焼却施設で焼却処分する。
- (2) 土砂混入等により焼却に適さず埋立処分が適当な震災ごみは、可能な限り分

- 別に努め減量のうえ、処理施設等で処理する。
- (3) 塩谷広域行政組合の処理施設で対応できない場合は、他市町及び他広域等に処理を依頼する。

## 第2 し尿・避難所ごみ・生活ごみ【環境課】

### 1 体制整備・情報収集

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、被災市町等のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

### 2 発生量及び処理可能量の推計

町は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

### 3 住民等への周知

町は、排出方法等について、住民へ広報するとともに、県に情報を共有する。

### 4 収集運搬

町は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

町は、必要によりし尿のくみ取り業者への委託、他市町からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水等についても早急に収集を行うよう努める。

避難場所等から排出されたし尿の収集は、優先的に行う。

### 5 処分・再資源化

町は、ごみやし尿の発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

### 6 し尿処理の留意事項

塩谷広域行政組合の処理施設で対応できない場合は、他市町及び他広域等に処理を依頼する。

## 第3 水害における留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、町は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。

### 1 仮置場

水が引くと、被災住民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。

開設にあたっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。

## 2 収集運搬

水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。

## 3 処理

災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。  
腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。

## 4 衛生面

汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。

## 第4 国庫補助制度の積極的活用

町は県から国庫補助金（災害等廃棄物処理事業補助金）の積極的活用について指導を受け、適切な処理を図る。

## 第 17 節 文教施設等応急対策

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 17 節 文教施設等応急対策」を準用する。

---

## 第 18 節 住宅応急対策

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 18 節 住宅応急対策」を準用する。

---

## 第 19 節 労務供給対策

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 19 節 労務供給対策」を準用する。

---

## 第 20 節 公共施設等応急対策

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 20 節 公共施設等応急対策」を準用する。

---

## 第 21 節 危険物施設等災害応急対策

消防法上の危険物、火薬類、LP ガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、「第 5 部 放射性物質・危険物等事故対策編 第 2 章」を準用する。

## 第 22 節 自発的支援の受入

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 22 節 自発的支援の受入」を準用する。

## 第3章 風水害等復旧・復興

### 第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

本節については、「震災対策編 第3章 震災復旧・復興 第1節 復旧・復興の基本的方向の決定」を準用する。

---

### 第2節 民生の安定化対策

本節については、「震災対策編 第3章 震災復旧・復興 第2節 民生の安定化対策」を準用する。

---

### 第3節 公共施設等災害復旧対策

本節については、「震災対策編 第3章 震災復旧・復興 第3節 公共施設等災害復旧対策」を準用する。

## 第4部 火災対策編

## 第1章 火災予防

### 第1節 予防対策

#### 計画の目的

町、消防機関は、連携して防火思想の普及徹底、消防体制の充実強化を図り、火災の被害の未然防止や軽減を図る。

【担当】 ○地域安全課 農政課 消防団

#### 住民の役割

##### 第1 火災予防の推進

###### 1 家庭での火災予防

- (1) 家庭用消火器(1階と2階にそれぞれ)の設置、及び消火器取扱訓練の実施
- (2) 住宅用火災警報器の設置
- (3) タコ足配線の改善やトラッキング火災（コンセント部分にホコリが溜まりショートすることにより発生する火災）の防止
- (4) 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
- (5) コンロを使用しているときは、その場を離れない
- (6) 子供にはマッチやライターで遊ばせない
- (7) 風の強い時は、たき火をしない
- (8) ストープの周りには、燃えやすい物を置かない
- (9) 家屋及び台所付近の難燃化
- (10) 寝具やカーテンの難燃化
- (11) 放火防止のため、家の周囲に可燃物を置かない

##### 第2 被害軽減の推進

###### 1 避難経路の確保

- (1) 寝室から戸口までの通路上の障害物除去
- (2) 出入口付近の障害物除去

#### 町等の役割

##### 第1 火災予防対策に関する指導【地域安全課・産業課・消防本部・消防団】

###### 1 火災予防の徹底

###### (1) 防火知識の普及啓発

町、消防機関、消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種の事業を通して火災報知器の普及や消火訓練など消火器の取扱方法等の指導を行い、火災の防止と初期消火についての的確な知識の普及を図る。

また、林野火災は、森林への入山者一人ひとりが火の取り扱いを注意することによってその大部分を防止することができるため、モラルの向上等防火意識

の徹底を図る。

① 広報活動の推進

ア 広報車による巡回広報、広報紙、ポスター、チラシ等の配布

イ 学校等を通じた広報

ウ 林野火災予防標識、立看板等による啓発

エ テレビ、ラジオ、新聞等を通じた啓発

② 一般入山者対策

ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して、次の事項を啓発する。

ア 火災防止標識板の設置による防火意識の啓発

イ 火災警報発令下におけるたばこ、たき火等の制限、火災予防上特に必要がある場合の一定期間のたき火や喫煙の禁止

ウ 危険時期等における入山の制限

③ 火入れ対策

火入れに当たって、町・防災関係機関は、高根沢町火入れに関する条例・塩谷広域行政組合火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。

(2) 防火管理者の育成

消防本部は、学校、病院、工場棟の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に対して消防計画の策定、消火通報及び消防訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し資質の向上を図る。

(3) 予防査察の強化、指導

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物、その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所を発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

(4) 防火基準適合表示制度等の推進

不特定多数の者を収容する施設の防火安全対策を確保するため、立入検査を行い、施設関係者の防火に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化、消防設備等の設置を促進し、防火基準適合表示制度の推進を図る。

(5) 建築物設置者・管理者に対する指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法（昭和 23 年法律第 186 号）」等防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう指導を行う。

(6) 入山者等への防火意識の啓発

町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取り扱いであることから、

林業関係者、林野周辺住民などの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

(7) 森林保全巡視活動

町は、県や林業関係者と連携し、火入れに対する指導等を行い、火災の発生日予防と森林火災予防の普及啓発を図る。

## 第2 消防力の整備強化【地域安全課・消防本部・消防団】

### 1 消防組織の充実強化

町及び消防機関は、消防団員の減少やサラリーマン化等の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

### 2 消防用設備等の整備充実

町及び消防機関は、「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に適合するように、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

### 3 消防水利の確保・整備

大規模災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いため、河川等の自然水利を利用した消防水利の整備や耐震性のある防火水槽等の設置など、多様な水利を確保するよう努める。

(1) 河川水の緊急利用

河川水の利用について調査・検討を行い、消防水利として有効利用を図る。

(2) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

庁舎等の災害対策活動拠点、学校等の避難拠点について、必要に応じ耐震性のある貯水槽や防火水槽等の整備並びにプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。また、防火用井戸の設置も促進する。

### 4 自衛消防力の強化

(1) 自衛消防組織の確立

工場や危険物施設等においては、火災初期における活動の重要性が益々高まってきており、町及び消防機関は、施設の管理者に対して自衛消防組織の確立強化を促し、火災に対する初動体制を整備するよう指導する。

(2) 消防用設備等の整備充実

火災初期における消火、速やかな火災発生の通知、避難の実施、また消防隊に対する利便の提供などのため、学校や工場等の防火対象物の関係者に対し、消防法第17条に規定する消防用設備等を充実、維持させることにより、火災による被害の軽減に努めるよう指導する。

## 第3 自主防災活動の推進【地域安全課・消防本部・消防団】

### 1 自主防災組織の結成促進

災害発生時の被害の拡大を最小限に食い止めるためには、行政や防災関係機関のみならず、地域及び住民の自主的な初期消火や救助などの防災活動が重要なことから、町は、自主防災組織の結成の促進や防災資機材の整備を進める。

### 2 女性防火クラブ等の育成強化

町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブ等の育成強化を推進する。

### 3 人的ネットワークの形成

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、町は県の協力を得て、消防・警察等の防災関係機関、自主防災組織・女性防火クラブ等の地域組織・民生・児童委員等福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

## 第4 消火活動体制の整備【地域安全課】

### 1 予防計画の策定

町長は、関係機関・住民の協力を得て、火災予防・消火体制の整備を図るなど計画的に実施できるよう林野火災予防計画を策定する。

### 2 消火用資機材等の整備

#### (1) 空中消火用水利の確保

町、消防機関は空中消火の実施に際して必要となる水利について検討・選定するとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等による水利の確保・整備に努める。

#### (2) 林野火災消火用機械器具の整備

町・関係機関等は、林野火災が発生した場合に初期消火活動が迅速に行えるよう林野火災消火用機械器具を整備しておく。また、山林内の水利の現状を把握し、緊急時における迅速な水利を確保する。

## 第2節 火災に強い地域づくり

### 計画の目的

火災に強い地域づくりを進めるため、都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、古タイヤ、使用済自動車等野外堆積物に対して、平常時から適切な管理指導による火災発生原因の除去、建築物の不燃化・堅牢化の促進等の施策を総合的に展開する。

【担当】○地域安全課 環境課 都市整備課 農政課 学校教育課 生涯学習課 消防団

### 町等の役割

#### 第1 火災に強いまちづくり【地域安全課・都市整備課】

##### 1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるためには、防災安全空間づくりのための総合的な計画の策定を実施することが重要である。

##### (1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

町は災害発生時における町民の生命・財産の安全確保のため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

##### (2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進等

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

そこで、防災上の観点を踏まえながら、町の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、町マスタープランに基づき、町は、住民の協力を得て、災害に強い安全性の高いまちづくりに努める。

#### 第2 火災に強い都市の形成【地域安全課・都市整備課・学校教育課・生涯学習課】

##### 1 災害に強い都市構造の形成

町は避難路・避難場所や避難所・延焼遮断帯・防火活動拠点ともなる幹線道路・都市公園・河川・緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的な確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

また、町及び事業者等は高層建築物や医療用建築物等について、各々の整備計画に基づきヘリコプターの屋外緊急離着陸場、又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

## 2 火災延焼防止のための緑づくり

町は避難場所や避難所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼防止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼防止機能等についての普及啓発を図り、家庭・事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

## 第3 野外堆積物対策【地域安全課・環境課】

町及び消防本部は、廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、県廃棄物担当部局等と連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

## 第4 林野等の整備【農政課】

### 1 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

町は林野火災延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

## 第5 火災に対する建築物等の安全化【地域安全課・生涯学習課・消防本部】

### 1 消防用設備等の設置と適正な維持管理

町、消防署及び事業者は多数の人が出入りする事業所について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

### 2 建築火災安全対策の充実

町、消防本部及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

### 3 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され（平成18年6月1日施行）、すべての住宅に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられたことから、町は設置及び維持管理に関する基準を設けて、消防署・消防本部との連携を図り、住宅用火災警報器設置の推進を図る

### 4 文化財等の安全対策

町は町民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

(1) 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導・助言を行う。

(2) 文化財の特性に応じた防火管理や、収蔵庫・火災報知器・消火栓・避雷針

等の防火施設・設備の整備充実を促進する。

また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

- (3) 「文化財防火デー」(1月26日)を中心として文化財防火巡回指導を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

## 第2章 火災応急対策

### 第1節 応急対策

<p><b>計画の目的</b></p> <p>町及び消防機関は、火災が発生した場合、消防機関は現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、住民や事業者等の協力を得ながら消防活動を行うとともに、災害状況によっては、県、他の地域からの応援を得て、消防活動を実施する。</p>
<p><b>【担当】</b> ○地域安全課 農政課 消防団</p>

#### 各段階における業務の内容

発生から 1時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民による初期消火</li> <li>・被災状況の情報収集、及び分析</li> <li>・通報等による消火活動</li> <li>・被災者の救助救出活動</li> </ul>
発生から 3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多発火災による広域応援要請</li> <li>・県防災ヘリの要請、及びヘリポートの確保</li> </ul>
発生から 6時間以内	
発生から 12時間以内	
発生から 24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急消防援助隊及び自衛隊の派遣要請</li> </ul>
発生から 72時間（3日）以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害状況により応援増員要請</li> </ul>
発生から 1週間以内	

#### 町等の役割

##### 第1 実施体制【地域安全課・産業課】

###### 1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考
災害警戒本部体制 (第2 配備体制)	大規模な火災により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、大規模な火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	地域安全課及び関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
災害対策本部体制 (第3 配備体制)	大規模な火災により多数の死傷者が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	地域安全課及び関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。

###### 2 災害警戒本部の設置

副町長は次の基準に該当するとき、高根沢町災害対策本部運営要領第7条（資料編参照）の規定による災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

- (1) 災害警戒本部設置の基準
  - ①大規模な火災により多数の死傷者等が発生するおそれがある場合
  - ②その他副町長が必要と認めた場合
- (2) 災害警戒本部の組織及び運営
 

災害警戒本部の組織及び運営については、震災対策編第2章に準じる。
- (3) 災害警戒本部の解散
 

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

  - ①災害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき
  - ②災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
  - ③災害対策本部が設置されたとき

### 3 災害対策本部の設置

町長は次の基準に該当するとき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の規定により、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

- (1) 災害対策本部設置の基準
  - ① 大規模な火災により多数の死傷者等が発生した場合
  - ② その他町長が必要と認めた場合
- (2) 災害対策本部の組織及び運営
 

災害対策本部の組織及び運営については、震災対策編第2章に準じる。
- (3) 災害警戒本部の解散
 

災害対策本部は、大規模な火災のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

## 第2 情報の収集、伝達【地域安全課・農政課・消防本部・消防団】

### 1 消防本部

- (1) 初期情報の収集
 

火災発生の通報を受けた消防本部は、直ちに火災発生場所を確認し消防活動を実施するとともに、火災の発生、人的被害の状況等に関する情報収集に努める。
- (2) 関係機関への緊急連絡
 

情報を元に、次のとおり関係機関に連絡し、必要に応じ所要の措置を要請する。

関係機関	主な要請内容
消 防 団	防災行政無線等により各分団に非常召集をかけ緊急出動をするための措置
関 係 市 町	電話等により連絡し、事前措置、被災者の保護対策に関する措置、警報の伝達、警告の措置
県(消防防災課)	消火活動等のための消防・防災ヘリコプターの緊急運行
警 察 署	警戒区域内への立ち入りの規制及び交通規制に関する措置
近 隣 消 防 本 部	相互応援協定に基づく応援準備措置

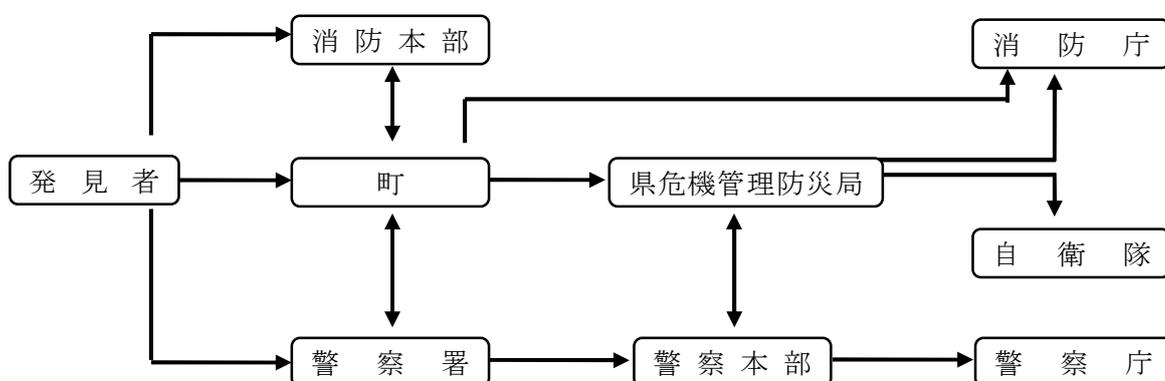
### (3) 県等への報告

町及び消防本部は、大規模火災又は林野火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

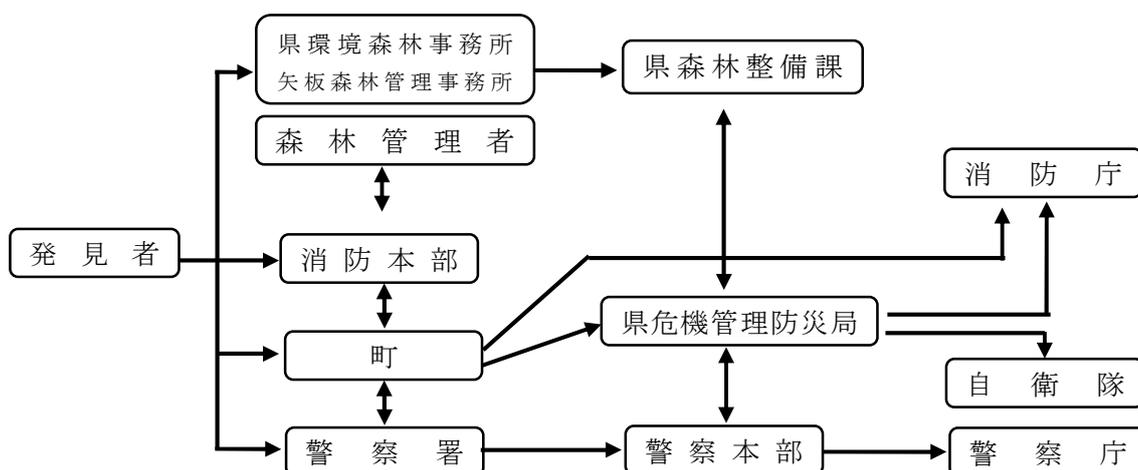
なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

#### 参考 大規模な火災情報の収集・伝達系統



#### 参考 林野火災情報の収集・伝達系統



## 2 警戒体制の措置

気象条件により、林野火災が発生するおそれがある場合、町（消防機関を含む）は次のような警戒を行う。

### (1) 危険気象状況等に対する警戒

気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合は、住民や入林者等

に対して火気取り扱いに関する注意を促すよう努める。知事から火災気象通報を受けたときや気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令し屋外での火気の使用を制限する等の措置を講じる。また、山林内の水利の現況（周囲の障害物や貯水量等）を把握し、緊急時における迅速な利水を確保する。

(2) 森林パトロールの強化

町、消防本部・消防団等による森林パトロールを強化し、付近の住民や入林者に対して林野火災防止の注意を促すよう努める。

**3 緊急連絡**

(1) 町、消防本部の緊急連絡

通報を受けた町、消防本部は、直ちに火場所を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し所要の措置を要請する。

関係機関	主な要請等の内容
消防団	消火活動、飛び火等による延焼警戒や地域住民、入林者等の避難誘導のための措置
関係市町	地域住民、入林者等の避難誘導等安全確保のための措置
県（消防防災課）	被害状況の把握、消火活動のための消防・防災ヘリコプターの緊急運航
森林の管理者（森林管理署、森林組合等）	森林内の作業員の安全確保のための措置、消火活動への協力
警察署	地域住民や入林者等の避難誘導等安全確保のための措置、消火活動のための交通規制の実施
近隣消防本部	消火活動の協力（火災が複数の消防本部にまたがる場合又はそのおそれがある場合）

**第3 避難【地域安全課・農政課】**

**1 住民に対する避難の勧告、指示**

(1) 森林内の滞在者の退去

町・警察・消防機関等から、森林内火災発生の通報を受けたときは、入林者は速やかに退去する。

(2) 住民の避難

町長が、火災の延焼により住民等に危険が及ぶと判断し、地域住民に対して避難勧告等があったときは、警察等の指示があったときは警察等の指示に従い、指示がなかったときは、地形や風向きに注意して安全な場所に避難する。

**第4 町・消防機関等による消防活動【地域安全課・消防本部・消防団】**

**1 町・消防本部の消火活動**

消防本部は、「塩谷広域行政組合警防規定」に基づき統制ある消防活動を行い、

火災防ぎょ活動を実施する。

(1) 火災状況の把握

消防活動に際しては、119番通報、消防無線、参集職員等により情報を収集し、被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 通信体制の確立

消防無線通信網を効果的に運用し、消防団と消防本部との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

(3) 同時多発火災への対応

① 消防水利の確保

町は、同時多発火災に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、プール等の人工水利のほか、河川・ため池等の自然水からの取水等、消防水利の多様化に努める。

② 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性が実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難指示等を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。大規模工場、大量危険物貯蔵取扱い施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、消防隊を集中して消火活動にあたる。

③ 飛火警戒の実施

現地指揮本部を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第一次火災によって発生する第二次、第三次火災の警戒にあたる。

④ 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止又は制限する。

⑤ 救急救助活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携のうえ、迅速かつ的確な救急救助活動を実施する。

## 2 消防団による消火活動

(1) 出火防止

事故等の発生により火災等の災害発生が予想された場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止策（火気の停止、ガス、電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動もしくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。また、損壊家屋、避難後の留守宅の通電時の出火等、警戒活動を行う。

① 警戒出動

火災警報が発令された場合、その他特殊な事情により警戒出動を要請する

場合には、直ちに当該分団長に警戒要員の出動を要請する。分団長はあらかじめ分団員のなかから要員及び責任者を指名しておき、出動の要請を受けた場合は、電話及び防災行政無線（同報系）、携帯電話向け電子メール、防災行政無線（移動系）その他の方法により直ちに出動を命ずるものとする。

#### ② 火災出動

火災が延焼拡大し、もしくは拡大するおそれがある場合、並びに延焼阻止の見通しが見えない場合は、全団員の出動を要請する。

#### (3) 救急救助

消防機関による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い安全な場所へ搬送する。

#### (4) 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

### 3 県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請

災害等が発生した場合、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため差し迫った必要があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、町長又は所轄消防本部消防長が県（県民生活部）に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

## 第5 他の消防機関に対する応援要請【地域安全課】

### 1 消防相互応援

消防団及び消防本部では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援計画」等により塩谷広域消防本部消防長が町長及び知事に報告のうえ、地区代表消防機関の消防長に連絡し応援を要請する。

### 2 その他の協定

上記1による他、町で個別に締結している協定に基づき応援を要請する。

### 3 緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県（県民生活部）に消防組織法第44条第1項の規定により、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請依頼する。

### 4 自衛隊の派遣要請

町長は、必要があると認めるときは知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

## 第2節 災害救助法の適用

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 災害救助法の適用 第5節」を準用する。

---

## 第3節 施設、設備の応急対策

町、県及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

## 第4節 広報対策

### 計画の目的

町や関係機関は、町民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、町民の不安解消を図る。

【担当】○ 総務課 企画課 地域安全課

### 町等の役割

町、県及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

#### 第1 情報発信【企画課・地域安全課】

町及び関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつ、きめ細かな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

#### 第2 関係者からの問い合わせに対する対応【総務課・地域安全課】

町は必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

## 第3章 復旧

### 第1節 復旧

<b>計画の目的</b>
火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、町や関係機関は、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。
<b>【担当】</b> ○ 地域安全課 農政課

#### 町等の役割

##### 第1 施設の復旧

町及び関係機関は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

##### 第2 林野の荒廃の復旧

町及び関係機関は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

## 第5部 放射性物質・危険物等事故対策編

# 第1章 予防

## 第1節 事業所等に対する防災体制の強化

### 計画の目的

危険物等事故の未然防止のため、事業者等は、施設の安全性の確保や応急対策への準備活動、訓練の実施等に努める。

### 第1 危険物等関係施設の安全性の確保

#### 1 保安体制の整備

- (1) 事業者は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の遵守、活断層の可能性のある箇所、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。
- (2) 町・関係各機関及び事業者は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。また、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の確保に努める。

### 第2 情報収集・伝達体制の整備

#### 1 情報の収集・伝達

- (1) 町及び関係各機関は、各機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- (2) 町及び関係各機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。
- (3) 町は情報の共有化を図るため、関係各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

#### 2 機動的な情報収集

- (1) 町及び関係機関は機動的な情報活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ映像伝送システム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
- (2) 町及び関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

#### 3 多様な情報収集体制の整備

町及び関係機関は、民間企業、報道機関、町民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

#### 4 通信の確保

町及び関係機関は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策

を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

### 第3 災害応急対策への備え

#### 1 職員の体制

町は、関係各機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

#### 2 防災関係機関との連携

(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町及び消防機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(2) 町は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。

(3) 町は自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

#### 3 救助・救急、医療及び消防活動（危険物流出対策含む）への備え

##### (1) 救助・救急活動への備え

① 町及び消防機関は、救助工作車、救急車、照明車等及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。

② 町は関係機関と、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

##### (2) 医療活動への備え

###### ① 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

町及び事業者は、あらかじめ医療機関・消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

###### ② 医薬品、医療機器類、医療資機材等の備蓄

町は、日本赤十字社栃木県支部及び医療機関との連携を図り、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、整備計画等に基づく応急救護用医薬品、医療機器類、医療資機材等の備蓄に努める。

##### (3) 消火活動への備え

###### ① 資機材等の整備促進

町及び事業者は、各々の整備計画に基づいた危険物の種類に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

###### ② 消防体制の整備

町は平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、

消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

#### (4) 緊急輸送、代替輸送への備え

##### ① 災害時の道路交通管理体制の整備

町は信号機・情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

##### ② 交通規制・誘導

町は、災害時の交通規制・誘導を円滑に実施できるよう体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対応業務に関する協定等の締結に努める。

また、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

#### 4 避難収容活動への備え

##### (1) 避難場所・避難所

町は、都市公園、河川敷、公民館、学校公共的施設等を対象に、避難場所・避難所をあらかじめ指定し、町民への周知徹底に努める。

また、避難場所・避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

##### (2) 避難誘導への備え

町は指定した避難場所・避難所や避難経路について、日頃から町民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、高齢者・障害者その他のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

##### (3) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

##### ① 防除資機材等の整備

町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

##### ② 関係機関の協力体制の整備

ア 町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

イ 町は関係機関の協力のもとに、各々の整備計画に基づく事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

ウ 町は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

## 第4 防災意識の高揚、訓練の実施

### 1 防災知識の普及啓発

町は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、町民に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動等、防災意識の普及啓発を図る。

また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配付するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

### 2 防災訓練の実施

町は事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

### 3 避難行動要支援者の支援体制の整備

町は防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

## 第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策

### 計画の目的

R I（放射性同位元素：radioisotope）施設の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

#### 第1 事業者の対策

放射線障害防止法、医療法及び医薬品医療機器等法の法令を遵守し、常に安全の確保を図る。

#### 第2 町、県の対策

町及び県（県危機管理防災局）は、事業者からの届出等も参考に事業者との連携を密にし、情報の把握に努めるとともに、消防機関とも連携をとりながら、「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に沿った適切な対応ができるよう準備を進める。

#### 第3 消防機関等の対策

##### 1 被ばく防護資機材等の整備

放射線危険区域の設定等の判断のため、放射線検出体制及び連携方法について事業者とあらかじめ協議するとともに、放射線測定機器・防護服等の被ばく防護資機材等の整備を進める。

##### 2 厳重な被ばく管理

活動した職員については、健康管理の面から一定量以上の被ばくをしないように厳重な被ばく管理を行う必要があるため、あらかじめ被ばく管理者を選任し、被ばく管理用の書類の作成・管理を行う。

##### 3 汚染検査の実施

汚染検査が効果的に行えるよう、汚染検査は事業者等に依頼し、あらかじめ検査場所、検査担当要員、検査資機材について定めておく。

##### 4 除染の効果的实施

除染が効果的に行えるよう、除染は事業者等に依頼し、あらかじめ除染場所、除染担当要員、除染資機材・除染剤、汚染された装備・資機材の管理、汚染物の処理について定めておく。

##### 5 訓練の実施

事業者等関係機関と協力して、共同訓練の実施に努め、訓練終了後は必要に応じ専門家も活用し、訓練の評価を行う。

### 第3節 放射性物質運搬事故予防対策

#### 計画の目的

放射性物質運搬の事故防止（特に、核燃料物質）のため、事業者等は、安全管理を徹底し、訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

#### 第1 原子力事業者等の対策

原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、

- ① 国、最寄りの警察、消防機関への迅速な通報
- ② 消火、延焼防止の措置
- ③ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外の立ち入りを禁止する措置
- ④ モニタリングの実施
- ⑤ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- ⑥ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- ⑦ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ⑧ その他核燃料物質等による災害の防止のために必要な措置といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、原子力事業者等は、運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法第10条第1項あるいは第15条に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合、原子力防災管理者を通じ、国、県、事故発生場所を所轄する市町村、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

#### 第2 消防機関の対策

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県及び消防庁に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

## 第4節 石油類等危険物事故予防対策

### 計画の目的

危険物の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、町民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

### 第1 事業者の対策

- (1) 危険物施設の巡視・点検・検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- (3) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備の他、従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (5) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (6) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員・防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

### 第2 消防機関等の対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (3) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (4) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
  - ① 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
  - ② 危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査
- (5) 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- (6) 整備計画等に基づく化学消防自動車等の整備に努める。

## 第5節 ガス事故予防対策

### 計画の目的

ガス事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、町民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

### 第1 LPガス・一般高圧ガス

#### 1 販売事業者・保安機関・充てん事業者（以下「販売事業者等」という。）の対策

##### (1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

- ① LPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、耐震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。
- ② ガス設備の法定の点検・調査を徹底し、常に安全に使用できるよう努める。
- ③ 事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

##### (2) 災害予防体制の強化

- ① 従業員の資質向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。
- ② ガス漏洩事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動態勢を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
- ③ 容器の二段積みを避けるとともに、転倒・転落防止の措置をするなど、容器置き場の適正な管理を徹底する。
- ④ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

#### 2 高圧ガス所有者等（以下「高圧ガス事業者」という。）の対策

##### (1) 災害予防措置の実施

- ① 定期的に貯槽の沈下状況の測定を行い、その結果により貯槽の不同沈下の軽減を図るとともに、緊結ボルトの増締め等適切な措置を講じる。
- ② 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。基礎は耐震上有害な歪みが生じないように不同沈下の軽減を図るなどの措置を講じる。
- ③ 消火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するなど安全対策を推進する。
- ④ 多数の容器を取り扱う施設は、ホームのブロック化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積みを避ける。

- ⑤ 防災資機材、緊急点検に必要な資機材の整備を充実強化する。
  - ⑥ 緊急時に優先して点検を行う高圧ガス設備をリストアップし、速やかに点検できる体制を整備する。
  - ⑦ 高圧ガスのうち可燃性ガス、毒性ガス、酸素を移動する際には、運転者は必ずイエロー・カード（事故時の措置・連絡用資料）を携帯する。  
また、移動開始前には必ず安全装置の作動状況、配管等からのガスの漏洩等の異常の有無等を点検するとともに、移動経路において応援を受けるための措置として災害時応援要請事業所の確認等を必ず実施する。
- (2) 災害予防体制の強化
- ① 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。
  - ② 自衛消防組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

## 第6節 火薬類事故予防対策

### 計画の目的

火薬類の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、町民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

### 第1 事業者の対策

事業者は、火薬類による危害を防止するため、その取扱いにかかる技術基準を遵守し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

## 第7節 毒物・劇物事故予防対策

### 計画の目的

毒物・劇物事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、町民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

### 第1 事業者の対策

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

### 第2 町及び県、関係機関の対策

町は県、消防本部、医療機関等と協力して、有毒物質による事故対策を迅速・的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

## 第2章 応急対策

### 第1節 活動体制の確立

#### 計画の目的

危険物等の事故災害発生時、町は応急対策活動を迅速・的確に実施するため、事故の規模に応じた活動体制と職員の参集体制を確立するとともに国、県、防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

#### 第1 初動体制の整備

##### 1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、危険物等事故災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考
災害警戒本部体制 (第2配備体制)	①危険物等事故災害により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合 ②漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、危険物等事故災害の拡大を防止するため、必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	地域安全課及び関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
災害対策本部体制 (第3配備体制)	①危険物等事故災害により多数の死傷者が発生した場合 ②漏洩物により相当の被害が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	地域安全課及び関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。

#### 第2 危険物等事故災害発生時の措置

##### 1 災害警戒本部の設置

副町長は、次の設置基準に該当するとき、高根沢町災害対策本部運営要領第7条の規定による災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

###### (1) 設置基準

- ① 危険物等事故災害により多数の死傷者発生のおそれのある場合
- ② 漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合
- ③ その他副町長が必要と認めた場合

###### (2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、震災対策編第2章に準じる。

###### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ① 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき
- ② 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- ③ 災害対策本部が設置されたとき

## 2 災害対策本部の設置

町長は、次の基準に該当するとき、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の規定により、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

### (1) 災害対策本部設置の基準

- ① 危険物等事故災害により多数の死傷者等が発生した場合
- ② 漏洩物により相当の被害が発生した場合
- ③ その他町長が必要と認めた場合

### (2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、震災対策編第 2 章に準じる。

### (3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、危険物等事故災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

## 第 3 県への支援要請

災害対策本部長（町長）は、緊急な支援が必要と判断した場合、知事に対し要請を行う。

町は県による支援がスムーズに行えるよう町内における被害情報の収集を行うとともに、情報の提供を行う。

## 第 2 節 災害救助法の適用

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 災害救助法の適用 第 5 節」を準用する。

## 第3節 災害拡大防止対策

### 計画の目的

危険物等の事故災害発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

#### 第1 災害の拡大防止活動

- (1) 事業者は、危険物等の事故災害時に的確に応急点検及び応急措置等を講じる。
- (2) 町及び関係各機関は、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を実施する。

#### 第2 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

##### 1 交通の状況の把握

町及び関係各機関は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

##### 2 交通規制・誘導

町、警察及び道路管理者は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

#### 第3 危険物等の大量流出に対する応急措置

町及び関係各機関は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

#### 第4 避難対策

危険物等事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う避難対策は、「震災対策編 第2章 震災応急対策 避難対策 第6節」を準用する。

## 第4節 救助・救急、医療及び消火活動

### 計画の目的

関係機関は連携して、救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。  
また、危険物等の事故災害発生時には、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

### 第1 救助・救急活動

- (1) 町及び県（危機管理防災局）は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。  
また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

### 第2 医療活動

医療機関は、負傷者等に対する医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

### 第3 消火活動

- (1) 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 町は、必要に応じ、関係機関との総合調整や及び他の機関への応援依頼等を行う。

## 第5節 広報対策

### 計画の目的

町や関係機関は、町民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、町民の不安解消を図る。

#### 第1 情報発信

町及び関係各機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、情報の公表・広報活動の際、その内容について相互に連絡し、連携を図る。

#### 第2 関係者からの問い合わせに対する対応

町及び事業者等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

## 第6節 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策

### 計画の目的

R I（放射性同位元素：radioisotope）施設の事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく消防又は警察に緊急通報し、通報を受けた消防又は警察は、町地域安全課（Tel1028-675-8110）に連絡する。

##### (2) 町及び消防本部の状況報告

町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

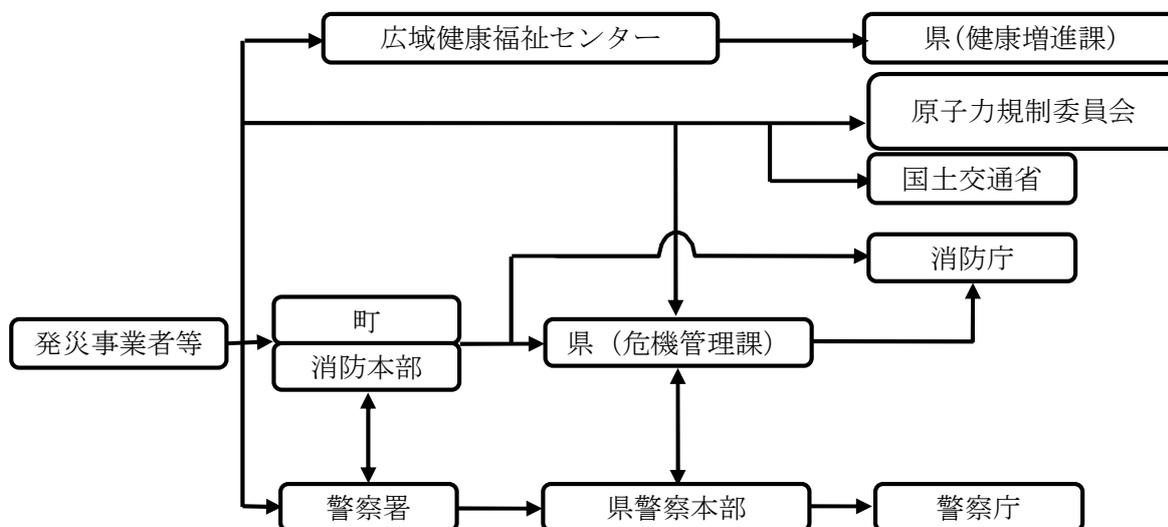
##### (3) 町の情報収集・伝達

町は、県からの情報を関係機関に連絡する。

また、町は関係各機関と相互に連携して情報を収集するとともに、状況に応じて県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察等の要請を行い、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係各機関に伝達する。

#### 2 情報の収集・伝達系統

R I 施設における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



## 第2 事業者の対策

R I 等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県（危機管理防災局）、町及び警察に連絡する。

## 第3 県等の対策

- (1) 県（環境森林部・保健福祉部）は、放射性物質の拡散等について、保健環境センター等で常時行っているモニタリング調査の測定結果を消防機関等に提供する。
- (2) 県（保健福祉部）は、広域健康福祉センターに配備されているサーベイメータや消防本部（局）等から貸与されたものにより、周辺地域の放射線量の測定を行い、その情報を速やかに提供する。
- (3) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、R I 等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

## 第4 町、消防機関の対策

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、R I 等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。
- (2) 管理区域内における注水は、放射性物質の飛散を招くおそれがあるため、消防機関は、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ必要最小限の水量とする。
- (3) 消防機関は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を装着するなど隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意し、応急活動を実施する。
- (4) 町は、住民の安全と健康を守るため、住民への情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する。

## 第7節 放射性物質運搬事故応急対策

### 計画の目的

放射性物質運搬事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく消防又は警察に緊急通報し、通報を受けた消防又は警察は、町地域安全課（Tel028-675-8110）に連絡する。

##### (2) 町及び消防本部の状況報告

町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

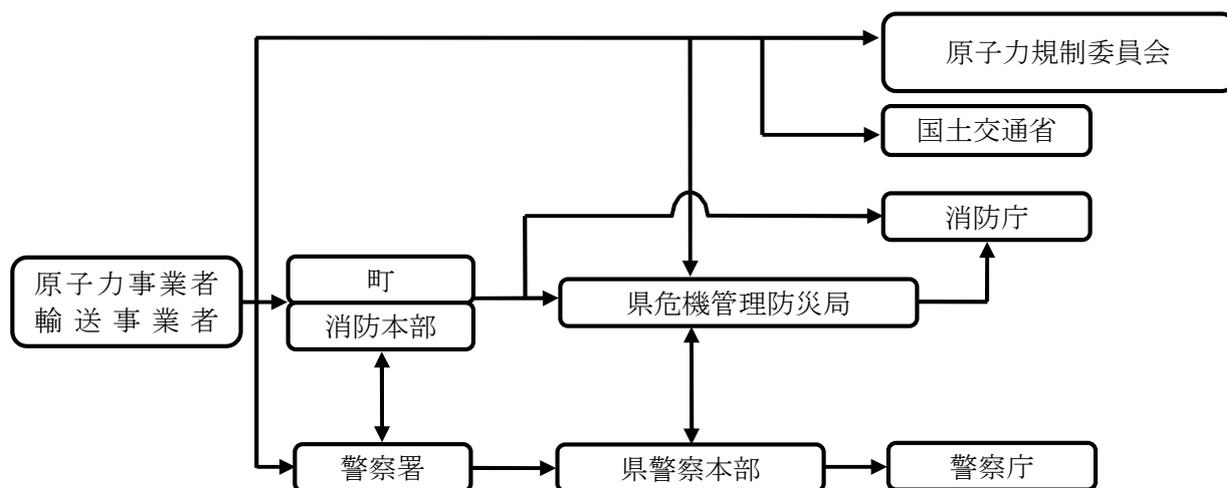
##### (3) 町の情報収集・伝達

町は、県からの情報を関係機関に連絡する。

また、町は関係各機関と相互に連携して情報を収集するとともに、状況に応じて県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察等の要請を行い、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係各機関に伝達する。

#### 2 情報の収集・伝達系統

放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第2 事業者の対策

- (1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）

発見後又は発見の通報を受けた場合、国・県・事故発生場所を所轄する市町村・警察機関・消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

- (2) 原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止・救出・避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

### 第3 県等の対策

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

### 第4 町・消防機関の対策

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を町及び県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら原子力事業者等に協力して、火災の消火・救助・救急等必要な措置を実施する。

町は、町民の安全と健康を守るため、町民への情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する

## 第8節 石油类等危険物事故応急対策

### 計画の目的

石油类等危険物事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく消防又は警察に緊急通報し、通報を受けた消防又は警察は、町地域安全課（Tel1028-675-8110）に連絡する。

##### (2) 町及び消防本部の状況報告

町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

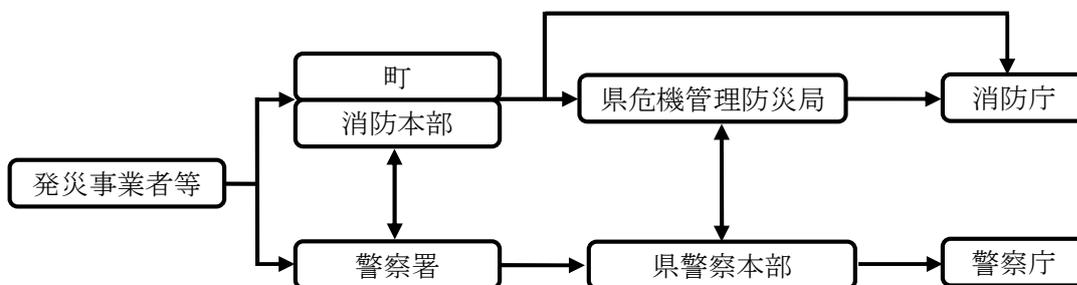
##### (3) 町の情報収集・伝達

町は、県からの情報を関係各機関に連絡する。

また、関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、状況に応じて県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察等の要請を行い、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

#### 2 情報の収集・伝達系統

石油类等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第2 火災・爆発応急対策

#### 1 危険物取扱事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合、町及び県・消防・警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設・関連施設の点検を実施する。
- (4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (5) 地域住民の安全を図るため発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

## 2 県・警察の対策

県(危機管理防災局)及び警察は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、警察は、必要に応じ危険区域への立入制限・交通規制を行う。

## 第3 漏洩応急対策

### 1 危険物取扱事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合、町及び県・消防・警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害が発生時には直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- (4) 事故の発生状況・危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

### 2 県・警察の対策

- (1) 県(危機管理防災局)及び警察は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県は、水質汚染状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するとともに、事業者への必要な指導を行う。

### 3 河川管理者等の対策

- (1) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- (2) 県は、水質汚染状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するとともに、事業者への必要な指導を行う。

### 4 町及び消防機関の対策

- (1) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。  
また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
- (3) 町は被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

## 第9節 ガス事故応急対策

### 計画の目的

ガス事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく消防又は警察に緊急通報し、通報を受けた消防又は警察は、町地域安全課（Tel028-675-8110）に連絡する。

##### (2) 町及び消防本部の状況報告

町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県（危機管理防災局、以下この項において同じ）に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

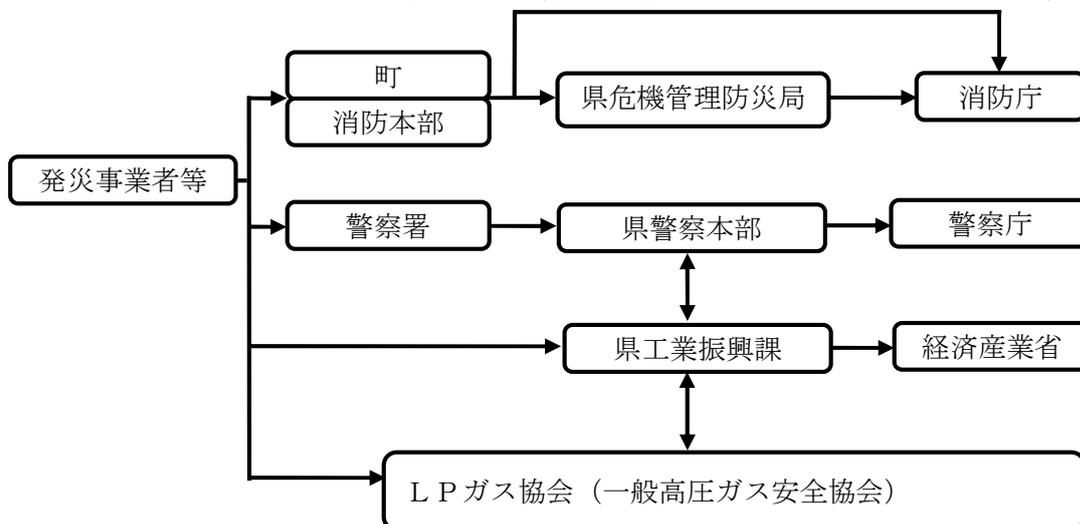
##### (3) 町の情報収集・伝達

町は、県からの情報を関係機関に連絡する。

また町は関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、状況に応じて県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察等の要請を行い、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

#### 2 情報の収集・伝達系統

高压ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



## 第2 LPガス・一般高圧ガス

### 1 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

#### (1) 速やかな応急措置の実施

- ① 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。
- ② 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、町及び県、消防本部、警察及びLPガス協会等関係機関に速やかに通報する。

#### (2) 応援・協力

- ① 販売事業者等は、応急措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。
- ② LPガス協会各支部内での対応が困難な場合は、LPガス協会は、応援・協力について調整を行い、的確な応急措置・復旧措置を講じる。
- ③ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、LPガス協会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。
- ④ LPガス協会等防災関係機関は、協力要請に基づき、消防本部・警察署等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

### 2 県・警察の対策

- (1) 県(危機管理防災局)及び警察は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県(危機管理防災局・産業労働観光部)は、被害の状況や応急対策の活動状況等を常時把握し、関係機関と連絡を取りながら、必要に応じて防災資機材の調達、県保有の化学消火薬剤の支援を行う。
- (3) 県(環境森林部)は、特定物質(大気汚染防止法)による事故について町を支援し、周辺の大気の状態等を監視し、事業者等への必要な指導を行う。

### 3 町及び消防機関の対策

- (1) 町は被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報・避難誘導を行う。
- (2) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動・注水冷却措置等必要な措置を講じる。
- (3) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

## 第10節 火薬類事故応急対策

### 計画の目的

火薬類事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく警察又は消防に緊急通報し、通報を受けた消防又は警察は、町地域安全課（Tel028-675-8110）に連絡する。

##### (2) 町及び消防本部の状況報告

町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

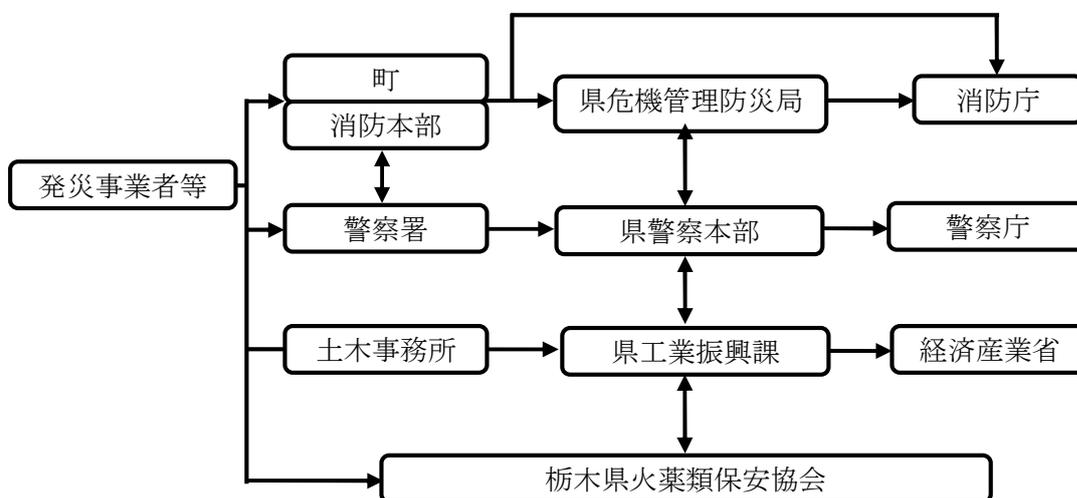
##### (3) 町の情報収集・伝達

町は、県からの情報を関係各機関に連絡する。

また、町は関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、状況に応じて県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察等の要請を行い、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

#### 2 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



## 第2 事業者等の対策

- (1) 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異状を呈した火薬類等は廃棄する。

## 第3 県・警察の対策

- (1) 県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県（危機管理防災局・産業労働観光部）は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握するとともに、必要な被害規模に関する概括的な情報の把握に努め、町へ県が実施する応急対策の活動状況等を連絡するなど警察や消防関係機関等と密接な連携の下、事業者等に対し、適切な応急措置のための指導助言を行う。

## 第4 町の対策

災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

## 第11節 毒物・劇物事故応急対策

### 計画の目的

毒物・劇物事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく消防又は警察に緊急通報し、通報を受けた消防又は警察は、町地域安全課（Tel028-675-8110）に連絡する。

##### (2) 町及び消防本部の状況報告

町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）に報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

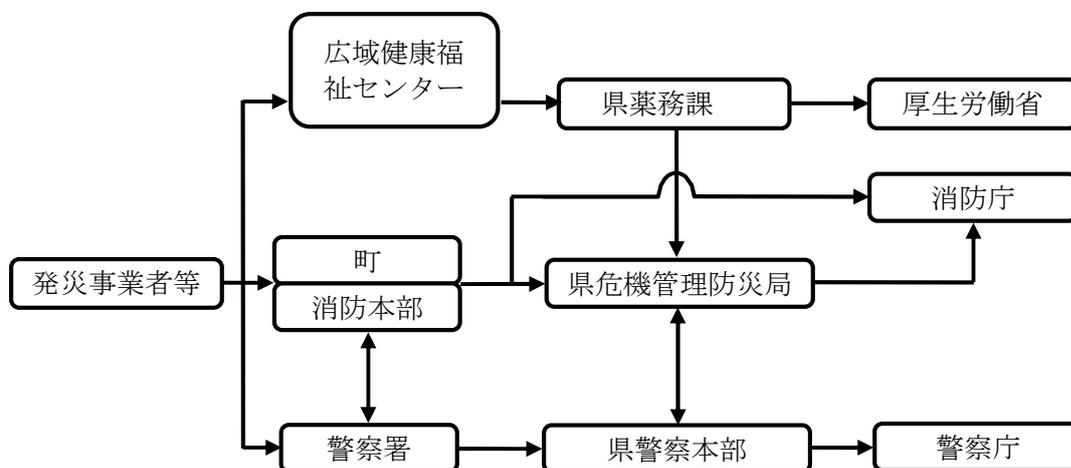
##### (3) 町の情報収集・伝達

町は、県からの情報を関係機関に連絡する。

また、町は関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、状況に応じて県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察等の要請を行い、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

#### 2 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



## 第2 事業者等の対策

- (1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、町及び県・消防本部・警察等へ通報する。
- (2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

## 第3 県・警察の対策

- (1) 県（危機管理防災局・保健福祉部）は、災害の状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携して事業者に対して必要な措置の実施を指導する。
- (2) 県（保健福祉部）は、状況に応じて医療機関へ連絡し、毒物・劇物の化学的特性に関する情報提供を行う。
- (3) 県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (4) 県（環境森林部）は、大気汚染及び水質汚濁の状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するとともに、事業者等への必要な指導を行う。

## 第4 町の対策

- (1) 状況により周辺住民への周知、避難指示、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。
- (2) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

## 第3章 復旧

### 第1節 復旧

#### 計画の目的

被害を受けた施設等の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、早期に復旧事業を実施する。

#### 第1 復旧

町及び県(各部局)、事業者等は、危険物事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

また、復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明示する。

## 第6部 原子力災害対策編

# 第1章 総則

## 第1節 計画策定の趣旨

### 計画の目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により、町においても、農林水産物の出荷制限や観光業等への風評被害、除染への対応など、経済や町民の生活等に多大な影響を及ぼした。

本町には原子力発電所は存在しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する町の対応を明確にし、よりの確な対策に資する。

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、県、町、防災関係機関、原子力事業者及び町民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、町民の安全・安心を確保することを目的とする。

### 第2 計画の性格

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、高根沢町防災会議が作成する「高根沢町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

また、この計画に定めのない事項については、「高根沢町地域防災計画（震災対策編）」に準ずるものとする。

なお、この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的・細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

### 第3 策定に際し尊重すべき指針

この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、栃木県地域防災計画（原子力災害対策篇）及び原災法第6条の2第1項の規定により原子力委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。令和6年9月11日改正。以下「対策指針」という。）を十分に尊重するものとする。

## 第2節 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等

### 計画の目的

行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、町において必要な防護措置について整備する。

### 第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとされている。

原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定され、実用発電用原子炉については、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められた。

#### 1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、後述するEALに準じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関（IAEA）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」が目安とされている。

#### 2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

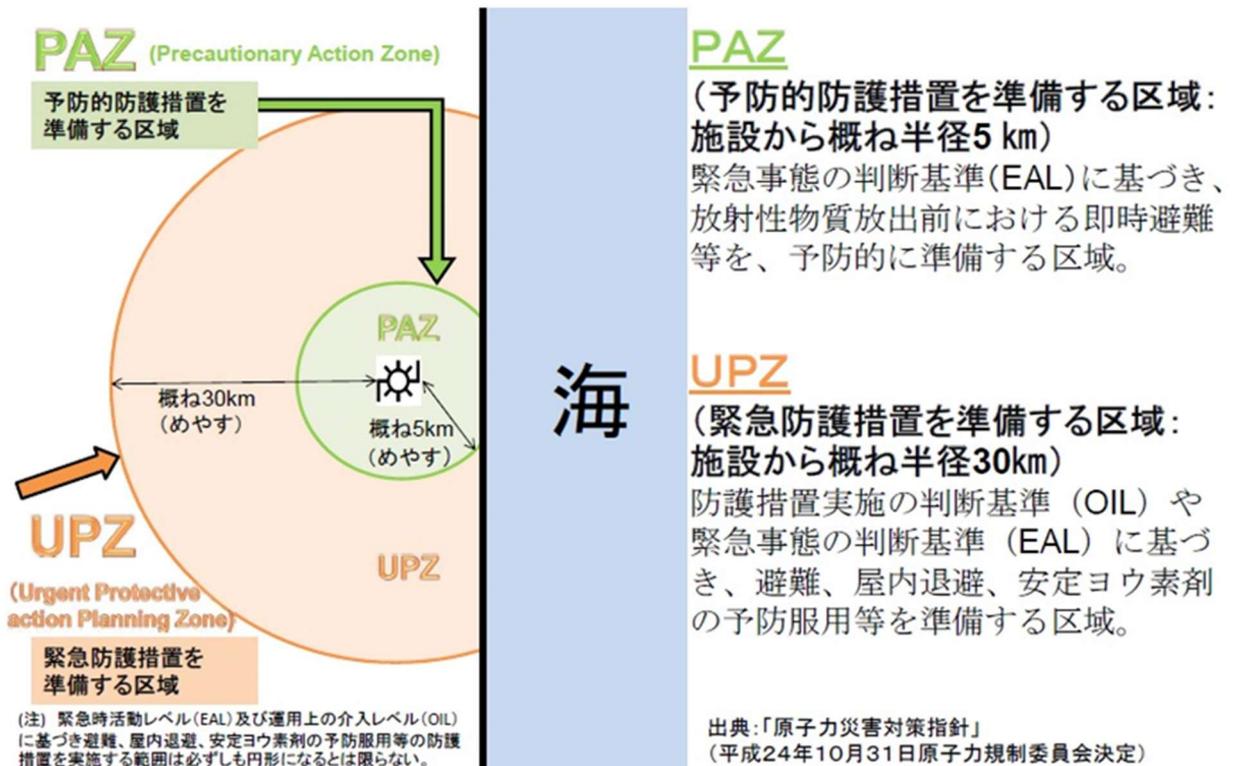
UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、後述するEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」が目安とされている。

※高根沢町境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、約50km離れているため、当町内において該当する区域はない。

## 第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとしている。そのため、UPZ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。

### 原子力災害対策重点区域



### 第3節 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

#### 計画の目的

対策指針においては、緊急事態の初期対応段階を3つに区分し、当該区分を判断する基準となる施設の状況がEAL (Emergency Action Level) として整理する。

#### 第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL)

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル (EAL) が設定された。(別表を参照)

#### 第2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策

事故後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下、特定原子力施設という)に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたEAL(別表)に準拠する。なお、EAL2の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量(3ヶ月平均) + 毎時5マイクロシーベルト』とされた。

上記区分に応じて実施すべき措置の概要は次のとおり。

区分	警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
事態の 段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ が緊急のものではないが、 原子力施設における異常事 象の発生又はそのおそれ があるため、情報収集や、早 期に実施が必要な要配慮者 等の避難等の防護措置の準 備を開始する必要がある段 階	原子力施設において公衆に 放射線による影響をもたら す可能性のある事象が生じ たため、原子力施設周辺に おいて緊急時に備えた避難 等の主な防護措置の準備を 開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に 放射線による影響をもたら す可能性が高い事象が生じ たため、重篤な確定的影響 を回避し又は最小化するた め、及び確率的影響のリス クを低減するため、迅速な 防護措置を実施する必要が ある段階
措置の 概要	体制構築や情報収集を行 い、住民防護のための準備 を開始	P A Z内の住民等の避難準 備、及び早期に実施が必要 な住民避難等の防護措置を 実施	P A Z内の住民避難等の防 護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ 以遠の周辺地域において、 放射性物質放出後の防護措 置実施に備えた準備を開 始。 放射性物質放出後は、計測 される空間放射線量率など に基づく防護措置を実施
福島第 一原子 力発電 所に係 る福島 県の住 民防護 措置の 例	避難指示区域への一時立入 を中止するとともに、避難 指示区域に一時立入してい る住民の退去を準備する。	避難指示区域に一時立入し ている住民の退去を開始す るとともに、避難指示区域 でない区域の住民の屋内退 避を準備する。	避難指示区域でない区域の 住民の屋内退避を開始す る。

避難指示区域：帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の総称

なお、福島第一原子力発電所に係る福島県の住民防護措置が実施される場合、近隣県に避難住民の受入れ要請の可能性がある。

## 第4節 運用上の介入レベル

### 計画の目的

対策指針において、全面緊急事態に至り、放射性物質の放出後の住民の安全を守るため行う主な防護措置の実施基準としてO I L (Operational Intervention Level) を設定する。

### 第1 運用上の介入レベル (O I L)

運用上の介入レベル (O I L) とは、放射性物質の放出後、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

#### 1 防護措置

##### (1) 避難等の基準と措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難なものの一時的屋内退避を含む。)
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの (例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳) をいう。

(2) 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
		β線：13,000 cpm 【1ヶ月後の値】	

(3) 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

## 第5節 計画の基礎とするべき原子力災害の想定

### 計画の目的

防災指針が規定する、近隣県における大規模な原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出形態及び核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について想定する。

### 第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

栃木県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、東京電力福島第一及び第二原子力発電所が所在し、それぞれ2基及び4基の原子炉が設置されている。さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32km、高根沢町境から約50kmの位置関係にある。

#### ○対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力ホールディング株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離	約121km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	238.1万kw				329.3万kw
電気出力	46万kw	78.4万kw				110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所	
事業者名	東京電力ホールディング株式会社				日本原子力発電株式会社	
所在地	福島県楡葉町・富岡町				茨城県東海村	
距離	約77km				50km	
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	—	
熱出力	329.3万kw				329.3万kw	
電気出力	110万kw				110.万kw	
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11	
備考	停止中				定期検査中	

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離	約93km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
熱出力	329.3万kw					392.6万kw	
電気出力	110万kw					135.6万kw	
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中						

## 第2 原子力災害の想定

### 1 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、隣接県にある原子力発電所等に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（EPZ：Emergency Planning Zone）にも高根沢町の地域は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

### 2 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

## 第3 予測される影響

### 1 具体的影響、想定等

#### (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき8市町が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など県民生活と本県産業に大きな影響を与えた。

#### (2) 想定

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置（屋内退避）の必要性を判断する。県及び市町は放射性物質が到達

する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することとなっている。

県においては環境放射線モニタリングや飲食物に係る放射性物質モニタリング検査を速やかに実施するとともに、飲食物の出荷制限・摂取制限や避難・一時移転等の実施を想定・準備する必要がある。

## 第2章 予防

### 第1節 初動体制の整備

#### 計画の目的

原子力災害発生時においては、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡が非常に重要である。

町は、県、国、茨城県や福島県などの原子力発電所が立地する近隣県（以下「近隣県」という。）、原子力事業者等との間において、情報収集・連絡体制の整備・充実に努める。

#### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

##### 1 町が行う情報収集

町は県の設置する連絡調整窓口を通じ、平常時から原子力防災に関する情報収集に努める。

##### 2 県が行う情報収集

県は、平常時から国と連携し、緊急時における情報を取得するための体制を構築する。

また、近隣県との間で、原子力発電所等における異常事態の連絡や平常時の意見交換のほか、情報収集体制・情報共有体制の整備・充実に努める。

##### 3 原子力事業者との連絡体制

近隣県の原子力事業所と県は、原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等を締結し、緊急時における通報体制や通常時における連絡体制の構築、現地確認などを実施する。

町は、県を通じてその情報提供を受ける。

#### 第2 情報の分析整理

##### 1 原子力防災関連情報等の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努めることとし、必要に応じて更新する。

また、これらの情報については、防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、情報のデータベース化等に努める。

##### 2 人材の育成・確保

町は、平常時から収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員等人材の育成・確保に努める。また、収集した情報の分析・整理に当たり、必要に応じ、県等からの支援や、専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

### 第3 通信手段の確保等

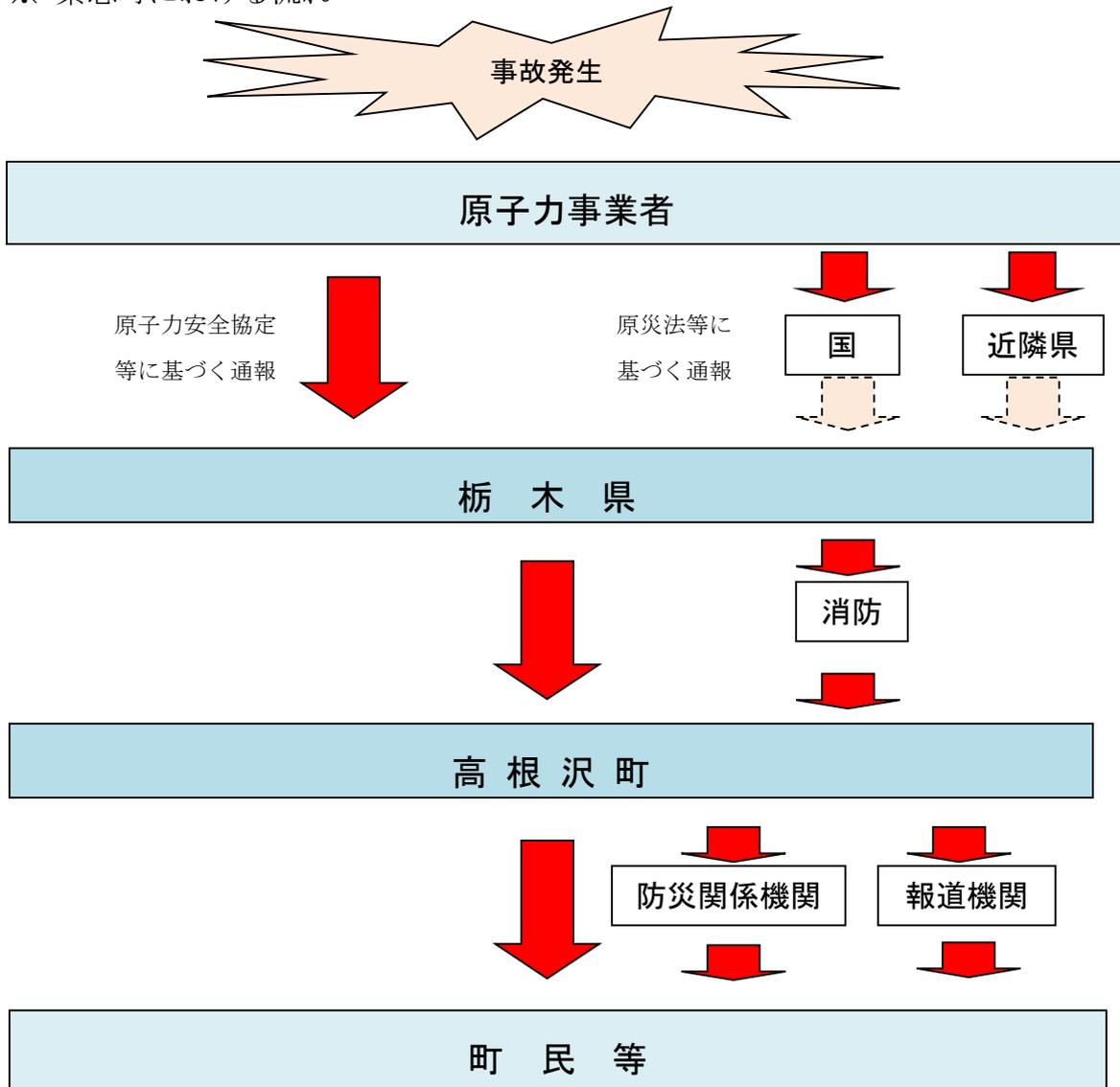
#### 1 通信連絡網等の整備

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県、原子力事業者からの状況報告や、県、防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

#### 2 複合災害への備え

町は、県及び防災関係機関と連携して、現在ある防災行政無線、緊急時連絡網等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

※ 緊急時における流れ



## 第2節 住民等への情報伝達体制の整備

### 計画の目的

災害時における情報について、住民等に対し正確・迅速に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

### 第1 情報伝達体制の整備

町は、電信電話機関、報道機関等の協力を得て、防災行政無線、広報車、町ホームページ、テレビ、ラジオなど様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

### 第2 要配慮者等への情報伝達

町は、警察、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

県は、町が行う要配慮者等への情報伝達について、必要な支援を行う。

### 第3 相談窓口の設置

町は、警察、消防、防災関係機関等と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定める。

### 第4 情報提供項目

町は、県、警察、消防、防災関係機関等と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、住民等に伝達すべき情報の項目について整理する。

## 第3節 避難活動体制等の整備

### 計画の目的

モニタリング結果や分析データを踏まえ、住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、屋内退避等を迅速に決定・実施するための体制を確保することにより、住民の安全確保を図る。

## 第1 避難体制等の整備

### 1 避難計画の策定等

県は、避難計画を策定するとともに、国（安全規制担当省庁、文部科学省）、県警察、原子力事業者、県バス・タクシー協会等関係団体の協力のもと、町が策定する屋内退避及び避難誘導計画の策定について必要な支援を行う。なお、避難計画の策定等に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者関連施設の入院患者、入所者をはじめ要配慮者の避難について、十分配慮する。

### 2 避難所の指定等

#### (1) 避難所の設置及び資機材の整備

町は、防災関係機関に対し、避難所及び福祉避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について助言する。

町は、学校、公民館、福祉センター等の公共的施設の指定、民間の社会福祉施設との協定等により避難所及び福祉避難所を確保する。

#### (2) 避難誘導用資機材

町は、防災関係機関に、住民等の避難誘導に必要な資機材を整備するよう助言する。

警察、消防機関は、住民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

### 3 避難所、避難方法等の周知

県は、町に対し、避難所、避難方法、屋内退避の方法及び避難者を受け入れる避難所、避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。

町は、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

### 4 安定ヨウ素剤の投与体制の確立

町は、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な配布・服用を行うため、平常時の配備、緊急時の手順や体制を整備する。

町は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、住民等に対し確実に配布、服用等ができるよう体制を整備する。

## 第2 避難指示の判断

### 1 避難等の判断基準等

緊急時環境放射線モニタリング等による予測結果などにより、住民が受ける予測される実効線量又は等価線量が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市町長等に対し、地域住民の屋内退避、コンクリート屋内退避、避難の指示が発出される。

### 2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

UPZ外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

国の指示を受けた県及び市町は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む自治会単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。

また、ブルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内退避解除に努める。

県（危機管理防災局）及び関係市町は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

## 第3 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、町長は、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のEPZの範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、町は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

## 第4 要配慮者等への対応

県は、町に対し、一人暮らしの高齢者並びに高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、日本語に不慣れな在住外国人等の要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するための計画等の整備について助言する。

町は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者

に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

## 第4節 モニタリング体制の整備

### 計画の目的

緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による町内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備する。

### 第1 モニタリングによる監視の実施等

県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定した環境放射能水準調査実施計画書に基づき、平常時から国と連携し、環境放射能モニタリングを実施する。

また、県は、環境放射能水準調査実施計画書に基づき、原子力発電所事故等が発生した緊急時には、環境放射能モニタリング強化時の調査等を国と連携して行う。

### 第2 モニタリング体制

#### 1 体制の整備

##### (1) 機器等の整備・維持

町は、平常時・緊急時における町内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

##### (2) 複合災害への備え

地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響によりモニタリングポストから情報が入りできなくなるおそれがあることから、町は、万一モニタリングポストが稼働しない場合に備え、サーベイメータ等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

#### 2 要員の確保・育成等

町は、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

また、町は、モニタリングの結果について判断することが困難な場合に備え、専門家等に要請するための体制を整備する。

### 第3 関係機関との協力体制の整備

町は、県、原子力事業者等と緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

## 第5節 住民等の健康対策

### 計画の目的

住民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

#### 第1 資機材の整備等

##### 1 活動用資機材の整備

町は、県や原子力事業者等から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係機関等と協力し、スクリーニング、人体への除染等を実施するため、必要な資機材の整備に努める。

##### 2 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

町は、県から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

また、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておく。

さらに、県と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備に努める。

##### 3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

町は、県及び関係機関等と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理するものとする。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県、原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

#### 第2 被ばく医療体制の整備

##### 1 基本方針

町は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（サーベイランス）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

##### 2 関係機関の協力の確保

(1) 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。

(2) 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受け入れに関して協力する。

##### 3 情報提供システムの充実・活用

###### (1) 広域災害・救急医療情報（EMIS）システムの充実

県は、一般傷病者等の医療を円滑に実施するため、医療機関、医療従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療情報システ

ムの充実に努める。

(2) 情報提供システムの充実・活用

県は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供する情報提供システムの充実・活用に努める。

## 第6節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

### 計画の目的

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う町民の内部被ばくを防止するため、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

### 第1 検査体制の整備

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、広範な地域で原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。本町においても、野菜類、牛肉、林産物等の出荷制限の指示がなされたほか、出荷自粛等を行った。

町は、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備する。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。

さらに、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、関係団体等に対して、平常時から検査体制等を説明し、理解と協力を得る。

## 第7節 児童生徒等の安全対策

### 計画の目的

児童生徒等に対し、放射線に関する普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、原子力災害発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう学校等設置者や関係機関等と連携し、防災体制を整備する。

### 第1 原子力防災体制の整備

幼稚園、保育所、小・中学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

また、原子力災害時の学校等における緊急連絡体制、保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

さらに、原子力災害に備え、原子力災害時における教職員等の共通理解を図り、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期することが重要であるため、学校等は、地域の実情等を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成し、保護者及び関係者への周知に努める。

町は、学校等が計画等を策定する際に、情報提供など必要な支援を行う。

## 第8節 緊急輸送体制の整備

### 計画の目的

原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

#### 第1 緊急輸送の意義、必要性

原子力災害が発生した際、災害応急対策を早急に実施するためには、要員、緊急物資、防災用資機材等を必要とする地域や避難所に速やかに輸送する必要がある。

町は、緊急時における輸送手段、経路等をあらかじめ確保することにより、迅速な災害対策を実施する。事故の長期化や広域化のほか、緊急的な事態にも迅速・適切に対応できる体制を整備する。

また、町は、事故状況や対策区域の設定によっては、物流が停滞する可能性があり、特に緊急車両などの燃料については各種対策に支障が生じることのないよう十分な量が確保できる体制を整備する。

#### 第2 道路交通管理体制の整備

町及び警察は、町が管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。また、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、道路機能を確保できるよう、県及び町の道路管理者と協力し、情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図る。

警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ、交通誘導を実施するための体制等、応急対策業務の整備に努める。

## 第9節 住民等に対する普及・啓発活動

### 計画の目的

災害時において、住民や防災業務関係者等が、適切な行動等をとることが可能となるよう、様々な手段により放射線等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。

#### 第1 住民等に対する普及・啓発

町は、県、原子力事業者、防災関係機関と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性
- ② 原子力発電所等の概要
- ③ 避難等施設の位置
- ④ 原子力災害とその特性
- ⑤ 放射線による健康への影響及び放射線防護
- ⑥ 本町の平常時における環境放射線の状況
- ⑦ 緊急時に町や県、国等が講じる対策の内容
- ⑧ 屋内退避・避難
- ⑨ 安定ヨウ素剤の服用
- ⑩ 放射性物質による汚染の除去

#### 第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

町は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、県、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、必要に応じ県や関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、防災業務関係者に対する研修を実施する。

- ① 原子力防災体制及び組織
- ② 原子力発電所等の概要
- ③ 原子力災害とその特性
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護
- ⑤ 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- ⑥ 緊急時に、町や県等が講じる対策の内容
- ⑦ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項
- ⑧ その他緊急時対応に関すること

## 第 10 節 防災訓練の実施

### 計画の目的

原子力災害に対応するため訓練計画を策定し、訓練等を実施することにより、関係機関の連携、職員の責任の範囲の確認、機器等の習熟等を促進する。

#### 第 1 訓練計画の策定及び実施

町は、警察、消防機関、原子力事業者等と連携し、県、専門家等の支援のもと、総合訓練のほか、以下に掲げる防災活動について計画を策定し、訓練を実施する。

- ① 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- ② 緊急時通信連絡訓練
- ③ 緊急時の町モニタリング訓練
- ④ 町民等に対する情報伝達訓練

訓練の実施に当たっては、行政機関のほか、住民等を含め様々な組織を効率的に運用できるよう努める。

また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

#### 第 2 県等が実施する防災訓練への参加

町は、必要に応じて、県が原災法第 13 条に基づき企画・実施する総合的な防災訓練に参加する。

## 第3章 応急対策

### 第1節 災害対策本部等の設置

#### 計画の目的

本町に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害対策本部等を設置し、県及び防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

#### 第1 町の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様		体制の概要	動員職員
第1 配備体制	近隣県における原子力発電所等において事故等が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合		情報収集及び応急対策を行う体制	地域安全課、総務課、環境課、都市整備課、農政課、商工観光課、上下水道課、学校教育課、こどもみらい課
第2 配備体制	①原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があった場合 ②副町長が必要と認めた場合		災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	副町長、教育長、第1 配備の職員、係長以上の職員、社会福祉協議会の職員、消防団
第3 配備体制	①原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があった場合 ②町長が必要と認めた場合	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生した場合 ③大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制かつ町の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

#### 第2 注意体制

町は、近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、第1 配備体制をとる。

動員職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 原子力災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
  - ア 被害が発生した日時、場所
  - イ 被害の概要
  - ウ 被害に対してとられた措置
  - エ その他必要な事項
- (3) 必要に応じて関係部課等への通報
- (4) 必要に応じて副町長、町長等への報告
- (5) 災害応急対策（小規模）

### 第3 災害警戒本部の設置

町は、特定事象発生のお知らせを受けた場合（EAL2）又は特定事象発生のおそれがあると副町長が認めた場合は、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、副町長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

#### 1 災害警戒本部の設置、解散の時期

##### (1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。
- イ 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、副町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
- エ その他副町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

##### (2) 設置場所

災害警戒本部は、高根沢町役場本庁舎に設置する。庁舎内に災害警戒本部を設置することができない場合は、町長の指定する場所に設置する。

##### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

#### 2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び地震災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (2) 災害対策本部の設置に関すること

(3) 災害応急対策の実施に関すること

### 3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、原則として高根沢町災害対策本部条例の定めるところによることとし、必要に応じて、防災関係機関を加えるものとする。

### 4 代決者

副町長不在時の意思決定は地域安全課長が行い、地域安全課長不在時の意思決定は地域安全課課長補佐が行う。

## 第4 災害対策本部の設置

### 1 災害対策本部の設置、解散の時期等

町は、原子力緊急事態発生の通報を受けた場合（EAL3）又は原子力緊急事態発生のおそれがあると町長が認めた場合は、県及び原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

#### (1) 設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

ア 原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があったとき。

イ 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で  $500\mu\text{Sv/h}$  以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。(2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る。)

エ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

オ その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

#### (2) 設置場所

災害対策本部は、高根沢町役場本庁舎に設置する。庁舎内に災害対策本部を設置することができない場合は、町長の指定する場所に設置する。

#### (3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続する。

#### (4) 災害対策本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

### 2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

- (1) 県の関係機関（原子力災害対策本部）
- (2) 警察、消防本部
- (3) 陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊
- (4) その他の関係機関

### 3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、原則として高根沢町災害対策本部条例の定めるところによることとし、必要に応じて、防災関係機関を加えるものとする。

本部事務局及び各部各班の運営体制については、災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

また、災害時における迅速かつ的確な応急活動等を行うために事務局及び各部各班の業務について定める「行動マニュアル」について必要に応じた見直しを定期的に行う。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時における人員、物資、情報及びライフライン等の資源が制限されることを想定した上で、災害応急対策業務及び継続性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

さらに、災害対策に当たり専門的な判断を要する場合は、あらかじめ指定する原子力災害対策に関する専門家についても災害対策本部への参加を要請する。

### 4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害救助法の実施に関すること
- (2) 災害応急対策の実施、調整
- (3) 本部の活動体制に関すること
- (4) 支部の活動体制に関すること
- (5) 国、他市町への応援要請
- (6) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整
- (7) 応援に関すること
- (8) 災害広報に関すること
- (9) 災害対策本部の解散
- (10) その他重要な事項に関すること

### 5 代決者

本部長（町長）不在時等の意思決定は副本部長（副町長）が、本部長、副本部長ともに不在時等の場合には、地域安全課長が行う。

### 6 災害対策本部職員の証票等

本部長、副本部長、本部員、その他の職員は、災害対策活動に従事するとき

は、所定の腕章を着用する。

## 第5 町及び防災関係機関の活動体制

町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

## 第6 専門家、国、他県への支援の要請

### 1 専門家に対する支援要請

県は、特定事象の発生等に伴う影響を把握するため、及び原子力災害に関する応急対策の検討及び実施に当たって、必要に応じて、栃木県原子力災害対策専門委員会など、原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を要請する。

### 2 県に対する支援要請

- (1) 町は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合等に、事態の把握のため、必要に応じ、県に対し原子力防災に関する専門的支援を求める。
- (2) 町は、災害応急対策又は災害事後対策のため必要と認めるときは、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

### 3 県からの支援

県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、町の被害情報の収集を行うとともに、避難勧告、応急救助、その他町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う。

また、人的な支援だけでなく物資の提供や機材の貸与、施設の提供など積極的な支援を行う。

### 4 その他

町は、応急対策の実施に当たり、必要に応じ原子力事業者、他市町等に対し応援要請を行う。

## 第7 防災業務関係者の安全確保

町、警察、消防機関及びその他の防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

### 1 防護対策

町は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、消防機関その他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

### 2 防災業務関係者の被ばく管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。

ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSvを上限とする。

イ 救命救助等の場合は、実効線量で 100mSv を上限とする。

なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

- (2) 町は、対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。
- (3) 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、県及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

## 第2節 情報の収集・連絡活動

### 計画の目的

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、県や原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、関係市町その他関係機関に対し、その情報を迅速かつ的確に伝達する。

#### 第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。このため、県では原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から連絡通報を受けるとともに、必要に応じて町、消防等関係機関への通報や住民等への周知を行う。

#### 第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

原子力発電所の原子力防災管理者は、防災業務計画に基づき、特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

県は、近隣県で特定事象が発生した場合、原子力安全協定等に基づき、原子力事業者から緊急時における連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報の提供を求め又は必要に応じて職員を派遣する等、自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響の把握に努める。

#### 第3 応急対策活動情報の連絡

##### 1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- (1) 施設の状況
- (2) 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- (3) 被害の状況等

町は、県や近隣県等から入手した情報を、防災関係機関等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

##### 2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

###### (1) 要員の確保

県及び町は、原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、県

内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(2) 情報の収集等

町は、県や原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、県、近隣市町等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、町が行う応急対策について活用する。

#### 第4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

県及び町は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

## 第3節 住民等への情報伝達

### 計画の目的

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎあるいはその拡大を抑えるため、住民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

### 第1 住民等への情報伝達活動

#### 1 住民等に対する情報伝達

- (1) 県及び町は、原子力災害に関する情報を広く迅速に住民に向けて提供し、県内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。
- (2) 町は、防災行政無線等により町民に迅速に情報提供を行うとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て広域的な情報提供に努める。また、情報を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。
- (3) 県及び町は、住民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を国、近隣県、原子力事業者等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

#### 2 情報伝達の内容等

##### (1) 情報伝達に当たっての留意事項

県及び町は、住民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

##### (2) 要配慮者への配慮

県及び町は、住民等への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者に配慮する。

##### (3) 情報伝達内容

- ア 事故・災害等の概況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

##### (4) 広報内容の確認

- ア 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う。

イ 発表内容や時期については、県の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。

(5) 誤情報の拡散への対処

県及び町は、公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

## 第2 住民等からの問い合わせに対する対応

### 1 相談窓口の設置

町は、緊急時には県、関係機関等と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手続に従い、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。

また、町は、必要に応じて、「ワンストップ相談窓口」を設置し、各種情報に基づき、町民からの問い合わせ・相談等に対応するほか、併せて町民からの要望・苦情等を各部局・防災関係機関等に伝達し適切な対応に努める。

「ワンストップ相談窓口」には電話回線、ファクシミリ、インターネットメール等の設備を確保するとともに職員を配置する。

### 2 情報の収集・整理

町は、住民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動に反映させるよう努める。

## 第4節 屋内退避・避難誘導等

### 計画の目的

県及び町は、原災法第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

#### 第1 避難等措置の実施主体

住民の避難等の措置を講じるに当たっては、町のほか、県、警察、消防、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

町は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

#### 第2 屋内退避、避難等の実施

##### 1 住民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、県及び関係市町は、住民に対して情報提供を行う。特に、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

##### 2 避難誘導等

(1) 県（危機管理防災局、以下この項において同じ）は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示、その他住民の安全確保のために必要と認められた場合、町に対し、住民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告若しくは指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。

(2) 町は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、住民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

(3) 県及び町は、警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

##### 3 避難状況の確認

県及び町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は警察、消防機関等と協力し、住民の避難状況等を的確に把握するものとする。

#### 第3 安定ヨウ素剤の服用等

##### 1 安定ヨウ素剤の配布

町は、国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、あらかじめ定められた配付計画に基づき、関係機関と連携し、安定ヨウ素剤を住民に配付する。

##### 2 安定ヨウ素剤の服用指示

町は、適切な服用場所において、医師等専門家の指示のもと、住民等が速や

かに服用できるように指示する。

## 第4 避難所等の開設、運営

### 1 避難所の開設

町は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

県は、町に対し必要な支援を行う。

### 2 避難所の管理・運営

(1) 県及び町は、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

(2) 県及び町は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

(3) 町は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

### 3 飲食物、生活必需品等の供給

町は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

## 第5 県外からの避難者の受入

### 1 避難所の設置

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本町に避難することが予想される。

東海第二発電所で原子力災害が発生し、または発生するおそれがある場合における県外広域避難について、町は、UPZ内にある茨城県の城里町と協定を締結している。

県（危機管理防災局・その他各部局）は、避難受入町に対し適切な助言を行うとともに茨城県からの要請に基づき必要な調整及び支援を行う。

また、県（保健福祉部）は、茨城県からの要請に基づき、被災した病院等の入院患者等の受け入れ等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等に対し要請する。（入院患者等の受け入れ搬送に当たり、特に重篤な患者については、ヘリによる搬送を要請する。）

○原子力災害時における城里町民の広域避難に関する協定

#### ① 協定締結

栃木県 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町

茨城県 城里町

協定締結日 平成 30 (2018) 年 3 月 28 日

## ② 協定内容

- (1) 原子力災害時等で城里町民の生命若しくは身体を原子力災害から保護するため、城里町長が広域避難の必要があると認めたときは、避難受入市町は、城里町民を受け入れるものとする。ただし、避難受入市町が被災している等正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 避難受入市町は、それぞれの指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部を城里町民の避難所又は中継所兼基幹避難所（以下「避難所等」という。）として提供するものとする。
- (3) 避難所の開設時受入業務については、城里町の要請を踏まえて避難受入市町が行うものとし、城里町はできるだけ早期に避難受入市町から避難所運営の移管を受けるものとする。
- (4) 広域避難にあたって、城里町は、茨城県及び栃木県と連携し、避難受入市町の負担が過大とならないよう配慮しなければならない。

## ③ 広域避難の受入要請等

- (1) 避難受入市町に対する広域避難の受入要請は、城里町が行うものとし、あらかじめその旨を茨城県及び栃木県に報告するものとする。
- (2) 受入要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
- (3) 避難受入市町は、城里町と広域避難の受入について協議が整った場合は、速やかに広域避難の受入準備を開始するものとする。

## 2 避難退域時検査及び簡易除染への協力

県外広域避難を実施する住民に対するスクリーニング及び除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び住民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。

県（危機管理防災局・その他各部局）は、可能な範囲で、茨城県が行う避難退域時検査及び簡易除染への協力をを行う。

## 第 6 要配慮者等への配慮

県（危機管理防災局・その他各部局）及び町は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、日本語に不慣れな在住外国人等の要配慮者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品

等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

## 第5節 モニタリング活動

### 計画の目的

町は緊急時において県と連携しながら、モニタリング計画等に基づき、平常時のモニタリングを強化し、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握する。

#### 第1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

町は、町内における影響を把握するため、モニタリングポストの監視を強化し、関係機関と連絡を密にしながら、情報の交換、結果の取りまとめを行い、町民に対して広く公表する。

#### 第2 特定事象発生 of 通報を受けた場合の対応

町は、町内における影響を把握するため、平常時のモニタリングを強化し、その結果をとりまとめるとともに、県、関係機関等に必要に応じ連絡する。

また、緊急時の環境放射線モニタリングの準備を開始する。

#### 第3 原子力緊急事態宣言発出後の対応

(1) 町は、町内における放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、モニタリング計画に基づき、環境モニタリング等を行う。実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、必要に応じて、県、関係機関等に連絡する。

(2) 町は、緊急時の環境放射線モニタリングの実施に当たっては、防災指針等を踏まえて、要員の被ばく管理に十分留意する。

## 第6節 医療活動等

### 計画の目的

災害時において、住民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、住民等の心身の健康を確保する。

#### 第1 住民等を対象とする健康相談等の実施

##### 1 避難者等に対する健康相談等の実施

町は、県（保健福祉部・危機管理防災局）や関係機関等と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

#### 【人のスクリーニング等の基準と措置の概要】

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		$\beta$ 線：13,000 cpm 【1ヶ月後の値】	

##### 2 相談窓口の設置

県（保健福祉部）及び町は、保健センター等に住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

#### 第2 被災者を対象とする医療活動の実施

##### 1 緊急被ばく医療チーム派遣の要請

県（保健福祉部・危機管理防災局）は、必要に応じて、国に対し緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請する。また、緊急被ばく医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、医療活動を行う。

##### 2 医療救護活動

県（保健福祉部・危機管理防災局）及び町は、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。また、初期被ばく医療機関で対応できない場合は、搬送機関と連携し、二次被ばく医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

## 第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

### 計画の目的

農林水産物や加工食品等の安全性を把握するため、放射性物質モニタリング検査を速やかに実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、町民に対して広く周知する。

### 第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、町は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、モニタリング実施計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質の測定を実施する。

なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

#### ■ 食品中の放射性物質の基準値等

##### □ 飲食物摂取制限の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

## ■ 食品中の放射性物質の基準値等

□東京電力福島第一原子力発電所事故に係る食品中の放射性物質の暫定規制値（平成23年3月17日厚生労働省通知）

□食品中の放射性物質の基準値

（平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用）

食品群	基準値（ベクレル/kg）
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

## 第2 食品等の出荷自粛要請及び解除

モニタリング検査等の結果、食品衛生法に定める基準値を超過した場合、町は、速やかに関係団体や生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、町ホームページへの掲載やテレビ、ラジオ、新聞等による報道要請など、様々な手段を使って町民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体等を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、県は、国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除する。

県及び町は生産者及び住民等へも広く周知する。

## 第3 飲料水の安全対策の実施

県（保健福祉部・県土整備部）は、国の指導・助言、指示及び県が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとるよう関係市町に要請する。

また、県（県土整備部）は、水道水の安全対策のため、水道事業者等に事故の状況を直ちに伝えるとともに必要な指導等を行う。実施に当たっては、厚生労働省から示される水道水中の放射性物質に関する指標等に留意して指導等を行う。

なお、県（危機管理防災局）は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備するとともに、町に対しても要請する。

## 第4 食品等の供給

県（保健福祉部・環境森林部・産業労働観光部・農政部）は、食品等の摂取制限等の措置を市町に指示した際、町と協力して関係住民への応急措置を講じる。

## 第8節 児童生徒等の安全対策

### 計画の目的

学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

#### 第1 児童生徒等の安全の確保

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

町は、県（経営管理部・保健福祉部・教育委員会事務局）と連携して、学校等に対し、学校等における生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

## 第9節 緊急輸送活動

### 計画の目的

町は、警察や関係機関と連携して緊急輸送の円滑な実施を確保するとともに、必要に応じて、迅速・円滑に輸送を行うための交通規制等の措置を行う。

### 第1 緊急輸送活動

#### 1 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ① 医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 要配慮者を中心とした避難者等
- ③ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ④ 食料等生命の維持に必要な物資
- ⑤ その他緊急に輸送を必要とするもの

#### 2 緊急輸送体制の確立

- (1) 町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 町は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町に支援を要請する。
- (3) 町は、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、県に対し、人員等の確保に関する支援を依頼する。

### 第2 緊急輸送のための交通確保

#### 1 緊急輸送のための交通確保の基本方針

警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。

#### 2 緊急交通路の確保

##### (1) 交通状況の把握

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

##### (2) 原子力緊急事態宣言の通報直後の交通規制

警察は、広域交通管制を実施し、速やかに区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなどして、緊急交通路を確保する。

##### (3) 交通情報の提供

警察は、緊急交通路の確保や誘導等のため、マスメディア、道路交通情報板、道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに、交通情報を提供する。

(4) 緊急通行車両の確認

県は、あらかじめ緊急通行車両を使用する者から必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等届出制度の整備を図り、迅速かつ円滑な緊急通行車両等の確認に努める。

(5) 交通管制施設の整備充実

警察は、緊急交通路を確保するため、停電時にも機能する信号機、交通情報板、交通監視カメラの整備充実に努める。また、交通規制を確実に行うための移動式標識等の整備に努める。

## 第4章 復旧・復興

### 第1節 住民等の健康対策

#### 計画の目的

住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、住民等の不安を払拭する。

#### 第1 住民への対応

町は、県（保健福祉部、以下この項に同じ）と協力し、住民等の不安を払拭するため、住民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

#### 第2 健康影響調査

##### 1 調査の検討

町は県と協力し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施に当たっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

##### 2 調査の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

##### 3 メンタルヘルス対策

町は、県、医療機関をはじめ、関係機関等と連携し、住民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、住民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、住民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

##### 4 飲料水・食品の安全確認

町は、防護対策区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

#### 第3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやす

いこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

### 1 健康調査

健康調査を実施するに当たり、原子力災害による児童・生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童・生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

### 2 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童・生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童・生徒等の対応にあたる。

町は学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

### 3 その他

(1) 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、学校の設置者等は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。

町は、学校等の設置者に対して必要な支援を行う。

(2) 学校等の設置者は、児童生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

町は、設置者等に対して必要な支援を行う。

## 第2節 風評被害対策

### 計画の目的

町は、県及び関係機関と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

### 第1 農林水産物、工業製品等に係る対策

#### 1 基本方針

##### (1) 農林水産物

町は、農林水産物等について風評被害を最小限にとどめるため、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を積極的にPRしていく。

##### (2) 工業製品等

町は、工業製品や加工食品等について、速やかな放射性物質の測定による安全確認を積極的に支援する。

#### 2 具体的方法

##### (1) 県内における対策

町は、農林水産物等の流通促進のため、速やかに、広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を町内外に対して積極的に発信する。

##### (2) 県外への対策

県外に及ぶ風評被害については、町は、県（危機管理防災局・その他各部署）と連携してその払拭に向けて各種施策に取り組む。

### 第2 観光業に係る対策

#### 1 情報の発信

町は、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、安全宣言を行うことに加え、報道発表や町のホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を県内外に対して積極的に発信する。

#### 2 観光客等への説明

また、本町を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から本町が安全であることを発信してもらうよう努める。

### 第3 被害者の救済

風評被害が実際に生じたと考えられる場合、町は、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう

努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

### 第3節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

#### 計画の目的

県及び町は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

#### 第1 基本方針

県（森林環境部・危機管理防災局・その他各部局）、国、町、原子力事業者、その他防災関係機関及び町民は、連携して放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、県、町等の要請に基づき、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣に努める。

#### 第2 除染の実施

県（森林環境部・危機管理防災局・その他各部局）、町、その他防災関係機関及び町民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市町における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。

なお、除染を実施する際は、住民の意見を十分に尊重するものとする。

- (1) 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。
- (2) 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
- (3) 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮し、除去土壌等は、その他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- (4) 除去土壌については、国が示す考え方に基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して（※）、収集、運搬、保管及び処分を適切に行

う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節第3の記載するところにより適切に処理を行う。

※ 参考「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日原子力安全委員会）

なお、当通知の廃棄物については、除去土壌を含む。

- ① 処理に伴って周辺住民の受ける線量が1mSv/年を超えないようにする。
- ② 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1mSv/年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能濃度の物を取り扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。
- ③ 処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が10 $\mu$ Sv/年以下とする。

(5) 飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

(参考資料)

除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版、平成26年12月追補環境省）

### 第3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

#### 1 国が処理する廃棄物

県（環境森林部・その他各部局）、町、排出事業者等は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。また、県（環境森林部）は、早期の処理を図るため、県民の不安解消、理解促進等に向けた取組を行う。

#### 2 市町及び排出事業者が処理する廃棄物

県（環境森林部・その他各部局）、町、排出事業者等は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。また、県（環境森林部）は、町、処理業者等に対し、専門的な知見等に関する情報提供等を行う。

### 3 その他

県（環境森林部・危機管理防災局・その他各部局）及び町は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、住民等へ周知徹底する。

県（環境森林部・危機管理防災局・その他各部局）及び町は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

## 第4節 損害賠償

### 計画の目的

町は、原子力災害によって損害を受けた事業者等に対して、損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うなど支援を行うとともに、必要に応じて、行政が受けた損害について請求するための体制を整備する。

### 第1 事業者等への支援

#### 1 損害状況等の情報収集

- (1) 賠償金の支払いについて、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、町は、賠償内容や手続きについて、県や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。
- (2) 町は、原子力災害により、町内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。
- (3) 町は、町内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

#### 2 事業者等への支援内容

- (1) 原子力災害により、町内の事業者等に損害が発生した場合に、事業者が正当な賠償を受けるために、町は、次に掲げる支援を行うほか、個別の状況に応じた適切な対応を行う。
  - ア テレビ、ラジオ、町のホームページ等を通じた原子力損害賠償請求に係る制度の周知
  - イ 制度や手続き等、業種や業界団体別の説明会の開催
  - ウ 相談窓口の設置
- (2) 町は、被害を受けた事業者や損害の内容等について、事業者等が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、制度等の周知を心がける。

県（危機管理防災局・その他各部局）及び町は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

## 第5節 各種制限の解除

### 計画の目的

町は、緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係する機関に指示する。

### 第1 状況の把握及び解除の指示

県（危機管理防災局・その他各部局）は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえて、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を市町、防災関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

町は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。